



令和 6 年

大竹市議会臨時会(第 1 回)会議録

大竹市議会定例会(第 2 回)会議録

大 竹 市 議 会

令和6年1月大竹市議会臨時会（第1回）会議録目次

1月17日開会

1月17日閉会

◎第1日（1月17日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	1
欠席議員	-----	1
説明のため出席した者	-----	1
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
会期日程表	-----	3
開会（開議）	-----	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	4
日程第 2 会期決定について	-----	4
日程第 3 議案第 1 号	-----	4
日程第 4 議案第 2 号	-----	6
追加日程第 1 議案第 1 号		
	（一括）	-----8
追加日程第 2 議案第 2 号		
閉 会	-----	10

令和6年3月大竹市議会定例会（第2回）会議録目次

2月29日開会

3月25日閉会

◎第1日（2月29日）

議事日程	-----	13
会議に付した事件	-----	14
出席議員	-----	14
欠席議員	-----	15
説明のため出席した者	-----	15
出席した事務局職員	-----	15
会期決定について	-----	16
会期日程表	-----	16
開会（開議）	-----	17
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	17
日程第 2 会期決定について	-----	17
日程第 3 議案第 3 号		
）（一括）	-----	18
日程第 14 議案第 13 号		
日程第 15 報告第 1 号		
）（一括）	-----	23
日程第 20 議案第 30 号		
日程第 21 議案第 16 号		
）（一括）	-----	27
日程第 22 議案第 25 号		
日程第 23 議案第 17 号		
）（一括）	-----	28
日程第 27 議案第 31 号		
日程第 28 議案第 21 号		
）（一括）	-----	31
日程第 31 議案第 24 号		
日程第 32 議案第 27 号		
）（一括）	-----	34
日程第 34 議案第 34 号		
日程第 35 議案第 32 号		
）（一括）	-----	35
日程第 36 議案第 33 号		
散会	-----	38

◎第２日（３月８日）

議 事 日 程	-----	41
会議に付した事件	-----	42
出 席 議 員	-----	42
欠 席 議 員	-----	42
説明のため出席した者	-----	42
出席した事務局職員	-----	43
一般質問及び総括質疑通告表	-----	44
開 議	-----	49
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	49
日程第 2 議案第 3 号		
)		
(一括)	-----	49
日程第 10 議案第 11 号		
延 会	-----	117

◎第３日（３月１１日）

議 事 日 程	-----	119
会議に付した事件	-----	120
出 席 議 員	-----	120
欠 席 議 員	-----	120
説明のため出席した者	-----	120
出席した事務局職員	-----	121
開 議	-----	122
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	122
日程第 2 議案第 3 号		
)		
(一括)	-----	122
日程第 10 議案第 11 号		
日程第 11 議案第 17 号		
)		
(一括)	-----	167
日程第 17 議案第 32 号		
日程第 18 議案第 14 号		
)		
(一括)	-----	170
日程第 31 議案第 34 号		
散 会	-----	176

◎第４日（３月２５日）

議 事 日 程	-----	179
---------	-------	-----

会議に付した事件	-----	179
出席議員	-----	179
欠席議員	-----	180
説明のため出席した者	-----	180
出席した事務局職員	-----	180
開議	-----	181
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	181
日程第 2 議案第 3 号		
(一括)	-----	181
日程第 10 議案第 11 号		
日程第 11 議案第 35 号	-----	191
日程第 12 議案第 36 号	-----	192
追加日程第 1 議案第 36 号	-----	193
追加日程第 2 議案第 35 号	-----	194
日程第 13 令和 6 年決議案第 1 号	-----	195
追加日程第 3 小方まちづくり特別委員会委員の選任について	-----	196
日程第 14 議員派遣について	-----	197
閉会	-----	198

令和 6 年 1 月
大竹市議会臨時会（第 1 回）議事日程

令和 6 年 1 月 17 日 10 時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1 号	大竹市手数料条例の一部改正について	総務文教付託
第 4	議案第 2 号	令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号）	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1 号（説明・質疑・付託）
- 日程第 4 議案第 2 号（説明・付託）
- 追加日程第 1 議案第 1 号から追加日程第 2 議案第 2 号（報告・表決）

○出席議員（15 人）

1 番	北 地 範 久	2 番	中 野 友 博
3 番	豊 川 和 也	4 番	山 代 英 資
5 番	岡 和 明	6 番	小 出 哲 義
7 番	末 広 天 佑	8 番	藤 川 和 弘
9 番	中 川 智 之	10 番	小田上 尚 典
11 番	西 村 一 啓	12 番	山 崎 年 一
13 番	日 域 究	14 番	細 川 雅 子
15 番	寺 岡 公 章		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	佐 伯 和 規
市 民 生 活 部 長	中 村 一 誠
健康福祉部長兼福祉事務所長	三 原 尚 美
建 設 部 長	山 本 茂 広
建設部地籍調査担当部長	小 田 健 治
上 下 水 道 局 長	古 賀 正 則
消 防 長	小 田 明 博
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	柿 本 剛
企 画 財 政 課 長	三 井 佳 和

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
北 修 治

会期決定について

令和6年1月大竹市議会臨時会（第1回）の会期を、次のとおり定める。	
令和6年1月17日提出	
大竹市議会議長 北 地 範 久	
自 令和6年1月17日	1日間
至 令和6年1月17日	

会 期 日 程 表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
1 . 17	水	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般議案上程（付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
				・一般議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（北地範久） ここで、さきの能登半島地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、1分間の黙祷をさげたいと思います。

○議会事務局長（山田智徳） 黙祷。

黙祷を終わります。御着席ください。

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

臨時会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの臨時会で御提案いたします議案でございますが、条例の一部改正について、一般会計の補正予算についてでございます。後ほど詳しく説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、どうか慎重に御審議のうえ、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶といたします。

○議長（北地範久） これより、直ちに日程に入ります。

～～～～～～○～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、岡和明議員、6番、小出哲義議員を指名いたします。

～～～～～～○～～～～～～

日程第2 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

～～～～～～○～～～～～～

日程第3 議案第1号 大竹市手数料条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第3、議案第1号大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第1号大竹市手数料条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正を踏まえた規定の整備を行うほか、事務内容の変化や物件費等の増加に伴い、一部の手数料の額を引き上げるものでございます。

民生関係の部につきましては、戸籍謄本等の広域交付に伴い、「磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除籍」に係る書面の表記を、「戸籍証明書」又は「除籍証明書」に改めるほか、電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、市が徴収する手数料及びその額を定めるものでございます。

また、戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧をすることができる情報に同情報を追加しようとするものでございます。

消防関係の部につきましては、消防法に規定された「危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査」及び高圧ガス保安法に規定された「高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査」に係る手数料の額を引き上げようとするものでございます。

最後に、附則でございます。本条例の施行日を令和6年4月1日としますが、民生関係の部の改正規定は、令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

13番、日域究議員。

○13番（日域 究） ちょっと教えてほしいことがあって質問するんですけども、今週の月曜日の全国紙に戸籍謄本の広域交付が3月1日からできるようになりますよという政府広報、コマーシャルですけども、一面に出ていました。それを見て、では、我々が臨時会でやるのは何なんやって思ったんですけども、それでちょっと質問してみようと思って、通告をしました。

それでちょっと調べてみたんですけども、この話は、法律自体は令和元年にできているんですよね。今、黙祷しましたけど、元は東日本震災のときに、町役場とか庁舎が随分被害を受けましたよね。それで、こういう戸籍とかのデータがなくなって、それが大変だったから、では、法務省に副本を集めようと。そしたら、いざというときにデータがありますよね。そういうふうになって、それをやってみたら、今度は法務省に本体があるなら、

それをコピーすれば広域交付できるではないかという話になって、令和元年に、この法律改正ができた。5年間準備期間を置いて、令和6年3月1日から始めようというのが当初できたらしいんですけども、それが今頃、何で臨時会なんかと思うんですけども、臨時会をやらざるを得ない事情というのをちょっと説明してほしいなというのが1つと、政府広報が出たということは、この手数料条例が変わらなくても広域交付はできるんですよって、その2点をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（北地範久） 市民生活部長。

○市民生活部長（中村一誠） 今、日域議員がおっしゃったとおり、令和元年5月31日に戸籍法が改正をされまして、戸籍の広域交付や添付書類の省略など、市民の利便性向上と、それから、戸籍事務の効率化を図ることを目的として法改正が行われたわけですけども、このときに、5年以内の施行に向けて、戸籍の情報連携システムの構築を進めていくというふうにされております。ただ、5年以内の実施というのが正式に決まっておりませんで、それが12月の初旬に閣議決定されたという格好になっております。

それともう1点は、3月1日の施行ということでございますので、これを3月議会を待っていては、これはちょっと間に合わないということで、臨時会を開かせていただいたという流れでございます。

このたびの広域交付自体は、改正された戸籍法に基づいて実施をされるものでございますので、本議会での、今の手数料条例の成否にかかわらず、その事務自体は実施しなければならないというふうになります。今回、手数料条例のほうの改正をするというのは、徴収をする根拠、こちらを規定するものでございますので、御理解のほうをいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） 実は、質疑の通告をした後で、私も調べたんですよ。そしたら、今、部長がおっしゃったとおりで、官報に載ったのが12月の上旬でしたと。これは呉市で聞きましたけど、無理して12月議会に上げましたと。広島市は、多分2月議会があるのかな。だから広島市は、2月でやれば3月1日に間に合いますからね。

だから、大竹市も12月にできればよかったんでしょうけれども、窮屈だったんでしょうけれども、最近思うのが、国のほうが、もうちょっと地方自治体がやりやすいようにやってくれないと、大変ですよ。そのことを申し上げて、終わります。ありがとうございます。

○議長（北地範久） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第2号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第6号）

○議長（北地範久） 日程第4、議案第2号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第2号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の方針に基づき、物価高騰の影響を特に受ける低所得者を支援するための事業を計上するほか、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、関連する予算を計上するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ3億4,998万円を追加し、予算総額を179億5,951万9,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただいてますが、説明の都合により、8ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金をそれぞれ1億2,500万円計上するものでございます。

第3款民生費は、物価高騰対策支援事業として、9,998万円を計上するものでございます。

内容といたしましては、個人住民税均等割のみが課税されている世帯や令和6年度に新たに個人住民税が非課税となる世帯などに対して、1世帯当たり10万円の給付金を支給するほか、このたびの給付対象世帯などで18歳以下の子供が扶養されている場合は、子供1人当たり5万円の加算給付金を支給するための経費を計上するものでございます。

次に、7ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を9,998万円計上するものでございます。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金を2億5,000万円計上するものでございます。

第2表繰越明許費の補正は、物価高騰対策支援事業について、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

以上で、議案第2号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、総務文教委員会に付託いたします。

この際、御通知いたします。

次の休憩中、総務文教委員会を、その終了後、議員全員協議会を、その終了後、生活環

境委員協議会を、それぞれ第 1 委員会室で開会する旨、委員長から通知を受けております。  
委員各位にはお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

1 0 時 1 5 分 休憩

1 3 時 1 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第 1 ～追加日程第 2 〔一括上程〕

議案第 1 号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第 2 号 令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（北地範久） 追加日程第 1、議案第 1 号大竹市手数料条例の一部改正について及び追加日程第 2、議案第 2 号令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号）の 2 件を、一括して議題といたします。

本件に関して、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和 6 年 1 月 17 日、第 1 回臨時会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|---------|---------------------------|---------|
| 議案第 1 号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第 2 号 | 令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号） | 原 案 可 決 |

令和 6 年 1 月 17 日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案2件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第1号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第2号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第6号）でございますが、本件では、「現在の給付の進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「住民税均等割非課税世帯の7万円については、約3,000世帯送付し、現時点で約2,000世帯から返信された。令和5年12月中に約160世帯分の振込を行っている。約1,500世帯分についても受付処理を行っており、そのうち300世帯分の振込を本日始める。一度に行える処理数には限りがあるが、随時可能な部分から振込処理を行いたい」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、臨時会閉会后、議会のあり方調査研究特別委員会を第 1 委員会室で開会する旨、委員長から通知を受けております。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

臨時会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大竹市議会臨時会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの臨時会では、議員の皆様におかれましては、御提案申上げました案件を終始熱心に御審議いただき、いずれも原案のとおり議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

まだまだ寒い日が続きますが、健康には十二分に御留意いただきまして、皆様のますますの御活躍をお祈り申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） これにて本日の会議を閉じ、第 1 回大竹市議会臨時会を閉会いたします。

1 3 時 2 3 分 閉会

(6 . 1 . 17)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年1月17日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 岡 和 明

大竹市議会議員 小 出 哲 義

令和 6 年 3 月
大竹市議会定例会（第 2 回）議事日程

令和 6 年 2 月 29 日 10 時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|------|----------|--|------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | | 会期決定について | |
| 第 3 | 議案第 3 号 | 令和 6 年度大竹市一般会計予算 | 予 算 説 明
(一 括) |
| 第 4 | 議案第 4 号 | 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | |
| 第 5 | 議案第 5 号 | 令和 6 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | |
| 第 6 | 議案第 6 号 | 令和 6 年度大竹市土地造成特別会計予算 | |
| 第 7 | 議案第 7 号 | 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計予算 | |
| 第 8 | 議案第 8 号 | 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 第 9 | 議案第 9 号 | 令和 6 年度大竹市水道事業会計予算 | |
| 第 10 | 議案第 10 号 | 令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計予算 | |
| 第 11 | 議案第 11 号 | 令和 6 年度大竹市下水道事業会計予算 | |
| 第 12 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 即 決 |
| 第 13 | 議案第 12 号 | 教育長の任命の同意について | 即 決 |
| 第 14 | 議案第 13 号 | 教育委員会委員の任命の同意について | 即 決 |
| 第 15 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更） | 報 告 |
| 第 16 | 議案第 14 号 | 大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について | 生活環境付託 |
| 第 17 | 議案第 15 号 | 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第 18 | 議案第 20 号 | 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について | 生活環境付託 |
| 第 19 | 議案第 26 号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第 20 | 議案第 30 号 | 工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等） | 生活環境付託 |
| 第 21 | 議案第 16 号 | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第 22 | 議案第 25 号 | 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について | |
| 第 23 | 議案第 17 号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について | 総務文教付託 |

| | | | |
|-------|-----------|---|-----------------|
| 第 2 4 | 議案第 1 8 号 | 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 総務文教付託
(一 括) |
| 第 2 5 | 議案第 1 9 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について | 総務文教付託 |
| 第 2 6 | 議案第 2 9 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | 総務文教付託 |
| 第 2 7 | 議案第 3 1 号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について | 総務文教付託 |
| 第 2 8 | 議案第 2 1 号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第 2 9 | 議案第 2 2 号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第 3 0 | 議案第 2 3 号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第 3 1 | 議案第 2 4 号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第 3 2 | 議案第 2 7 号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について | 総務文教付託
(一 括) |
| 第 3 3 | 議案第 2 8 号 | 大竹市水道条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第 3 4 | 議案第 3 4 号 | 令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号) | 生活環境付託 |
| 第 3 5 | 議案第 3 2 号 | 令和 5 年度大竹市一般会計補正予算 (第 7 号) | 総務文教付託
(一 括) |
| 第 3 6 | 議案第 3 3 号 | 令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) | 生活環境付託 |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 3 号から日程第 1 4 議案第 1 3 号 (説明・継続・表決)
- 日程第 1 5 報告第 1 号から日程第 2 0 議案第 3 0 号 (報告・説明・質疑・付託)
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号から日程第 2 2 議案第 2 5 号 (説明・付託)
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号から日程第 2 7 議案第 3 1 号 (説明・付託)
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号から日程第 3 1 議案第 2 4 号 (説明・付託)
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号から日程第 3 4 議案第 3 4 号 (説明・付託)
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号から日程第 3 6 議案第 3 3 号 (説明・付託)

○出席議員 (1 5 人)

1 番 北 地 範 久
3 番 豊 川 和 也
5 番 岡 和 明
7 番 末 広 天 佑
9 番 中 川 智 之
1 1 番 西 村 一 啓
1 3 番 日 域 究
1 5 番 寺 岡 公 章

2 番 中 野 友 博
4 番 山 代 英 資
6 番 小 出 哲 義
8 番 藤 川 和 弘
1 0 番 小 田 上 尚 典
1 2 番 山 崎 年 一
1 4 番 細 川 雅 子

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長
副 市 長
教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
建設部地籍調査担当部長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
都 市 計 画 課 長

入 山 欣 郎
太 田 勲 男
小 西 啓 二
佐 伯 和 規
中 村 一 誠
三 原 尚 美
山 本 茂 広
小 田 健 治
古 賀 正 則
小 田 明 博
柿 本 剛
三 井 佳 和
山 田 浩 史

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
北 修 治

会期決定について

| | |
|-----------------------------------|------|
| 令和6年3月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。 | |
| 令和6年2月29日提出 | |
| 大竹市議会議長 北 地 範 久 | |
| 自 令和6年2月29日 | 26日間 |
| 至 令和6年3月25日 | |

会 期 日 程 表

| 期 日 | | 会 議 | | 付 記 |
|--------|---|-----|---|---|
| 月 日 | 曜 | 本会議 | 委 員 会 | |
| 2 . 29 | 木 | 本会議 | | ・開会 ・会期決定
・当初予算説明
・一般議案上程（即決・付託）
・散会 |
| | | | 総務文教委員会 | 付託案件審査 |
| 3 . 1 | 金 | 休 会 | 生活環境委員会 | 付託案件審査 10時～ |
| 2 | 土 | | | |
| 3 | 日 | | | |
| 4 | 月 | | 基地周辺対策特別委員会
広報広聴特別委員会
議会のあり方調査研究特別委員会 | 10時～ |
| 5 | 火 | | | |
| 6 | 水 | | | |
| 7 | 木 | | | ※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式 |
| 8 | 金 | 本会議 | | ・一般質問及び総括質疑
（予算特別委員会設置・付託）
・一般議案委員長報告（表決） |
| 9 | 土 | 休 会 | | |
| 10 | 日 | | | |
| 11 | 月 | 予備日 | 予算特別委員会 | 正副委員長互選 |
| 12 | 火 | | | |
| 13 | 水 | | 予算特別委員会 | 付託案件審査 10時～ |
| 14 | 木 | | 予算特別委員会 | 付託案件審査 10時～ |
| 15 | 金 | | 予算特別委員会 | 付託案件審査 10時～ |
| 16 | 土 | | | |
| 17 | 日 | | | |
| 18 | 月 | | 予算特別委員会（予備日） | |
| 19 | 火 | | | ※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式 |
| 20 | 水 | | | （春分の日） |
| 21 | 木 | | | |
| 22 | 金 | | | |
| 23 | 土 | | | |
| 24 | 日 | | | |
| 25 | 月 | 本会議 | | ・予算議案委員長報告（表決）
・閉会 |

1 0 時 0 0 分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本会議場の換気のため、50分を目安として休憩を入れたいと思います。御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和6年度当初予算案を御提案させていただきます。

令和6年度は、市制施行70周年を迎える節目の年でございます。将来のまちの発展に資する継続事業や、新たな子育て支援施策を含む、市の魅力を一層高めるための事業のほか、将来世代に過大な負担を残さないよう、公共施設の集約化事業や老朽化対策事業、脱炭素化事業に、重点的に取り組んでまいります。

支える世代の減少に加え、物価高騰への対応など、行政運営に当たっては厳しい状況が続きますが、今後とも事業の実施に当たっては、先を見据え、少しずつでも、一步一步着実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、このたび御提案いたします議案でございますが、令和6年度当初予算案をはじめ、人権擁護委員候補者の推薦について、専決処分の報告について、教育長の任命の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定及び一部改正について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、工事施行協定の変更について、指定管理者の指定について、一般会計などの補正予算案など、あわせて34案件でございます。

これらの議案につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重に御審議いただき、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、末広天佑議員、8番、藤川和弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの26日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は26日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第14〔一括上程〕

- 議案第 3号 令和6年度大竹市一般会計予算
- 議案第 4号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 5号 令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和6年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和6年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和6年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和6年度大竹市下水道事業会計予算
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第12号 教育長の任命の同意について
- 議案第13号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（北地範久） 日程第3、議案第3号令和6年度大竹市一般会計予算から、日程第14、議案第13号教育委員会委員の任命の同意についてに至る12件を、一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和6年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

「生涯おおたけ やっぱりおおたけ」をまちづくりのテーマとした第1期まちづくり基本計画。令和6年度は計画の最終年度、総仕上げの年度となります。また、市制施行70周年を迎える節目の1年でもございます。

先人の皆様が、未来の大竹市のあるべき姿を想像し、厳しい時代にも着実にまちづくりを進めてきたこの大竹のまちを、次の世代によりよい形で引き継ぐことができますよう、令和6年度は、将来のまちの発展に資する継続事業や、新たな子育て支援施策を含む、市の魅力を一層高めるための事業、将来世代に過大な負担を残さないための公共施設の集約化事業や老朽化対策事業、脱炭素化事業を中心に予算編成を行いました。

令和6年度当初の一般会計の歳入歳出予算規模は、170億4,392万5,000円でございます。

人件費や扶助費、普通建設事業費の増加などにより、前年度比7.2%の増加となっております。

この予算規模の前提となる、歳入の見込みでございます。

市税収入は、前年度比0.6%の減少を見込んでおりますが、地方交付税や臨時財政対策債などを加えた一般財源総額は、増加を見込んでおります。

市債は、普通建設事業費の増加により、前年度比26.0%の増加となっております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、将来のまちの発展に資する継続事業、新たな子育て支援施策を含む、市の魅力を一層高めるための事業としまして、小方地区のまちづくり関連事業や、玖波地域交流施設整備事業、おむつ等宅配事業に取り組みます。

小方地区のまちづくり関連事業では、小方中学校跡地の活用として、道の駅の基本構想・基本計画の策定に着手してまいります。

また、小方小・中学校跡地周辺の道路計画の検討や道路改良工事を進めるほか、晴海臨海公園の改良整備に取り組むなど、小方地区のまちづくり基本構想に沿ったまちづくりを推進します。

玖波地域交流施設整備事業では、地域交流活動を活性化し、地域の魅力を創造する地域交流拠点を玖波地区に整備するため、施設の基本設計、実施設計に着手します。

おむつ等宅配事業では、3歳未満の乳幼児を育てる家庭を見守りながら、子育て用品を定期的に届けることにより、安心して子育てができるようにするため、乳幼児1人当たり3,000円相当の子育て用品を2カ月に1回宅配するとともに、子育て経験のある配達員による子育てサポート情報の提供や、母子等の健康状態の確認などを行います。

次に、公共施設の集約化事業、老朽化対策事業、脱炭素化事業としまして、大竹保育所改修等事業、休日診療所移転事業、公共施設LED化事業に取り組みます。

大竹保育所改修等事業では、本町保育所を大竹保育所に統合し、令和6年度から令和7年度にかけて、大竹保育所を改修します。

また、保育所に通う乳幼児など、歩行者の安全確保のため、隣接する白石元町1号線の改良整備を行います。

休日診療所移転事業では、老朽化している休日診療所を、旧なかはま保育所跡地へ移転します。令和6年度は、旧なかはま保育所の解体設計などを行います。

公共施設LED化事業では、行政運営における温室効果ガス排出量及び消費電力を削減するため、市営外灯や学校施設の照明設備を、LED電灯へ改修します。

次に、公営企業会計を除く特別会計では、5会計の合計で77億6,632万1,000円と、前年度比で12.8%の増となっております。

国民健康保険特別会計では、県全体で保険事業を推進する中で、本市では生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診やがん検診などを受診する方の自己負担額を無料にします。

土地造成特別会計では、将来の公債費負担を軽減するため、土地の売却収入を財源として、市債の繰上償還を行います。

介護保険特別会計では、大竹市第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス提供体制の充実を図っていくとともに、高齢者が住み慣れた地域で、長く自立した日常生活を送れますように、健康づくり事業や日常生活支援総合事業など、介護予防の取り組みを推進します。

最後に、地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、支出予定総額を8億4,657万1,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、従来の配水管改良事業などに加え、昨年10月に発生しました漏水による大規模な断水を受けまして、管路施設の更新計画の策定や、断水区域を広げないための仕切り弁の設置工事を予定しているものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を9億831万1,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、防鹿水源地の電気・機械設備の更新事業などを予定しているものでございます。

最後の下水道事業会計でございますが、昨年度まで公共下水道事業会計でございましたが、漁業集落排水事業、農業集落排水事業と統合し、今年度から下水道事業会計となっております。

下水道事業会計の支出予定総額は、28億7,538万2,000円と見込んでおります。

主な事業内容といたしましては、下水処理場の機械設備などの更新工事や、し尿前処理施設建設工事などを予定しているものでございます。

冒頭申し上げましたが、令和6年度は、第1期まちづくり基本計画の最終年度となります。これまで行ってきた事業の検証を行い、今すぐにしなければならないこと、第2期まちづくり基本計画の中にしなければならないこと、10年後、30年後にしなければならないことをしっかりと見極めてまいりたいと思います。

支える世代の減少や物価高騰など、行政運営に当たっては厳しい状況が続きますが、その中でも市民の皆様が夢や希望を持てますよう、令和7年度から始まる第2期まちづくり基本計画に向けてしっかりとした準備を行うとともに、将来を見据えて、今やるべきこと、やれることに取り組んでまいります。

以上、誠に簡単でございますが、当初予算案の概略の説明とさせていただきます。

続きまして、諮問第1号、議案第12号及び議案第13号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年6月30日で現在の任期が満了となります人権擁護委員の前安井美千子氏を引き続き候補者として、法務大臣に推薦しようとするものでございます。

推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

前安井氏は、平成26年4月から少年補導協助員として、また、令和元年6月からは大竹



地区保護司として活動されており、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。人権擁護委員としては平成24年7月から活動されておりますが、任期満了に当たり、前安井氏が引き続き適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、議案第12号教育長の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから任命することとなっております。

現在、教育長に任命しております小西啓二氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となります。小西氏は、経験・人格・識見とも、教育長として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第13号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたび、この委員のうち市川洋氏が、3月14日をもちまして任期満了となります。

市川氏は、令和5年4月1日から、教育委員会委員としてその職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上、諮問第1号、議案第12号及び議案第13号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北地範久） お諮りいたします。

ただいま議題となっております本12件のうち、令和6年度各会計予算9件につきましては、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、令和6年度各会計予算9件の議事は、次の本会議に継続することに決定いたしました。

続きまして、諮問第1号から議案第13号に至る3件について、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決します。

本件は、異議なしの旨、答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議なしの旨、答申することに決しました。

続いて、議案第12号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第13号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号はこれに同意することに決しました。

それでは、ただいま任命の同意をすることに決しました方から御挨拶がございます。

引き続き、大竹市教育長に就任されます、小西啓二氏でございます。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 教育長の任命に御同意をいただきまして、誠にありがとうございます。今、その職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せ、以前の日常を取り戻してまいりました。しかし、これまでににおいては多くの困難が生じ、それに伴い、社会は大きな転換を迎えました。

また、能登半島地震をはじめとした甚大な自然災害の発生や、複雑化・多様化する社会構造の中で、私たちを取り巻く生活環境は、年を追うごとに厳しくなっているように思います。

このようなときだからこそ、人と人とのつながりを大切に、人の輪を広げ、相互の信頼を、より確かなものにしていくことが求められております。私は、そのような仕事をしてまいりたいと思います。

「笑顔・元気 かがやく大竹」の実現に向け、学校教育の充実、生涯学習のさらなる推進とするために、懸命に努力をしてまいりたいというふうに思います。

議会の皆様方には、これまで以上の御支援を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（北地範久） それでは、議事を続行いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 5 ～日程第 2 0〔一括上程〕

報告第 1 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

議案第 1 4 号 大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について

議案第 1 5 号 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について

議案第 2 0 号 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第 2 6 号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議案第 3 0 号 工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）

○議長（北地範久） 日程第15、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更）から、日程第20、議案第30号工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）に至る6件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第1号、議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第26号及び議案第30号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

初めに、報告第1号の専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和5年1月20日に議決を得た、大竹駅東口交通広場整備工事の請負金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年1月19日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

請負金額の変更でございますが、主な理由は、大竹駅東口交通広場整備工事において、コンクリートがら等の埋設物の撤去処分に追加費用が生じたもの及び仮設ガードレールの設置期間の延伸に伴い、費用が増加したものでございます。

工事変更に当たりましては、市と受注者の双方が、現地立会や積算根拠等の確認をしたうえで精算を行い、請負金額を508万1,333円増額変更したものでございます。

続きまして、議案第14号大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

晴海臨海公園については、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、防衛省の補助金等を活用し、環境整備を推進しているところでございます。令和6年度以降の公園西側エリアの整備工事については、年度をまたいで工事を実施し、令和7年度早期に工事を完成させる計画としております。このため、必要な経費の財源に充てることを目的に、基金を設

置しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明をいたします。

まず、第1条は、本条例の趣旨を規定しています。

次に、第2条では、基金として積み立てる金額の収入について規定しています。

第3条では、基金の管理について規定しております。

第4条では、処分について規定しております。

第5条では、運用益金の処理について規定しております。

第6条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、施行日は令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第15号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹駅西口広場に隣接して整備された自転車駐車場は、P F I 事業により、平成17年4月から民間事業者が整備し、サイクルパーク大竹として事業運営しておりますが、令和6年8月31日をもって事業期間が満了することから、市が引き継ぎ供用することとしています。

また、このサイクルパーク大竹に加え、現在、大竹駅東口側で整備を進めております自転車等駐車場についても、本年9月から供用することとしており、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定し、公の施設として、円滑な管理運営を図ろうとするものでございます。

それでは、条例の内容について説明いたします。

まず、第1条は、本条例の目的として、大竹駅周辺における自転車等の利用者の利便性及び道路交通の円滑を図るため、自転車等駐車場を設置することを規定しています。

次に、第2条では、自転車等の定義を、第3条では、自転車等駐車場の名称及び位置を規定しております。

第4条では、利用可能な供用時間を、第5条では、自転車等駐車場を利用できる自転車等の種別を規定しております。

第6条は、使用の制限を、第7条では、使用の方法を規定しております。

第8条から第10条は、定期及び一時使用の許可について、第11条は、使用許可及び登録の取り消しについて規定しています。

第12条から第14条は、使用料のほか、減額及び還付について規定しております。

第15条は、使用による行為の禁止事項を、第16条は、施設管理について規定しています。

第17条は、施設を破損した場合の損害賠償について、第18条は、損害の責任について規定しています。第19条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、施行日は令和6年9月1日としておりますが、準備行為として、定期使用に関する申請・手続は、施行日の前においても行うことができるものとしております。

続きまして、議案第20号漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を整理しようとするものでございます。

今回の法律改正では、漁港漁場整備法の名称を、漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるとともに、近年の水産物の消費の減少等への対策として、長期的かつ計画的に漁港施設を有効活用し、水産物の消費増進等を図る、漁港施設等活用事業制度の創設等が追加されました。

条例改正の主な内容でございますが、第1条並びに第2条において、法律名の改正に伴う整理を行うとともに、第2条におきましては、漁港施設等活用事業制度の創設に伴い、市が管理する漁港の区域内における占用料等を徴収できる者に、当該事業を実施する者を追加することでございます。

その他、法律改正に伴う字句の修正を行っております。

最後に、附則として、施行期日を定めております。

続きまして、議案第26号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、本市で定めます都市計画地区計画に小方地区を追加するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、小方地区地区計画内における建築物の制限に関するものでございます。当該地区につきましては、小方地区のまちづくり基本構想に基づきまして、旧小方中学校及び旧小方小学校跡地を含む小方地区の一部において、商業や交流施設等の立地を誘導するために、都市計画用途地域を、第一種住居地域から近隣商業地域に変更いたします。

これに伴い、周辺の住環境との調和、土地利用と良好な景観の形成を図ることを目的とし、新たに小方地区地区計画を定め、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途に関する制限を規定するものでございます。

具体的な内容としましては、適用地区として、小方地区地区整備計画区域を加え、当該地区において建築してはならない建物として、工場及び自動車教習所、倉庫業を営む倉庫、マージャン屋・パチンコ・射的場・馬券売場等、ナイトクラブ、その他これに類するもの、畜舎、そして、床面積が150平方メートルを超える自家用倉庫を規定し、制限するものでございます。

続きまして、議案第30号工事施行協定の変更についてにつきましては、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和2年9月23日に議会の議決を得た大竹駅自由通路及び関連都市施設の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事の変更協定を締結することにつきまして、負担金額が1億5,000万円以上の工事の完成を目的とする協定を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これまでの経緯でございますが、平成30年12月18日に議会の議決を得て、当初協定を締結し、その後、自由通路等の構造変更に伴い工事費が増加することから、令和2年9月23

日に議会の議決を得て、変更協定を締結しております。

このたびの変更協定では、西日本旅客鉄道株式会社において施工する中で、工事における安全対策、施工方法及び使用材料などについて検討・精査した結果、工事費が削減することとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、変更前の市負担額19億7,799万4,000円から、1億4,854万4,743円を減額する変更協定を締結するものでございます。

以上、報告第1号、議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第26号及び議案第30号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

3番、豊川和也議員。

○3番（豊川和也） 報告第1号の専決処分の報告についてなんですが、こちら、地方自治法第180条第1項の規定により専決された、これは理解、私のほうでできるんですが、こちら、変更後の金額が上がった理由において、請負業者からの積算数量の妥当性はあるのかというのは、今部長の御説明でよく分かりました。

あと、この通常の公共工事っていうのは、入札がなされるものでありまして、決められるものだと思うので、これ金額が上がるとなると、こちらの議会を通していないものでございますので、きちんとその辺は請負業者と本市が、きちんと話し合いが、もうしっかりなされてできていたのかっていうのをお聞きしたいのと、あと、すみません、ちょっと通告がないので答えられる範囲で構わないんですが、今回、専決処分に至った理由ですね。緊急性というのはあったんでしょうか。そちらのほうをお聞きしたいです。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 豊川議員の御質問にお答えします。

今、2点目の緊急性があるのかということについて、まず、説明させていただきます。

本工事の増額変更の理由の主な要因としましては、ロータリーに整備するシェルター等の基礎構造物を施工する際に、地中より、コンクリート舗装やコンクリートがらが確認されたもので、その撤去、運搬、処分に関する追加費用が生じました。

また、この追加工事に当たり、市民や駅利用者の安全対策として必要な仮設ガードレールの設置についても、期間の延伸が必要となったものでございます。このため、工事費が増額したものでございます。

市民に市としてきちんと納得できる説明ができるのかという御質問につきましては、工事請負契約の変更におきましては、市と受注者との双方で、現地立会や数量の根拠等を書類で確認したうえで、公共工事積算による精算を行い、変更契約の手続を行っております。

なお、このような事務手続は、市が発注する全ての工事においても、市民にも十分説明できるよう、適切に取り組んでおります。

以上で、豊川議員の御質問への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 御説明ありがとうございます。

今、日本全国で、コロナ禍の中で、専決処分というのがちょっと増えておるというのを
お聞きしたので、私も、つい先日なんですけれども、専決処分で臨時議会を開かれて、ち
ょっと大もめしていたという議会のほうを、傍聴したことがあるんですが、こちらのほう
は緊急性が、私はちょっと、あるのかっていうのが甚だ疑問なんです、なるべく条例に
沿って手続されているというのは分かるんですが、議会にちょっと相談したほうがいいの
ではないかなと、私は思います。こちらのほうは私の意見でございます。

以上です。

○議長（北地範久） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております本6件のうち、報告第1号は報告事項でありますので、
以上をもって終結いたします。

議案第14号から議案第30号に至る5件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第22〔一括上程〕

議案第16号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

議案第25号 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第21、議案第16号大竹市役所支所設置条例の一部改正について及  
び日程第22、議案第25号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを、  
一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 議案第16号及び議案第25号につきまして、一括して御説明申  
上げます。

初めに、議案第16号大竹市役所支所設置条例の一部改正についての提案理由を御説明申  
上げます。

このたびの改正は、大竹市役所木野支所の機能を、大竹木野郵便局に委託することに伴  
い、木野支所を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、条例別表の木野支所に関わる項を削除するものでございます。

施行期日は、木野郵便局での委託の開始予定日と同日の令和6年10月1日としておりま  
す。

続きまして、議案第25号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
の提案理由を御説明申し上げます。

このたびの条例改正は、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理手数料について改定する  
ものでございます。

平成25年10月に、家庭ごみのうち、可燃ごみ及び粗大ごみにごみ処理手数料を導入をいたしました。その一方、事業系ごみに係るごみ処理手数料については、平成17年4月に、10キログラム当たり50円から100円に改定以降、この日まで19年の間、据え置きとなっております。

大竹市廃棄物等減量推進審議会からも、10キログラム当たり100円の手数料額を150円に改定することを求めるとの答弁がありましたことに加え、近隣自治体では、10キログラム当たり150円であることを踏まえまして、事業系ごみの手数料改定を行うこととしたものでございます。

改正内容でございますが、条例別表第1及び別表第2において、手数料が10キログラム当たり100円とあるのを、それぞれ10キログラム当たり150円に改正をするものでございます。

施行期日ですが、改定までの準備期間として1年間の猶予を取り、令和7年4月1日としております。

以上で、議案第16号及び議案第25号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第16号及び議案第25号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23～日程第27〔一括上程〕

議案第17号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第18号 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第23、議案第17号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてから、日程第27、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る5件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第17号から議案第19号まで、議案第29号及び議案第31号につ

きまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第17号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、令和5年12月定例会において、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案を提出し、可決をいただいたところでございます。

このたび、令和6年1月19日に公布された地方自治法施行令等の一部を改正する政令により、本条例で引用している地方自治法施行令の条項が変更になること。また、令和6年2月9日に公布された地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準給与年額の算定基礎から、在宅勤務等手当を除外することとされたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、公布の日とするものでございます。

続きまして、議案第18号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

行政運営を効率化するために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和5年6月9日に公布され、令和6年5月末頃から施行されることに伴い、本条例で引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項が変更になることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日は、公布の日から起算して1年3カ月を超えない範囲内において政令で定める日とされ、所管するデジタル庁によると、令和6年5月末頃を予定しているとのことです。本条例の施行日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日とするものでございます。

続きまして、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年11月24日に、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員において、在宅勤務等手当について新たに規定され、令和6年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い、本市におきましても、国家公務員に準じて、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

続きまして、議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、学校や医療機関などへの距離が遠く、交通条件や自然的条件などに恵まれない山間地、離島などの地域において、市町村が公共的施設を整備するに当たって定める総合的な整備に関する財政上の計画でございます。

この総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に必要となる経費については、同法の規定により、地方債をもって財源とすることができるなど、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の是正を図ることを目的に、財政上の特別措置が講じられています。

本計画における公共的施設として、栗谷町大栗林、小栗林地区においては、マロンの里交流館及び地元消防団である第11分団の消防ポンプ積載車、阿多田地区においては、海の家あたたの3施設を定めています。

いずれも老朽化が著しいため、施設の修繕や更新を行う必要が生じており、その財源として地方債を活用するため、本計画の策定を行うものであり、策定に当たり、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

大竹市マロンの里は、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を、また、令和5年度は、合併後の新組織であるひろしま農業協同組合を指定管理者として、施設の利用促進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。

これまで同組合は、本施設の設置目的である農村と都市の交流をはじめ、地域製品の販売促進等に取り組むなど、円滑な管理運営を行っており、引き続きひろしま農業協同組合を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、指定期間につきましては、ひろしま農業協同組合の経営意向により、令和6年度の1年間といたします。

以上で、議案第17号から議案第19号まで、議案第29号及び議案第31号の提案説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第17号から議案第31号に至る5件は、総務文教委員会に付託いたします。

なお、議案第17号につきましては、地方自治法の規定により、監査委員の意見を求めることとされております。議長名により、文書で監査委員に意見聴取いたしました回答を、審査資料としてサイドブックに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

会議の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。再開は11時5分の予定といたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時54分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 8 ～日程第 3 1〔一括上程〕

議案第 2 1 号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 2 2 号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 2 3 号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第 2 4 号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第28、議案第21号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第31、議案第24号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに至る4件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第21号から議案第24号までを、一括して説明いたします。

初めに、議案第21号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和5年12月26日に公布され、一部を除いて公布の日から施行されておりますが、改正府令第2条において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されました。

これは、国のデジタル臨時行政調査会が、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを決定したことに伴うものでございます。

この基準に準じて制定しています、大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は、2点ございます。

1点目は、標識等の掲示方法についてです。

特定教育・保育施設等は、利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書について、これまでは施設の見やすい場所に掲示しなければならないと規定されておりましたが、これに加え、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないとするものでございます。

2点目は、文書の交付や提出の方法についてです。

当該施設は、利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付または提出について、利用申込者の承諾があれば、電磁的方法により提供できることとされていますが、その手段として、磁気ディスク、CD-ROM、その他これに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものと、媒体の種類を示

しておりましたので、種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるものでございます。

加えて、このたびの国の基準見直しより以前の改正によるものですが、当該施設の事業者等が記録・作成・保存等を行うものについて、書面により行うことが規定または想定されている記録等を電磁的記録により行うことができるようにいたします。

そのほかにも、国の基準と、本条例との間に条ずれ等がありましたので、あわせて改正するものでございます。

本条例は、令和6年4月1日から施行します。

続きまして、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は3点です。

1点目は、退職者医療制度が令和6年4月1日に廃止されることから、条例中の退職者医療に関する条項の削除、それに係る文言の修正を行います。

2点目は、国民健康保険料の賦課限度額を2万円引き上げるものです。基礎分・後期高齢者支援金分、介護納付金分のうち、後期高齢者支援金分の賦課限度額を、24万円とするものです。これにより、保険料の賦課限度額は、106万円となります。

3点目は、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち、5割軽減及び2割軽減対象者の軽減算定に用いる被保険者数に乘じる額を、5割軽減では29万円を29万5,000円に、2割軽減では53万5,000円を54万5,000円に引き上げるものでございます。

最後に、附則で、本条例の施行日を令和6年4月1日とし、施行日以後も、令和5年度以前の保険料については、従前の規定を適用する経過措置を定めております。

続きまして、議案第23号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございます。

本件は、大竹市第9期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は2点です。

1点目は、介護保険法第117条の規定に基づく大竹市第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの計画期間における介護保険料率につきまして、本条例第4条第1項を改正するものです。

第9期の介護保険料は、世帯の中に市民税が課税されている方がおられ、第1号被保険者本人の市民税は非課税で、前年の合計所得金額が80万円を超える方の階層、いわゆる基準額の階層を第5段階として、年間の保険料を6万240円と定めております。

そのほかの段階につきましては、世帯及び本人の課税状況、本人の所得等に応じ、国標準の改正に伴い、第1段階から第13段階までに区分し、それぞれ基準額に国標準の一定割合を乗じて、年間の保険料を算定いたします。

基準額の改定に伴い、各段階の年間保険料を変更しており、基準額を第8期と比較した場合、年間1,620円の増加となっています。

国標準の改正は、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化する意図で、段階を増やすだけでなく、標準乗率の変更もされています。

本市では、第4期事業計画から幾つかの段階で、国標準と異なる乗率・基準所得額等を設定し、段階についても国標準プラス2段階で現在に至っており、第8期事業計画では、計11段階となっています。

本市でも、75歳以上の高齢者数の増加は令和12年頃まで見込まれ、保険料額の増加は避けられない中、国が示している段階別の被保険者数の分布割合は、本市のそれと大きな違いがないこと。また、サービスに関する基準においても、市独自の設定はしていないことを踏まえ、このたび国の基準にあわせることにしたものです。

2点目は、低所得者に対する一定割合の減額賦課に係る基準の引き下げについてです。

第9期の介護保険料に対応したものとするため、第4条第2項から第4項までの規定を改正するものです。また、そのほか所要の改正を行います。

最後に、附則で、本条例の施行日を令和6年4月1日とし、施行日以後も令和5年度以前の保険料については、従前の規定を適用する経過措置を定めております。

続きまして、議案第24号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございます。

令和5年12月に、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令が、また、令和6年1月に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、4つの基準が改正されました。これを踏まえ、それぞれの基準に対応して、4つの条例を改正するものでございます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省令の一部を改正する省令の改正の趣旨は、国のデジタル臨時行政調査会が、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを決定したことに伴うものです。

さきに説明いたしました議案第21号と同様に、重要事項の書面揭示及び記録媒体に関する改正となります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正の趣旨は、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえたものとなっています。

1つ目は、地域包括ケアシステムの深化・推進です。

居宅介護支援事業者が市から指定を受けて、介護予防支援を行う場合の人員配置や、テレビ電話装置などによるモニタリングの解禁。協力医療機関との連携体制の構築や、身体的拘束等の適正化の推進などについて定めています。

2つ目は、自立支援・重度化防止に向けた対応で、ユニットケア施設管理者研修の受講努力義務化について定めています。

3つ目は、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりです。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置義務化等、効率的なサービスの提供に関しては、管理者の兼務範囲の明確化や、介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数の見直しについてなどを定めてい

ます。

介護保険法の定めにより、介護保険サービス等の人員、設備及び運営基準は、国の基準を踏まえ、自治体が条例で定めることとされていますが、本条例改正に当たっては、全て当該省令を踏襲したものとしています。

改正条例は、サービス種類ごとに基準の改正に対応しまして、第1条で、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、第2条で、大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、第3条で、大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、第4条で、大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、事業ごとに当該省令の改正部分を反映させています。

最後に、附則第1条で、施行期日を令和6年4月1日と定め、附則第2条から第5条で経過措置を定めています。

以上で、議案第21号から議案第24号までの4議案の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第21号から議案第24号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32～日程第34〔一括上程〕

議案第27号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第28号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第34号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（北地範久） 日程第32、議案第27号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてから、日程第34、議案第34号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）に至る3件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） それでは、議案第27号、議案第28号及び議案第34号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第27号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるようになった

ことから、一定の要件を満たす企業職員である会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、また、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて在宅勤務等手当を支給できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としています。

次に、議案第28号大竹市水道条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

水道法の一部改正により、水道の整備及び管理に係る行政のうち、水質または衛生に関する事務以外の事務の所管が厚生労働省から国土交通省に移管することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としています。

次に、議案第34号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、継続費で予算措置しております大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事について、継続費の令和6年度の年割額を増額するものでございます。

現在、施工中の当該工事において、既設の曝気槽の躯体コンクリートの劣化が著しく、補修工事を行う必要があること。また、中央監視施設における監視制御機能の向上のために、設備の増設・拡張を行う必要があることが判明したため、予算を増額するものでございます。

以上で、議案第27号、議案第28号及び議案第34号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第27号は、総務文教委員会に、議案第28号及び議案第34号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35～日程第36〔一括上程〕

議案第32号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

議案第33号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第35、議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）及び日程第36、議案第33号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）及び、議

案第33号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、85ページからの議案第32号につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億2,051万円を追加し、予算総額を181億8,002万9,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、97ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、3億236万2,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を2億6,165万2,000円、国県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を3,878万5,000円計上するほか、住民票や戸籍の附票に氏名等の振り仮名を記載するために必要なシステム改修に係る経費、192万5,000円を計上するものでございます。

第3款民生費は、3,407万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、乳幼児等医療助成費及び施設型給付費等負担金を、執行見込みにあわせてそれぞれ増額するほか、国の補正予算に計上された国庫補助金を財源として、子供の性被害防止対策事業に要する経費を計上するものでございます。

第4款衛生費は、1,500万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、予防接種推進事業について、執行見込みにあわせて減額するものでございます。

第8款土木費は、1億1,300万円を減額するものでございます。

内容といたしましては、国の補正予算に計上された国庫補助金を財源として、橋りょう長寿命化事業に要する経費1,500万円を計上するほか、大竹駅周辺整備事業及び晴海臨海公園整備事業について、執行見込みにあわせて減額するものでございます。

第10款教育費は、1,207万8,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、空母艦載機交付金事業について、執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、95ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第10款地方交付税は、国の補正予算に伴う追加交付決定等により、普通交付税を3億9,391万7,000円を増額するものでございます。

第12款分担金及び負担金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて65万9,000円を増額するものでございます。

第14款国庫支出金は、4,031万8,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、国の補正予算に計上された道路メンテナンス事業国庫補助金などを計上するほか、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて減額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて619万8,000円を増額するものでございます。



第17款寄附金は、特定事業分ふるさと納税寄附金を250万円計上するものでございます。

第18款繰入金は、こども医療費助成事業の財源として、にこにここども基金繰入金を519万6,000円計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて減額するほか、臨時財政対策債を発行可能額にあわせて減額するものでございます。

88ページの第2表、継続費の補正は、大竹駅東西広場整備事業について、工事等の進捗状況にあわせて年割額を変更するものでございます。

89ページの第3表、繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

90ページの第4表、債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、契約などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

92ページの第5表、地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。続きまして、101ページからの議案第33号につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億9,470万円を追加し、予算総額を31億5,225万7,000円にするものでございます。

内容といたしましては、第2款保険給付費につきまして、療養給付費を1億7,000万円、高額療養費を2,470万円計上し、歳入として普通交付金を計上するものでございます。

以上、議案第32号及び議案第33号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第32号は、総務文教委員会に、議案第33号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月1日から3月7日までの7日間、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、3月1日から3月7日までの7日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日13時から総務文教委員会を、3月1日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、3月4日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、広報広聴特別委員会を、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

また、本日、総務文教委員会終了後、議員全員協議会を開催いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。3月8日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

11時33分 散会

( 6 . 2 . 29 )

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月29日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 末 広 天 佑

大竹市議会議員 藤 川 和 弘

令和 6 年 3 月  
大竹市議会定例会（第 2 回）議事日程

令和 6 年 3 月 8 日 10 時開会

| 日 程  | 議案番号     | 件 名                                                                       | 付 記                        |
|------|----------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 第 1  |          | 会議録署名議員の指名                                                                |                            |
| 第 2  | 議案第 3 号  | 令和 6 年度大竹市一般会計予算                                                          | 一般質問及び<br>総 括 質 疑<br>(一 括) |
| 第 3  | 議案第 4 号  | 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計予算                                                    |                            |
| 第 4  | 議案第 5 号  | 令和 6 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算                                                  |                            |
| 第 5  | 議案第 6 号  | 令和 6 年度大竹市土地造成特別会計予算                                                      |                            |
| 第 6  | 議案第 7 号  | 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計予算                                                      |                            |
| 第 7  | 議案第 8 号  | 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算                                                   | 予算特別委<br>設置・付託             |
| 第 8  | 議案第 9 号  | 令和 6 年度大竹市水道事業会計予算                                                        |                            |
| 第 9  | 議案第 10 号 | 令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計予算                                                     |                            |
| 第 10 | 議案第 11 号 | 令和 6 年度大竹市下水道事業会計予算                                                       |                            |
| 第 11 | 議案第 17 号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について                                  | (原案可決)                     |
| 第 12 | 議案第 18 号 | 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | (原案可決)                     |
| 第 13 | 議案第 19 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                                                  | 総 務 文 教<br>(原案可決)          |
| 第 14 | 議案第 27 号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について                                             |                            |
| 第 15 | 議案第 29 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について                                                  |                            |
| 第 16 | 議案第 31 号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                                                     |                            |
| 第 17 | 議案第 32 号 | 令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 7 号）                                                 |                            |
| 第 18 | 議案第 14 号 | 大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について                                                  | (原案可決)                     |
| 第 19 | 議案第 15 号 | 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について                                                 | (原案可決)                     |
| 第 20 | 議案第 16 号 | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                                                      | (原案可決)                     |
| 第 21 | 議案第 20 号 | 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について                              | (原案可決)                     |
| 第 22 | 議案第 21 号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育                                                     | (原案可決)                     |

|       |           |                                                   |        |
|-------|-----------|---------------------------------------------------|--------|
|       |           | 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について                        |        |
| 第 2 3 | 議案第 2 2 号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                              | (原案可決) |
| 第 2 4 | 議案第 2 3 号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                                | (原案可決) |
| 第 2 5 | 議案第 2 4 号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | (原案可決) |
| 第 2 6 | 議案第 2 5 号 | 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について                      | (原案可決) |
| 第 2 7 | 議案第 2 6 号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について      | (原案可決) |
| 第 2 8 | 議案第 2 8 号 | 大竹市水道条例の一部改正について                                  | (原案可決) |
| 第 2 9 | 議案第 3 0 号 | 工事施行協定の変更について (大竹駅自由通路等)                          | (原案可決) |
| 第 3 0 | 議案第 3 3 号 | 令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)                  | (原案可決) |
| 第 3 1 | 議案第 3 4 号 | 令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号)                   | (原案可決) |

— 生 活 環 境 —

## ○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 議案第 3 号から日程第 1 0 議案第 1 1 号 (一般質問・総括質疑・継続)

## ○出席議員 ( 1 5 人 )

|       |         |       |           |
|-------|---------|-------|-----------|
| 1 番   | 北 地 範 久 | 2 番   | 中 野 友 博   |
| 3 番   | 豊 川 和 也 | 4 番   | 山 代 英 資   |
| 5 番   | 岡 和 明   | 6 番   | 小 出 哲 義   |
| 7 番   | 末 広 天 佑 | 8 番   | 藤 川 和 弘   |
| 9 番   | 中 川 智 之 | 1 0 番 | 小 田 上 尚 典 |
| 1 1 番 | 西 村 一 啓 | 1 2 番 | 山 崎 年 一   |
| 1 3 番 | 日 域 究   | 1 4 番 | 細 川 雅 子   |
| 1 5 番 | 寺 岡 公 章 |       |           |

## ○欠席議員 ( なし )

## ○説明のため出席した者

|   |       |         |
|---|-------|---------|
| 市 | 長     | 入 山 欣 郎 |
| 副 | 市 長   | 太 田 勲 男 |
| 教 | 育 長   | 小 西 啓 二 |
| 総 | 務 部 長 | 佐 伯 和 規 |

市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
建設部地籍調査担当部長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
危 機 管 理 課 長  
企 画 財 政 課 長  
自 治 振 興 課 長  
保 健 医 療 課 長  
建 設 管 理 監  
都 市 計 画 課 長  
上下水道局業務課長  
上下水道局工務課長  
消 防 本 部 消 防 課 長

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

中 村 一 誠  
三 原 尚 美  
山 本 茂 広  
小 田 健 治  
古 賀 正 則  
小 田 明 博  
柿 本 剛  
田 中 宏 幸  
三 井 佳 和  
岡 崎 研 二  
松 重 幸 恵  
見 当 邦 晴  
山 田 浩 史  
三 浦 暁 雄  
中 司 和 彦  
敷 田 博 之

山 田 智 徳  
北 修 治

令和 6 年 3 月大竹市議会定例会(第 2 回)  
一般質問及び総括質疑通告表

1

3 番 豊 川 和 也 議員

質問方式：一問一答

**コミュニティバスによる死亡事故について**

令和 6 年 2 月 13 日午前 11 時前、小方 1 丁目の国道 2 号交差点におきまして、右折してきたコミュニティバスが青信号で横断中の歩行者の女性をはねて死亡させてしまうという悲惨な重大事故を起こしました。ある日突然バス運転士の不注意により亡くなった女性の日常が奪われたことは、今でも痛恨の極みであります。

実施主体という立場としての本市による事故後の対応、原因究明、コミュニティバスの運行事業者への日頃からの管理、指導、今後の徹底防止策等を徹底的に問う。

**大竹市長の定例会見について**

他の市町でよくお見受けする首長の定例会見、本市においても定期的な定例会見を市長に自らの言葉で市民の皆さん、日本全国の皆さんに魅力ある大竹市を P R していただきたいです。

2

2 番 中 野 友 博 議員

質問方式：一問一答

**自助・共助・公助で形作る、災害時の情報共有政策について**

令和 5 年 10 月 1 日未明に発生した大規模断水の際に、さまざまな課題が浮き彫りになりました。タイムリーな情報発信の必要性、地区ごとに異なる自治会での動き、単身高齢者へのサポートなど、行政・自治会・市民がこの断水をきっかけに、防災のあり方について考える機会になりました。

また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震災害の報道を連日見て、同規模の災害が大竹市で発生した時に、市民として自治会としてどう動くかを想定されたかと思います。時代が求める防災のあり方も「住民の命は行政が守る」から、自助（自らの命は自らが守る）・共助（地域コミュニティによる助け合い）・公助（行政は地域コミュニティを支援）の防災の三助へと移り変わっています。

災害時には、公助に当たる行政職員は、災害対応業務と通常業務に追われることが予想され、共助に当たる地域コミュニティは、人口減少から起因する担い手不足などにより、地域間での動きのばらつきが予想されます。だからこそ、「自分の命は自分で守る」という市民一人一人の自助に対する役割が大きなものになります。

また、災害時に大きな課題となるのが情報のあり方です。情報収集・精査・決断・指示を迅速に行うことが求められます。的確な情報をいかに早く収集し、全体に共有するためには、デジタルを活用した取り組みが必要です。

そこで、行政・地域コミュニティ・市民が能動的に情報発信・共有できる、LINE オープンチャットについて御提案させていただきます。

3

1 4 番 細 川 雅 子 議員

質問方式：一問一答

#### 本市の小児医療の充実について

「生涯おおたけ・やっぱりおおたけ」のまちづくりにおいては、子育て世代のニーズに応えることが大事になると考えます。そこで、本市における小児医療の現状と、小児医療充実に向けた今後の道筋についてお尋ねします。

- ①平日の昼・夜間、休日、救急時に対応する小児医療の体制は、現在どのようになっていますか。
- ②本県の地域医療構想中、西医療圏域での小児医療の体制について教えてください。
- ③令和5年に県が発表した「高度医療と人材育成の拠点整備」により、本市の小児医療に影響が出ると思われる点がありますか。
- ④小児医療の環境整備を今後どのように進めていきますか。  
お考えをお尋ねします。

4

12番 山崎 年一 議員

質問方式：一問一答

#### 新年度予算編成の方針について問う

市長は、新年度の予算編成についてどのような方針のもとに編成されたのか問います。

2月27日総務省が発表した1月の消費者物価指数を引用し、市長は市民の生活実態をどのように認識されているのか問います。

#### 小方まちづくり、JR小方新駅設置と人口減少対策について問う

JRとの小方新駅設置についての協議、JRの新駅設置の見解などを問う。

「住民アンケート」の結果の受け止め、どう評価されているか問う。

新駅設置に向けた時期など明確にし、取り組むべきと考えるか問う。

新駅設置の課題として、新駅の機能、財源の確保、地元の協力、JRの判断と4項目示されたが、現時点の評価・判断・進捗について問う。

JRの乗降客が減少している中、JRとして新駅設置は困難ではないか、見解を問う。

小方新駅の設置は、既存の駅の乗降客の減少につながる。既存の駅間は4.4キロメートル、所要時間は3分から4分、この間に3駅が必要とされる根拠を問う。

人口減少が著しい中で、新駅設置は財政負担も大きく、現時点での想定額について問います。

小方新駅設置の財政負担は市民に重く、市民生活を圧迫します。物価の高騰と実質賃金が低下する現状において、市民生活の支援について問います。

#### こども医療費の一部窓口負担の廃止で完全無料化、子育て支援

こども医療費の一部窓口負担を廃止され、完全無償化でさらなる子育て支援の取り組みを問います。

少子化や子供の貧困化が深刻化しています。若い世代が経済的な心配をせずに、子供を産み育てられる環境が求められています。親の経済状況に左右されることなく、未来を担う全ての子供たちが、受診控えなく平等に医療が受けられるよう御検討をお願いします。



本市には、基地交付金や宮島ボートレース企業団からの配分金などがあります。これらの交付金や配分金は、他の自治体にはない交付金や配分金で、住民の犠牲の上で成り立つ収入です。住民の福祉や子育て支援に振り向けるべきではありませんか。見解を問います。

5

4 番 山 代 英 資 議員

質問方式：一問一答

#### デジタル人材の育成について

昨今 I C T、D X 関連の需要が高まっているのは、周知の事実だと思います。

デジタル技術の充実はネットワーク、インフラ周りを含め、土木事業、水道事業と並び、大竹市を形づくるうえでも必要不可欠なものとなっております。現在、県から D X 専門の技術者が派遣されておりますが、その効果と大竹市職員への技術の共有方法について伺います。

また、他の市町では、デジタル人材の育成に向けて、従来の人事ローテーションとは区別をして、一定の効果を上げているところもございます。デジタル人材の育成には時間を要すると思われそうですが、大竹市としてはいかがお考えでしょうか。

6

6 番 小 出 哲 義 議員

質問方式：一問一答

#### 災害時の情報発信について、避難行動要支援者の個別避難計画について伺います

能登半島地震を受け、自然の脅威と無慈悲さを否応なく痛感しました。来るべき災害に備え、本市における防災対策を見直すべきだと思います。緊急時の情報伝達ツールとして、防災行政無線、戸別受信機、大竹市情報等メールシステム、市ホームページ等ありますが、それぞれの有効性を検証し、必要に応じ拡充を検討されてはいかがでしょうか。避難行動要支援者の個別避難計画について伺います。

#### 少子化に起因する人口減少と、都市部への人口流出が止まりません。市民生活を向上させるため、人材の確保と育成を、市が率先して取り組むべきです

人材不足は、日本社会が抱える共通の課題です。企業は生き残りをかけて、人材の確保と育成に取り組んでいます。大竹市においても、産業界からボランティア団体に至るまで、各分野で人材不足は深刻です。そのためにも、市が率先してこの問題に取り組むべきと考えます。市の採用制度、育成制度について伺います。

7

1 0 番 小 田 上 尚 典 議員

質問方式：一問一答

#### 道路交通法改正に伴う自転車の交通安全啓発について

令和 5 年 4 月 1 日から、改正道路交通法によりヘルメットの着用が努力義務となり、県条例により自転車保険の加入が義務化され 1 年を迎えます。大竹市でも自転車の通勤・通学での利用率は高く、令和 2 年度国勢調査においても自動車に次ぐ利用率で、全体の 20% 以上を占めています。

しかし、ヘルメットを着用することに抵抗がある人や、自身が自転車保険に加入しているか不明のまま運転している人なども見受けられます。市民全体での安全運転や、交

通マナーの向上をどのように図られていますか。意識醸成のためにも、ヘルメット購入の補助制度などを検討してみませんか。

8

13番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

**公有財産管理規則に反して、境界を確認せずに公社が土地を次々に買って来た事実が判明しました。市長は設立団体の長としてどう考えますか**

土地開発公社理事の私は、大竹市公有財産管理規則が公社にも適用されることを知りませんでした。境界未確定の状態で購入した過去の用地買収の記録を平然と説明する監理課の職員、同様に位置関係が不明な土地の寄附を受けて御満悦だった職員。これらが管理規則に違反した行為だと、彼らも私同様に知らないのでしょうか。

管理規則に触れる行為を、市長は公社設立団体の長として、どのようにお考えですか。公図にない土地への課税も最近の判例に照らせばそれに反しているように見えます。公図の不正確さから生じたこれらの問題を解消し、合法的で楽ちんな土地行政の実現を目指しませんか。

**給食の無償化の次は、義務教育における教育方法にひと工夫を**

給食食材費は保護者負担だと学校給食法で定めてありますが、大竹市は無償にしました。拍手を送ります。一方、義務教育の教育方法は単線で、急行も鈍行もなく1種類。多様な子供たちの状況に合っていません。それが不登校やいじめ、そして、過大な教員負担の遠因であるようにも感じます。複線化、鈍行と急行の用意、それらを大竹市で始めませんか。

少人数化の意見書を年中行事的に議会に出していますが、学力のばらつき具合が同じであれば、少人数化の効果は限られます。今の時代でも、幼稚園児は大きな夢を抱いて小学校へ上がります。その子供たちの期待を裏切らない学校にしたいです。

9

15番 寺 岡 公 章 議員

質問方式：一問一答

**職員の人材確保及び育成について**

令和5年12月定例会において決議された「職員の人材確保及び育成に関する事項」について、令和6年度当初予算案において、どのように反映しておられますか。

10

5番 岡 和 明 議員

質問方式：一問一答

**小方地区のまちづくり基本構想について**

1月17日の議員全員協議会に提出された「小方地区のまちづくり基本構想」は、新駅地区が「往来」、「文化」、「用地」の3つの面で千載一遇の好条件に恵まれているにもかかわらず、これらを生かせない極めて残念な内容となっています。

同案は「駅周辺地区のための駅」、「住宅や小店舗に囲まれた駅」という旧態の駅イメージにとらわれ、自動車普及前と同様の周辺狭小な駅を大竹駅から玖波駅の間に1つ増やすだけの案となっており、車から鉄道への乗り換え（パーク＆ライド）で全国の模範駅を創出する機会を逸するものです。この案を拙速に進めれば、2号線・高速道・バ

イパス沿道に潜在するパーク＆ライド需要の受け皿になれないことはもちろん、玖波駅に駐車できない問題で困っている住民の救済もできません。

道の駅についても、鉄道駅との相乗効果でにぎわいを創出する機会を棒に振る2号線海側立地案であり、しかも体育施設併設などという明らかに集客力が小さく、他市町では見向きもされない不適切な案となっています。旧小方中学校体育館が2号線海側に残っているという内輪の都合が発端になった案と考えざるを得ません。この案を強行すれば、当初から駅周辺のにぎわいが十分創出できないだけでなく、極めて近い将来、駅周辺に空き家や空き店舗が増え、にぎわいと無縁の駅地区となるでしょう。

この地区にある本市最大の文化遺産の亀居城を、鉄道駅・道の駅と結合して活用していく観点も欠落しています。国内客やインバウンド客の需要の受皿には到底なれない内容であり、「素通りの町」と揶揄される現状を永続化する、百年の計を誤る構想となっています。各議員も「このような案は1月17日の協議会で初めて知った」と話しています。議会における論議も経ずに市民説明会を開き、他に選択肢のない一択の計画として市民やマスコミに示すなど、既成事実化を急いでいるとしか思えません。なぜこのような事態になったのかお尋ねするとともに、拙速に事を運ばず、未来の市民から評価される良好な構想を仕上げていくために、今後どのような道筋があり得るとお考えか問います。

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本会議場の換気のために、50分を目安として休憩を入れたいと思いますので、御理解と御協力をお願いします。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、中川智之議員、10番、小田上尚典議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第10〔一括上程〕

議案第 3号 令和6年度大竹市一般会計予算

議案第 4号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 5号 令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 令和6年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 令和6年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 令和6年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 令和6年度大竹市下水道事業会計予算

○議長（北地範久） 日程第2、議案第3号令和6年度大竹市一般会計予算から、日程第10、議案第11号令和6年度大竹市下水道事業会計予算に至る9件を、一括して議題といたします。

2月29日の議事を継続いたします。

これより、市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入りますが、この際、念のために御説明いたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制を取らず、質問時間は答弁を除いて1時間以内、質問回数は5回以内ということになっております。一問一答方式を選択された場合も、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来例により、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたします。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

3番、豊川和也議員。

〔3番 豊川和也議員 登壇〕

○3番（豊川和也） おはようございます。

初めに、2月13日にコミュニティバスによる事故により亡くなられた被害者の方へ、御遺族の方へ、心よりお悔やみ申し上げます。

これから執行部に向け、一般質問を徹底的にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私は一生忘れません。令和6年2月13日午前11時前、小方1丁目の国道2号交差点におきまして、右折してきたコミュニティバスが、お買い物帰りの、青信号で横断中の歩行者の女性をはねて死亡させてしまうという、とても悲惨な重大事故を起こしました。ある日突然、バス運転手の不注意により亡くなった女性の日常が奪われたことは、今でも痛恨の極みであります。到底許されるものではございません。

事故後は、現場付近へたくさんの市民の皆様から、献花もございました。青信号で、交通ルールをきちんと守り、横断歩道を渡っていた歩行者がはねられる。こんなことがあってよいのでしょうか。こんなことがあってよいのでしょうか。こんなことがあっていいのでしょうか。何回も言わせていただきます。こんなことがあっていいのでしょうか。あっていいのでしょうか。

このたび起こった事故が、これから本市において蓋をされないためにも、これから二度とこのようなことがないよう、実施主体という立場として、本市による事故後の対応、原因究明、コミュニティバスの運行事業者への日頃からの管理指導、今後の徹底防止策等を徹底的に問います。

次に、市長の定例会見につきまして、本市におきましては、市長の定例会見がございません。本市も、大きく動くようなニュースがいろいろございます。例えば、小方地区まちづくり事業において道の駅構想、予算編成においての水道事業の仕切弁設置などは、市長自らの言葉で、市民に、メディアに向け、大竹市公式フェイスブック内の動画をつくってでも発信をされてみたらいかがでしょうか。

インターネットの普及によりまして、行政と市民の距離が近づいてきて、身近に感じられるようになってきたことも感じますし、2カ月に1回でも、1週間に1度でも構いません。市長には、ぜひ、定例会見を行っていただき、市民との信頼をもっと深めていただき、これから大竹市のトップセールスマンとして引っ張ってもらいたい思いがございます。

壇上での質問は以上になります。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） このたび、こいこいバスによる交通死亡事故が発生したことにつきまして、被害に遭われました方へ心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、市民の皆様には多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたこととおわび申し上げます。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、本市の地域公共交通の1つであるコミュニティバスの、こいこいバスの運行に関して御説明します。

地方自治体が関わる地域公共交通は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基

づいて、地域の関係者が連携・協働し、運行しています。

この法律の中では、市町村は公共交通事業者などの関係者と協力し、相互に密接な関係を図りつつ、主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保などに取り組むよう、努めなければならないとされています。

また、公共交通事業者などは、自らが提供する旅客運送サービスの質の向上や充実に努めなければならないとされており、この規定に基づき、市が実施主体となり、自らの事業としてサービスを提供する運行事業者2社と協力して、2台のこいこいバスの運行を行っています。

市は、市民ニーズや運行事業者の意見を踏まえ、運行ダイヤ、運行ルート、停留所及び運賃などを定めた運行計画の作成や、運行事業者の運行経費の赤字補填を負担するなどの責任を担っています。

運行計画は、市民のほか、国・県・市の関係機関、警察署及び運行事業者で構成される、大竹市地域公共交通活性化協議会で決定されます。運行事業者は、この運行計画に沿って中国運輸局から事業認可を受け、自らのサービスとして安全に利用者を運送することのほか、交通事故により第三者に損害を与えた場合は、その解決や損害賠償についての責任を担うことになります。

次に、運行事業者に対する日頃からの管理や指導などについてでございます。

市の関わり方としては、バス利用者から市に苦情が入った際に、その都度、速やかに運行事業者に内容を伝え、運行事業者は運転手から聴取を行って状況を把握し、相手方に連絡をするとともに、市に報告を行うこととしています。報告を受けた市では、必要に応じて改善要望などを行っています。

令和5年8月に、車両同士の軽微な接触事故が続いた際には、注意喚起を行うため、こいこいバス運行事業者2社に対し、運転手への交通法規の遵守及び利用者に配慮した安全運行の周知徹底に努めるよう申し入れを行っています。

このたびの交通死亡事故発生後には、事故再発防止に向けて、事故を起こした運行事業者に対しては、被害者遺族への誠意ある対応、事故発生に係る調査、原因究明、安全管理対策、社員教育、事故防止対策などの実施及びこれらの市への報告について申し入れを行いました。また、もう一方の運行事業者に対しては、安全運転の徹底などを依頼しています。

次に、事故原因の究明についてですが、現在、警察により捜査が行われていますので、今後明らかになってくるものと思われます。

なお、交通事故の発生に伴い、運行事業者が法令に基づき事業を適切に運営しているかの監査が、事業認可をした中国運輸局により行われています。

最後に、交通事故再発防止に向けた取り組みについてです。

こいこいバスの運行において、このような重大事故が繰り返されないよう、安全管理対策や運転手への安全確認の指導の徹底のほか、運行ダイヤなどを定めた運行計画を改めて検証するなど、今後、運行事業者としっかり話し合いを行っていきたいと考えています。

続いて、2点目の大竹市長の定例会見についてでございます。

本市では、定期的な開催日を設定した定例会見は実施していませんので、報道機関などから取材の申し込みがあれば、その都度、本市のPRも含め、しっかり対応しています。また、毎年度、当初予算については、定例で報道発表を行い、本市の施策のPRを行うとともに、記者からの質問にも対応しています。

議員から御提案の市長の定例会見ですが、規模の大きな自治体であれば、複数の報道機関などへの対応を一度に行うことによる効果は大きいと考えますが、本市のような小規模な自治体の場合、定期的な開催日を設定して会見を実施することの効果は小さいと考えています。今後も定例会見ではなく、必要に応じて、報道機関などに対して丁寧に対応してまいりたいと考えています。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 御答弁ありがとうございました。

まず、事故がございまして、議員全員協議会で御報告があったときに、入山市長のお顔を見ておりましたら、すごく悲しい顔をされて、報告を聞いておられたという私の印象だったので、議員全員協議会で感情をぶつけようかなと思ったのですが、やめました。

正直、事故の日から、本当に理性を保つのも精一杯で、今日まで過ごしてきたものですから、いまだに被害者の女性の方が、城山陸橋を渡って坂を登って帰られている姿が、すごく思い出されるというか、私個人としても、去年、おとしも選挙に出させていただいて、去年の市議選の投票日のことですが、朝の5時50分に、私、大竹市役所のほうに自分1人で投票しに行った際も、自分が立候補しているのに一番乗りで来たんだという、ちょっとエピソードをつくりたくて行ったら、もう、今回の被害者の女性の方が、正面玄関に入ったベンチのところにお友達3人で座られていて、投票なんかをされる姿があって、もう来られたんだなと思いました。そのときも、私は立候補した身でありますので、お話等はちょっと控えたのですが、にこっと私のほうに微笑んでくれたという思い出もございます。

そんな被害者の女性の方が、私の近所の方が、あの日ゆめタウンで買い物をされてたんだよと言われて、その帰りに事故に遭われて、まず、被害者の方は、買い物に行き帰られてたわけですね。横断歩道もきちんと青信号で渡られて。被害者の方が何をしたというのですか。交通安全でってよく言いますが、被害者の女性の方は、きちんと青信号で渡られてたではないですか。違いますか。市長、違いますか。きちんと交通安全をされていて、ぶつけられたのですよ。本当にこんなことがあってよいのでしょうか。本当に思います。

あと、この令和6年2月13日、この事故当日ですが、この市のホームページに、こいこいバス事故に関するおわびと題し、市長のコメント掲載という、私も拝見しました。

これ、読ませていただいたのですが、あれですか、市長。市の職員が考えたような文章に私は見えるのですが、ふざけているのですか、これ。冗談ではないですよ。冗談ではない。何ですか、これ。

市長、先日ある授賞式で言われてましたよね。自分のところに提案などが来て、きれい

な字で来れば、すごく見入ってしまっというふうにおっしゃってましたよね、気持ちが伝わってくると。こんなの伝わってこないよ。気持ちが伝わってこないんだよ。

あと、このおわび、2月13日に掲載されて2月14日に確認したときに、もうこの新着情報って、大竹市のウェブサイトを見ていただいたら分かりますけど、上から緊急情報、この新着情報というのがございます。市民の皆さん、大竹市のウェブをちょっと確認してみてください。

このリンクのところに、3番目に埋もれてるんですよ。すぐ電話しましたよ、私。これは、その企画財政課の職員から、電話したらすぐ折り返し電話がかかってきて伝えたんですけど、これは緊急情報ではないのですか。緊急情報ではないというふうにそのときには説明されたんですけど、何か私には、このことに対して蓋をしようとしているとか、そういうふうに思えて仕方ないんですけど、それを説明したら、企画財政課の職員も、では、この新着情報の左にトピックスというのがありますので、トピックスの最初にお載せしましたというふうに、対応をしてくださいました。

修正してくださったので、そちらのほうは評価したいなと思うのですが、まず、私ごとで言えば、私、小方1丁目20番交差点でよく旗を持って、挨拶運動をやらせていただいているんですけど、あそこは交差点がよく見えるんですけど、この1年半ぐらいで、被害者の女性の方があそこの交差点を頻繁に渡られているところは、すごくよく見ました。これ、ざっと言わせてもらえば、約1時間考えたんですけど、50回ぐらいは見たと思います。

その際に、被害者の女性の方は、横断歩道だけちょっと小走りで渡られてたんですよ。なので、先ほど私が言いましたけど、きちんと被害者の女性の方は、国道2号線が危ないって分かってて、早く渡らないといけないなという認識はきちんとおありだったというふうに思います。なので、なぜという、いまだに疑問があります。

あと、先日の議員全員協議会でも、報告後に日域議員が言われておりましたけれども、今回の事故で、乗客にけが人はいないと。衝突後に約数十メートル、走っております。これ、私も事故のときに、おがたピアのすぐ前で草刈り等をしてましたので、すぐその事故の15分後ぐらいに現場を見たのですが、数十メートルは走られておったと思います。ということは、考えられるのは、日域議員もおっしゃってましたけど、ノーブレーキで衝突したという可能性もあるのではないかなって思います。

私も大型二種持っていて、よく教習で言われてましたけど、急ブレーキというのは、かけなければならないときもございますので、かけたらいけないということはないと思うのですが、車内事故につながってしまうので、その辺の認識はしっかりしておくようにというふうに、教習所の先生には指導されたことがあります。なので、今後、車内で立っておられる乗客の方につり革につかまっていたくなど、もう徹底的にこれ、周知などしていただきたいなと思います。

あと、ヒアリングからちょっとかみ合わないんですけど、運行事業者が全てにおいて責任を負いますというふうに言われたと。課長と電話で話したとき、昨日ですか、おとといですかね、電話で話したときに言われたと思うのですが、私は、1次的な責任というのは運転士、運行事業者にあるのかもしれないんですけど、やっぱり大竹市として2次的な立



場もあるのではないかなと思います。これらを加味して対応していかないといけないときもあるのではないかなと思います。

市長の御答弁にもありました、こいこいバス運行に関わる申し入れについてと、こちら大竹市のウェブサイトにも、トピックスで今、上がってますね。トピックスの2番目に、こいこいバス事故に関する申し入れについてという、私、文書も、こちら持っておりますが、こちら、1番が、本件事故発生について、徹底的に調査し、早期に原因究明を図ること。2番、安全管理対策、改善対策、社員再教育を講じ、速やかに再発防止に努めること。特にこのたびの事故を踏まえて、交差点での事故防止対策に努めること。3番、本件事故で御家族を亡くされた遺族に対し、誠意のある対応を行うこと。4番、1から3について報告することとなっております。

こちらの文章なんですけど、事故後に、市が運行事業者への文書というのは、これは送付されたのでしょうか。これはここから質問です。直接持参したのでしょうか。また、この文章に申し入れについての1から3について、4に市に報告することとなっておりますが、こちらは途中経過で報告はどのぐらい入ってきておるのでしょうか。内容についても、答えられる範囲で教えていただければなと思います。

あと、本市の事故後の事故防止対策など取り組みがあるんだったら、教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） まず、申し入れに関わるものです。

こいこいバス運行に関わる申し入れにつきましては、事故を起こした運行事業者の事務所に直接持参して、読み上げにて申し入れを行っております。

次に、申し入れに対する中間報告についてです。

まず、報告書につきましては、運行事業者から今後提出されることとなりますけれども、運行事業者からの途中経過の報告については、まず、項目1の事故原因については、運転手の歩行者の確認不良ということで報告を受けております。

次に、事故防止対策についてです。運行経路には、狭小道路や見通しの悪い箇所もあるため、本件箇所はもとより、全ての場所で一時停止や歩行者の確認を徹底するよう、全ドライバーに指導したと報告を受けております。

次に、項目3の、遺族に対する誠意ある対応については、遺族の方と話をしていますと報告を受けております。

中間報告につきましては、以上となります。

あと、事故防止再発についてなんですけれども、まず、このような重大事故が繰り返されないように、安全管理対策や運転手への安全確認の徹底のほか、運行ダイヤを定めている運行計画全般につきましても改めて検証するなど、運行事業者としっかり話し合いを行っていきたいというふうに考えております。

あと、新たな事故防止対策ということなんですけれども、人為的なミスを補完するため、運転を支援する安全装置等についての調査を開始しております。現在使用しているバス車両に後づけで設置可能な安全装置がないか、現在、車両メーカー等に問い合わせをしてお

ります。

以上となります。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

すみません、1つ私がちょっと不信感を抱いたのは、課長、これ昨日ですかね、おとといですかね、ちょっとすみません、分からなくなっただんですけども、3月6日ですね。午後に課長と直接自治振興課のほうで話したときは、運行事業者からは、途中経過も何も入ってないと言われてましたよね。しっかりと報告等が出来上がってから大竹市に報告するようになってるんだと言われておって、その日の夕方にまた課長から電話で連絡をもらった際は、途中経過が上がってきてるんだということになったんですよ。こんなに数時間で、何か答えが変わってしまうのですか。私、ちょっとその辺、よく分かりません。そこは不信感でしかないなと思いました。

あと、ヒアリングでも何かかみ合わないのは、実施主体だと言われてますよね。この実施主体というのは、私、これ3日間ぐらい調べたんですよ、よく分からなくて。まず、インターネットでググったら、1発目に、実用日本語表現辞典というふうに出てくるんですよ。実施主体、物事を執り行うに当たり、中心に位置する存在、催し事などを実施する団体、主催者と書いてあるんですよ。なので、その実施主体という言葉が、ちょっとよく私にも分かりません。

これ、国にも県にも、ちょっと聞いてみたんですよ。実施主体というのはどういう立場なんですかって言ったら、返ってくる答えというのは、もうその実施主体の方とその運行事業者の方がいるんだとすれば、その実施主体という立場は、その実施主体の立場の方とその運行事業者の方で定められているから、ケース・バイ・ケースがあるから、一概に実施主体がこうだ、責任があるんだ、ないんだというのは言えないということを言われました。

なので、そうですね、ちょっと次の質問に移りたいなと思うんですけども、こちらの実施主体ですよ。実施主体が平成31年度から、こいこいバスに関しては活性化協議会から大竹市のほうに変わられていて、こちらの変更理由というのが、運行側に過失がある場合、原則、運行事業者が損害賠償責任を負うことになる。ただし、現在、活性化協議会に責任が及ぶ事態において、事実上、活性化協議会が責任を負うことは難しいと考えるため、今後、実施主体を市に変更するものとあるのですが、原則、運行事業者が損害賠償責任を負うことになると書いてまして、協定書を見ても、大竹市と運行事業者の間で、損害賠償責任は運行事業者が行うということであったのですが、では、その運行事業者と大竹市の関係ですよ。

先ほどもちょっと協力関係って説明がありましたけど、私も言わせていただきましたけど、1次的なことと2次的なことが何かあるのではないかなとは思ってますよね。だから、実施主体というのはどういうことなのでしょう。今回の大竹市と運行事業者にとって、大竹市は実施主体なんだよというのはどういうことなのでしょう。ヒアリングをしていると、だから大竹市には責任はないんだよということを、何か遠まわしに言われてるよう

な気がしてならないんですよ。

その辺の実施主体について詳しくお聞きしたいというのが1点と、もう1点ですね。こちらこいこいバスの苦情件数なんですけれども、そこまで苦情は来てないという印象があります。運行ルートに関すること、運行便数、ダイヤに関することなど、運行中等に関することでもそうですが、その中で、乗務員に関することというのが結構多くて、運転が荒いというのが3件ですね。運転手の態度が悪いというのも3件で、乗車拒否をされたというのが1件、喫煙する運転手で車内がたばこ臭いというのが1件と、マスクを着用していない乗客に注意をしてほしいという苦情が来ておりますね。

次の質問なんですけれども、こちらの中で、今回事故を起こした運転手の苦情というのは何件ぐらいあるのでしょうか。こいこいバスの事故も見ておりましたら、こいこいバスに過失がある事故というのが、ちょくちょく発生がありまして、令和5年度は4件あるんですね。令和5年度8月が2件と、9月が1件あるんですよ。事故がちょっと続いているなという、令和5年度は、あったんですけど、この中で今回の運転手の事故というのもののぐらいあるのかというのも、お聞きしたいです。これは通告出してるので、大丈夫ですよ。ちょっと不信感ありますけど、よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） まず、実施主体についてです。

先ほど市長答弁の中でも触れておりますけれども、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の中で、市町村は公共交通事業者などの関係者と協力し、相互に密接な関係を図りつつ、主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に努めるということがうたわれております。その中の主体的にというのが、市が実施主体となる根拠だというふうに考えております。それとあわせて、法律の中で、公共交通事業者は、自らが提供する旅客運送サービスの質の向上や充実に努めなければならないというふうにされております。

そうしたことから、運行事業者のほうでは、中国運輸局から事業認可を受け、自らのサービスとしてこの運送を提供するということになります。その実施主体の大竹市と、自らのサービスを提供する運行事業者が協力して、こいこいバスを運行しているということになります。

実施主体の大竹市としては、先ほど運行ダイヤとか運行ルートとか、そういった運行計画の作成とか、運行事業者の経費の赤字補填等については責任を持って行っております。運行事業者は自らのサービスの運行を責任を持って行う、それぞれが責任を持って協力してやっていくことで、こいこいバスの運行が成り立っております。

次に、苦情の件なんですけれども、まず、先ほど申したとおり、自らのサービスとして運行事業者が運行しているということで、こいこいバス運行中の運行事業者に関わる苦情、これにつきましては、運行事業者において対応していただいております。運行事業者と苦情内容について情報を共有しながら、運行上の改善を図っているところでございます。

運転士への聞き取りなんですけれども、当然、自らのサービスでやっている運行事業者の事業でございますので、運行事業者が運転手に聞き取りをして行っております。この他、運転手への教育指導等は運行事業者が、道路運送法など関係法令に基づいて行うこととさ

れております。

市では運転手に関わる情報を把握しておりません。これは苦情に関しても、事故に関しても同様というふうになります。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

通告出してますよね。課長は、電話ではすらすら答えていただけるんですけど、この議場というのは発表会の場ではないですからね。議論する場ですから、よろしくお願いします。

課長のおっしゃることも理解できます。確かに運行事業者というのは、運行事業者で認可も取られていて事業をされてるわけですから、行政がずっと監視して、毎日、毎日どうなんだ、どうなんだって訪問するわけにはいかないですよ。

そうなってくると運行事業者も疲れてきますし、そこはおっしゃることは分かるんですけど、この令和5年度に、8月に2件と9月に1件、事故が続いてますよね。例えば、令和5年8月7日、玖波駅停留所付近で待機していたこいこいバスが、運行準備のため玖波駅停留所まで後退させていたところ、こいこいバスの後部が、待機中のおおのハートバスの前部と接触した。なお、双方の車両に乗客はおらず、乗員にけがはなかったとありますけれども、こういうことというのは重大事故になりかないことで、これが続いている状況で、私だったら、事故が続いてたら、こういう状況なら、いろいろ運行事業者に聞いてもいいのかなとは思いますが。これは私の感想です。

コミュニティバスの今回御答弁とかにもありましたけれども、ダイヤの改正などに無理がなかったかというのは、私も先日、大竹市地域公共交通活性化協議会をちょっと傍聴させていただいたときに、委員の一部からも上がってましたけれども、ダイヤ改正やルートの変更も考えてみたらどうかという御意見がありましたけれども、そのルートに関しては直接、今回、危険箇所がちょっと、車って走ってたらもうずっと危険箇所なので、それはもう運転手のほうが気をつけなければならないので、そこも考えていったらいいとは思いますが、そこではなくてダイヤですよ。

ダイヤに関して、広島運輸支局にちょっと問い合わせ、聞いてみました。こちらのほうは早発という、例えば、バスが朝の8時にそのバス停に来るんだとしたら、7時55分に通過をするということ自体が早発ということになるんですけど、早発というのはいけないよというルールというのがあるんですけども、到着が遅くなるのに関してのルールというか罰則等は、ないみたいなんですよ。

これは当然だと思います。バスというのは、いろいろ交通の事情もあって走っているわけですから、遅れるというの、いいことではないですけども、仕方のない部分というの、交通状況等もございまして、なので、こちらのほう、運転手が急かされて事故が起こるといっても、本末転倒だとは思いますが。

私がちょっと市民の方と独自に、3月1日と3月3日ですか、2日にわたり、ゆめタウンのバス停などで、お昼の時間帯で乗客の方にちょっとアンケートをさせていただいたと

いうがあるので、ちょっと御紹介もさせていただきたいんですけども、利用頻度が週5回が5人、通勤・買い物、週3回というのがコミュニティバスの利用頻度ですね。それが10人ですね。買い物や通院で週2回という方が6人で、買い物・習い事で週1回というのが6人、広島市内に行くまでにJRの駅まで行くなど、買い物・遊びで月1回というのが2人、買い物以外のショッピングセンター利用で、3カ月に1回程度というのが1人、ショッピングセンター利用ということで、バスの運転ってどうですかというふうにちょっと聞いてみたんですけども、運転が荒いというのが2件と、ドライバーによってちょっと違うんだよねというのが2件、括弧で、駅などで出発前にバスの中で待たせてくれる運転手もいれば、5分前にならないと開けてくれない運転手もいるということでした。あと、運転が荒いのは多少目をつぶっていると、給料が安いからドライバー不足なのではないかと逆に感じているとか、スピードが少し速いと感じるときもあるというのが1件と、今回の女性ドライバーに関しては、ふだん上手な運転をされていた人、違和感を覚えたことはないというのが2件あり、ちょっと特に何も感じないという方が多数でした。

その中で、こちらは御意見なんですけど、1件も出なかった不満等で、バスが遅いとか来るのが遅いという御意見というのが、1件もないんですよ。ちょっと調べてみたら、その2日間だけだったかもしれないんですけど、3分遅れで来るバスなどちょくちょくあったのにもかかわらず、そういう御意見等がないので、皆さん御理解はされてるんだろうなというのはあるのではないかなとは思いました。

なので、これからはバスというのは、本当に新幹線とかではないので、遅れてくるというのは多少仕方がないことで、運転手を急かさないためにも、そのあたりの、大竹市が広報などで周知されたいいのではないかなと思います。

あと、事故徹底防止策について、安全装置なども考えられているというふうにおっしゃっていましたが、すぐできるようなことに関しては、十分な運転手の声掛けの徹底とか、先ほども言いましたが、周知ですね。あと、コミュニティバスの車内で運転手の名前等を大きく表示しておけば、誰が運転しているというのも分かるでしょうし、それなりにやっぱり運転手にも、責任持って今やっていただいていると思うのですが、よりよい責任感をちょっと持っていただくためにも、ちょっと大きく表示しておいてもらったらいいのではないかなと思います。

あと、今回いろいろ御意見ありましたが、バスの運転等で、ちょっとどうなのという気づきがあれば、連絡しやすいように、車内は難しいのかもしれないですけど、どこかに目安箱などを設置しておくとか、例えば、今、スマートフォンがもう普及してますので、バスの中に、ちょっと気づいたらQRコード、2次元バーコードというのですかね、2次元バーコードですね。気づいたらこちらのほうに御意見くださいという感じで車内に貼っておくとか、もうこれはすぐにでもできるのではないかなと思いますので、やっていただいたらなと思います。

あと、安全対策等も、何か協力関係でこれからしっかりされると思うんですけども、そちらのほうも徹底的によろしくお願いします。

ダイヤの話に戻るんですけども、こんなものを見つけました。インターネットで、バ

スロケーションシステム「くるけん」というのがあって、こちら広島県バス協会とか広島電鉄、広島バスなど、共同で運営されておるウェブサイトなのですが、こちらのサイトでバス停などを検索したら、自分の乗るバスが今どこにいたりとか、到着予想時刻などが分かる大変便利なものなので、こちらのほうもぜひ加入していただいて、お客さんに使用していただきたいなと思います。

あと、お隣の廿日市市にちょっと聞いてみました。廿日市市も、おおのハートバスというのを、大竹市と同じように運営といいますか、同じような関係で、同じようなというか、同じ関係ではないのかもしれませんが、やられておって、行政として運行事業者のほうにできることというのは、もう協力関係だから寄り添う姿勢、運行事業者の話は相談があれば聞くようにしていると言っておりました。これが、どのぐらい相談があるのって言ったら、年に1社で2件ぐらいあるよというふうに言われておりました。

大竹市とその運行事業者が、どのぐらいの頻度でそういう相談関係にあったのかというのがちょっと分からないので、ちょっと一概には言えないのですが、ぜひ、運行事業者が頼ってきたら、もう本当に徹底的にお話は聞いていただきたいなと思います。

その他の御意見で、小方ヶ丘、御園台へのバスの乗り入れ等も考えていただけたらなという御意見もございました。

最後になりますけれども、その他の御意見で、バスがなくなってしまうのは不便になる。免許を返納してバスを利用しているから、安全に配慮してバスを運転してほしい。これからもこいこいバスで買い物や習い事に行きたい。唯一の公共交通手段なので、なくならないでもらいたいという市民の皆さんの御意見があります。

こちらのインフラをなくせと言ってるわけではないのです。もう安全対策だけはしっかりしていただいて、もう二度とこういう悲惨な事故を起こさないでいただきたいです。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 質疑の途中ではございますけれども、議場の換気のため暫時休憩いたします。再開は11時20分を予定いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時10分 休憩

11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、豊川議員の再質問から行います。

豊川議員。

○3番（豊川和也） 次の質問に移らせていただきます。

市長の定例会見なのですが、こちらはちょっといきなりの質問で申し訳ないのですが、市長は今まで毎月1回とか年に6回とかでもいいのですが、現在はちょっとされていないということで、定例会見などは、今まで就任されてからというのは、やられたことがないのででしょうか。これ、市長に御答弁いただきたいのですが。

○議長（北地範久） 市長。

○市長（入山欣郎） 自分の記憶では、定例ということではないというふうに記憶しております。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

そうですね。定例会見はないということで、私的には、すみません、ぜひ、毎月1回でも2カ月に1回でもやっていただきたいのですが、大竹市の小方のまちづくり事業など、大竹市にとっては、もうビッグなニュースだと思いますので、そちらのほうはもうぜひ、市長の口から、メディアをじゃんじゃん呼んでやってくれというわけではなくて、今、大竹市、フェイスブックとかやられてますけれども、あそこは動画とかライブ中継でも流せたりするので、そちらのほうからやっていただきたいというのが、私の思いです。

こちら、市長の答弁で大竹市はちょっと小規模な都市なのということであつたんですけども、高知県に須崎市というのがございます。こちら須崎市は、総人口が約1万9,000人の都市でございます。大竹市よりは人口はちょっと少ないのかなと思いますけれども、こちらの市長が平成24年2月に就任されてから、平成24年5月より、毎月定例会見をやられております。こちら須崎市のホームページを見ていただいたら、ユーチューブのリンクのアカウント等ありますので、ぜひ、御覧になってみてください。須崎市、ありがとうございました。

須崎市の市長が定例会見143回目ということで、結構長くやられております。動画自体はそこまで視聴回数があるわけではないですけども、定期的に見ておる方は何人かおられるということです。地元のケーブルテレビの取材、撮影なども、何か入ってくれているそうです。大竹市もケーブルがありますよね。

これ、定例会見後にこちらの須崎市の市長の定例会見は、2回放送を、定例会見後にされているということでございます。ということで、やっぱり市長にも、これからは定例会見のほうをちょっと御検討していただきたいなという、私の思いであります。

ということで、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 続いて、2番、中野友博議員。

〔2番 中野友博議員 登壇〕

○2番（中野友博） それでは、よろしくお願いいたします。2番、会派志青会の中野友博です。よろしくお願いいたします。

また、本日も年度末の大変お忙しい中、傍聴にお越しいただきありがとうございます。それでは、始めます。

本日の一般質問の内容は、安心・安全な大竹市を形づくるための情報共有政策として御提案させていただきます。

私が取り組んでいるテーマが、情報発信、ブランディング、デジタルの3分野になりますので、本日のテーマは全てに通じるものとなっています。

前回の一般質問の場でも申し上げておりますが、市政に対する提言・提案だけではなく、議員、ユーチューブにて御覧いただいている大竹市民の皆様にも関わる事項についてお話させていただきます。本日の一般質問を通じて、人ごとではなく自分ごととして捉えてい

ただき、考えるきっかけをつくってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

皆様、少し想像してみてください。今、大竹市で震度7の地震が起こったら、まず、何から行動しますか。今夜、過去最高雨量の大雨が降る予報が出ていたら、これからどんな準備を行いますか。今、災害が起きたら、御近所の方で御高齢で単身で暮らされている方がいたら、どんな行動を取りますか。災害発生時、どのような行動ができるのか想像しながら、これからの一般質問をお聞きいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

改めて、このたびの一般質問のテーマは、自助・共助・公助で形づくる災害時の情報共有政策について御提案させていただきます。

本年1月1日に発生しました能登半島を中心とした大規模地震災害、地震発生から2カ月が経過しておりますが、今なお住宅やインフラの復旧作業が続いており、被災地の復興にはまだまだ時間を要している状況です。能登半島地震で被害に遭われた皆様へ心からの哀悼の意を捧げ、1日でも早く平穏な日々が戻ることをお祈り申し上げます。

本市においても、義援金箱の設置、被災された方への市営住宅の提供を行っております。私自身も所属している団体で物資をお送りしたり、義援金の募金活動をさせていただきました。できることをできる場所で行う。これからも、被災された皆様へ心を寄せた活動を行いたいと思っております。

連日の報道を注視する一方で、私自身、ある不安が頭をよぎりました。皆様の頭にも思い浮かんだことかと思えます。あれ、大竹市で同規模の災害が起きたとき、どうなるのだろうか。

本市は、1951年、昭和26年に発生したルース台風で甚大な被害を受けた以降、気象災害での死者が発生していない地域です。どこか災害が起きても、いつもみたいに大きな被害はないだろうと、市民感情として思われている方もいらっしゃるかと思います。緊急性がなければ、日常生活に追われ、防災についての考え方が後回しになっている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

私自身も、昨年10月に発生した断水を経験し、初めて防災グッズを自宅にそろえました。防災について日頃、頭では理解してますが、行動に移すためには、身近に起こった経験や、自分ごととして捉える意識の醸成が改めて大切だと感じました。

なぜ、このタイミングで防災の一般質問を行うのか。それは、能登半島地震の報道を見て、大竹市で同規模の災害が起こったときにどのような行動ができるのか、改めて考えていただきたいからです。また、昨年10月に起こった大規模断水を経験し、行政・議員・市民の皆様全員が緊急時に対する意識が芽生えた今だからこそ、準備を行う心構えが必要だからです。

災害時に適切な行動ができるかどうかは、平時にどれだけの準備を行うことができるかが大切ですが、直近で非常時の体験をされた今だからこそ考えるきっかけをつくりたいと思い、一般質問させていただいております。

安心・安全を形づくるためのテーマは、自助・共助・公助の3つの言葉で形づくる防災力の強化です。参考資料1枚目を御覧ください。

本市ホームページにあります防災セミナーの資料に、広島県・大竹市呼びかけ訓練への



取り組みと題した資料に、このような記載があります。

従来は、住民の命は行政が守るという考え方が当たり前となっておりましたが、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨を経て、時代が求める防災のあり方が変化してきています。自らの命は自らで守る自助、地域コミュニティによる助け合い共助、行政は地域コミュニティを支援、住民が適切な行動を取れるよう全力で支援する公助、この3つです。

災害の備えは、平時からの備えが重要です。災害を未然に防ぐための取り組みである防災、災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるための取り組みである減災、どちらも大切な考え方です。

本市においては、ホームページの危機管理課の業務内容として、防災に関わる取り組みや計画書が数多く記載されています。市の防災情報伝達手段である防災行政無線、防災メールサービスをはじめ、自主防災組織の設立、防災リーダーの育成、大竹市地域防災計画に至っては、基本編と震災編に分かれ、各資料、200ページを超えるしっかりとした資料があります。また、本市には、優良自主防災組織として県知事表彰を受賞した、新町1丁目や元町1丁目の事例もあります。

改めて、冒頭にもありましたとおり、安心・安全を形づくるためのテーマは、自助・共助・公助の3つの言葉で形づくる防災力の強化です。膨大な資料や組織、取り組みも、行政だけではなく、地域、市民一人一人に落とし込むことが大切です。

10月16日に行われた議員全員協議会の場において、断水の原因、断水発生から通水再開までの経過、臨時給水所の設置など、当日の流れについては、担当部署から御説明いただいております。また、その場で議員各位から、市民の皆様の御意見もしっかりとお届けしたかと思えます。

私自身で言えば、断水時の情報発信について、市ホームページや防災無線では確定段階での情報発信を行っていましたが、市民が求めている情報は、過程や、今どうなっているかというタイムリーな情報発信の必要性について御意見させていただきました。

そこで改めてお伺いしたいことは、では、その後どうなったのかという点です。10月に起こった大規模断水を経て、本市として、緊急時、災害時に改めてどのような課題があると認識されたのか。また、本日に至るまでどのような取り組みをされたのか。また、今後どう取り組んでいくのか。安心・安全なまちづくりを行っていくためのお考えをお伺いします。

壇上での質問は以上です。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 災害等の非日常的な事案が発生した場合、今後どうなるのか、不安を抱えることと思います。そうした場合に適切な情報を発信し、住民、市民の皆さんや関係者などと情報を共有することは、重要であるというふうに考えております。御質問いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、中野議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、断水を経て認識した課題についてでございます。

今回の大規模断水発生時に、臨時給水所の開設が遅くなったこと、復旧の状況や給水に関し市民の皆様への情報提供が遅くなったことは、対応面における大きな課題であったと考えております。

また、水道施設の維持管理においては、水道を持続的かつ安定的に供給していくため、老朽管路などの計画的な更新を着実に実施していくことや、経験を積んだ職員の減少により、突発的な事故や災害が発生した場合の対応が困難になっていくことが課題であると認識しています。

さらに、今回のような水道管の老朽化によるものだけでなく、地震や豪雨などの災害発生時にも断水が生じる可能性もあることから、市民の皆様自らが飲料水の備蓄や生活用水の確保など、平時から意識し備えることに加え、地域の中で声をかけ合い、助け合えるような関係づくりも、また重要な課題であると考えています。

次に、どのような取り組みをしたか、また、今後どのように取り組んでいくのかについてです。

まず、市の体制及び情報発信における取り組みについてです。

今回の断水時の対応を振り返ってみますと、漏水箇所の状況から、断水が広範囲で長時間に及ぶ見込みであったことから、上下水道局のみならず全庁で対応に当たることとしましたが、断水についての最初の放送を行った約4時間後にその判断を行ったため、臨時給水所の開設などの対応に時間を要する結果となりました。

そこで、昨年10月16日の議員全員協議会でもお伝えしましたが、断水の範囲が広く、上下水道局のみでの対応が困難であると判断した場合は、直ちに災害対策本部を設置して対応し、できるだけ早期に飲料水と生活用水の供給をできるような体制づくりを考えております。

また、いつ頃復旧するのか、給水所はどこに設置されるのかといった市民の皆様の不安をできるだけ解消できるよう、既存の防災行政無線放送や防災メール、ホームページを活用するほか、より細やかな情報発信のあり方についても、今後検討してまいります。

次に、水道施設に関する取り組みについてです。

破損した老朽管路のルートについて漏水調査を実施し、新たな漏水箇所がないことを確認いたしました。破損した水道管は、口径の大きな基幹管路であったこと、漏水を止めるためには配水池のバルブを閉めるしか方法がなかったことから、広範囲の断水を招き、復旧にも時間を要する結果となりました。

このため、新年度において、当面の措置として、同様の場所で漏水事故が発生した場合に、早期に漏水を止め断水範囲を縮小できるよう、既設管路の途中にバルブを設置するよう考えています。

また、老朽化している主要な管路などについて、今後の水需要に応じた適切な管の口径、水の供給に支障のない布設替えの方法など、配管ルートについて検討を行いたいと考えております。

しかし、老朽化した基幹管路はすぐに布設替えができるような施設ではないため、バル

ブの設置など、できることから実施するとともに、管路の更新については計画的に更新ができるよう検討してまいります。

最後に、安心・安全なまちづくりを行っていくための考えについてです。

議員がおっしゃるとおり、防災・減災のためには、自助・共助・公助、それぞれが機能することが必要不可欠です。市民の皆様が自らの命をどう守るかという意識を持って、平時から備えることはもちろん、共助を担う自主防災組織や地域防災リーダーの育成も重要です。

自助と共助について周知啓発を行うことは、公助を担う行政の重要な役割であるとともに、さきの大規模断水を教訓に、非常時に備えたマニュアルの整備の必要性を痛感しているところです。

また、断水に関して言えば、臨時給水用の受水槽を実際に使用したのは今回の断水が初めてで、組み立てや設置の仕方に不慣れな職員がほとんどだったことも、給水が遅くなった原因の1つと考えています。

そこで、受水槽の組み立てと設置がスムーズにできますよう、必要な部材を1つにまとめて準備しておき、マニュアルを整備するとともに、新年度には、臨時給水所の設置を担当する職員への事前研修を予定しています。

また、災害全般に備えては、現在、大規模地震災害発生時の初動対応マニュアル、避難生活が長期化した場合の指定避難所を開設運営していくための避難所運営マニュアルなどの作成を進めているところでございます。

以上で、中野議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 市長、御答弁いただき、ありがとうございました。

私自身、今回の一般質問で、何でもっと早くしなかったんだという責めるようなことではなくて、これをきっかけに、本当に行政・議員・市民が考えるきっかけをつくりたいと思い、一般質問させていただいております。

その中で課題として、給水所開設の遅れ、情報発信の遅れ、水道老朽のこれからの計画について、また、助け合える関係づくりを構築していかなければいけないという課題を御認識されていらっしゃる。そして、今後の取り組みとして、災害対策本部についての考え、そして、市民一人一人の備蓄の必要性、そして、自主防災組織、防災リーダーが重要という御認識、また、具体的には、受水槽設置マニュアルの整備や研修や避難所の運営マニュアルを作成していくというところで、できることからやっていく、防災に対しての考えが進んでいるのだなという御認識をさせていただきました。安心感を覚えております。

以上、安心・安全なまちづくりに対しての思いをお伺いさせていただきました。ありがとうございます。

今回、一般質問をさせていただいた理由の1つが、原因と課題を認識した上で、その後、本市がどのような気づきがあり、どう対策していくのかという検証について、広く市民の皆様を知っていただきたく、一般質問しました。実際に市民の皆様からも、原因は公表されたけど、その後の情報がないから、次に、同じようなことが起こったら不安だというお

声も多数いただいております。

私が考える安心・安全なまちづくりの1つは、情報を提供し、市民に届けるということ。こと防災に関しては、行政と市民が情報を共有し、自分ごととして考えることが非常に大切だと考えているからです。結果論だけではなく、その過程をお伝えすること、得られる安心があるのではないかと思います、質問させていただきました。

その点を踏まえ、断水時の状況について、少し掘り下げてお話しさせていただきます。

断水が起きた昨年10月1日早朝、私自身、市民の皆様からの電話やSNSを通じ、断水が発生していることを知りました。私が住んでいるところが黒川2丁目になりますので、ちょうど今回の断水の範囲には当たらないところでしたので、そういった市民の皆様からのお声で気づくことができました。その後、防災無線や防災メール、本市ホームページ、報道等により情報を取得していきました。

また、大竹市議会議員の委員会で作られたLINEグループを活用し、同僚議員の皆様から、各現場での動きや断水に関する情報を共有させていただきました。例えば、井戸水開放の情報、断水復旧後の水道の取り扱い、各給水所の開設情報や混雑情報など、リアルタイムでの情報交換を行ってまいりました。また、実際に各給水所に出向き、職員の皆様に混雑状況をお伺いしたり、利用者の方にお話をお伺いしたりと、取得した現場の情報を、各所の職員の皆様へ共有させていただきました。集めた情報を参考に、私の公式LINEやインスタグラムなど、各種SNSで市民の皆様に情報を発信してまいりました。

参考資料の2枚目を御覧ください。私の公式LINEでの発信内容を添付しております。

右下の記載にありますように、公式LINEの特徴は、登録者に一斉配信ができる。通常のLINEでは1対1のやり取り、また、グループ内での活用がありますが、公式では登録された方、私の公式LINEで言うと641名の方に今登録していただいておりますので、そういった皆様に一斉に配信をできました。そして、通常のLINEと同じように、登録者の方と1対1のやり取りができる、写真、動画、ウェブリンク、ファイルの送信ができるという点が、公式LINEの特徴になっています。

そして、緊急時の情報の取り扱いについては、以前、ITリテラシー教育を受講した経験を生かし、希望的観測や未確定な情報を発信せず、事実のみを発信することを意識し、先ほど挙げた給水所の混雑情報や、本市ホームページ、防災メールに届いた情報、また、防災メールへの登録を促す発信をしてまいりました。

そのような情報発信を行った際、市民の皆様から、経過が分かって安心した。給水所の状況が把握できたので、空いている場所へ向かった。職員の皆さんの頑張っている姿を見てこちらも頑張ろうと思ったなど、結果ではなく経過、もっと言えば、現場の情報を見える化できたことにより得られる安心感もあるのだと、私自身、大きな学びとなりました。

また、SNSでの発信により、私に対する電話の問い合わせも、午後にかけてだんだんと減少していきました。

以上の点を踏まえ、2回目の質問を行わせていただきます。

市民の皆様からは、先ほど説明をさせていただいた、リアルタイムな情報を欲しているという要望がありました。そこで、行政としての情報の取り扱いについて、3点ほど質問

させていただきます。

1 目、断水発生時の情報発信についてです。10月 1 日に行われた本市からの情報発信の媒体の種類、発信内容について伺います。

2 目、市民の皆様から、本市へ電話で問い合わせたが、なかなかつながらなかったとの御意見もいただきました。断水発生時の電話対応について、対応された職員の数、問い合わせ件数について、当時の状況も踏まえ、教えてください。

3 目、市民からはリアルタイムでの情報発信をしてほしいとの要望があるが、行政側の情報発信として、リアルタイムでの情報発信ができるのかどうか。本市が考える市民に届ける情報に対しての考え方をお伺いさせていただきます。

1 番、断水発生時の情報発信内容。2 番、断水発生時の電話対応の現場の様子。3 番、行政としての情報発信の考え方。以上、3 点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 業務課長。

○上下水道局業務課長（三浦暁雄） 上下水道局からは、1 点目の御質問と 2 点目の御質問についてお答えをいたします。

まず、1 点目の断水発生時の情報発信につきまして、10月 1 日の断水の当日、上下水道局では、防災行政無線とメールの発信、ホームページの更新、それとマスコミへの対応という形で情報を発信してまいりました。

最初に、防災無線を発信いたしました時刻は朝の 5 時40分で、メールも同時に届いております。その後、防災無線及びメールの発信を続けておりまして、10月 1 日の防災無線の発信回数、全部で17回、メールの送信は全部で13回になります。

発信した内容は、午前中は広範囲で断水が起きているという事実。午後になりまして、臨時給水所の設置のお知らせ。夕方になりますと、給水所の終わりの時間、それと次の日の開始の時間につきましてお知らせをしております。その後、夜になりまして、8 時頃に本日中の復旧の見込みであるというお知らせ。最後は 9 時頃でございますが、復旧しましたというお知らせをしております。

次に、2 点目の断水時の電話対応の様子でございます。

電話の問い合わせ件数は、正確な数値は分かりませんが、当日電話を対応した職員におよその数を聞いておりまして、それによりますと、電話の件数は1,000件を超えていたという状況でございます。対応した職員の人数は20人程度でございました。

電話の件数が多かった理由は、日曜日ということもございまして、最初の放送をした後に目を覚まされた方が、水が出ないということで問い合わせをします。こういったことが繰り返されたことによって、断水した午前中は同じ内容の問い合わせが多かったように思います。

以上でございます。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 私のほうからは、3 点目の情報発信の考え方についての御質問にお答えいたします。

今回の断水発生時、現在こうなっていると、いつ頃復旧しますといった情報の発表は、

違っていたときに混乱を招くおそれがございますので、復旧の区域であったり給水場所、それから、開設時間など、基本的には確定した内容での情報発信をいたしました。その結果、市民の皆様の、いつ頃直るんだろうといったような不安、こちらが払拭されず、御迷惑をおかけしてしまいましたけれども、今回のようなケースでは、リアルタイムでの情報発信というのは、慎重に判断をせざるを得ないと考えております。

なお、言わずもがなではございますけれども、台風や大雨といったような災害に備えては、気象情報であったり被害の状況にあわせて、できるだけリアルタイムで、あるいは見込みによりまして、より早期に避難情報であったり、そういったものの発令、それから、情報発信などを行っております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただき、ありがとうございました。3つの質問について御答弁いただきました。ありがとうございます。

まとめてみますと、まずは1つ目、断水発生時の情報発信内容について御答弁いただきました。ありがとうございます。断水発生時、防災無線、防災メール、ホームページと、あと、マスコミ対応ですね。情報発信されたとのことでした。

内容に関しては、早朝5時40分の放送を皮切りに、防災無線が17回、メールでの配信が13回という形で、午前中、私がメール確認したところでは、おっしゃったように断水発生の原因を調査中というメールでの発信をされていて、午後からは給水所設置のお知らせや、夜の8時には本日中の通水再開見込み、そして、夜9時10分には通水再開のお知らせというような形で、情報発信いただいていたかと思えます。ありがとうございます。

改めて、断水発生から通水再開まで1日という迅速な対応をしていただき、本当に感謝申し上げます。各所に回らせていただいたときに、職員の皆様が対応されている姿を拝見させていただき、非常に心強く、安心感を覚えました。

そして、2つ目、断水発生時の電話対応の現場の様子について、御答弁いただきましてありがとうございます。

対応人数が約20名を超え、問い合わせ件数が1,000件を超えていたということで、本当に現場の状況は大変だったんだなというふうに、改めて認識させていただきました。

そして、防災無線や防災メールを配信しているのですが、時間帯によっては放送後、目を覚まして水が出ない、どういう状況か分からない、そして、電話をするというところで、何度も同じ内容の対応をされたのではないかというふうに認識しました。

また、市民の立場としてでも、やっぱりホームページやメール以外に、電話で聞いたら何か書いてない情報があるのではないかというような市民感情が起きるというのも、十二分に考えられるのかなというふうに認識しました。

そして、3つ目、行政としての情報発信の考え方について。行政としての情報発信の考え方、現状について御答弁いただきました。ありがとうございます。

私自身も、内容に関しては不確定要素や希望的観測というのは、これはもう今後も発信できないだろうというふうに認識しております。曖昧な発信をして、もしそのとおりにな

らなければ、かえって市民の皆様に混乱を生じさせることもあろうかと思しますので、御認識させていただきました。

また、内容に変化がなければ、発信の回数を増やしても効果というのではないのかと思われますので、改めて今回の対応については、現時点で考え得る適切な対応ではないかと、私自身認識しております。

以上、3点の御答弁をまとめますと、本市の情報発信の対応としては、現状考えられる最大限の対応をされていると、私自身認識しております。しかし、ここで課題も見えてきました。電話での問い合わせにより、多くの人手を必要としている状況が生まれていること。

本来であれば、電話をかける前に、市民側がまずホームページや防災メールを見てみようとなれば理想だと思いますが、情報受信のタイミングが合わなければ電話で問い合わせをし、何度も同じ対応に追われているという状況にあることが分かりました。

断水時での本市の状況を整理できた上で、ここから話を少し広げます。

冒頭答弁にもありましたとおり、1月に発生した能登半島地震の報道を連日見たときに、大竹市で同規模の災害が起きた際、具体的にどう行動したらいいのかと考えておりました。

先ほど御説明した参考資料1にもあるとおり、従来は、住民の命は行政が守るという考え方が当たり前となっておりましたが、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨を経て、時代が求める防災のあり方が変化してきています。冒頭にもお話しした自助・共助・公助の考え方が求められています。自らの命は自らで守る自助、地域コミュニティによる助け合い共助、行政は地域コミュニティを支援、住民が適切な行動を取れるよう全力で支援する公助の3つです。

ここで参考資料3枚目を御覧ください。

こちらは、中央防災会議の報告書になっています。中央防災会議とは、内閣の重要政策に関する会議の1つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等を行っている会議です。

こちらの報告書は、平成30年12月に行われた、平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について、中央防災会議、防災対策実行会議での水害・土砂災害からの避難対策の提言をまとめた報告書に記載された文言です。

資料3は、報告書のまとめに当たる、おわりにという項目の資料になります。こちらの資料を読み上げます。

国民の皆様へ。大事な命が失われる前に。自然災害は、決して他人ごとではありません。あなたやあなたの家族の命に関わる問題です。気象現象は今後更に激甚化し、いつ、どこで災害が発生してもおかしくありません。

行政が一人一人の状況に応じた避難情報を出すことは不可能です。自然の脅威が間近に迫っているとき、行政が一人一人を助けに行くことはできません。行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。避難するかしないか、最後はあなたの判断です。皆さんの命は皆さん自身で守ってください。

まだ大丈夫だろうと思って亡くなった方がいたかもしれません。河川の氾濫や土砂災害が発生してからではもう手遅れです。今、逃げなければ、自分や大事な人の命が失われるとの意識を忘れないでください。

命を失わないために、災害に関心を持ってください。あなたの家は洪水や土砂災害等の危険性は全くないですか。危険が迫ったとき、どのような情報を利用し、どこへ、どうやって逃げますか。あなた一人ではありません。避難の呼びかけ、一人では避難が難しい方の援助など、地域の皆さんで助け合いましょう。行政も全力で皆さんや地域をサポートします、という記載があります。

報告書の中には、避難対策について検討した内容や具体的に実施すべき主な取り組みが盛り込まれていますが、ここでは、自らの命は自らが守る、自らの判断で適切に避難行動をとるという文言が各所で見られるように、かなり強い表現で示されており、防災に対する考え方の転換点となった報告書になっております。

216ページから成る大竹市地域防災計画基本編、総則第2節、防災の基本方針には、防災には時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において、国・県・市・公共機関・住民等が一体となって最善の対策を取ることが、被害の軽減につながるとあります。さらに、市民欄の一番上には、自らの身の安全は自らが守るとの認識を持つとの記載があります。つまり、国も本市の方針も、公助に頼るのではなく、自助・共助の考え方を広めていこうという見方ができます。

以上の点を踏まえ、3回目の質問で3点お伺いします。

まず、1つ目、自助・共助の点から考える本市での取り組みについては、自主防災組織と防災リーダーがあります。自主防災組織の設立状況、県・市・町の平均に比べ、どのぐらいの位置づけにあるのか、本市の防災リーダーの人数もあわせてお伺いします。

本市では、防災セミナーや防災リーダー新規育成研修など、自助・公助をテーマとした研修を開催されています。講師は、総務省、消防庁が主催する防災まちづくり大賞で総務大臣表彰を令和5年2月に受賞された、一般社団法人ひろしま防災減災支援協会代表理事の柳迫長三氏をはじめ、自助・共助に関するテーマに精通されている講師に依頼されています。

そこで、本市が考える自助・共助の考えを広げるための、現在の課題や認識についてお伺いします。

そして、災害時の行動として、自主防災組織や防災リーダーの役割、そして、期待するところ、具体的な行動指針があればお答えください。

最後3つ目、実際に災害が起こったときに、どこまで地域コミュニティが行動できるのか、行政と自治会などの地域コミュニティとの役割、関わり方についての現状を考える課題についてお伺いします。

また、本市の自治会で他市の参考になるような事例があれば教えてください。

以上、3点です。よろしくお願いします。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は13時5分からと予定いたしますので、よろしくお願いいたします。



~~~~~○~~~~~

1 2 時 0 4 分 休憩

1 3 時 0 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議長所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を継続いたします。

中野議員の 3 回目の質問の答弁からお願いいたします。

危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 3 点御質問いただきましたので、順にお答えしてまいります。

まず、1 点目、自主防災組織の設立状況と防災リーダーの人数等に関する質問でございます。

自主防災組織ですが、現時点で41ございまして、組織率では74.8%となっております。県の平均が約95%でございまして、これに比べますと低く、順位で言いますと、県内の市町の中では下から 5 番目という状況と認識しております。

組織率が100%になることが最終的な目標でございますし、未組織の自治会には組織づくりをお勧めしたり、それから、防災セミナーに参加していただいたりもしておりますけれども、メンバーの高齢化などを理由に、なかなか難しいという状況が続いております。

それから、地域防災リーダーでございまして、これまで54名の方が認定されております。現在は49名の方が登録されております。女性や20代、30代の若年層の加入が課題であると認識しております。

続きまして、2 点目の、災害時の行動として自主防災組織、あるいは防災リーダーに期待するところ、それから、具体的な行動指針はあるのかという御質問をいただきました。

自主防災組織でございまして、自治会などの単位で平時からの訓練、それから、災害時の避難の呼びかけなど、自主的に防災活動を行っていただいている組織でございまして、共助の役割を担っていただくことを期待しております。

また、地域の防災対策の推進、防災意識の普及を行い、自主防災組織の育成・活性化を図ることを目的として、平成30年度から防災に関する知識及び技能を有する大竹市地域防災リーダーの育成も行っております。災害時はもちろん平時からも、各リーダーが所属されます自主防災組織や自治会などで、主導的に活動していただくことを期待しております。

研修の内容を御紹介いたしますと、防災リーダーの新規育成研修ですと、広島県の災害の特徴、防災の基本、避難のあり方、避難の呼びかけ体制の重要性、それから、先ほどから話によく出てきます、自助・共助・公助、この関係。それから、防災リーダーと自主防災組織の関係、役割などといったものの講義と、心肺蘇生、AED等の救命実技講習、この2本立てで行っております。

それから、登録しておられる防災リーダー全体を対象といたしまして、令和元年度からはフォローアップ研修も実施しております。東日本大震災の災害伝承語り部や、県の防

災アドバイザーを招いての講習会、それから、グループワーク、異なる地区の防災リーダーの皆さんとの意見交換会などを行っております。

なお、自主防災組織も地域防災リーダーも、市として具体的な行動指針といったものは提示しておりません。

それから、3点目でございます。実際に災害が起こったとき、どこまで地域のコミュニティが活動できるのかといったようなところで、本市の自治会等の活動で参考になる事例があるかというような御質問だったかと思います。

先ほどから答弁にあります、今回の大規模断水時ですね。自主防災組織で自主的に遊休井戸を活用して、生活水の確保について御尽力をいただいたところがありましたこと。また、その組織において防災リーダーの方が御活躍いただいたということをお聞きしております。

なお、市広報やホームページでも公開しておりますけれども、防災訓練や避難訓練などの防災活動の取り組みが顕著な活動として認められ、令和4年度には新町1丁目自治会、令和5年度には元町1丁目自治会が、優良自主防災組織として県知事表彰を受けております。こういった事例を皆様に周知して、ぜひ、活動に取り入れていただきたいなど考えておるところです。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。午前には引き続きよろしく願いいたします。

前回の一般質問で、声が大きい、早いと言われ、意識しておりましたが、午前中の答弁が元気・勢いがないと言われましたので、若者らしく午後はスタートさせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今御答弁いただきました内容について振り返らせていただきます。

まず、1点目、本市の自主防災組織、防災リーダーの課題について、目標値に向け、より一層周知しないといけないと感じました。防災リーダーに至っては、20代、30代の若年層がいないこと、また、女性の数が少ないということが課題と感じました。そして、県の目標から下回っている、下から5番目というところで、まだまだこれから取り組みが必要だというふうに、私自身感じております。

そして、2点目、資料上には、役割やあり方についての記載が確かにあります。また、災害が起きる前までの地域の中でのつながりづくりなど、具体的な行動についての記載がありました。災害時での役割、この部分に関しては抽象的な部分がある、具体的に示すことができていないというところは、1つ課題なのかなと認識しております。

そして、3点目、本市においても自主的に行動し、県知事表彰までいただいている自治会があるということは、本当に大変頼もしいと感じました。ただ、こういった活動ができる自治会が増えることは大変喜ばしいですが、現実には各自治会でも取り組みに対する温度差や担い手不足など、さまざまな課題があるのかなというふうに、私自身感じております。

さて、ここまでの質問、答弁について見えてきた本市の防災における市民・地域・行政の課題について整理していきます。

まず、市民からの課題は、タイムリーな情報発信、結果ではなく過程の見える化をしてほしいということ。地域の課題は、自主防災組織や防災リーダーの災害時の具体的な行動を示すこと。行動力に差がある各自治会の情報差を埋めること。そして、最後に、行政側の課題としては、電話対応に追われずに、最優先事項に注力できる環境をつくること。自助・共助の意識が高いまちづくりを進めることが重要かと考えます。つまり、情報共有を素早く行い、具体的な行動を示し、作業を効率化することで、安心・安全な大竹市を形づくることのできるのではないかと感じました。

ここまでまとめたところで、具体的な御提案をさせていただきます。

災害時に市民・地域・行政がつながる仕組みとして、大竹市防災LINEオープンチャットの開設について御提案させていただきます。LINE上でできる災害伝言板というイメージです。参考資料4枚目を御覧ください。

LINEオープンチャットとは、通常使用しているLINEの画面を、友達登録しなくても共通のテーマで集い、最大5,000人で情報共有できるサービスです。LINEは知ってるけどオープンチャットは知らない、SNSが得意な若者が使うサービスだろうと思われるかもしれません。そんなことはありません。鹿児島市、豊洲など、行政での活用事例や、〇〇自治会、〇〇丁目など、少人数のグループで災害伝言板として、民間活用も数多くされています。

参考資料4の上部に、特徴を記載させていただいております。LINEオープンチャットのオープンチャットとは、テーマごとにつくられた、例えば、今回だと、大竹市防災というトークルームと呼ばれる場所に参加して、そこに集った人たちと相互に会話、情報共有ができるサービスです。つまり、災害時、LINE上で情報を共有することができる仕組みです。

オープンチャットの大きな特徴は、参加者同士が友達登録をしなくてもトークに参加することができる。2番、最大5,000名まで参加できる。3番、いつも使用している名前を使わずに、匿名で使用できるという特徴があります。

参考資料の5枚目を御覧ください。

LINEヤフー株式会社が運営しているLINEキャンパスによると、LINEの月間ユーザー数は2023年6月末時点で9,500万人、日本国内の人口の約80%が利用しており、グラフ中央にある年齢の割合を見ても、どの世代の方も偏りなく利用されています。

新しい取り組みを行う際には、簡単でふだん利用しているもの、つまり参加のハードルを下げ、ルールを簡単にすることが重要と考えます。だからこそ、利用者が多く、使い慣れているLINEが、今回のケースでは有効かと考えます。

では、具体的にどのように活用していくのか、大竹市での活用案について、改めて参考資料4を御覧ください。

右下に記載があります本市での活用案として、1つ目、避難所情報や各地域での災害情報など、各地区での情報共有に活用する。

2 つ目、大竹市防災 L I N E オープンチャット参加者を、各地域の防災リーダー、自治会の防災担当、行政職員 1 名に限定する。

3 番、防災セミナーや防災リーダー研修にて、活用方法を学ぶ研修を取り入れるとあります。

まず、1 点目です。避難所情報や各地域での災害情報など、各地区での情報共有に活用するという点です。

災害時の本市の課題は、情報共有を素早く行い、具体的な行動を示し、作業を効率化することが大切と申し上げました。L I N E オープンチャットを活用することで、トークルーム参加者に素早く情報共有でき、写真共有も活用することで、状況把握もしやすくなる。現状では、電話や現地で確認した情報を災害対策本部で集約し、その情報を各場所へ共有する過程を踏むため、人手も必要であり、タイムリーな情報発信を行うことができません。もちろん、オープンチャット上だけの情報で判断することは困難であり、実際に現場に向かい、確認する必要もあるかと思いますが、職員の皆様が、各地での情報を L I N E オープンチャット上で事前に把握できれば、行動量を短縮できるはずです。

また、最近では、A I 要約も行われ、その日に共有されたたくさんの情報を 1 日で A I が要約してくれるサービスも、このオープンチャット内にはあります。

次に、2 つ目、大竹市防災 L I N E オープンチャット参加者を、防災リーダー、各自治会防災担当、行政職員 1 名に限定するという点です。

先ほど御紹介した鹿児島市や豊洲など、ほか自治体では、市民も巻き込んで大規模な形で活用する事例もありました。しかし、オープンチャットの特性にあるように、誰でも参加できる代わりに匿名で利用できるため、災害時に誤った情報を共有する可能性があるため、限定された形での開設が望ましいと考えます。

また、3 回目の質問にもありました、防災リーダーの具体的な行動として役割を担っていただくという点です。災害時、リーダーとして各地区でリーダーシップを発揮していただくためには、何より情報の把握が必要です。

具体的な活用としては、2 回目の質問にもありました、議員間での L I N E グループでのやり取りです。私自身、ほかの議員の情報を参考に、行動するヒントをいただき、対応することができました。

自主防災組織や防災リーダーも、やりたい気持ちはあるが、実際何から始めたらいいのか分からないという方も多いのではないのでしょうか。また、災害時になるとなおさら判断することも増えますので、より状況は困難になってくるかと思います。そのような状況下で、オープンチャット上で各地区の防災担当者間で情報共有ができれば、各地区の担当者の行動のきっかけになるはずです。

そして、行政職員を 1 名に限定する理由は、このオープンチャットの対応に追われないためです。何度も申し上げるように、自助・共助のための仕組みづくりです。このオープンチャットの場合、行政側に対する要望の窓口になっては、職員の皆様の仕事量が増えることになります。あくまでこのオープンチャットでは、自助・共助のための各自治会防災担当者の情報共有、また、災害対策本部への各地区の状況把握効率化のための場所とすべ

きと考えています。

では、その仕組みをどのように広げていくかです。それが、3つ目の活用案である、防災セミナーや防災リーダー研修にて活用方法を学ぶ研修を取り入れるという点です。

防災の観点から考えますと、いかに平時に準備を行うことができるかが鍵となっております。そして、活用するに当たり、ルールを決め、ルールを落とし込んだ利用者で運用していくことが大切です。だからこそ、防災セミナーや防災リーダー研修の場で活用方法やルールを落とし込み、実際に訓練を行ってみる。新しく始めるのではなく、今ある取り組みにプラスすることが大切だと考えますので、現在行っている研修の場で落とし込みができたかと考えております。

また、各地域でも防災リーダーや各自治会防災担当者に情報が集まる仕組みになっているとすれば、本市への電話の問い合わせが減少し、ほかの作業に集中できる環境が生まれるかもしれません。

以上が、私が考える大竹市防災LINEオープンチャットの活用例です。

まとめに入る前に1点、オープンチャット活用に際して疑問に感じる点について先に御説明させていただきます。

例えば、オープンチャットではなく大竹市公式LINEを作成し、そちらで同じような仕組みができるのではないかと考えられる方もいるかもしれません。しかし、明確にできない重要な事項が1点あります。それは、参加者全員で情報共有ができないという点です。

これは断水時に私が経験したことです。公式LINEは、管理者、私から登録者の皆様に対して一斉配信はできます。こちらからの一斉配信はできるのですが、1対1のやり取りになると、ほかの登録者は見ることはできません。つまり、公式LINEでは発信はできるが、共有はできないということです。

その点オープンチャットでは、共有した内容について、参加者全員が把握できます。途中参加された方も、参加前の情報も閲覧することができます。だからこそ、集約して発信という手間がかからず、参加者全員が情報共有できるという点において、公式LINEではなく、オープンチャットが災害時には有効と考えます。

今回の大竹市防災LINEオープンチャットの御提案は、当然ですが思いつきでやりましょうという御提案ではございません。断水時に現場で経験した課題、市民の皆様からの要望、本市の自助・共助の取り組みに対する課題などを鑑み、各自治会の事例などを参考に、今の大竹市に何が必要かを考え、選択した御提案です。

改めて、今回のメインともなります災害時の情報共有施策に当たります大竹市防災LINEオープンチャット導入に関して、本市の見解をお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 御提案ありがとうございます。

御紹介いただきましたLINEオープンチャットにつきまして、自助・共助の観点から見ますと、例えば、市民同士のグループでのこういった利用は、災害時の安否確認であったり情報共有の手段として、非常に有効な手段の1つであると考えられます。また、

これを契機にそれぞれ抱えておられる問題の解決にもつながることが期待できると考えます。

市内の自主防災組織等で、こういった新しい取り組みの事例があれば、自主防災組織や自治会を対象としたセミナーなどの機会を捉えて紹介させていただいて、あわせて災害時の情報共有の重要性についての啓発を行うということも考えられます。

続いて、公助の観点からこれを見てもみますと、現在、行政内部については、災害時に公用スマートフォンで、ワウトークというツールを使用しまして、災害対策本部と支部間で情報収集と情報共有を行っております。

ただし、これは大規模災害が発生した場合に、既存の機器だけでは不足が生じるのではないかという事態も想定されます。御紹介いただいたLINEオープンチャットをはじめまして、災害対応に当たる職員間の情報共有の手段の拡充について、今後の検討課題であると考えておるところです。

なお、LINEの公式アカウントの機能では、オープンチャットの開設や参加ができないことになっておるようです。仮に職員個人のLINEアカウントを使ってオープンチャットに参加して情報収集等を行うことというのは、セキュリティーの面からはちょっと慎重に考える必要がございますし、あと、実際の災害対策本部設置時の職員の対応の状況を考えますと、御提案をいただいたような運用は、少し難しいのではないかなと想定しておるところです。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。5回目となりますので、最後は要望と私の考えをお伝えして、このたびの一般質問を終えたいと思います。

LINEオープンチャットに関して有効な手段の1つとして考えられる、各自治会で検討したものに関して研修で御紹介をさせていただくというような前向きな御答弁をいただいたことに関しては、本当にありがたいなというふうに思っております。ただ、公助の観点から、課題も数多くあるのではないかということも認識させていただきましたので、これから考えていかなければいけないと私自身考えました。

ということで、災害時に適切な行動ができるかどうかは、平時にどれだけの準備を行うことができるのかということが大切と何度も申し上げました。直近で大竹市民全員が非常時の体験をされた大規模断水、能登半島地震の報道を見て、同規模の災害が大竹市で起こったときにどう動けるだろうかと感じた今だからこそ、考えるきっかけをつくりたいと思います、一般質問させていただきました。

災害に対するふだんからの備えは、行政・地域・市民が自分ごととしてどれだけ向き合えるのか。そうした心の準備ができているかいらないかで、災害時の対応、動きが異なってきます。

昨年の断水を経験された市民の皆様からは、今まで経験したことがなかったから、防災に対するスイッチが入ったという方もおられました。この経験を次にどう生かしていくかが、安心・安全な大竹市になるための大切な要因であると考えます。

市民・地域・行政が、それぞれの役割である自助・共助・公助の役割を認識し、チーム大竹としてこの課題に取り組んでいくことが大切です。情報共有を素早く行い、具体的な行動を示し、作業を効率化する。その取り組みとして、今回、大竹市防災LINEオープンチャットを御提案させていただきました。

こうした新しい取り組みを御提案させていただくときに、必ずいただく御意見がございます。スマホを持ってない方はどうするんだ、LINEをしてない人はどうするんだと。逆に私は聞きたいです。環境や状況が整うまで、新しい取り組みはしないのかと。また、どうやったらできるかを考えることが大切ではないかと。

私自身、今回の一般質問を通じて、本市の防災に対する取り組みについて大変勉強になりました。私自身の自助の課題は、防災に対する正しい知識を取り入れることだと感じております。

3回目の御答弁にもありましたとおり、本市の防災リーダーは、20代、30代の防災リーダーが現状いません。私自身、次回、防災リーダー研修が開催された際には、申し込みをさせていただこうと考えています。そのときに、若い人たちが得意としているデジタルやスマホの情報を共有させていただいたり、先輩方から、防災に関してのお話や各地域での取り組みについてお話を伺うことが、共助につながるのではないかと考えております。

そのためには、現場にお伺いし、現場の声を聴くことです。市民が求めているものは何か、行政職員の皆様が直面している課題は何かを把握すること。先日行われた議会のあり方調査研究特別委員会の御講演でも、議員の役割は、市民の声を行政に届けることだとおっしゃっていました。

しかし、私は市民の声や要望を行政に伝えるだけでは、仕事を転嫁しているだけで、自助・共助ではないと考えます。市民の声を聴き、行政の課題を把握し、ほか自治体の事例を参考にしながら、本市で最適なものを提案する。そこまで行動することが、私が考える議員の自助・共助の役割だと考えます。その提案をきっかけに、市民・地域・行政・議員が考えるきっかけとなる、チーム大竹として形づくる安心・安全なまちづくりにつながると思います。

これからも必要とされる新しい取り組みを提案することをお誓い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 続いて、14番、細川雅子議員。

〔14番 細川雅子議員 登壇〕

○14番（細川雅子） 14番、政啓クラブの細川雅子でございます。

本日3月8日は、国際女性の日です。1904年、ニューヨークで婦人参政権を求めたデモが起源となっており、国連によって、1975年に3月8日を国際女性デーとして制定されたと聞いております。今朝の新聞などでも大きく報道されていますので、気づかれた方も多いことと思います。このような日に一般質問をさせていただくことに感謝して、今日の質問が女性の生きやすさへの環境整備への一助となればと願って、質問をさせていただきます。

今日のテーマは、本市の小児医療の充実に向けてとさせていただきます。

令和6年度当初予算が議会に上程されております。本予算は、まちづくり基本計画における8つの幸せの実現に向けた施策を展開しているものです。

計画を進める上で、本市が定住促進の中心と捉えている子育て世代のニーズに応えることが大事になると考えます。今日は、本市における小児医療の現状と、小児医療の支援充実に向けた今後の道筋についてお尋ねいたします。

先日、令和5年の出生数の速報値が発表されました。令和5年の出生数はおよそ75万8,000人で、令和4年よりさらに減少したそうです。

政府は2月に、子ども・子育て支援法の改正案をまとめて、子育て支援を加速化させるようです。国も地方も子育て支援に力を入れています。私は、子供が病気になったときの小児医療の受け皿について、もっと目を向けていただきたいと思います。

子育て経験のある方なら誰でも、昼間は元気で、友達や兄弟と遊んでいた子供が、夜になると急に御飯を食べなかったり、熱を出して、慌てて医療機関を探したといった経験があるでしょう。それは、今も昔も大きく変わらないと思います。

一方で、子供を取り巻く家庭環境は、この40年で大きく変わりました。資料を用意していませんが、多くの方が、この辺は肌感覚で共有できることとは思いますが、今日は国の資料を2つ用意いたしました。テレビなどで傍聴されている方々には、お手元に資料がなくて大変申し訳ございません。

まず、資料1を御覧ください。こちらは、厚生労働省の国民生活基礎調査からの資料です。児童のいる世帯の年次推移です。児童のいる世帯を100としたときの核家族の世帯と、3世代世帯などの構成割合が分かります。

1986年は、核家族世帯が69.6%、3世代世帯が27%でした。ところが、2022年に目を向けますと、核家族世帯が84.4%、3世代世帯が11.1%で、この36年間の間に、核家族世帯の割合が15%ぐらい増えています。

次に、資料2を御覧ください。こちらは、厚生労働白書の雇用者の共働き世帯の数の推移です。1980年から2021年までを、折れ線グラフで表しています。

これを見ると、いわゆる専業主婦の世帯と共働き世帯の数が、大きく逆転しているのが分かります。資料の1と2は、子供を育てている世帯だけの数ではございませんので、子育て世帯だけの数字とは若干違うかもしれませんが、大きく外れていることはないと考えております。

この資料から、子育て世帯の孤立化が進んでいることが分かります。今、子育てしている家庭の多くは、子供が夜中に高熱を出しても、アドバイスをしてくれる人もおりません。また、親が仕事に行っている間、代わりに調子の悪い子を見てくれる親も、家にはおりません。

大竹市で安心して子育てをしてほしいと願ううえで、今日の質問では、本市における小児医療の現状を確認し、これからの本市の小児医療の環境整備についてお尋ねしてまいります。

第1に、現状認識から聞いてまいります。

まず、平日昼間の状況です。本市の開業医の中で、小児科を掲げているのは2機関と認



識しております。これに間違いはないでしょうか。

広島西医療センターの一般小児医療の平日の受け入れは、現在どのようになっているのでしょうか。教えてください。

次に、夜間の診療です。以前は、広島西医療センターが夜間の診療も受け入れてくれていました。現在はどのようになっているのでしょうか。

また、県内で夜間の小児の診療を受け入れてくれているのは、直近では舟入市民病院です。舟入市民病院はとても混んでいると聞いていましたが、状況はどのようになっていますか。

また、岩国市の医療センターでも夜間の診療をしていると聞きましたが、高額な医療費を請求されると聞きました。これは一体どういうことでしょうか、教えてください。

次に、休日の診療についてお尋ねいたします。

本市の休日診療所、小児はやっていないと思います。休日に診てくれる小児科医は、どこか近くにありませんでしょうか。

また、子供専用の電話相談があったと思います。＃8000番ですが、これの運用状況はいかがになっておりますでしょうか。

最後に、救急搬送についてお尋ねいたします。

このたびの一般質問に先立って、消防本部に、病気の際の搬送先についてお尋ねいたしております。資料5を御覧ください。

平成26年から令和5年までの間、救急の搬送先としては、広島西医療センター、岩国医療センター、舟入市民病院、そして、その他について、年齢階層別に集計をお願いいたしました。

この集計結果を見ますと、18歳以上と18歳未満では、搬送先の傾向が全く違います。ですから、18歳未満のところ、生後28日未満、生後28日以上満7歳未満、満7歳以上満18歳未満のところですね。そこだけを見てもみますと、平成26年頃には広島西医療センターへの搬送が2桁あります。しかし、平成30年頃から1桁になり、逆に年々、岩国医療センターへの搬送数が増えています。岩国市の病院に多くが搬送されているといったこの事実、広島県民としては、ちょっと意外な印象でした。何か理由があれば、教えていただければ助かります。

次に、2つ目の質問でございますが、本県の地域医療構想についてお尋ねいたします。

本県は、2025年を見据えて、地域医療構想をつくっております。限られた医療・介護資源を効率的に活用するため、医療提供体制の整備などについて一定の方向性を示しています。

求められている医療活動において、一次保健医療圏域、二次保健医療圏域、三次保健医療圏域と、3つの圏域を設定しています。

一次保健医療圏域は、市町を単位として、日常的な保健医療活動を展開しています。そして、二次保健医療圏域は、保健医療の基本的単位となるもので、通常の保健医療需要に対応するために設定したものだそうです。

県内を7つの医療圏域に分けて、大竹市は、廿日市市とともに、広島西地域を形成して

います。これら7つの圏域で、将来あるべき医療の提供体制などを検討されているようですが、小児医療に特化したアプローチなどされていますでしょうか。されていたら紹介をお願いいたします。

次に移ります。県は、令和5年の秋、昨年秋ですが、高度医療と人材育成の拠点整備を発表いたしました。この計画における本市の小児医療についてお尋ねいたします。

今年のお正月に各戸配布されたひろしま県民だより、これですが、ひろしま県民だよりは、まだ皆様の御記憶に新しいことと思います。その中から抜粋を、資料3に用意いたしました。「どう変わる？広島県の医療」として、2030年をめどに、広島駅北口に医療拠点となる病院を整備するというものです。

小児医療については、365日体制で救急医療に対応する高度な医療提供が可能な、こども病院として整備するといったことが書かれています。これらは、今までは県内に整備されていなかったもので、大変うれしいことではありますが、次の資料ですが、資料4を御覧ください。

こちらは、今紹介した広島県高度医療・人材育成拠点基本計画の概要版から抜粋したものです。新病院の設置に向けて、医療機関の再編と連携について書かれています。小児医療については、舟入市民病院と土谷総合病院から小児科を引き上げ、新病院に移設することが決まっているようです。

もし、舟入市民病院から小児医療がなくなったら、私たち大竹市民は一体どうなるのでしょうか。この再編整備によって、本市の小児医療への影響をどのようにお考えでしょうか、教えてください。

さて、今まで現状と今後の県の動きについてお尋ねしてきましたが、最後に、この国・県の動きの中で、本市の小児医療の環境整備を今後どのように進めていこうと思っておられるか、お考えをお尋ねいたします。

県としての小児医療の整備の方向は理解するものですが、それによって地域の医療が不便になるのも承服しがたいものがあります。大竹市は産科がなくなり、そのうえ、小児の夜間診療がなくなり、今では入院できる病院がございません。安心して子育てできる環境として、今後何をどのように進めていったらいいでしょうか。市長のお考えをお示ください。

以上、1点目は、本市の小児医療体制の現状。2点目、県の地域医療構想での小児医療についての位置づけ。3点目、県が進める高度医療と人材育成の拠点整備における本市への影響。4点目は、今後の小児医療の整備について、4つについてお尋ねいたします。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 我が国、我がまちを支える世代の減少が続く中、産み、育てやすい環境に配慮していく必要があると考えております。そうした中で、小児医療を充実させていきたいとの思いは議員と同様でございますが、経営面や医師不足などの問題もあり、なかなか難しい面もございます。御質問ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の平日の昼間や夜間、休日、緊急時に対応する本市の小児医療体制の現状についてでございます。

まず、平日の昼間の診療体制についてです。現在、本市で平日の昼間に小児医療が受けられる医療機関は、小児科を掲げている診療所が 2 軒と、広島西医療センターの一般小児科がありますが、広島西医療センターにおいては、広島大学から医師の派遣を受けて、週 2 回診療している状況です。

次に、夜間や休日、救急時の医療体制などについてです。

夜間や休日に急病になった子供の受診については、主に広島市の舟入市民病院や岩国市の岩国医療センターを案内しているのが現状です。

舟入市民病院は、小児救急拠点医療施設として、全日、急患対応をしているため、大変混雑していると伺っています。また、岩国医療センターも、全日、急患対応をしていますが、入院治療が必要となる重篤な患者を広域的に受け入れるため、診療後に入院となる場合を除き、選定療養費がかかる場合があります。このほか、大竹市休日診療所においては、年末年始の日中のみ、広島大学から小児科の医師の派遣を受けて、診療しています。

なお、広島西医療センターは、救急医療処置が可能な救急告示病院ですが、先ほど説明しましたように、広島大学から医師の派遣を受けて、週 2 回診療している状況ですので、一般小児救急は原則受け入れていません。

小さな子供が夜中に発熱すると、保護者の皆さんはとても心配になり、すぐに受診するべきか、翌朝まで待ってもよいものか迷われることが多いかと思います。このようなときは、小児救急電話相談や救急相談センターを御利用いただき、不安の解消に役立てていただければと思います。

続いて、子供が病気になったときの救急搬送の実績についてです。

本市の小児救急の搬送実績については、休日・夜間の時間帯に集中しており、その大半は岩国医療センターに搬送している状況です。広島西医療センターは、先ほど説明しましたとおり、休日・夜間に当直の小児科の医師が不在であるため、受け入れが困難な状況ですが、けがなどの外因性疾患の場合は、対応が可能なケースもありますので、緊急性や重症度などから、救急隊が判断して、広島西医療センターに受け入れ要請を行っているところ です。

J A 広島総合病院は、原則、中等症以上の患者を広域的に受け入れる救命救急医療機関ですので、本市から 18 歳以上の救急搬送の割合は一定程度ありますが、小児救急として小児科の医師が常駐していないことから、搬送実績はほとんどありません。

舟入市民病院については、小児救急に 24 時間対応可能ですが、収容までの時間や緊急性などを考慮のうえ、重症度が低い場合は搬送していません。

次に、2 点目の広島県地域医療構想における広島西地域内の小児医療体制についてです。

広島県地域医療構想は、地域医療体制全体として、急性期医療や慢性期医療など、機能別に必要な病床数を調整するものであり、小児医療体制に限っての個別の構想は示されていません。

続いて、3点目の高度医療・人材育成の拠点整備についてです。

県の高度医療・人材育成拠点と地域医療体制の確保に係る資料によりますと、県内の医療提供体制の課題の1つとして、医師の偏在が挙げられています。人口10万人に対する医師の数を全国平均と比較すると、県内は一部の診療科で全国平均を下回る状況であり、中でも小児科の医師の数は、ゼロ歳から15歳未満の人口10万人に対する医師の数の比較において、全国との差が特に大きくなっていると聞いています。

また、県内の医療機関数が多い反面、1医療機関当たりの医師の数が少ない傾向にあり、また、本年4月から始まる医師の働き方改革で時間外労働の上限規制が開始されることにより、ますます小児医療体制の確保が難しい状況になる見込みです。

このため県は、医療資源の集約による高度医療・人材育成拠点の整備を目指し、令和12年度頃の開院を計画している新病院に、急性期医療と小児医療を集約するよう進めています。具体的には、舟入市民病院の小児診療機能が新病院に集約されると伺っています。

なお、新病院は、エマージェンシールーム併設型の小児救命救急センターで、24時間365日、小児救急患者に対応でき、1次から3次救急まで断らない救急を目指すとしており、これまでよりも小児医療体制が充実される見込みですが、新病院は、JR広島駅の北口に立地しますので、舟入市民病院と比べると、本市から少し遠くなってしまうです。

最後に、4点目の本市の小児医療の環境整備を今後どのように進めていくかについてです。

現状では、県の方針に沿って医師の配置がなされることから、安定的な小児医療体制を確保するためにも、拠点化することの意義を市民の皆様に御理解いただき、適正な受診をお願いしたいと考えます。

小児科に限らず、全国トップレベルの医療を提供できる新病院が完成することで、医師が多く症例を経験できる環境や指導体制が整い、現在、減少している若手医師が増加傾向に転じましたら、広島西二次保健医療圏内での将来的な体制整備のあり方を、同じ圏域の廿日市市と共同で検討することもできるのではないかと考えています。

子育てを行ううえで、身近な場所での小児救急体制の確保は安心感につながるものではありますが、県の実情を御理解いただきたいと思います。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 細川議員。

○14番（細川雅子） 御答弁ありがとうございます。

まず、冒頭に、市としても子育てがしやすい小児医療の充実を求めていきたいといった思いを聞かせていただきましたので、とても安心いたしました。現在の大竹市の医療の現状については、ほぼ私が受け止めておりましたのと同じような状況であります。

昼間については、広島西医療センターが週に2日しかないというのは、できれば毎日診ていただきたいのですが、かつて小児医療を掲げた医院がなかった頃に比べてみれば、随分と平日昼間は行きやすくなってはいると思いますが、救急の割合が、やっぱり夜間と休日が多いといった救急搬送での御紹介もありましたが、なぜか子供って、調子が悪くなるのが夜なんですよ。そして、休みの日なんですよ。

本当に、ふだんお医者さんがやっているときに悪くなってくれたら、誠に都合がいいの  
にと思ったことはよくあるのですけれども、なぜか夜に具合が悪くなって、どこへ連れて  
ったらいいいものかと、朝まで眠れずにいるといったこともございますが、昨今の家庭事情  
などを見ますと、若いお父さん、お母さんたち、両方とも働いているケースが多いです。  
簡単に仕事も休むわけにはいきません。そういうことで、本市のほうも、子供を預かる体  
制なども整えてはありますが、かといって、やはり気軽に具合の悪い子を預けることもで  
きませんし、何とかその辺の医療の体制がしっかりして、安心してかかれるところがあれ  
ばいいなと思っております。

広島県の方針に沿って、そこら辺も理解しながら、適正な受診をお願いしたいというこ  
とではございました。この広島県の人材育成なのですが、国全体では小児科医の数が増  
えているというのを、ホームページとかで見ると出ているものですから、何で広島県がこ  
んなのかというのは非常に残念なのですが、ただ、現実と向き合って、今、広島県  
が何をしなければいけないのかというのと、課題を見つけて、まずは人材を育成してい  
くんだということは、そこは支持をしていきたいと思えます。

小児科を診てくださる先生たちが広島県でも増えて、後にはそれが各市町にも、診てく  
れる先生たちが来ていただければと思いますので、そこについて、将来のあり方を、県と  
ともに、廿日市市とともに検討していきたいといった思いを聞けてよかったのですけれど  
も、もう一步踏み込んで、例えば、廿日市市とどのような方向でやっていくのかというあ  
たりを、大竹市がもう少しリードしていただければと思うのですけれども、今、廿日市市  
と大竹市が広島西地域ということで、二次保健医療圏域を組んでおります。中心的にはこ  
の2つの市が協力していくとは思いうんですけれども、ぜひ、大竹市としたら、広島西医療  
センターという資源を大事にさせていただきたいと思いうんですよね。

私の記憶の中では、いつとき広島西医療センターが統合されるというか、なくなるので  
はないかといった、何年か前、もう10年以上前になると思いうんですけれど、そのときに、す  
ごく大竹市が頑張って、小児科を、慢性医療ですか、筋ジストロフィーとか重症心身など  
の小児科を引っ張ってくることによって、広島西医療センターの存続を可能にした経験が  
あると思います。今はそこに小児科の専門医たちがたくさん勤務していらっしゃるという  
ことは、大竹市にとってすごい強みだと思いうんですよね。病児保育を広島西医療センタ  
ーでできているのも、それらの先生たちの協力もあってのことだと思っております。

慢性のほうの専門の小児科なので、一般の小児科の方たちとは全然関係ありませんよと  
いうことをおっしゃることはないと思いますので、1つの方法としたら、広島西医療セン  
ターで復活していく、小児の先生にもう少し来ていただいて、入院も復活していくと、そ  
れは大竹市民にとっては一番うれしいことだと思います。

でも、一方で廿日市市もございますので。大竹市だけがいい思いをした、そういうわけ  
にはいかないということで、もう1つの方向としたら、J A 広島総合病院の充実。あそこ  
は今、休日診療の整備をしているとは思いますが、聞いたところ、残念ながら小児はやっ  
てくれないということでした。廿日市市のほうも、子供の数を増やさなければと思ってい  
ると思いますし、こちらと協力して、J A 広島総合病院での小児科の充実、将来的には。

現在、産科のほうを協力してますので、廿日市市と協力して、そちらを充実させるという方向もあろうかと思います。

どちらに重点を置くのかあたりをしっかりと方向性を定めていただければ、協力のしがいがあると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。どっちに行くのかとか、第3の方向があるのかとかあたりを、お考えがあれば教えてください。

○副議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 県がいろいろな対策をされているということと、医者数が少ないというところなのですが、20歳代、30歳代のお医者さんが広島県内に少ないというのが、一番大きな問題なんですね。実際どこに20歳代、30歳代のお医者さんが行っているかという、都市圏あたりと、高度医療があるところということで、岡山県は岡山大学と医大がありますから、あそこは割と高度医療があるということで、そちらには地方でも20歳代、30歳代のお医者さんが多いというか、比較的残られるということなんですね。これではいけないということで、広島県が今回、高度医療ができる病院を駅裏につくるということなんです。つくったらすぐお医者さんの数が増えるかといったら、そういったわけではないので、ちょっとそこは待ちたいというのは、思いの中にあります。

あと、細川議員が言われたように、では、どうしていくんだという話なのですが、今御紹介がありました中でちょっと言えるのは、今あるものをなくさない努力はしています。実際もうなくなってしまったもの、ここについてどうフォローしていくかということだろうと思います。

お医者さんが増えるのを待つというのも1つなのですが、1つは、さっき御紹介ありました#8000番であるとか#7119、ほかにもオンライン受診とかいうのが今、ありますよね。これはもう都会にいらっしゃるお医者さん、海外にいらっしゃるお医者さんも参加されているということなんですけど、場所がどこであれ、オンラインで夜に診療してくれるというものがあります。

環境が変わったというふうに言われましたけど、こういったデジタル環境、これも大きく変わっておりますので、その辺をしっかりとちょっと利用していただいて、御理解をいただきたいというのが実態でございます。

○副議長（寺岡公章） 細川議員。

○14番（細川雅子） ありがとうございます。

今あるものをなくさないという、そこまでは踏みとどまるといった思いは大変うれしいんですけれども、広島西医療センターに関してはどんどん減っていつちゃって、気がついたときには、私実は知らなかったんですけど、入院を取り扱ってくれてないということ。本当にそこら辺は、ふだんからしっかりと踏みとどまれるような、注視していくというかアンテナを広げていて、すぐに対応できるようにしていただきたいなと思います。

今のお医者さんの世界のトレンドの話もそうですが、またいつとき、専門科医から総合医を増やしていこうという動きもあったと思います。また、今、国もそういった高度医療も同様ですが、やはり一次保健医療圏域、二次保健医療圏域の中で、地域の医療体制も、小児医療についても整えていきなさいといった方針も出しているようでございますので、

願わくは、将来的には、今は高度な医療でいろんな経験ができるところで先生たちを育て、その先生たちがしっかりした経験を持ちながら、今度は地方で働いてくれるような世の中になってくるのではないかと思いますので、そのときには一番最初に県内で大竹市に来ていただけるような努力を、ぜひ、これからもしていただきたいと思いますので、そこは常に、やはりアンテナを高くしていただきたいと思います。

J A広島総合病院とか広島西医療センターでも、行政サイドから参加したりとか、議会サイドで意見を言う機会もあると思うんですけども、どうなのでしょう。そちらで意見を言ってもいいかどうか、そういう雰囲気があれば私たちも頑張っていきたいと思いますので、ぜひ、そこは一緒にやっていければと思います。

ちょっと医療の体制の話に行ったんですけど、今、部長から、オンライン受診とか井8000番の運用状況はちょっとお答えいただけなかったんですけど、今後またこれは予算特別委員会もございますので、その中でも話は出てくるとは思いますが、実際の対面での医療ができないのであれば、相談あたりに力を入れていくという方法もあると思うんですよ。

井8000番は、私が言おうと思った例を部長がおっしゃったんですけど、この辺の充実強化とか、あとはもう1つ、今年から始める予定であるおむつの宅配事業ですか。こういったやっぱり相談に力を入れていこうということで、ふだんは見えてないけれどもこちらからアウトリーチというか、課題のある方を見つけていくとか、そういった作業もする中で、お母さん、お父さんたちとの信頼関係をしっかりつくって、相談につなげていく体制に、もっと力を入れていただきたいと思います。

将来的には24時間、信頼関係のある人が相談に乗ってくれるような体制をつくっていただきたいと思いますので、ぜひ、そちらに向けても頑張っていきたいと思います。なかなかいいお答えをいただけないと思いますので、要望にしておきます。

今日は、実はすごく予算の中でも、子育て支援についてはいろんなところで議論をされていますが、小児医療についてどうなっているのかという議論は、最近、ちょっと手薄になっていたかなという気がいたしましたので、しっかりとそちらについて目を向けていただいて、市民の皆様と共通の認識を持っていただきたいと思います。

さっき言い忘れたのが、井8000番とか、そういった相談なんかも、市のホームページを見て、子供のサイトがありますよね。そこに行っても意外と見つけるのが難しかったりとか、だからこういう相談がありますよとか、ああいったあたり、もう少し見やすくしていただければ、困ったときに探すのがすごく大変なんですよね。もう動揺してますから、冷静なときにはすぐに見つかってすぐ入れますが、もう子供が引きつけでもしようものなら、もう死ぬかと思えますから、そんなときに冷静になって市のホームページを調べて、次はここに入ろうなんてことはできません。やっぱりぱっと開いたときに、できたらぱっと入れるようなそういう工夫を、ホームページだけでなくいろんなアプリを使っても、今あると思いますが、そういった工夫をしていただければと思います。

ごめんなさい、締めようと思ったんですけど、その辺で何かお考えというかあれば。あれば結構です、お答えいただければと思います。

○副議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） #8000番がすぐ見えないというのは、ちょっとあまりよろしくないですが、どのような階層で入っていくかというのは、またちょっと研究をしてみたいと思います。子ども・子育て支援関係の入り口がありますから、そこから入って行って、割と簡単に行けるようにはしたいとは思いますが、それはちょっと研究をさせてください。

あと、子供の病気と受診の仕方というチラシを、訪問のときであるとかそういったときに配ってますので、そういったものを見やすいところにいつも貼っておいてもらえると、少し役に立つかなというふうには思ってます。

先ほどありました#8000番の利用状況、答弁漏れで申し訳ございません。1カ月に大体1,800件とか2,000件とか、そういう数字が県内で出てます。そのうちの大竹市は、1カ月に10件から20件ぐらいの利用があるようです。それに加えて、#7119救急安心センターのほうも、ゼロ歳から15歳の合計として同じぐらいという、1カ月の利用であれば14件というのが出ていますので、同程度の利用があるということで、30件程度の利用はあるようです。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 細川議員。

○14番（細川雅子） ありがとうございます。電話相談などを有効に活用できているようで良かったです。ただ、知らない人には全然分かりませんので、入りやすくなるように、ぜひ、お願いいたします。

一緒になって何とか解決していこうという姿勢を持っていただいておりますので、とても安心できましたが、まだまだ、やはり大事なことは、しっかりと方向を持って声を上げていくことだと思いますので、議会も、また、市の職員の方の中でも、ありがたいことというか、子育て真っ最中の方たちもたくさんいらっしゃると思いますので、ホームページとかそういう使い勝手については、そういった子育て真っ最中の皆さんの声もしっかりと聴きながら、反映していただきたいと思います。

これからますます、今どこの職でも人材が不足していると言われておりますので、すぐに問題が解決するとは思っておりませんが、一緒になって解決していけば必ず方向が出てくるとしますので、私どももしっかりやってまいりたいという思いで、今日の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 議場の換気のため暫時休憩をいたします。再開は午後2時25分を予定いたします。

~~~~~○~~~~~

1 4 時 1 3 分 休憩

1 4 時 2 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。



12番、山崎年一議員。

〔12番 山崎年一議員 登壇〕

○12番（山崎年一） 12番、山崎でございます。一般質問通告表に基づき、3つの質問をさせていただきます。

1つ目が、市長の政治姿勢について。2つ目が、小方まちづくり、J R小方新駅の設置と人口減少対策について。3つ目といたしまして、こども医療費の一部窓口負担の廃止で完全無料化、子育て支援。この3つの質問を、今回取り上げさせていただきました。

初めに、新年度予算編成における市長の政治姿勢について問います。

市長は、令和6年度当初予算案の提案説明におきまして、「生涯おおたけ、やっぱりおおたけ」をまちづくりのテーマとした第1期まちづくり基本計画は、令和6年度は計画の最終年度、総仕上げの年度となると述べられ、市制施行70周年を迎える節目の1年だということも述べられました。

また、この大竹のまちを、次の世代によりよい形で引き継ぐとされ、10年後、30年後にしなければならないことを見極めて、令和7年度から始まる第2期まちづくり基本計画に向けて取り組むとの姿勢を表明されました。

ところで、現在の市民の生活実態はいかがでしょうか。御承知のように、大企業の業績回復と株価の高騰は目を見張るものがございますが、一方で私たち市民の日常生活は、相次ぐ物価の高騰により家計を圧迫され、消費不振を招き、物価の値上がりに給料の値上げが追いついていないことは、マスコミ各紙の報道や国会での論戦でも明らかであります。市民の皆さんの経済活動や市民生活が、到底回復したとは言えない状況であります。

折しも、厚生労働省が2月6日に発表しました2023年分の毎月勤労統計調査、従業員5名以上の速報では、物価を考慮した働き手1人当たりの実質賃金は、前の年に比べて2.5%減少し、名目賃金が物価の大幅な伸びに追いつかず、減少したのは2年連続、減少幅は、比較可能な1990年以降では、消費税増税のありました2013年の2.8%に次ぐものであります。その後発表されました確定値では、若干の数値の改善が見られております。

食料品販売の店舗では、去年は食品メーカーからの仕入価格の上昇や光熱費の高騰で、1年間で1,000品目を値上げした。また、運送会社に勤める40代の男性は、給料は上がったものの物価の値上げに追いつかず、家計は全然楽になっていないと語られ、食費を削るほか、暖房の利用を控えると言われました。また、年金生活者は、毎月の預金の引き出しで将来が不安。いつまで耐えられるか心配な毎日というありさまであります。

折しも総務省が2月27日に発表した1月の消費者物価指数も、2.0%上がっております。物価の値上がりで実質賃金が目減りし、個人所得が犠牲となる一方で、家計にしわ寄せが見られるのではないのでしょうか。今こそ、自治体の役割であります住民福祉の取り組みが求められていると思います。

市民生活が脅かされている現状において、最優先されるべきは市民の生活擁護、市民福祉のさらなる支援の取り組みが求められているのではないのでしょうか。入山市長は、市民の生活実態をどのように認識しておられるかをお伺いいたします。

次に、2問目、小方まちづくり、J R小方新駅設置と人口減少対策について問います。

小方新駅設置による多額の整備費用は、住民の皆さんが負担しなければなりません。一方で、その益を受けるのも住民の皆さんであります。地域経済の活性化や交通利便性の向上、居住環境や周辺施設の整備、地域福祉の増進、新たな人の流れによるにぎわいの創出、人口の増加についても成果が見られるのではないかと期待をしながらも、新駅設置に一抹の不安を感じておりますことから、質問をさせていただきます。

初めに、ＪＲとの小方新駅設置に関する協議について、どのような協議が行われていますか。また、ＪＲは小方新駅設置に対してどういった態度なのかといったことを伺いたします。

次に、令和５年９月に小方地区のまちづくり基本構想に記載のあるＪＲ小方新駅の設置検討を推進するため、小方中学校区にお住まいの方々を対象に、新駅の利用者の推計、需要予測のアンケートを実施されました。その結果について問います。

小方地区にお住まいの２,５００人を対象に、新駅が設置された場合の利用に関する御意向について調査をされたわけですが、調査地域は、小方中学校区という限られた地域であり、対象人員も７,８１８人の中から２,５００人を抽出され、有効回答が１,４０２名、５６％ということですから、統計学上は有効な数値と思われます。しかし、アンケートの中の数値については、大変疑問の残る数値ではなかったかと思います。

１月２９日には、ＪＲ小方新駅設置に係る住民アンケートの集計結果を議員にも配布されました。このアンケート集計結果は公表されましたが、このアンケート結果をどのように受け止められ、どのように評価しておられるかを伺います。

次に、新駅設置の時期について問います。

２月８日に開催されました小方地区のまちづくり事業、市民説明会では、ＪＲ小方新駅検討に係る取り組みとして、アンケートの結果などを報告されるとともに、小方新駅を使う可能性があるとの回答が６９.２％であったことも報告をされました。

小学校跡地については、Ａ地区は事業用地として、令和６年度に公募の方針。Ｂ地区は中高層住宅、小規模商業用地、Ｃ地区は小方新駅の立ち退き者の代替地として活用という案も示されました。地元住民の受け止めは、おおむね歓迎の意向であったとの報告をいただいたところであります。住民の皆様は、ＪＲ小方新駅設置に向けた思いを大きく膨らまされたことだと思います。

しかしながら、小方新駅の設置については、ＪＲ西日本と相談している段階であり、現時点では決定していません。新駅設置については、大竹市として検討はしているものの、ＪＲとの相談段階。ＪＲはまだ設置の判断をしておらず、時期は未定とされております。

そこで問います。大竹市として、ＪＲ新駅の設置を目標とされているのであれば、新駅設置に向けた時期を示されたうえでまちづくりを進めていくべきだと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、大竹市として、ＪＲ小方新駅設置の問題として考えられるポイントとして、４つの課題を挙げられています。

１、新駅の機能。２、財源の確保。３、地元の協力。４、ＪＲの判断。どれも重要な課題ではありますが、現時点で４つの課題についての評価、判断、それぞれについてどのよ

うにお考えか、お伺いいたします。

次に、小方新駅設置による乗客数の推移について問います。

現在のＪＲの利用者、乗客数は、毎年度減少傾向であります。大竹駅の乗客数は、平成29年の3,374人から、令和３年までの４年間で乗客数が800人減少し、玖波駅では平成29年の乗客数1,798人から、令和３年の乗客数1,359人まで、439人減少しています。大竹・玖波両駅を合わせると、４年間で1,239人の乗客が減少していることになります。

人口の増加が見込めない現状において、人口減少が続いている中で小方新駅を設置すれば、玖波駅の乗客数が激減し、大竹駅の乗客数も減少することは明らかであります。大竹駅、玖波駅の乗客数が減少する中で、小方新駅の乗客数の確保は、大竹駅・玖波駅の減少分を補って確保しなければならないことは明らかであります。

もちろん、地域住民以外にも、通勤客や、所用でＪＲを利用される方もおられます。このような現実を目前にして、ＪＲが小方新駅の設置を前向きに捉えるということについては、かなりハードルが高いのではないかと考えざるを得ませんが、どのように受け止められていますか。見解を問います。

次に、大竹市の市域は、県境から廿日市市の境界まで、市域は７キロメートル余りしかありません。大竹駅・玖波駅間が4.4キロメートルであります。電車の所要時間は３分から４分です。この間にＪＲの駅が、大竹駅、小方新駅、玖波駅の３駅が集中することになります。新駅設置には、駅間の距離、走行時間、利用者、周辺環境等、多くの課題があるように受け取れます。どのように考えていらっしゃいますか。そのことについてお伺いをいたします。

次に、本市の人口も大幅な減少を続けており、人口減少が著しい中で、小方新駅の設置は財政負担も大きく、市民に多大な御負担をお願いすることになるのではという懸念があります。新駅設置の参考に、和木駅と東広島市の寺家駅を対象とされているとのことですが、両駅の総事業費は幾らかかっているのか、お伺いをいたします。

また、一体どれぐらいの財源を想定されているのか、現時点での想定額についてもお伺いをいたします。

次に、新駅設置後の維持費、管理費や負担も懸念されるところであります。

大竹駅や玖波駅の負担に加え、ＪＲ小方新駅の設置で、毎年度の負担額はどのようにお考えでしょうか。多額の負担管理費は、市政を圧迫すると考えます。新駅設置の経費や維持費を削減され、市民の生活支援や市民福祉の向上、充実に向ける取り組みをお願いすることでございます。

次に、３問目、こども医療費の一部窓口負担の廃止で完全無料化、子育て支援について問います。

私がかねてより、学校給食の無償化とこども医療費の窓口負担の廃止により、子育て支援を訴えてまいりました。幸いにも、学校給食の無償化については昨年実施していただきまして、感謝申し上げているところでございます。

学校給食については、全国的な流れとして取り組みが進められています。まさに地方自治体が学校給食の無償化を先取りし、取り組んできた結果が国をリードし、地方自治体の

給食費無料化の流れに、国も重い腰を上げざるを得ない状況がつくられつつあります。

ところで、2023年に政府は、異次元の少子化対策の詳細を決定され、児童手当の拡充や出産費用の保険適用、子育て世代の住宅支援の強化、保育士の配置基準の改善など、次々と子育て支援策を進めてこられました。

最近では、こどもまんなか社会の実現がうたわれ、新たな子供支援政策が実施されようとしております。子ども・子育て支援金も創設され、児童手当も高校生まで拡充とされていますが、1人当たりの負担金については議論が沸騰しているところでもあります。

本市においても、新年度新規事業として、おむつ等宅配事業などの子育て支援策を新規に創設され、子育て支援に取り組まれているところでもあります。このような状況の中で、こども医療費の一部窓口負担の廃止を、重ねてお願いするものであります。

少子化や子供の貧困が深刻化する中で、若い世代が経済的な心配をせずに、子供を産み育てる環境づくりが求められています。中でもこども医療費は、子育て世代にとって負担が大きく、それらの軽減は急務であります。親の経済状況に左右されることなく、未来を担う全ての子供たちが、受診を控えることなく、平等に必要な医療を受けられることが重要であります。

厚生労働省は、こども医療費を独自に助成している自治体に対して、国民健康保険の補助金を減らす措置を2024年度から廃止する方針を決め、必要な予算として39億円を計上されました。少子化対策を強化するためのこども未来戦略に廃止の方針が盛り込まれたことによるもので、減額をやめることで、自治体による子育て支援を後押ししたい考えのようでもあります。

ところで本市においては、昨年度、基地交付金や宮島ボートレース企業団からの配分金などで、他の自治体にはない収入があります。こういった収入は、市民の皆様の犠牲の上に配分、交付された収入であります。こういった資金を、住民の福祉、子育て支援に振り向けられ、こども医療費の一部窓口負担に充てて助成をしていただくようお願いをするものであります。たびたびの質疑ではございますが、子育て世代の皆さんが2番目に求めている施策がこども医療費の負担軽減であることから、再度の質問とさせていただきました。

近年、政府の子育て支援策の推進により、地方自治体の取り組みは目を見張るほど進んでいます。どうぞ前向きに御検討いただきますようお願いし、3項目の質問をいたしました。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 新年度の予算編成の方針に関すること、J R小方新駅設置に関すること、こども医療費の一部負担金に関すること。さまざまな視点から、多岐にわたる御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の新年度の予算編成方針についてでございます。

先日の令和6年度当初予算案の提案説明でも申し上げましたが、令和6年度は、市制施行70周年を迎える節目の年でございます。先人の皆様が、未来の大竹市のあるべき姿を想

像し、厳しい時代も着実にまちづくりを進めてきたこの大竹のまちを、次の世代によりよい形で引き継ぐことができますよう、令和6年度は、将来のまちの発展に資する事業や市の魅力を一層高めるための事業、将来的に行政運営経費の抑制に効果の高い事業を中心に予算編成を行いました。

中長期的な財政見通しでは、近年実施してきた大規模建設事業の財源として多額の市債を発行しているため、市債残高は高止まりをしており、これまで減少傾向であった公債費は、令和7年度以降、増加傾向に転じる見込みです。人件費や繰出金も、当面、増加が続く見込みであるため、今後、基金の取り崩しは避けられないものと考えています。

行政は、収入の中でしか支出できないというのが原則でございます。事業の実施に当たっては、引き続き財源確保に最大限努めるとともに、基金の活用や事業の進捗管理などを行いながら、市民生活に大きな影響が出ないよう、財政運営を行ってまいりたいと考えています。

次に、市民の生活実態の認識と市民生活や福祉に関する支援策についてでございます。

厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査によると、令和5年分の労働者全体の名目賃金は前年比で1.2ポイント増加しているものの、消費者物価指数が3.8ポイント増加しており、実質賃金も前年度比で2.5ポイント減少しています。

本市におきましても、個人市民税納税義務者1人当たりの総所得金額は、近年増加が続いていますが、その増加率は、消費者物価指数の増加率を下回っています。つまり、物価高に賃上げが追いついておらず、市民生活も苦しい状況が続いていると認識しています。

このような背景を受け、昨年度から実施した学校給食費支援事業や、こども医療費助成事業の対象年齢の拡大などの経済的支援に加え、令和6年度予算案では、おむつ等宅配事業、奨学金貸付事業における所得の認定基準の見直しのほか、子どもの生活・学習支援事業の拡充、歯科健診自己負担額の無料化、生活交通であるデマンド型乗合タクシーの利用促進のための運用見直しなど、本市独自の新たな支援策をしっかりと盛り込みました。

令和6年度は、第1期まちづくり基本計画の最終年度となります。これまで行ってきた事業の検証を行い、令和7年度から始まる第2期まちづくり基本計画に向けて今後どのような支援が必要か、財源も含めてしっかりと検討していきたいと考えています。

続いて、2点目の小方まちづくり、JR小方新駅設置と人口減少対策についてお答えをいたします。

まず、小方新駅につきましては、本市からJRに対し、請願駅を設置する場合の進め方などについて相談している段階であり、今後、JRの新駅設置の判断に必要な利用者予測などの資料を作成しているところです。

JRとしては、まだ小方新駅の設置判断をしておらず、現在は本市の取り組み状況を見守るとともに、本市からの相談には積極的に応じる状況であると聞いています。

次に、住民アンケートの結果などについてです。

小方新駅の利用者を予測するために行った住民アンケートの結果については、既に市ホームページなどでお知らせしています。このアンケートの回答率は5割以上で、新駅に係る質問のうち、利用する、または利用する可能性があると回答した方が約7割と、新駅設

置に対する地域の方々の期待が非常に高いと感じています。

次に、新駅設置の時期の明確化についてです。

先ほどお話ししたとおり、ＪＲはまだ小方新駅の設置判断を行っていないことから、具体的な設置時期の明確化は現時点では困難な状況ですが、新駅設置の早期実現を目指す中で、いずれ時期を明らかにできればと考えています。

次に、新駅設置の主な課題４項目の評価などについてです。

２月の議員全員協議会で、初めて本市が必要と考える新駅設置のために解決すべき主な課題４項目をお示ししました。

１つ目の新駅の機能とは、駅舎や改札の位置、広場の面積など、駅施設の概要となります。

また、２つ目の財源の確保とは、１点目の駅施設を整備するために必要となる事業費や、それらの財源をどこから確保するかという項目となります。この２つの項目についてはまだまだ検討段階であり、案の完成にはＪＲへの相談なども含め、一定程度の期間が必要になると考えています。

３つ目の地元の協力についてでございますが、ここでは駅舎などの整備によって移転していただく必要がある関係者の方々の御協力という趣旨ですが、さきの新駅の機能や財源の確保が検討段階であるため、まだ関係者の方々への案の提示はできていない状況です。

４つ目のＪＲの判断については、現在、ＪＲの新駅設置の判断に必要と考える資料の作成を行っているところです。いずれの項目も、新駅の設置に向けて必ず整理しなければならないものであり、今後、丁寧かつ着実に取り組んでいく必要があると考えています。

次に、ＪＲ全体の乗降客数が減少する中、ＪＲが新駅を設置するのは困難ではないかについてです。

小方新駅の設置検討に関し、何度かＪＲへ相談していますが、ＪＲ全体の乗降客数の動向を理由に、新駅の設置が困難であるという説明は聞いていません。あくまで新駅の利用者数の見込みなどの資料を基に内部検討を行い、設置について判断されるものと考えています。

次に、市内に３駅を必要とする理由についてでございます。

小方新駅の設置については、30年以上前の本市の総合計画に掲載されているだけでなく、御承知のとおり、市民や関係者の皆様、市議会の御意見を踏まえ、平成29年に策定した小方地区のまちづくり基本構想の中でも、小方新駅の早期実現を目指すこととしています。

小方新駅には、周辺地域に住む人や働く人だけの利用ではなく、新たに本市を訪れる人を呼び込むことも期待しています。つまり、市全体のにぎわいにつながる重要な駅となる可能性を秘めており、本市にとって必要なものであると認識しています。

次に、小方新駅設置に係る現時点での想定額についてでございます。

先ほどの説明のとおり、新駅の機能や財源については、現在、検討中ですが、案を示すことができる段階になりましたら関係者の皆様にお示しするとともに、より多くの方々の御意見をいただきたいと考えています。

最後に、小方新駅設置の財源を、市民生活の支援などに活用してはどうかについてで

ざいます。

市民生活の支援については、市の役割であり、当然の責務だと考えており、さまざまな分野で必要とされる行政サービスに対し、限られた財源の中で、いかに市民の皆様、関係者の皆様に満足していただけるか、幸せを感じていただけるかを常に考えながら、これまでも行政運営に努めてまいりました。

一方で、社会現象である支える世代の減少に歯止めをかけ、より一層の魅力ある市となるためには、小方地区のまちづくり基本構想に掲げる取り組みの推進や、ＪＲ小方新駅の設置が必要であると考えています。

ＪＲ小方新駅の設置については、国の補助事業などの活用をさらに検討するとともに、さまざまな観点から、市内の方だけでなく、市外の方からも選ばれる大竹のまちとなるよう、力を尽くしてまいります。どうか御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続いて、３点目のこども医療費の一部窓口負担の廃止で完全無料化、子育て支援についてです。

初めに、本市のこども医療費助成制度について御説明をいたします。

本市のこども医療費助成制度は、令和５年１０月から対象者の年齢要件を満１８歳に達した日以降の最初の３月３１日までに拡大し、所得制限を設けず、にこにここども基金を財源に実施しているところです。

受給者には一部負担していただいておりますが、これはもともと県の制度である乳幼児医療費助成制度から続くもので、本市独自に制度を拡充して実施する際に、医師会からも意見をいただいて決定したことでもあり、受益者負担の観点や頻回受診の抑制につながると考え、現在まで受給者に一部負担をお願いしているところです。

また、一部負担金により、財源に限りのあるにこにここども基金を活用した制度を、少しでも長く維持していきたいと考えています。

議員から御提案の他の自治体にはない配分金や交付金を用いて、こども医療費の一部窓口負担を廃止し、完全無料化することについてですが、私は、再編交付金については、当初より将来を担う子供たちのために使いたいと申しています。これまで医療費の助成だけでなく、子育て支援や教育環境充実などのさまざまな取り組みを実施してまいりました。

現在、収入が見込まれる空母艦載機交付金や宮島ボートレース企業団からの配分金につきましては、将来にわたり約束された財源ではありません。施策の効果や持続の可能性などをしっかりと検討し、これからも有効に活用していきたいと考えています。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○１２番（山崎年一） 丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。

最初の政治姿勢につきましてお伺いをいたします。

先ほどの御答弁では、非常に市債、あるいは財源の問題、まちづくりの施策、子育て支援等にいろいろと御説明をいただきまして、ありがとうございます。

そういった中で、私が感じておりますことを少し述べさせていただきますと、職員の皆

さんの令和6年度の予算案でございますが、非常に苦勞なさったろうということを感じております。事業の提案や取り組み、これ拝見させていただきましたが、特に将来のまちづくりについては、非常に苦勞なさったんだろうと思います。

今進められておることについて、私が反対をしているということではありません。ただ、いろいろ意見を申し上げることで、よりよいものをつくっていききたいという思いでございます。特に今年度の予算案には、将来のまちづくり、あるいは公共施設の集約化や老朽化した施設の増改築、あるいは環境に配慮された脱炭素の取り組みなど、本当にまちの将来に向けた取り組みがなされておることとは、私も評価をしております。

そういった中で、私が気になっている部分と申しますのは、結局、市民の生活は、長かったコロナ禍の中で、非常に厳しい生活をくぐり抜けてきた。そして、実質賃金や名目賃金がどんどん目減りしていく中で、追い打ちをかけるように物価はどんどん上がっていく。現在では、若者も食料支援などで、都市部だと思うのでありますが、そういった行列に若者が並び出したという現実があるようでありまして、低所得者の中にだんだんと若者が入ってきているという実態もこれから考えていかなければならないといったときに、昨日ですか、厚生労働省が発表した2023年の生活保護の申請件数が、4年連続で増加しておると。本当に市民の生活は厳しく追い詰められつつあるというのを、実感として感じるわけであります。

こういった市民の皆さんをしっかりと見守り、そして、手を差し伸べるのが行政としての役割だと思います。そういった意味で、さらなる福祉の充実、支援をお願いをしたいというのが思いでございます。

執行者とされましては、いろいろ財源の部分も苦慮されることもあろうかと思いますが、ぜひとも、こういった部分にも今まで以上に目配りをいただいて、お願いしたいと思えます。何かありましたらよろしくお願いします。

○副議長（寺岡公章） 何かありますか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 福祉のことということで、お答えをさせていただきます。

今御心配をいただきました、生活保護の関係です。大竹市におきましては、ありがたいことにというか、申請がどんどん増えているという状況ではありません。だからといって、みんながよい生活を送れているかといったら、そうでないということは分かっております。

どのようなことをしていくかということですが、子供のことであれば、今年度拡充いたしますのが、以前つながりの場づくりということで、子供たちに食事を提供するといったところがあったかと思いますが、そのあたりに学習支援であるとか、そういった居場所づくりというものを加えて、こういった箇所をちょっと増やしていこうという事業をしたり、あと、おむつ等宅配事業ということで、これはいろいろ子供に対して手厚くしているのですけれども、意外に保育所の無償化の対象外であるということで、満3歳児までの支援があまり行き届いていなかったというところに着目して、これを実施しようとしております。

また、児童扶養手当とかの額、3人目の加算であるとかそういったところも、来年度の



10月だったかと思うのですが、変わってきますので、そういったところを国の制度も活用しながら、福祉のところを充実させていきたいと思っております。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 補足をさせていただきます。

国のほうからも、物価高騰対策の給付金等、さまざまなものが来ております。できるだけ市民の方に素早く給付できますように、今後も努力をしてまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○12番（山崎年一） ありがとうございます。ぜひともよろしく願いをいたします。

それで、2つ目の新駅設置や小方のまちづくりについてお伺いをいたします。

新駅設置については、周辺住民などの利用者、乗客数の確保というのが、今からいろいろ検討しながら進めていかなければならないと思うわけですが、周辺人口の増加、これは非常に重要な問題だと思うのであります。中核拠点としてのにぎわい、利便性、快適性のあるまちづくりなど、多くの課題があると思います。

ところで本市の人口は、2010年の2万8,836人から、2023年の12月は2万5,764人でありますから、13年間で3,072人減少しています。この間、小方ヶ丘ができたりといったことで、人口減少に少しずつ緩やかな傾斜をつけていくというときもございました。しかし、その後といいましても、なかなかこういった施策というのはたびたびできるものではありませんので、今のところずっと減少傾向が続いておるとというのが実態であります。毎年度平均して、254名減少しておるわけであります。

それで、このままの状態で行きますと12年後でございますが、2035年には小方新駅が仮に設置されるとすれば、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、大竹市の人口は2万1,743人になると推計をされております。

自治体規模の面から見ても、現状では新駅設置は非常に厳しい状況にあると感じているわけですが、そういった中で、現在の人口から4,021人も減少するという推計値の中で、今後のまちづくり、こういったことをこれから取り組んでいくことによって、いわゆる小方新駅が設置できる状況をつくっていくのかということの思いを、現時点ではどういうふうに考えていらっしゃるのかということについてお伺いしたいのですが、よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 思いというところでございます。

新年度予算におきましても、ハード・ソフト両面で、人口減少対策に資する事業を盛り込ませていただいていると思っております。特に大竹市の場合、都市機能の充実、または子育て支援、この両面をしっかりと予算の中に組み込んでおります。

小方地域におきましては、例えば、道の駅の基本構想、基本計画の策定、または小方小・中学校跡地周辺の道路計画の検討、道路改良事業、晴海臨海公園の整備、こういったハード事業も当然に、生活環境を充実させるという面では、人口減少対策に資すると思っております。

また、先ほどから出ておりますソフト事業も重要だと思っております。子育て支援をしっかりしていくこと、産み育てやすい環境を整えていくこと、これが人口対策になってくるんだと思います。

いかんせん、なかなかそれをすぐにやって、効果が生まれるというものではないと思います。少し長い目で見ていただいて、少しずつ人口減少の減少率が下がるように、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○12番（山崎年一） 先ほど御答弁をいただいた中で、ＪＲとしては小方新駅の設置判断はまだしてないんだということでありまして、この時点で設置判断ということは非常に難しいと思うのでありますが、例えば、小方新駅ができたときに、2,000人の乗降客があればできるのか、1,000人でもできるのか、そういったところの詰めを、私はなぜされないのかなと思うのでありますが、そういったところをしっかりとＪＲと詰めておけば、こういったまちづくりをするには人口がこれぐらいでできるよねと、そうすれば何年後には小方新駅設置もできるよねというような希望が持てると思うのでありますが、今のところでは何となく希望もない、希望もないと言ったら大変失礼なのですが、いつできるのやらさっぱり分からないという中で、市民の中にはかなり批判もあります。小方新駅をつくったって誰が乗るんやと、玖波駅と大竹駅で乗っている人がこっちに来るだけではないかと、そういった批判もある中で、やっぱりある程度説得力のあるものを、早く市民の皆さんに示してあげることが必要なんだと思うんですね。

例えば、1,000人の乗降客が確保できれば、ＪＲとしても設置しますといったことをはっきりと提示してもらえれば、私たちも希望を持てるし、あまり要らん詮索もしなくて済むと思うのであります。

それで、小方駅をつくるに当たっては、和木駅と寺家駅ですか。こういったことを参考にしたいというようなお話を伺ったことがあるのでありますが、和木駅は当初できたときには、700人か800人しか乗降客がなかったと思うのでありますが、それでもできたということであれば、小方新駅もそんなに無理ではないよねという気がします。

ただ、寺家駅は、東広島市の人口は19万人ですが、寺家というところに2万人の人口がいっぱい入るんですね。そこは新興住宅地でありまして、小学校が児童が増えて、マンモス校になったということで分割をされて、小学校を2つに分けると。そういった、まちに勢いのある、大竹市も勢いありますけれども、特別勢いのあるまちの駅の設置ということで、寺家駅の場合は、ちょっとあまり参考にならないのではないかなという気がしております。

そういった意味では、和木駅は非常に身近でもありますし、ただ、東広島駅と寺家駅の間は2.2キロメートルですから、大竹駅と玖波の間が4.4キロメートルということですから、半分すれば2.2キロメートルで、そんなにキロメートル的には無理ではないのかなという気もしますし、大竹駅から和木駅は1.6キロメートルしかないんだそうでありますから、距離的には、そう無理ではないのかなという気もするのでありますが、そういっ

た中でもやっぱり、基本は乗降客数だろうと思います。

J R の納得される乗降客数をどう確保していくかということが大きな問題、言うなれば、私はこれが一番大きな問題だろうと思っておりまして、そういったことからすると、早く J R と交渉していただいて、そういった乗客数をきちっと把握していただいて、まちづくりをしていただくということが重要だと思うのですが、そこらあたりについてはいかがでしょうか。

○副議長（寺岡公章） 建設管理監。

○建設管理監（見当邦晴） 1 点目の新駅の乗降客数を J R がどのように判断するかという質問についてでございます。

議員御質問のとおり、私ども大竹市としましては、何人であれば J R が新駅設置を判断していただけるのか、非常に興味を持っております。

最初の相談の段階でその辺をお伺いしたところでございますが、具体的な基準はなく、その新駅の利用者状況と、また、どこからどこへ乗るのか、そういったものを踏まえて、採算性などを加味して判断するので、数字を示すことはできないと言われました。

このため、大竹市としましては、できる限り利用者が見込まれるというような調査や計画、このようなものを算定しまして、これから J R と相談をしていきたいと考えております。

また、2 点目の他事例としましての和木駅や寺家駅でございますが、いずれにしても、両駅の人口や環境、こういったものは全く同じ状況ではございませんが、西岸域という事例であれば、その進め方や課題、こういったものは共通するところがあると考えておりますので、これから、より詳細な話を両団体へ伺って、参考に取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○12 番（山崎年一） ありがとうございます。

J R 小方新駅ができて、先ほど言いましたように、大竹駅と玖波駅の利用者が移るだけだという批判があった中で、実は先日、小方中学校区の方々 2,500 人を抽出して、アンケートを取られました。その中身について、ちょっと私が疑問に思うところを伺ってみたいのでありますが、このアンケートの結果につきましてはホームページにも掲載されているようでございますので、議員の皆様、これをいただかれて、持ってらっしゃると思います。

それで、J R 小方新駅設置に関するアンケート調査の問いの 2 の 1 で、現在の鉄道の利用状況の質問というのがありました。そして、その鉄道を使う現在の大竹駅と玖波駅の利用者というのが 746 名あるわけでありまして、1,402 名中 746 名の方が、現在、大竹駅と玖波駅を使っていますよという人でございまして、問いの 3 の 1 で、新駅設置時の鉄道の利用意向というのがありまして、そこでは使う、または使う可能性があるという人が 970 名であり、これ、どちらの回答者も 1,402 名ということでありまして、両方に回答されておることから見ますと、現在の大竹駅と玖波駅の利用者が 746 名、駅ができたときに小

方駅を使う可能性がある人が970名ということは、この746名は、現在の大竹駅と玖波駅の利用者でありますから、970名引く746名が224名になると思うのでありますが、これが小方新駅ができたときに小方新駅を使いますという方になります。

そうすると、この224名の皆さんのうちの、これ、問いの3の2、問いの3の3であります。月に1回程度という人が185名、年に数回程度という方が261名でありまして、この両方を足しますと、446名であります。要するに、970名のうちの446名は、月に1回程度しか使いませんよ、あるいは年に数回ですよ。ほぼJRをあまり当てにしない、小方新駅ができてね、という方だと思えます。要するに970名中446名、約半数が、JRができてあまり利用しないよという人であります。

確かに質問の仕方からいくと、JRを使いますという答えにはなっていますが、中身はというと月に1回程度、年に数回程度という、この方が半分含まれておる。224名の中の半分は、年に数回、あるいは月に1回程度しか使いませんよと、こういった方の内容でありますから、確かにアンケートの整合性はあるんだと思うのでありますが、アンケートの中身で物事を判断するということは、この数字からいくとかなり無理があると思うのであります。

そうすると、1万7,800何人をその比率でいくと、大体800人強の人が、新駅ができたなら使うよと。ただし、その800人のうちの約半数近い人が、年に1回か2回だよと、そういった回答になっていたと思うのです。こういった分析をされると、とても小方新駅の乗降客が確保できるという数値にはならんような気がします。

これは私らがアンケートの評価をただけでありますから、担当課のほうではどういふうに判断してらっしゃるか、このアンケートについての判断をちょっとお伺いさせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 建設管理監。

○建設管理監（見当邦晴） アンケートの結果についてでございますが、議員御指摘のとおり、このアンケートで得られた結果、新駅を利用する方の回答が970名、また、既存の駅を利用される方が746名、その差は224人になります。この数字が、一見少ないのではないかと御懸念だと思います。

また、利用頻度等につきましても、月に数回程度といった方が非常に多いのではないかと御懸念でございますが、小方中学校区、令和5年9月時点では、約7,800名の方がおられました。このたびアンケートの回答を得られたのは1,400名でございますので、単純な比率で行きますと、約5.5倍となります。また、需要予測に当たりましては、これらの数字をさらに加味をしまして、一般的に新駅を設置する際に行う駅勢圏法という需要予測を行うと聞いております。また、このたびは、その一般的な需要予測にプラスして、さらに影響範囲等を広げまして、需要予測を行うものでございます。

なお、新規の利用予測に当たりましては、小方地区に住んでいる方だけでなく、働く方や訪れる方、まちづくりによる新規定住見込み者なども加味して算定してまいります。

また、今後は利用者予測数値が整理でき次第、算定内容や妥当性も含めて、JRと相談をしていく予定でございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 2 問目は 5 回目ですので御注意ください。

山崎議員。

○12 番（山崎年一） ありがとうございます。質問回数が来たようでございますので、次の質問に移らせていただきます。

またそういった情報を、きめ細やかに情報提供いただきながら、私どもも勝手な解釈をせんでもいいように、ひとつよろしくお願いいたします。

続いて、3 つ目のこども医療費の完全無料化の件でございますが、先ほど御説明をいただきまして、ありがとうございます。考え方としましては、確かにそういった部分もあるんだろうと思います。

ところで、こども家庭庁成育局母子保健課の調査によりますと、令和 5 年 4 月 1 日現在であります、先ほど市長の答弁にありましたことも事実だとは思っておりますが、医療費の一部負担なしの自治体は、全国で 1,741 市町村中、自己負担なしが、通院で 1,198 自治体で 69%、入院で 1,285 自治体で 74% となっております。ちなみに、自己負担ありの自治体は、通院で 543 自治体で 31%、入院で 456 自治体で 26% と少数であります。

中国地方では、やっぱり完全無料化に踏み込んだ自治体がかなりあります。1,741 自治体中 69% あるわけですから、かなり、ただ残念なことに広島県内では、まだこういった自治体がないのが実態であります。ぜひ、そういった意味でも、大竹市としてはやりにくいのかも分かりませんが、先陣を切って子育て支援に取り組んでいただけるという姿勢を見せていただけると、他の自治体に住んでいる子育て世代が勇気づけられるのではないかと思います。

全国で、医療費の完全無料化が進められております。こどもまんなか社会の取り組みだと思うわけですが、貧困家庭の保護者、特に母親は助けてと言えないのだということが、よく言われております。これはいじめに遭っている児童など、弱者特有の現象だろうと思いますが、社会的弱者は自らの弱いところ、自分が弱いということをなかなか言えない。これが実態であります。そういった中でも、声を上げられることよりも、やはり自治体がそういった取り組みを率先してやってあげることが大事なのではないかと思えます。

この制度は、やっぱり地方自治体が率先して取り組むことで国をリードしてきた。先ほど申し上げました学校給食もそうですね。地方自治体が積極的に学校給食の無料化に取り組むことで、国としてもそういった方向性を出さざるを得ない状況になりました。こども医療費の場合も、全国の自治体が徐々に取り組んでいき、だんだんと枠が広がり、最近では 18 歳まで広がった自治体が多くなっております。

今申し上げました、こういった全国的な広がりの中で、大竹市が現状を確保していらっしゃる。こういったことについて、私は非常に残念だと思っておりますが、どのように感じていらっしゃいますか。今申し上げた数値、これはヒアリングのときも、こういったデータがありますよというお話をしましたので、ぜひ、見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 見解ということですが、いかがでしょう。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 今言われた数値、そのとおりでございます。ただ、このこどもまんなか社会ということが言われる前、令和3年4月1日の段階でも、そんなに実は大きく、この数字は変わってません。通院が65.2%、入院が70.2%ということでしたから、毎年幾つか、20とか、そのぐらいの自治体が少しずつ無料の方向に行っているんだろうと思います。本市も絶対しないというわけではないのですけれども、徐々にこれまでも充実をさせてきており、昨年の10月の段階で年齢要件を拡充したばかりですので、もう少し様子を見たいというのが実際でございます。

最近、全国的に医療費が増加傾向でありまして、どれだけ上がるのかというののもちょっと想定できない部分があります。また、たくさんかかる医療費が1日500円で済んでいるところまで下げています。ゼロまでは行ってませんが、そこまで下げてますので、これ以上、もうひと声行くかというところは、もう少し待っていただければと思います。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○12番（山崎年一） もう少し待てと言われましたので、そのことに期待をして、待とうと思います。ぜひ、お願いをいたします。

お願いをいたしますが、せっかく私も原稿を用意しておりますので、少し披露させていただいて終わりにしますので、先ほどの期待をしながら終わりますので、よろしくお願いいたします。

本市のこども医療費の一部窓口負担分は、1,300万円だというお話を伺っておったわけですが、このたび拡充された関係で若干増えるんだろうということを、ヒアリングのときにもちょっとお話をいただきました。これから1年間推移を見てみないと、どれぐらい増えるのかということは分からないだろうとは思いますが、ぜひ、そういったことでもお願いをいたします。

それで、これは横浜市が調査したところによりますと、過去1年間の医療費を支払うことが難しいため病院を受診しなかった経験というのがありまして、子供のいる世帯の全体の2.1%、ひとり親世帯の5.1%、国の貧困線以下の世帯の7.2%ということでありまして、先日新聞の報道で、小学校のほぼ半数の42.6%の児童が、花粉症と診断されておるという調査報告がなされました。

花粉症で苦しめられている児童というのは、私たちもよく見かけるし、議員の皆さんの中にも何名か花粉症で苦しんでいらっしゃる方がいらっしゃるようでございますが、こういったことが、医療費が無料化されると、そういった花粉症に悩まされる子供たちが診察を受けることができる。花粉症で我慢させられるというのは非常に苦痛なようであります。私は花粉症でありませんので分からないのでありますが、鼻水が出たり、目はかゆみがあったり、くしゃみがあったり、そして、授業や勉強に集中できない、あるいは夜眠れない、鼻や口の周りが腫れて痛いなど、子供たちが苦しみを感じていることが、非常にうかがわれるわけであります。

こういった方が、多子世帯でちょっと病院に連れて行くと数千円かかるというようなことで、実際には3人の子供を皮膚科に連れていったり、眼科に連れていったりというよう

なことで、非常にお金がかかるんだというようなことがありました。

それで、こども医療費の助成は、2023年に長野県で調査をされた結果がありまして、今後、子供たちに充実を希望する項目は何ですかという調査をした報告があります。それによりますと、1位が、子供の就学に係る費用の軽減が52.6%。2番目にこども医療費の軽減の充実、35.5%で、ちなみに3番目が学習塾の無料化ということで、31.9%という数値が上げられております。要するに、子育て世代の2番目に、皆さんが要求していらっしゃるこども医療費ということで、今回取り上げさせていただきました。

御答弁は結構でございます。もうちょっと待つてということに期待をいたしまして、これで終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 議事の都合により暫時休憩いたします。再開は午後3時45分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時33分 休憩

15時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行いたします。

続いて、4番、山代英資議員。

〔4番 山代英資議員 登壇〕

○4番（山代英資） 4番、調の会、山代英資です。よろしくお願いいたします。

遅ればせながら、一般質問は、実は初めてになります。見慣れない景色に、いささか緊張しております。お聞き苦しい点もあると存じますが、御容赦いただければと思います。また、傍聴席の皆様、現在、中継を御覧になっている皆様におかれましては、平素より大竹市議会に御理解を賜りましてありがとうございます。大竹市議会は、市民の方々に開かれた議会、市民の方々の参加を推進する議会、市民の方々に信頼される議会を目指しております。今後とも温かい御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

前段が長くなってしまいましたが、一般質問に入らせていただきます。

今回は、デジタル人材の育成について質問させていただきます。

昨今、ICT、DX関連の需要が高まっているのは、皆様周知の事実だと思います。デジタル技術の充実、ネットワーク、インフラ周りの整備を含め、土木事業、水道事業と並び、市のデザインの根幹を決定する上でも、必要不可欠なものとなってきております。

総務省のデータでは、全国の市町村の約60%以上が、自治体DX、情報化を推進するための職員育成を行っているというデータもございます。

各自治体における職員のデジタル人材育成に係る取り組みとして、鹿児島県鹿屋市では、人材育成指針策定として、鹿屋市役所スマート化計画を策定し、デジタルを活用した新しい市民サービスであるスマートな市民サービスの提供や、その受け皿となるスマートな職場づくり、これらを担うスマートな職員のスキルアップなどの施策を推進し、市民にとって利便性の高い、スマートな鹿屋市役所の実現を目指しております。

職員のスキルアップについては、職級ごとに求められる能力を定め、業務改善やデジタ

ル技術、政策立案力などの育成体系に応じた研修メニュー、スマート職員育成研究カリキュラムによる職員の能力、資質向上に取り組んでいます。また、職員に対して、ＩＴパスポート試験の取得支援も実施しております。

研修としては、石川県金沢市では、全庁での情報リテラシーの底上げや、業務の生産性を高めるため、管理職を含む全ての一般事務職員に対する研修を実施しております。デジタル化推進の中心となる職員の育成にも力を入れており、政策提言まで行えるデジタル行政推進リーダーを、全ての課に配置することを目指しております。

町村などの小規模団体においても、デジタル枠採用の活動を行っているところもございます。茨城県茨城町では、民間ＩＴ企業でのある程度の実務経験や、ＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、システム監査技術試験等の情報処理技術試験の資格取得を募集条件とし、ＩＣＴ、デジタル職枠の採用活動を実施しています。

愛知県東浦町では、ＩＴコンサルタント、システムエンジニア、ネットワークエンジニア、プロジェクトマネジャー等の実務経験や、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ＩＴストラテジスト試験、システム監査技術者試験等に合格していることを条件に、情報事務職の採用区分を設けています。

大竹市役所でも、上下水道局や建設部には専門の技術職員がおりますが、デジタル技術専門の職員はおりません。大竹市として、今後、専門の技術職員を置く考えはございませんでしょうか。

また、県からの専門の方を迎えたということで、プラスの要素も多々あったと思いますが、どのような効果があったかもあわせて教えていただけますでしょうか。

先ほど紹介させていただきましたが、他の市町では、デジタル人材の育成に向けて、従来の人事ローテーションとは違い、長い期間を費やす方針を取っているところや、ＩＣＴ、デジタルの事務職の採用区分を設け、一定の効果を上げているところもございます。将来を見据えたＤＸ人材の採用・育成を、大竹市としてはどのようにお考えでしょうか。

質問として、まず、１点目、大竹市として今後、デジタル専門の技術職員を置くお考えはございませんでしょうか。

２点目、県からのＤＸ専門の方を迎えたことで、どのような効果があったでしょうか。

３点目、将来を見据えたＤＸ人材の採用・育成を、大竹市としてはどのようにお考えでしょうか。

以上３点、登壇しての質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 情報化技術は、日々進歩する専門性の高い分野ですので、しっかりと現状を分析し、計画的に進めていくべきだと考えております。そのため、昨年４月から広島県のＤＸＳｈｉｐ（デジシップ）ひろしまに参画することで、専門人材を配置し、まずは本市の情報基盤の整理や、情報化推進計画の策定に取り組んでおります。御質問ありがとうございます。

それでは、山代議員の御質問にお答えをいたします。



初めに、広島県から派遣されている情報システム人材の配置による効果についてでございます。

本市では、令和5年4月から広島県が実施しているDXShipひろしまに参画し、広島県が採用した情報システム人材1名の派遣を受け、情報化施策の企画及び総合調整などを担う企画財政課に配置しています。

御質問の情報システム人材の配置による効果といたしましては、主に3点です。

1点目は、情報収集力の強化です。

本市と同様に、今年度DXShipひろしまに参画した市町は7市町あり、各市町に派遣された情報システム人材は、月に2回程度、県のデジタル基盤整備課などの職員を交え、ミーティングを行っています。各市町のDXの推進状況をはじめとして、ネットワークやシステムの導入などに関して意見交換や情報共有を図っており、本市が抱える問題点や課題などについての情報を迅速に収集できる体制が構築され、情報収集力が強化されました。

2点目は、職員の安心感の醸成です。

職員が働くうえで、身近に情報システム人材が配置されていることで、民間事業者との調整はもちろん、専門的な問題や課題に直面した際に、すぐに相談でき、本市の情報化に関して方向性を決断する際にも、専門的な知見からアドバイスを受けることができるようになり、職員の安心感が増しています。

3点目は、職員の意識の変化です。

情報システム人材は、主に情報化推進計画の策定業務を担当しています。計画の策定に当たっては、担当係員をはじめとして、他部署の職員と意見交換を行う機会も多く、今後の本市の情報化施策を検討するに当たり、職員の意識が以前よりも前向きに変化していると感じているところです。

以上、3点の効果を挙げましたが、まだ開始されて1年も経過していません。本市のネットワークやシステムなどの情報基盤の把握、問題点や課題の抽出などに非常に時間がかかりました。

したがって、現状の効果としては主に意識的なことですが、今後、令和6年度から令和8年度までの3年間の情報化推進計画を実行していくことで、市民サービスの向上や内部事務の効率化などの具体的な効果が目に見える形で徐々に現れてくるのではないかと期待をしております。

次に、情報システム人材による市職員への技術の共有方法についてです。

情報システム人材を配置している企画財政課の職員は、一般事務職の職員しかいません。配置による効果でも申し上げましたが、身近に情報システム人材が配置されていることにより、非常に相談しやすい体制となりましたので、通常業務において、民間事業者との調整、ネットワークやシステム導入の考え方、業務発注の仕様書などへの意見など、一緒に業務に携わることで技術の習得を図っていることが、一般事務職員のレベルアップにつながっていると考えています。また、今後、業務のマニュアル化や職員研修の導入などを行うことで、技術の共有を図っていきたいと考えています。

続いて、デジタル人材の育成に向けた人事ローテーションの考え方についてです。

本市の規模で、独自に情報システムに特化した人材を採用することは、現時点では適当でないと考えています。今後、全庁的にD Xを推進していくうえで、企画財政課の職員のみならず、市職員の全員が、それぞれが担当する業務について、情報システム人材から得られるノウハウを活用して、改善に取り組んでいくことになります。このノウハウが、あらゆる部署に配属されている職員全体に広がることを期待しています。

企画財政課の職員については、本市の情報化の中心を担う存在ではありますが、一般事務職ということもあり、人事ローテーションを他の部署の職員と区別するという事までは考えていません。

最後に、情報システム人材の育成の考え方についてです。

今後、ますますデジタル社会が進展していく中で、市の事務処理をはじめ、市民サービスについても、職員が情報化やD Xに関する知識と技術を習得しておくことは重要であると考えています。現状においては、管理職によるD X研修、全職員対象のセキュリティ研修、専門研修や他市町への視察など、各種の研修を積極的に行うことで、人材育成を図っています。

また、現在策定中の大竹市情報化推進計画では、来年度から若手職員によるデジタル技術を活用した業務改善プロジェクトチームを編成し、市内部の効果的な業務改善につながる企画立案を行う取り組みも予定しており、このような各部署を横断した取り組みも、全庁的な人材育成につながっていくことを期待しているところです。

現在、県の制度により情報システム人材を確保できていますが、今後、本市の自治体規模でどのような形で情報システム人材を確保していくのか、また、将来を見据えて一般事務職員がどの程度、情報化に関する知識と技術を身につける必要があるのか、しっかり整理していきたいと考えております。

以上、山代議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 山代議員。

○4 番（山代英資） 御答弁ありがとうございました。

私のほうもちょっと至らなかった点がありまして、多少事前のヒアリングにそごがあったようで、すみません、今の市長の答弁で、大竹市の今後の方向性はよく分かりました。ありがとうございます。また、専任の方を迎えて、いろいろなプラスの要素が出ているというところも理解させていただきました。ありがとうございます。

この後の予算審議を控えておりますので、細かい内容はそこに譲らせていただこうとは思いますが、言える範囲で構いませんので、ガバメントクラウド等大まかな内容を、予定等がございましたら御説明をいただくことは可能でしょうか。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） お答えします。政府が運用しますガバメントクラウドへの移行についてでございます。

国としては、令和7年度末までという形になっておりますので、現在、大竹市においても、その国の目標に沿って、作業を進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（北地範久） 山代議員。

○4番（山代英資） 御答弁ありがとうございました。

ガバメントクラウドと切り離れた部分では、グループウェアであったり資産管理の導入とか、R P Aの構築等が考えられると思うのですが、これは若手職員を対象にしたワーキンググループで編成されるという部分に譲られるのかなというふうに考えます。

ここでちょっとお聞きしたいのですが、ワーキンググループを編成されるということで、各課から任意で代表を選ばれるということなのですけれども、大竹市としてデジタル人材の育成像がございましたら、言える範囲で構いませんのでお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 本市において、デジタル人材育成の制度というのはありません。県のほうで、いろいろ研修メニュー等ございますので、そちらのほうに参加をする。もしくは自治体職員研修といった、全国的にそういう研修のメニューがございますので、専門研修がありますので、そちらのほうに参加する等で育成を図っております。

以上です。

○議長（北地範久） 山代議員。

○4番（山代英資） 御答弁ありがとうございます。全て今からの分野であるというふうに思っていますので、今後のところに期待をさせていただければと思います。

ただ、今日の前に座っている皆様をはじめ、大竹市の職員の方々がたゆまぬ努力をされているということは、私も重々承知をしております。ですが、少し厳しいことを言わせていただきます。

現在の大竹市役所のD Xの進捗状況なんですけれども、こちらはほぼ何もやられてないという状況だと思います。民間の企業に比べ、地方自治体は国等の指示がないとD Xが進まないといった傾向が見られます。それは、これまでと同じことをやっていれば業務が回る。とりあえず推進しなくても業務が忙しいし、現状回っているから取り組みにくい。ですが、今後、大竹市として、人口の減少、財政を鑑み、今進めていかななくてはならないというふうに考えております。

民間企業は、ここを省力化、効率化していかなければ、競争に負け、淘汰されていきます。D Xは手段であって、目的ではありません。本来の目的は、現状の職員数で地方自治体にしかできないこと、人がやる必要があることに注力することで、市民の福祉向上をよりよくする、そういうことだと思っています。

ワーキンググループを立ち上げられるとのことなので、今後の躍進に大いに期待し、私の質問を終わらせていただきます。短くて申し訳ないのですが、今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

○議長（北地範久） 続いて、6番、小出哲義議員。

〔6番 小出哲義議員 登壇〕

○6番（小出哲義） 皆さんこんにちは。6番、創成会の小出哲義です。よろしくお願いいたします。

このたびは1つ目に、大竹市の防災への取り組みについて、2つ目は、人材の確保と育成について質問いたします。最後までよろしくお願いいたします。

まず、1つ目の防災関係の質問につきましては、先ほどの同僚議員の質問と重複するところが多々ありますが、違った切り口での質問を心がけますので、よろしくお願いいたします。

日本では、近年幾つかの大規模な災害が発生しております。1995年1月に発生した阪神・淡路大震災、その6年後の2001年3月に発生した芸予地震、その10年後の2011年3月に発生した東日本大震災、その5年後の2016年4月に発生した熊本地震、その2年後の2018年には台風が西日本を直撃し、甚大な被害をもたらしました。そして、その6年後である本年1月1日には能登半島地震が発生し、記憶に新しいところですが、石川県での死者241人、住宅被害7万4,000棟余り、2万2,000戸以上で断水が続いており、今なお1万人以上の人々が避難生活を余儀なくされております。

日本人は古来より、平時には四季折々の自然の景観と産物を豊富に享受しながらも、非常時においては、自然の脅威と無慈悲さを否応なく実感させられてきております。改めて、亡くなられた方々の御冥福と、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。悲しい出来事を教訓として、私たちは来るべき災害に備えるべきだと考えます。

それでは、大竹市における防災対策について、主には初動の情報発信や避難誘導についての幾つかの質問をさせていただきます。

緊急時等に、行政から住民の皆さんに情報を伝達する手段として、幾つかのツールがございます。防災行政無線、戸別受信機、大竹市情報等メールシステム、市ホームページへの掲示、全国瞬時警報システムJアラート等ありますが、おのおの一長一短の特徴があり、それぞれが補い合いながら、市民の皆様により正確な被災状況や避難情報を、より早く伝えるよう努めています。

防災行政無線につきましては、情報を短時間に不特定多数の方にお知らせできるという特徴があるものの、気象状況が悪く、豪雨や雷雨などで放送がかき消されることもありますし、高齢者や聴覚に自信のない方にとっては、情報を受け取る手段として不十分だという声も耳にしております。そもそも放送が地理的に行き届きにくい難受信区域の方々もいらっしゃると思います。また、米軍岩国基地の艦載機離発着の騒音を防ぐため、防音対策交付金により騒音対策を施された住宅や市内の学校等においては、基本的に防災行政無線は聞こえない構造になっております。

このような防災行政無線の欠点を補うものとして、戸別受信機があると思います。こちらは、そういった障害に対して、災害時には大きな効果があると思いますが、現段階での設置・貸与台数と今後の運用計画をお伺いしたいと思います。

次に、インターネット等の情報ネットワークの活用がありますが、防災メールシステムについては、主体的に利用者が登録する必要がありますし、テレホンサービスや市のホームページにおいても、自助、自らの行動がなければ情報を受け取ることができません。

当然、防災の基本は、自らの身は自らが守るが大原則です。しかしながら、高齢者や障害者など、災害時に情報を自力で収集し、自力で避難することが困難な方々については、

地域のコミュニティ等の手助けが必要不可欠となってくると思われます。

阪神・淡路大震災時、火災に関する調査報告書として内閣府が発表していますが、災害時、自力や家族に助けられて救助された割合、いわゆる自助で助かったという割合が7割弱、隣人等に助けられた方が3割となっており、公助と言われる救助隊などによる救助は数%に過ぎなかったという調査結果が出ており、自助・共助の重要性が改めて認識されることになりました。

そこで行政としてできることは、自助・共助が機能する仕組みを、いかにつくり上げるかであると考えます。大竹市地域防災計画では、避難行動要支援者と呼ばれるひとり暮らしの高齢者や後期高齢者のみの世帯、また、身体障害者などの方々について、支援の取り組み策として、当事者の方から同意を得て名簿を作成し、その名簿は毎年更新され、民生委員・児童委員、自治会、消防団、警察などの避難支援関係機関に情報を提供し、災害時に安否確認や避難の付添いなどを地域で支援する仕組みづくりに取り組むことになっておりますが、現在、何名程度、当該者の何割程度の名簿が作成されていますでしょうか、お伺いいたします。

令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが努力目標となりました。個別避難計画とは、災害時の避難行動に支援が必要なお方1人ずつに、緊急連絡先や避難支援の実施者、避難先や避難時の留意事項などを具体的に定めるものです。

令和5年3月定例会の答弁では、県の支援事業も活用しながら、今後、計画作成に取り組まれるとのことでしたが、現時点での進捗状況をお伺いいたします。

そして、個別避難計画が実施される際に主体的に活躍するのが、地域の自治会や民生委員、消防団、自主防災組織によるネットワークであると思います。数十年に一度必ずやってくる大規模地震や、近年の異常気象による台風や風水害から市民を守るための防災・減災に関する市長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の質問としまして、人材の確保と育成についてお伺いいたします。

日本における少子化に起因する人口減少問題は、深刻なものです。その推計は周知のこととありますが、体感的にもさまざまな分野において、人手不足の声が上がっております。

そのような状況下、さらなる統計が発表されました。本年1月に発表された、総務省の2023年の人口移動報告です。都道府県別の転出超過数、いわゆる住所を県内に移してきた人より他の地域に移った人が多かった県が、広島県は3年連続でワーストワンでした。しかも、2位以下を大きく引き離して、マイナス1万1,409人であり、全国唯一の1万人超えという不名誉な発表でした。

三大都市圏である東京圏、名古屋圏、大阪圏へ人が移動している状況です。世代別では、20歳から24歳まで、いわゆる新卒採用に関する人の割合が最も多く、続いて、25歳から29歳、続いて、30歳から34歳となっております。

都市部へ行くと、コンビニ等のサービス業に外国人労働者を多く見かけます。このように、都市部においてさえ人手不足は深刻な問題で、企業においては各人事担当者はより積極的な人材確保に努めており、広島県の分析では、東京の企業が採用活動をオンラインで

始め、その影響により、県内の学生が首都圏で就職するケースが増えたと分析しております。

大竹市議会においては昨年、令和4年度の一般会計及び各特別会計の審査に関し、人員不足により計画どおりに事業が進んでいない、マンパワーに限界があり、事業の拡充が難しいといった答弁が散見されたことに対し、人材確保、人材育成を能動的かつ強力に推し進めていただき、あわせて本市を就職先として選んでもらうための魅力発信や、DXによる効果的な人材活用策などの取り組みを提案させていただきました。

先ほども述べましたように、人手不足は決して大竹市だけが抱える問題でもありません。1,000年以上の歴史を持つお祭りも、檀家の高齢化と人手不足を理由に、終わりを告げた地域もあります。また、これらは市役所に限ったことではありません。大竹市の産業界から自治会単位に至るまで、人材不足は深刻な状況です。そのためにも率先して、本市において人材確保、人材育成に努めていただき、これらに対して有効な施策を打ち出せる体制づくりに努め、ひいては大竹市の魅力が向上し、定住する者が増えていただきたいと思います。

令和6年度の職員採用実施試験状況が、ホームページから確認できます。数的には約70名の方が採用試験を受けられ、最終的には10名の方が合格されました。大竹市の職員として、市の発展のために頑張っていたきたいと思います。

しかし、少し気になる場所としては、技術系の申し込み者が圧倒的に少なく、3名にとどまりました。しかも合格者はゼロ名となっております。今後、小方地区まちづくり計画を進める上でも、上水道配水設備更新事業を策定する上でも、技術系職員の確保が必要であったはずですが。本市の職員採用につき、必要とする量と質が確保されているものか、また、本市における職員の採用計画をお尋ねいたします。

民間企業では、少子化によって限られた人材を、それも優秀な人材を確保するために、相当な努力をしています。インターンシップを導入し、大学であれば、2年生、3年生の頃からコンタクトを取り始め、企業説明会も積極的に行い、卒業修了年度の4月時点では、ほぼ半数の学生は内々定という通知を受け取っているようです。その後も盛んに囲い込み行事が行われます。

職員採用については何かと規制もあり、難しいことも多いでしょうが、公務員を就職先に希望する学生の割合は、相変わらず上位に位置しております。民間の競争力にはかなわないかもしれませんが、インターネット媒体を通して、大竹市の魅力を積極的に発信することはできます。

今後の行政サービスにおいては、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化することが重要であるとされています。近隣市町と連携した広域採用などを含め、あらゆる可能性を探っていただきたいと思います。

次に、人材育成について質問させていただきます。

本市が抱えるさまざまな課題を解決し、未来へつなげる施策を立案・実行するためには、行政のリーダーシップが重要であり、組織力を高めるための人材育成が大切です。

トヨタは、ものづくりは人づくりという考えを経営の基軸としております。成長してい

る企業の多くは、人材の育成を重点に掲げ、取り組んでおります。そういう意味でも、大竹市は、市を支える人材育成に、より力を入れていかなければなりません。

本市の場合、限られた人材で複数の業務をこなしていかなければならない事情は十分承知しておりますし、近隣市町の職員にも引けを取らない、真面目な職員が多いことも承知しております。そのうえで、職員の育成、リーダーの育成が、階層的に、いかにされているかをお尋ねいたします。

以上、大竹市の防災への取り組みについて、大竹市の人材確保と育成について、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 近年、議員御指摘のように、毎年のように台風、大雨、地震等により、想定を超える大規模な災害が各地で発生をしているように思います。幸い本市では大きな被害は出ておりませんが、限られた財源と人材でどのように災害に備えていくのか、全国的な人手不足である中、大きな課題であると感じております。御質問、御指摘ありがとうございます。

それでは、小出議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の災害時の情報発信、避難行動要支援者の個別避難計画についてでございます。

防災・減災のためには、自助・共助・公助のそれぞれが機能することが必要不可欠です。対策に限りはありませんが、今できることは何か、将来に向けて備えることは何か、そのためには今何をすべきかを見極めながら、市民の皆様とともに考え、行動できるよう努めてまいりたいと考えています。

まず、防災行政無線の戸別受信機の現況と今後の計画についてです。

現在、貸与している戸別受信機は431台であり、このうち個人宅に設置しているのは277台でございます。残りの154台は、公共施設や集会所、工場などに設置されています。

毎年、広報4月号で新規設置の募集を行っていますが、今年度の応募はありませんでした。来年度も同様に、お住まいが土砂災害特別警戒区域にあり、一定の要件を満たす世帯を対象として募集を行う予定です。

次に、避難行動要支援者名簿と個別避難計画についてです。

避難行動要支援者名簿は、ひとり暮らしの高齢者や75歳以上のみの世帯、障害のある方などのうち、名簿作成に同意をいただいていた方を登録しています。

現在、7,056人の対象者のうち約12%に当たる876名を登録しており、このうち土砂災害警戒区域等にお住まいの89名を対象として、個別避難計画の作成を目指しています。

中でも、障害や介護などの優先度が高く、介護や福祉のサービスを利用されている15名の方について、個別避難計画の作成を進めているところですが、現在のところ、完成しているのは4名です。まだまだ目標に遠い状況ですが、介護・福祉専門職の皆様の力もお借りしながら、少しずつでも実効性の高い計画作成を進めていきたいと考えています。

続いて、2点目の市職員の人材確保及び人材育成についてです。

近年、支える世代の減少、生産年齢人口の減少、個人のライフプランや価値観の多様化、大規模災害や感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展など、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化しています。また、今後、若年層の労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されることなどが想定される中、複雑かつ多様化する行政課題に対応するうえで、本市においても職員の人材育成、そして、人員の確保の重要性が、従前にも増して高まってきているところです。

このような状況は、公務職場、民間職場を問わず、日本全体が直面している大きな課題です。優秀な人材の確保とあわせて、在職している職員の能力向上について、効果的な取り組みが急務であると言えます。

まず、職員の人材確保についてです。

今年度の職員採用試験の結果を申し上げますと、来年度当初の新規採用者の人数は、一般事務職6人、消防職3人、合わせて9人を見込んでいます。今年度当初と比較して、常勤一般職員の総数は5人程度増える見込みです。

土木技術職及び建築技術職については、本年度も募集を行いました、残念ながら内定には至りませんでした。特に、土木・建築技術系の人材の確保は全国的な課題となっており、県内の各自治体においても非常に苦慮していると聞いています。本市におきましても、最近では、年度内に複数回の採用試験を実施していますが、技術系職員については十分な確保ができていない状況です。

しかしながら、技術系職員の不足によって、今行わなければならない事務事業の執行に支障が生じることは、避けなければなりません。採用試験のあり方や今後の執行体制とあわせて、技術系職員が担う業務を今後どのようにして円滑に進めていくのか、見直しが必要な時期に来ていると考えています。

また、技術系職員をはじめとする専門人材の確保については、各自治体単位での採用にこだわるのではなく、都道府県単位など、広域での確保策を進めることが有効であるとされており、広島県や広島市において取り組みが進められています。

今年度、本市のDX推進のために、広島県から情報システム人材の派遣を受けていることは御承知のとおりでございます。技術系職員については、市独自の取り組みとあわせて、広域的な連携を図りつつ、必要な人材の確保を目指していきたいと考えています。

なお、職員採用試験の応募者につきましては、技術系職員のみならず、一般事務職をはじめとする他の職種についても減少傾向にあります。市ホームページを活用するなど、本市の魅力発信に力を入れ、応募者の増加につながるよう努力してまいりたいと考えています。

次に、職員の人材育成についてです。

職員の人材育成については、国が策定した基本方針を参考に、各自治体で人材育成基本方針を策定したうえで取り組むこととされています。本市においては平成17年にこの方針を策定し、令和5年4月に改訂を行ったところです。

本市の方針では、目指すべき職員像として、求める職員像や職務の各階層に求められる役割を定め、人事制度の確立、人財価値の向上、職場環境の整備といった項目ご



とに取り組むべき施策の内容が定められており、順次取り組みを進めています。

また、職員研修については、職場内での研修や市独自で行う課題解決に向けた研修をはじめ、広島県自治総合研修センターや公務員中央研修所などに職員を出張させることによって、必要な知識や技術の向上を図っています。これらの研修の中に、初任職員、中堅職員、管理職員といった職位に応じて受講することが有効な研修メニューが用意されていますので、該当する職員に計画的に受講させているところでございます。

以上で、小出議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 小出議員。

○6番（小出哲義） 詳しく説明していただきまして、御答弁、大変ありがとうございます。

まず、防災関係につきましての戸別受信機について、多少追加で質問させていただきたいと思います。

大竹市内では、431台で運用されているというふうに、今説明を受けました。先ほど質問させていただいたとおり、防災行政無線は、自治体が、災害の発生や避難情報などを屋外に設けられたスピーカーから音で知らせます。しかし、屋外のスピーカーは、豪雨のときなど、音がかき消されてしまいます。建物の密閉度も近年高くなっております。

2016年に新潟県の糸魚川市の火災があったときには、市は屋外スピーカーと戸別受信機を使って火災の発生や避難の呼びかけを行い、窓を閉め切っていた冬の日に強い風が吹く中で、戸別受信機によって火災の発生を知り、避難した方が多くおり、効果が大きかったと聞き及んでおります。

こうしたことを受け、総務省は、戸別受信機をどのように普及できるか、自治体や無線メーカーなどを集めた研究会を開いて協議しております。ラジオタイプのもの、ケーブルテレビに接続するタイプとさまざまあり、停電になっても使えるように、災害時には持ち出し、ライトがついている機種や、聴覚に障害がある人のために液晶パネルで文字情報を流せる機種と、年々進化しているようです。

戸別受信機を配備するに当たっては、緊急防災・減災事業債や、特別交付税による地方財政措置の活用ができることとなっております。高齢者、身体障害者、要介護者など、避難行動要支援者の方々、防災行政無線の難受信区域の方々、その他必要とされる方々は大量いらっしゃると思います。国の制度をうまく利用しながら、戸別受信機の普及を御検討いただければと思います。

次に、避難行動要支援者への支援体制と自主防災組織についてお伺いいたします。

避難行動要支援者が支援を受けるためには、まず、要支援者またはその家族自らが、支援者申請書を市に提出することが必要とされています。また、支援を依頼する本人または家族が、自身で隣近所の方などに支援を依頼するか、自治会などで、地域で支援体制を取ってくださいと決められています。よって、登録基準、例えば、要介護度3以上の方、高齢者のひとり暮らしの方が全員網羅されていないのが実態であろうかと思います。先ほど答弁で、十数%ということをお聞きしました。

確かに要支援者基準であるものの、家族と同居していたり、リストに追加する必要がないかもしれませんが、真に支援が必要な方がリストから漏れることがないようにしていた

だきたいと思います。

ここで伺いたいのは、要支援者名簿に記載されるか否かは、やはり本人または家族の申請があるか否かで決定されるのか、ある程度民生委員などがリストアップしたものを本人や家族に同意を受けて作成されるものか、伺いたします。

御近所付き合いが疎遠になり、自治会の組織自体も、高齢者と人手不足によって十分に機能していない地域も多くなりました。これは自主防災組織についても同様のことが言われます。

令和5年4月1日時点で、本市の自主防災組織の設立状況は74%であり、県の平均94%を大きく下回っております。設立された自主防災組織のステップアップ訓練についても、令和5年度実施した団体は4団体のみで、35団体で未実施となっております。

確かに自らの身は自らで守ることは大前提ではありますが、自主防災組織が計画どおり機能するためにも、その組織づくりの段階から、また、組織が有効に機能しているか否か、持続可能であるか否か、さきにお伺いした避難行動要支援者リスト作成の手助けから、もう少し行政が積極的に関わる必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 避難行動要支援者関係2点のほうを御回答いたします。

まず、避難行動要支援者に記載されるか否かは、本人または家族の申請があるか否かで決定されるのか、ある程度民生委員などがリストアップして、本人や家族の同意を得て作成されるのかという御質問でございましたが、多くの場合は、高齢者実態調査というものがございまして、こちらでリストアップされた情報を基に、民生委員の方々のお力添えのもと、対象者の方、あるいは御家族の同意を得て作成につなげております。

もちろん、対象者の方や御家族の方からの直接の申請ができないということではございません。相談を受ければ、それに対して応じていくというような格好でございます。

なお、避難行動要支援者の避難支援制度については、今、市のホームページでも概要をお示ししているところではございますが、今年度からようやく本格的に作成を開始いたしました個別避難計画についての周知とあわせまして、時期を見て、市広報でも啓発を行いたいと考えているところです。

それから、2点目の自主防災組織の関係ですね、設立からその後の組織が有効に機能するように、行政としての積極的な関わりについての御質問ですが、さきの答弁もありましたけれども、自主防災組織の組織率ですね。現時点では74.8%で、県平均に比べて下から5番目ということも答弁したかと思います。

未組織の自治会には組織づくりをお勧めしたり、設立の御相談を受けることもあり、それに対応することもあります。自主防災組織を対象としたセミナーに参加していただいたりしております。

あと、やはり先ほどの答弁にもありましたように、メンバーの高齢化、人材不足といったところを理由に、なかなか追加の組織化が難しいという状況が続いてます。

その自主防災組織ですが、文字どおり、自分たちのこととして主体的に考えて活動していただくというのが基本になろうかと思います。行政主導で活動内容を決めてしまうと、

やらされているという感覚から活動が低迷してしまったり、ひどいところでは組織を解散してしまうという事態を招くことも懸念されます。

組織ごとに実情が異なっておりますので、無理なくできる範囲で主体的に活動していただけよう、市としては活動費補助など支援策の情報提供、防災セミナーによる啓発や好事例の紹介、それから、要望に応じて出前講座などを行っておりまして、今後も続けていきたいと考えておるところです。

特に、他の組織の好事例の発表を見聞きしていただくことによって、活動が活性化した自主防災組織もございますので、こういった気づきの場を提供することは、行政の大きな役割の1つであると考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 小出議員。

○6番（小出哲義） 避難行動要支援者のリストは、本人あるいは家族の方々の主体的な申請にはよらないということをお聞きしたのですが、それにおいては、この登録者名簿にというのが12%であるということは、非常に割合が少ないというふうに思うのですが、その辺追加で、なぜこの12%にとどまっているのかということをお教えいただければと思いますが、続いて、次の質問をさせていただきますので、次の答弁のときをお願いいたします。

次に、情報発信と緊急時の指示系統ということについてお伺いしたいと思います。

令和5年10月1日に、大竹市は大規模な断水を経験しました。結果的には、誰もが予想していたよりは短期間で復旧しました。これは大竹市職員、上下水道局の職員の方々の努力があったものと思っております。

防災行政無線の運用については、住民への支援体制について、また、逆に多くの課題が浮き彫りになったものではないかと思えます。10月1日の未明より正午までの間に、防災行政無線からは、断水が発生しました、原因は調査中ですとの放送が繰り返されました。午後に入ってようやく、給水所や仮設トイレの案内がありましたが、その間、多くの方々が、ホームセンターやスーパーなどで、ポリバケツや、あるいは飲料水を買って求めました。車を利用できないお年寄りなどは、御近所が助け合いながら、自治会の役員などが右往左往しながら急場をしのいだということです。明確な指示系統がないように思いました。地区の自主防災組織も機能しなかった地区が多かったと聞いております。先ほどの避難行動要支援者のリストを持つ自治会長のもとには、行政からの連絡はなかったとも聞いております。

もちろん、防災リーダーを中心に支援体制を築かれている地区もありますし、独自に行動されている地区もありますので、全体を否定するわけではありません。ただ、こういった情報の過疎は不安を招き、不安はやがて行政への不信とつながるものです。情報提供は決して一方通行であってはならないと思います。住民にとって真に必要な情報を提供できるように心がけ、指示系統を明確にすべきだと思います。

このことは、このたびの節水についても同じことが言えると思います。ダム取水制限が昨年12月27日から開始され、節水の呼びかけが始まり、その後、雨が適度に降ったために、節水に関する放送はなくなりました。2月23日に貯水率は50%を回復し、現在も貯

水率60%を上回って、上昇傾向にあります。

タイムリーなことに、今日の午前中に、太田川河川事務所のほうで、会議で取水制限が解除されたというふうに聞いておりますし、同時に節水の規制も解除されたというふうに聞いております。

ただ、この間、行政のほうにおいては、雨が断続的に降るものですから節水の呼びかけはしなくなったけれども、ホームページを見ると節水の呼びかけがあるということは、いつまでこの節水が続けなければならないのかということで放置されたまま、今日を迎えているということになっていると思います。ですからその間、車を水で洗っていいものか、庭に水をまいていいものかということで、非常に判断に苦慮している住民の方も大勢いらっしゃるというふうに思います。

先ほど行政無線というのは、はっきりした明確な放送しかできませんよということであれば、断水のときに不安に思った住民の方が1,000名程度、市に電話をかけたということ、その1,000名程度の方々に対する情報発信をいかにするかということを考えないといけないのかなというふうに思います。

話を断水時に戻しまして、上下水道局の職員には、断水箇所の特定のために未明より市内を歩き回っていただき、復旧に向けた御苦勞をされたことと十分に伝わっております。だからこそ、もう一步、市民に寄り添った情報発信を心がけていただきたいと思います。

避難行動要支援者制度や自主防災組織を十分に機能させるためにも、同様に、市民に寄り添って課題を解決していただきたいと思います。それが市民協働につながるものと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 先ほどの、12%にとどまっている理由の部分でございます。

対象者7,056名中、こちらはいろんな行政が持っている情報に基づいて把握しております潜在的な数になろうかと思いますが、登録しておられます876名の方は、同意がいただいている方になります。潜在的には7,000人余りおられますが、やはり同意をしていない、特にここに登録されることに必要性を感じていないとか、あまり踏み込まれたくないという御意見の方もおるんだろうとは思いますが、あくまでも同意をいただいている方が12%ということになろうかと思います。

それから、先ほどの質問の中にございました、行政の自主防災組織への関わりの部分でございます。

今回の断水の際、大竹市側から自主防災組織のほうには、特段連絡はしておりません。自主防災組織のほうへの情報の取り方でございますけれども、基本的には、全般的な状況については、一斉に配信されております防災メールを、自治会長や役員の方に登録していただいて、各自で把握していただくように、毎年依頼をしているところです。これとは別に、毎年度当初、各自治会長や防災担当役員の方に、緊急連絡先を聞き取りしておりまして、緊急時個別に情報伝達、あるいは把握が必要な場合には連絡が取れるような体制を取っております。

昨年度の台風14号の際には、緊急安全確保を発令した際に、一部の自治会に直接ホット

ラインで御連絡差し上げたような事態もございました。

以上です。

○議長（北地範久） 業務課長。

○上下水道局業務課長（三浦暁雄） 上下水道局からは、節水の防災行政無線での放送についてお答えをいたします。

昨年12月の時点で、ダムの貯水量が一定水準を下回ったことから取水制限を行い、防災行政無線により、市民の皆様にも節水をお願いする放送を行ってまいりました。それから2月以降の雨で、少しずつダムの貯水量は回復しまして、貯水率が40%を超えた時点で、一旦防災行政無線の放送はやめ、再び貯水率が下がるようであれば放送を再開しようというふうに考えておりました。

また、取水制限の開始・解除の判断は、利水事業者を含めた小瀬川管理協議会の渇水調整会議において決定することとなっております。上下水道局としましては、取水制限の措置が取られている以上、節水をお願いする立場ではございますけれども、実際のダムの貯水率の状況からすれば、防災行政無線で節水を呼びかけなければならないほどの深刻な状況にはないというふうに判断をしておりました。

なお、先ほど御指摘をしていただきましたとおり、本日の午前中に渇水調整会議が開催をされまして、本日の15時に取水制限が解除されております。市民の皆様には先ほど防災行政無線でお知らせをいたしましたけれども、あわせてホームページとフェイスブックでも周知を図ってまいりたいと考えております。

今後とも分かりやすい放送に努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北地範久） 小出議員。

○6番（小出哲義） 分かりました。引き続き市民に寄り添った情報発信、情報が一方通行にならないように、今市民の方がどういった情報の提供を願っているのかということをよく考えながら、情報発信に努めていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、人材確保、人材育成についての質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうから、詳しい説明をいただきました。そのうえで、人材育成について質問させていただきます。

近年、キャリアデザインという言葉をよく耳にします。職員は、数年ごとに必ず部署を異動します。さまざまな分野があり、転職並みに仕事内容が変わることもざらですし、加えて個人の異動希望も取らないことも多いと思います。そのために、公務員は民間企業に比べてキャリアを描きにくいとされています。仕事に対して受動的になるのも仕方がない面もあります。

これまでは、新卒入庁の終身雇用が前提で、働き方や幸せに対する価値観の幅が狭く、キャリアを能動的に考える必要がありませんでした。キャリアデザインとは、自分自身がどのような価値や強みを持っているのかを見つめ直し、希望する未来のビジョンを描き、その方向に進むための計画を作成することです。あくまでも自分自身が主体となって、自

立的に考え、キャリアを構築するという考え方です。

取り入れられている民間企業が増えておりますキャリアデザインの制度を導入することによって、人材力の強化や多様な人材の確保、行動が具体化され、社員のモチベーション、やる気が向上する効果があります。

今は、公務員もキャリアを能動的につくっていく時代だと言えます。人生を主体的に捉えることができれば、視野を広く持つことができ、仕事を楽しく前向きに捉えることができるようになると思います。そして、実践して出た結果が正しく評価されれば、職員のモチベーションもさらに向上し、高い成果が期待できるものと思います。ぜひ、このキャリアデザインという観点も参考にしていただきたいと思います。

次に、積極的に意識してほしい考えは、市民協働という考えです。行政だけでは解決できない課題や市民だけでは解決できない課題を、お互いの不足を補い、協力し合い、それぞれの立場から、意見や特性を認め合いながら解決することです。

ぜひ、大竹市の職員には市中に出て、市民の悩みや意見を生の声で聴いて、ともに汗を流し、喜びを共有してほしいと思います。そうすることによって、話が最初に戻りますが、今市民がどのような情報を必要とし、どのような手助けが必要であるのか、ともに解決する道筋が見えてくるのではないかと思います。自治会活動やPTA活動、地域のボランティア活動に積極的に加わっていただきたいと思います。

私も子供が学生時代にPTA活動を頑張っていた頃、同じ役員として、市役所職員の方が何人もいらっしゃいましたが、ある時は行政としての橋渡しをしていただいたり、ある時は専門的な知見からアドバイスをいただいたり、非常に活発な活動ができたことを懐かしく思います。

また、私が所属する自治会やボランティア団体にも、市役所のOB、現職の方がいらっしゃいますが、非常に心強い存在です。若い現役職員も、ぜひ、市民活動に積極的に関わっていただきたいと思いますし、そのような職員には、ぜひ、高い人事評価をしていただければ、さらにモチベーションの向上につながるものと思います。

以上、職員のキャリア形成と市民協働についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 2点あったかと思います。

1点目は、職員の人材育成にはキャリアデザインという観点が必要ではないかということです。それから、2点目は、職員の市民活動への参加という御質問でございます。

まず、1点目の職員の人材育成にはキャリアデザインという観点が必要ではないかという御質問についてでございます。

公務員におけるキャリア選択型の人事制度については、職員が主体的なキャリア選択ができることによって、やらされ感を抱くことなく、主体性を持った人材育成を図ろうとするものでございます。今後の人事管理のあり方として、1つの有効な選択肢になるのではないかというふうに言われております。

本市におきましては、改定後の人材育成基本方針において、採用初期の段階を能力育成

時期というふうに位置づけまして、この期間をジョブローテーション期間として、10年間で3カ所を目安に部局間を移動し、異なる職場を段階的に経験できる人事配置に努めることとしております。

このジョブローテーション期間が終わる時期をめどに、今後のキャリア形成を考えるための機会を設けることとしておりますけれども、具体的な方法につきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。

また、中長期的なキャリアデザインの必要性につきましても、今後の検討材料の1つであると思っておりますけれども、本市の組織の規模などを踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、市職員の市民活動への参加に関する御質問についてでございます。

市の職員であるかどうかにかかわらず、多くの市民の皆さんの自主的な活動によって地域が支えられるということが理想でございます。その中に、市の職員も一市民として自主的に参加し、一緒になって活動するという姿が理想であるというふうに思っております。

現に多くの職員が、さまざまな市民活動、あるいは地域を支えるための活動に携わっていると認識しておりますが、それは職務ではなく、あくまでも職務外の行動であるというふうに認識をしています。

人口減少、少子高齢化、それに伴う地域支援活動の先行きを考えますと、市の職員に期待されること、その思いは十分に理解をできますし、ありがたく受け止めております。ただ、職務外の活動である以上、参加するか否かというのは、最終的には職員個々の意思や事情に任されるべきものであるというふうに考えております。

議員の御意見は、職員への期待というふうに捉えさせていただきまして、勤務時間外に市民活動に参加する、あるいは参加したいという職員に対しましては、職場として応援できる雰囲気をつくっていければというふうに考えております。

続きまして、市民活動に参加する職員に高い人事評価をしたらどうかというふうな御意見です。

この人事評価につきましては、職務における行動や結果を評価するものでございます。職務外での意欲や行動を評価するものではありません。職員が職務外であっても自主的に地域に貢献していくことは、職員自身の成長につながり、ひいては職務能力の向上や仕事のやりやすさにもつながってくるのではないかとというふうに考えております。

市民活動や地域支援活動に自主的に参加した結果として、職員個々の能力が向上し、職務上の能力や業績に反映された場合には、その職員の評価が高くなるということにつながるということはあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 小出議員。

○6番（小出哲義） すみません、もう終わります。

今年には市制施行70周年で、式典もあると思います。ぜひ、市民と行政とが一緒になって、市制施行70周年記念の式典が行われればと思いますので、市民協働という観点も、ぜひ、取り入れていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（北地範久） お諮りいたします。

一般質問及び総括質疑の途中ですが、本日はこの程度にとどめて延会とし、3月11日の本会議に継続することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本日は延会することとし、3月11日に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知申し上げます。

3月11日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みのうえ、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

1 6 時 5 9 分 延会



上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月8日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 中 川 智 之

大竹市議会議員 小田上 尚 典

令和 6 年 3 月  
大竹市議会定例会（第 2 回）議事日程

令和 6 年 3 月 11 日 10 時開会

| 日 程  | 議案番号     | 件 名                                                                       | 付 記                          |
|------|----------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 第 1  |          | 会議録署名議員の指名                                                                |                              |
| 第 2  | 議案第 3 号  | 令和 6 年度大竹市一般会計予算                                                          | 一般質問及び<br>総 括 質 疑<br>( 一 括 ) |
| 第 3  | 議案第 4 号  | 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計予算                                                    |                              |
| 第 4  | 議案第 5 号  | 令和 6 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算                                                  |                              |
| 第 5  | 議案第 6 号  | 令和 6 年度大竹市土地造成特別会計予算                                                      |                              |
| 第 6  | 議案第 7 号  | 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計予算                                                      |                              |
| 第 7  | 議案第 8 号  | 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算                                                   |                              |
| 第 8  | 議案第 9 号  | 令和 6 年度大竹市水道事業会計予算                                                        | 予算特別委<br>設置・付託               |
| 第 9  | 議案第 10 号 | 令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計予算                                                     |                              |
| 第 10 | 議案第 11 号 | 令和 6 年度大竹市下水道事業会計予算                                                       |                              |
| 第 11 | 議案第 17 号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について                                  | (原案可決)                       |
| 第 12 | 議案第 18 号 | 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | (原案可決)                       |
| 第 13 | 議案第 19 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                                                  | (原案可決)                       |
| 第 14 | 議案第 27 号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について                                             | 総 務 文 教<br>(原案可決)            |
| 第 15 | 議案第 29 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について                                                  | (原案可決)                       |
| 第 16 | 議案第 31 号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                                                     | (原案可決)                       |
| 第 17 | 議案第 32 号 | 令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 7 号）                                                 | (原案可決)                       |
| 第 18 | 議案第 14 号 | 大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について                                                  | (原案可決)                       |
| 第 19 | 議案第 15 号 | 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について                                                 | (原案可決)                       |
| 第 20 | 議案第 16 号 | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                                                      | (原案可決)                       |
| 第 21 | 議案第 20 号 | 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について                              | (原案可決)                       |
| 第 22 | 議案第 21 号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育                                                     | (原案可決)                       |

|       |           |                                                   |                   |
|-------|-----------|---------------------------------------------------|-------------------|
|       |           | 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について                        |                   |
| 第 2 3 | 議案第 2 2 号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                              | (原案可決)            |
| 第 2 4 | 議案第 2 3 号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                                | (原案可決)            |
| 第 2 5 | 議案第 2 4 号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 生 活 環 境<br>(原案可決) |
| 第 2 6 | 議案第 2 5 号 | 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について                      | (原案可決)            |
| 第 2 7 | 議案第 2 6 号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について      | (原案可決)            |
| 第 2 8 | 議案第 2 8 号 | 大竹市水道条例の一部改正について                                  | (原案可決)            |
| 第 2 9 | 議案第 3 0 号 | 工事施行協定の変更について (大竹駅自由通路等)                          | (原案可決)            |
| 第 3 0 | 議案第 3 3 号 | 令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)                  | (原案可決)            |
| 第 3 1 | 議案第 3 4 号 | 令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号)                   | (原案可決)            |

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 号から日程第 1 0 議案第 1 1 号 (一般質問・総括質疑・付託)
- 日程第 1 1 議案第 1 7 号から日程第 1 7 議案第 3 2 号 (報告・表決)
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号から日程第 3 1 議案第 3 4 号 (報告・表決)

#### ○出席議員 ( 1 5 人 )

|       |         |       |           |
|-------|---------|-------|-----------|
| 1 番   | 北 地 範 久 | 2 番   | 中 野 友 博   |
| 3 番   | 豊 川 和 也 | 4 番   | 山 代 英 資   |
| 5 番   | 岡 和 明   | 6 番   | 小 出 哲 義   |
| 7 番   | 末 広 天 佑 | 8 番   | 藤 川 和 弘   |
| 9 番   | 中 川 智 之 | 1 0 番 | 小 田 上 尚 典 |
| 1 1 番 | 西 村 一 啓 | 1 2 番 | 山 崎 年 一   |
| 1 3 番 | 日 域 究   | 1 4 番 | 細 川 雅 子   |
| 1 5 番 | 寺 岡 公 章 |       |           |

#### ○欠席議員 ( なし )

#### ○説明のため出席した者

|   |     |         |
|---|-----|---------|
| 市 | 長   | 入 山 欣 郎 |
| 副 | 市 長 | 太 田 勲 男 |

教 育 長  
 総 務 部 長  
 市 民 生 活 部 長  
 健康福祉部長兼福祉事務所長  
 建 設 部 長  
 建設部地籍調査担当部長  
 上 下 水 道 局 長  
 消 防 長  
 総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
 企 画 財 政 課 長  
 自 治 振 興 課 長  
 市 民 税 務 課 長  
 建 設 管 理 監  
 監 理 課 長  
 土 木 課 長  
 都 市 計 画 課 長  
 総 務 学 事 課 長  
 生 涯 学 習 課 長

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
 議 事 係 長

小 西 啓 二  
 佐 伯 和 規  
 中 村 一 誠  
 三 原 尚 美  
 山 本 茂 広  
 小 田 健 治  
 古 賀 正 則  
 小 田 明 博  
 柿 本 剛  
 三 井 佳 和  
 岡 崎 研 二  
 吉 村 隆 宏  
 見 当 邦 晴  
 建 石 尚 男  
 廻 本 実  
 山 田 浩 史  
 貞 盛 倫 子  
 川 村 恭 彦

山 田 智 徳  
 北 修 治

10時00分 開議

○議長（北地範久） 定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、西村一啓議員、12番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第10〔一括上程〕

議案第 3号 令和6年度大竹市一般会計予算

議案第 4号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 5号 令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 令和6年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 令和6年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 令和6年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 令和6年度大竹市下水道事業会計予算

○議長（北地範久） 日程第2、議案第3号令和6年度大竹市一般会計予算から、日程第10、議案第11号令和6年度大竹市下水道事業会計予算に至る9件を、一括して議題といたします。

3月8日の議事を継続し、一般質問及び総括質疑を行います。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

10番、小田上尚典議員。

〔10番 小田上尚典議員 登壇〕

○10番（小田上尚典） 10番、調の会の小田上尚典です。なるべく皆さんと一緒に考えながら、そして、提案しながらの一般質問になるよう努力しますので、よろしくお願いいたします。

今回は、私自身も日頃の移動手段として、そして、スポーツとしても利用している自転車の交通安全啓発についてです。

突然ですが、自転車は歩道を走ってもいいのでしょうか。道路交通法第2条で、自転車は軽車両とされています。道路交通法第17条により、軽車両となる自転車は、原則車道进行することとあります。歩道は例外です。基本的に歩道を进行することはできません。道路交通法第63条の3から、自転車についての規則があり、それ以降の条文から、歩道进行できる場合は、大きく分けて3パターンです。

1つ目は、歩道に自転車通行可の標識があるとき。2つ目は、13歳未満の子供や70歳以

上の高齢者、そして、体の不自由な人が運転しているとき。3つ目、ここが少し分かりにくいのですが、工事や車両の駐車で車道の通行が困難な場合や、自動車の通行量が多く、車道の幅が狭いなどの理由で、自動車等と接触の危険がある場合。その他、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないときとなっています。ほかにも、歩道を通行する際には徐行をすること、車道側を走ることなど、さまざまな決まりがあります。

では、横断歩道はどうでしょうか。交差点の進入は。制限速度はどうでしょうか。聞かれてみると、案外すぐには答えられないものがあるのではないのでしょうか。しかも、それが本当に正しいのか、自信がありますか。

幅広い層の人が使う自転車は、日常生活において非常に便利で手軽に乗ることができる反面、法的には軽車両として複雑な法令が多く、意識していなければ、戸惑うことが多いのも事実です。

実は大竹市、自転車の利用率が高い市です。令和2年度の国勢調査において、15歳以上の自転車の通勤・通学での利用率は、自動車に次ぐ2番目の利用率の高さ、全体の約24.2%を占めています。この結果は、県内23市町の中で4番目、14市の中では一番高い数字です。あくまでこれは一部からの視点ですが、もしかすると、広島県内で一番自転車に乗っている市民が多い市と言えるかもしれません。

皆さん御存じとは思いますが、令和5年4月1日から、改正道路交通法によりヘルメットの着用が努力義務となり、県条例により、自転車の保険加入が義務化され、1年を迎えました。先日、さらに反則金などの青切符制度を盛り込んだ改正案が閣議決定され、報道されています。自転車利用者を取り巻く環境は以前よりも厳しくなっていますし、今後さらに厳しくなっていくことが予想されます。

昨年の法改正の要因として、近年の自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を負っていると言われており、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用時と比較すると約2.3倍も高くなるそうです。運転手の命を守るために、ヘルメットは努力義務化に至りました。

さらに、自転車の損害賠償保険の加入は、広島県では義務化となっています。その背景として、万が一事故を起こしてしまい、他人に重大な損害を与えてしまった場合には、高額な賠償責任が生じる可能性があるからです。

事例として頻繁に取り上げられているものを紹介すると、小学生の運転する自転車と60代の歩行者とで事故が起き、60代の歩行者が意識不明となった件では、賠償金が約9,520万円と、高額なものでした。事故の被害に遭った人の救済、事故を起こしてしまった人の経済的負担を軽減するためにも、保険の加入が求められます。ただ、義務化とはいえ、加入の確認等が困難な点もあり、罰則規定はありません。

しかし、このような法改正を受けて、当初はヘルメットの在庫不足などが報道されましたが、ヘルメットを着用することに抵抗がある人や、自身が自転車保険に加入しているか不明のまま運転している人などが見受けられます。

この肌感覚を数字に表しているのが、警察庁が2023年9月に発表した、ヘルメット着用率の調査結果です。全国平均が13.5%と決して高くはない中、山口県21.5%、島根県

11.3%、鳥取県30.9%、広島県は6.6%と、中国地方で最下位。全国的に見ても38位と、着用率の低さが目立ちます。

このような現状を受けて質問いたします。

現状の安全運転啓発活動の内容や効果、ヘルメットの着用率の低さについて、どのように認識していますか。

また、昨年の法改正前後で、取り組みの変化があれば教えてください。

さらに課題として、警察庁の調査では、小学校3年生から自転車事故が増加する傾向にあると発表しています。小学生から高校生にかけての交通ルールの遵守の指導・啓発と、事故の割合が多い高齢者に対する啓発では方法が異なると思いますが、どのように考えていますか。

法的な部分で見れば、道路交通法の所管は国家公安委員会、警察庁です。国や県の取り組みが大前提なことは承知していますが、市としてできる取り組みは何がありますか、御紹介ください。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 県内では、交通事故の約2割が自転車関連の事故とのことでございます。そうした状況を心配されての御質問と思います。ありがとうございます。

それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

道路交通法が改正され、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。法改正の背景には、交通事故全体に占める自転車事故の割合が増加していることや、事故時にヘルメットを着用していなかったことによる重症化が要因となっています。

初めに、自転車利用やヘルメットの着用率などについてです。

議員御指摘のとおり、令和2年度の国勢調査では、市内での通勤・通学の自転車の利用割合が24.2%と、自動車に次いで多い結果となっています。

令和5年度の警察庁の調査では、県内の自転車ヘルメットの着用率は6.6%で、47都道府県中38位と、全国平均を下回っています。ヘルメットを着用しない理由として、着用が努力義務であること、ヘルメット置き場がないこと、みんながかぶっていないことなどが挙げられています。

自転車事故の統計から、被害の軽減には頭部を保護することが重要となっています。そうしたことから、ヘルメット着用率を上げていくため、安全意識の向上に取り組んでいく必要があると考えています。

次に、本市の自転車を利用する際の交通安全に関する取り組みについてです。

交通安全に関する広報啓発では、市ホームページに、自転車安全利用五則を掲載し、交通マナーの向上やヘルメット着用などの啓発を行っています。

また、警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全への意識啓発を推進するため、街頭啓発などのほか、世代の特性に応じた小学校での交通安全教室や高齢者への自

転車講習などを実施しています。

さらに、法改正後の取り組みとして、令和5年5月に、プロ自転車ロードレースチームのヴィクトワール広島、広島県自転車協同組合大竹支部及び大竹警察署と連携し、大規模事業所の現役世代の従業員に対して、ヘルメット着用の必要性や自転車の危険運転防止などに関する自転車安全講習を実施し、その内容を市広報にも掲載し、あわせてヘルメットの正しいつけ方についても周知を行っています。

地域や職域を通じた啓発活動は、市、警察及び交通安全協会が主体となり、また、学校などでの指導や啓発は、教育委員会と連携して実施しています。なお、本市では交通安全を呼びかけるため、独自に制作したエコファイルの啓発物品に、自転車ヘルメット着用のメッセージを盛り込んで周知を行っています。

今後も地域、学校及び事業所などで、子供から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、自転車の安全利用やヘルメット着用に関する周知、啓発活動などを実施し、重大事故の防止に向けた取り組みを推進していきたいと考えています。

以上で、小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） 御答弁ありがとうございます。

御紹介いただいた中で、まず、本市の法改正後の取り組みというところで、ヴィクトワール広島、自転車のプロチームの方を呼んで、講習会をしてもらったと。それは大人に向けてというところだったと思います。

広島県というのは、結構いろんなスポーツのプロチームがあるところで、いろんなスポーツに触れられるのがいいなというふうに思っていました。実際、子育てをしていく中で、プロチームが地元にあるというものだと、もちろん野球にしてもサッカーにしても、バレー、バスケ、自転車、ほかにもありますけれども、何か応援しやすくなるというのがあって、非常にいいなと思ってます。応援していた選手たち、こういうプロの人たちがいるんだというのを知ってもらって、間近に来てもらって教えてもらうというのは、心にも響きますでしょうし、記憶にも残るんだろうなと思います。

この取り組み、まず、このヴィクトワール広島、プロスポーツチームの方に来ていただいたという取り組みなんですけど、市広報のほうで拝見させていただきました。すごくいい取り組みだなと思ったんですけども、何か、大人だけではもったいないような気がするんですね。

この取り組みがなぜ始まったのか、なぜ、大きいところでやってみよう、まず、事業者でやってみようと思われたのか、そこと、この取り組みを今後どのように考えているのか、どういうふうに広げたいかというところですね。

この2点を伺いたいのと、あと2つ。先ほど、小学校、連携していく中で、市、警察、交通安全協会、そして、教育委員会というところで、やはり指導していく年齢別というか、分野別で役割分担してますと。

小・中学校というのは、自転車ヘルメットが非常に大切だと思います。特に、道路交通法で言われてるように、13歳までは歩道を走ってもいいと言われるくらい、自転車は危



ないものなんだと。

何か恥ずかしい話ですけど、僕は中学校から自転車通学をしてまして、車と事故したことが何度かあります。一度は、確実にヘルメットしてなかったら大変なことになっていただろうという事故の経験もあります。それは学校で、もちろん通学のときにヘルメットをしなければ通学してはいけませんという決まりがあつて、学校に定められたヘルメットをかぶっていたからよかったという記憶があります。

今、小学校、中学校でどのような啓発をされているか。今、少し御答弁の中で紹介ありましたが、もっと習慣的に、休みの日も、できればつけてほしいわけですよ、学校が終わって放課後になっても。なので、そういうところの現状。

そして、自転車通学している子に、ヘルメットというのは貸与してるんですか、買ってもらってるんですかね。そこもちょっとお伺いしたいなと思います。

年齢制限とか、そういうものが全くなくて、乗れるようになったら乗れる乗り物というのは、基本的に自転車くらい。免許も必要ない。最近、法改正もされましたし、条例も改正しましたが、電動キックボードも年齢制限があつたりとかというところで、免許がなくても乗れるものはほかにもありますが、本当に手軽でどんな方でも乗っているというのが自転車です。そんな自転車が、ヘルメットの着用率、県内6.6%で、大竹市も割合としては非常に高い中、なので、この6.6%近い数字なのではないかなと、肌感覚で思います。

ヘルメット購入補助、ほかの市町がやってるからということではなくて、大竹市は、国勢調査の数字をちょっと、ぱっと見たんですけど、かなり率は高いので、一番使われている移動手段だから、大竹市としてヘルメットを補助します、みたいな考え方もあるとは思いますが、そちらのお考えをお聞かせください。4点ですね、お願いします。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） まず、令和5年度に、自転車プロロードレースチーム、ヴィクトワール広島と、あと、市内の自転車販売店などで組織されます広島県自転車協同組合大竹支部の皆さんにお手伝いをいただいて、それに大竹警察署、大竹交通安全協会の方、そして、大規模事業者の方、皆さんと協働して、市主体となってこの事業をやっておるんですけれども、例えば、少し御紹介させていただきますと、自転車の安全講習におきまして、自転車ロードレースのプロの選手から、自転車走行時の注意点や危険予測など、参加体験型の講習をしていただいております。

また、自転車販売店の方々には、自転車の点検整備、ヘルメット着用の重要性及び購入時の注意点についてなどの講習をいただいております。また、警察署には、自転車事故発生状況などの講話をしていただいて、そういった周知と情報発信を行っております。

これを大規模事業所で行ったというのは、なかなかこういった現役世代の方に対していろんな自転車の講習をするというのが、今まで少なかったものですから、それと大規模事業所では、工場内で多く、皆さん自転車を使われているということもあります。通勤にも使われているということもありますので、現役世代の方に対して、こういった講習をしています。

また、こういった新たな取り組みができた理由なんですけれども、本市と他の機関との

人事交流を行っております。そうした関係で、担当課に配置された職員の新たな視点や手法により実施できたものです。

次に、今後こういった取り組みをどのように継承していくか、発展していくかについてなんですけれども、令和5年度に、こうした新たな取り組みを協働で実施しました機関、団体、企業とのつながりを今後も大切にして、来年度以降も自転車の安全、交通安全に関する取り組みをまた協働してできるよう、担当課としても、職員間の情報共有や引き継ぎをしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

あと、こういった取り組みなんですけれども、引き続き地域、事業所、学校などで自転車安全講習を開催することで、幅広い年齢層に対しまして、安全な自転車の利用方法やヘルメットの着用の重要性などの周知啓発を行っていくことで、自転車に関係する事故の減少や、ヘルメットの着用率向上につながっていくものと考えております。

また、今後の発展についてなんですけれども、こうした取り組みを通じまして、子供から大人まで、自転車利用の安全に対する必要な知識を身につけてもらいながら、誰にとっても身近な自転車に興味を持ってもらうことで、スポーツ振興や健康増進へつながることを期待しております。

それと、自転車ヘルメットの購入補助に関することです。

自転車ヘルメット購入補助につきましては、県内の市町では、三原市と廿日市市が補助金制度を導入しております。ただ、本市におきましては、現在、補助金制度の導入は考えてはおりません。

現状、警察庁の令和4年度の統計なんですけれども、自転車が絡んだ交通事故は、交通事故全体の件数に占める割合が増加しております。その中で、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が、頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べ、約2.1倍高くなっております。

その統計の中で、自転車が関係した死亡・重傷事故の約4分の3は、自転車側に法令違反が認められております。交通ルールを遵守されていれば、事故防止につながった可能性が強調されております。

さらに、令和5年8月の警察庁の調査では、ヘルメットを着用しない理由として、まず、努力義務だから。次に、乗る前・乗った後の置き場に困るから。次に、乗る時間や距離が短いから。そして、みんなかぶっていないから。次に、髪型が崩れるからが上位を占めております。このことから、金銭的な理由ではなく、安全に対する意識が低いことが課題であることが分かります。

そうした背景から、まずは自転車利用者の方に、自転車は道路交通法上の軽車両として位置づけられており、守らなければならないルールがあることの周知や、安全に対する意識を高める啓発に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、市広報、市ホームページ及び市独自啓発物品の活用や、関係機関と連携した啓発活動や、各種自転車安全講習などにより、交通ルールや自転車安全利用五則を遵守することで、事故防止に大きな効果があること。また、ヘルメットを着用して頭部を保護することで、重大な事故に至らない可能性が高まることについて、周知や啓発をしていき

たいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 小・中学校の段階から、日常的にヘルメット着用を習慣づけるための啓発の取り組みについてお答えします。

小・中学校ともに、保健の授業の中で交通事故の防止についての内容があり、自転車の安全な乗り方や、自転車安全利用五則について学習をしています。また、長期休業前には、交通安全、生活習慣についての指導とあわせて、交通安全に係る指導もしておりますので、その中で繰り返し指導をするようにしております。

また、保健の授業とは別に、小学校では、警察等に御協力をいただいた自転車教室等で、乗り方や安全指導を行っており、その様子は学校だよりなどで保護者の方へもお知らせをして、指導の内容を周知するようにしております。

それから、自転車通学の状況についてですが、中学校では遠方から通学する生徒に、自転車通学を許可しております。自転車通学をする際は、ヘルメットの着用と、それから、自転車保険に加入することを義務づけております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） ありがとうございます。

ちょっとさっきの答弁のところからで、保険の加入とヘルメットは絶対ですよというふうなことだと思うんですけど、ヘルメットの補助、特にあるかないか、また後で教えてください。

ヘルメットの補助はせずに啓発活動だけ、まずは啓発活動なんだと、アンケートの結果を見ても、場所的な問題、あとはみんながかぶってないとかというところ。何でもみんなかぶってないんでしょうかね。多分、別にいいだろうと思ってるからなんだろうと思います。

それは啓発活動が大切なんだと思いますが、登壇して質問させていただいたときに、若年層と高齢者等で違いがあると思うんですけど、その違いの具体的なものがあったら教えてほしいなと思いました。

小学校1年生から高齢の方にかけて、自転車安全利用五則。自転車は車道が原則、歩道は例外。車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。安全ルールを守る。飲酒運転、2人乗り、並進の禁止。夜間はライト点灯。交差点での信号遵守と一時停止、安全確認。子供はヘルメットを着用。

これ、違うよと思われたと思うんですけど、子供はヘルメット着用というのは、これ令和4年度の広島県の自転車マナーアップ強化月間スローガンなんですけど、先月か、自治振興課に伺ったときに、これがそのまま刺さってると。啓発やってますといっても、なかなか難しいのは分かります。だって、これに、置いてあったものに、万が一に備え自転車保険に加入しましょうと書いてあるんですけど、一番新しいもの、市のホームページにもリンク貼ってますけど、それはもう自転車保険は義務ですと、加入は義務ですというふうに書かれています。これは加入しましょうとしか書いてない。それはそうですよね、改正する

前のやつが置いてあるから。

前職でちょっと接客をする仕事でしたが、カタログというものが非常に多くあります。もう本当に3カ月に1回とか、新しくなるんですね、カタログ。でも、その古いカタログがそのままだと、その古いカタログを持ってお客様が来られて、これが欲しいと言われる。金額が違うことも往々にしてあります。商品がないことも往々にしてあります。申し訳ございませんと謝るのは、もちろん販売員の作業です。細かいことを言うようですが、こういうところからなのではないかなと思います。

市のホームページを見ても、自転車保険は義務ですとは多分書いてないと思うんですよね。加入しましょうしか書いてないと思います。広島県内は義務なので、義務と書いていただきたいなと思います。啓発活動が先ですと言っていたら割には、できてないことが多いなという気がします。

なぜ、登壇して、若年層と高齢層の啓発活動は違うのではないかとお尋ねしたのは、ちょっと自転車のことをずっと調べていて、NPO法人自転車政策・計画推進機構の理事長を今されている古倉宗治さんという方が、かなり前に土木計画学会研究会というところで発表されている、自転車のルール遵守意識と教育啓発内容の有効性。なので、どれだけ自転車のルールというのは守らなくていいと思われてるかとか、若年層・高齢層に分けて、どういう啓発の仕方が有効かというのを、アンケートをとって調べられてます。

このパンフレットにもあるとおり、一番最初のこの問題点で、単なるルールの列举のみで、その根拠、必要性の説明がない。あってもごく一部、危ないことの一般的説明があるのみや、事故の事例の提示のみであると。もう、まさにそのとおりの、これは県がつくってるものなので何ともなんですが、これを補ってあげる作業が要るのではないかなということです。この資料が悪いというわけではなくてですね。

では、やり方は何がいいんでしょうというところもしっかり載ってまして、若い層は、道路交通法はこういうのがあります、決まりがあります、決まりを守らないといけませんというところで、そもそもそういう決まりを知らなかったな、何となくこうなのではないかなと思ってたけど、こういう決まりがあるんだと、これ守らないといけないんだというところが一番効果的らしいです。そうか、ルールはしっかり守らないといけないんだなど。事故のデータとかもいいみたいです。

高齢者は、事故をしたときに損害賠償でかなりのお金がかかる可能性がありますとか、あと、こういう運転をしてると事故したときに危ないですよとか、致死率がこれだけありますよとかという、これは自分が損するなというふうに思わせるデータが有効だというふうに言われてたりします。

なので、今回、70周年記念の事業概要の中にもございますが、安全運転の啓発で幾らか計上していただけてます。詳しい内容は予算特別委員会の中に譲るとしますが、もう少しどの層にどのようなアプローチをするかというのを考えながら啓発をしないと、いつまでたっても保険にも入ってくれない、いつまでたってもヘルメットもかぶられないというような事態になるのではないかなと思います。

具体的なところをどういうふうに考えられているか、あと、啓発活動、この自転車安全

利用五則以上に警察とか県が示しているものを補ってあげる活動というのは、市町でない  
とできないのかなと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） 御提案、いろいろありがとうございます。

まず、議員おっしゃるように、啓発の中で、交通安全は自転車だけではなくて、いろん  
な啓発をする中で、チラシなんかも必要なものだけ書くということが多いのは確かでござ  
います。

なので、それがなぜ必要なのか、どういう効果があるのか。そういったものにつつまし  
て、例えば、先ほど私もちょっと申しましたが、交通ルールを守ることによって事故防止に大き  
な期待がかかるとありますと、また、ヘルメットを着用して頭部を保護することで、重大  
な事故に至らない可能性が高まるということにつつまして、警察庁などの数値を提示しな  
がら、具体的にそういった気づき、そういったものを市民の方に気づいていただけるよう、  
周知に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、高齢者や、あと、子供に対する取り組みなんですけれども、例えば、高齢者の  
場合でしたら、認知ミス、あと、ハンドル操作のミス、あと、転倒事故が多いとか、ちょ  
っとそういった高齢者の事故の特性があります。そういった特性を、自転車講習などを開  
催することで、周知を行っていきたいと思っております。

あと、お子さんに対するものなんですけれども、ちょっと具体的には今後考えていかな  
ければならないと思うんですけれども、保護者もあわせて、一緒に講習等が受けられるよ  
うな、交通安全意識の向上が高まるような取り組みについて考えていきたいと思ってい  
ます。

以上です。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 通学に係るヘルメットの補助についてですが、通学に係るヘル  
メットの補助は、現在はしていません。

ただ、就学援助費の区分の中に、学用品費の通学用品購入費というものがあまして、  
その通学用品購入費で、自転車通学するために学校が定めるヘルメットを購入した場合は、  
これに該当すると考えております。

また、先ほどもお話ししましたが、小・中学生に対する自転車の安全な乗り方、特にヘル  
メットの着用に関しての指導については、もう保健の授業等でもやっておりますが、繰  
り返し子供たちのほうに指導していかないといけないことだと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） ありがとうございます。

ちょっと、学校のほうから。通学する際に、自転車で通学という立地、家から学校まで  
の距離というところで自転車通学をするとなった場合に、補助、どうでしょうということ  
ろなんです、やっていると安芸高田市とかやっていますよね。やっていますんで、全く  
ない事例ではないということということで、検討もしていただければなと思います。

こういうことを言うと、何のための一般質問なのかになってしまうんですが、ヘルメットを補助してもらうことが目的ではないんですね。ヘルメットをかぶってもらうことが目的なので、それをどうしようかというところです。

今御提案させてもらった、やっぱりどうしても、かぶらなくていいんだったらかぶらなくていいほうが楽なんですよ。ヘルメットのことを調べていて、原付がヘルメットをかぶらないといけなくなったのが、1986年だったみたいです。僕はまだ生まれてませんが、小さい頃に、あれ、原付というのはヘルメットかぶらなくていいのだろう、みたいなことを言っている大人がいたように思います。

今となっては、原付でヘルメットをかぶらないというのはあり得ない、当たり前でしょうとなってると思うんですけど、では、自転車でヘルメットをかぶるとなるまで、どれだけ時間がかかるのかというところだと思います。

もちろん、歩道を走っては駄目ですよと言われても、車道なんてどこを走ればいいんだよと思います。実際に、車を運転してるときに自転車が車道にいと、ちょっと怖いな、歩道に行ってくれたらいいのになと思う車の運転手の心理もあると思います。

それはもう国の道路行政含めての話なので、そこまでは言えませんが、では、どこから啓発して、どこが一番効率的で、どこが注目してもらって関心を持ってもらえるんだろうという、やっぱり補助かなと思ったりもするわけです。

啓発活動といっても、すごく大変だと思います。最初に言っていただきました、人事交流で新たな視点が入ってという、この人材のおかげで1つ事業が始まりましたが、今後どうやってこれを継続していくのか。では、これを継続していくという中で、先ほど紹介したこのパンフレットの更新ができてない。これというのは、いや、仕方ないですよ、更新できないのは。人手がない、時間がない、仕事がいっぱいある、大変。

これをどう変えるかという、この、恐らく今日の午後以降にあるんでしょうが、情報化の計画が総務文教委員協議会のほうで発表いただけます。DXについてどうやって取り組んでいくのかというのが分かると思うんですが、これ1個1個議員からの一般質問に対して、もうちょっと人手があればなと思うことは、皆さんあると思います。

この人手をどうつくるか。市民が求めているであろうことをどうやっていくのかで、この今言った人事交流でできた人脈をどう保つのか、子供たちのヘルメット着用はどう声かけをしていくのか、全部時間が要ることです。人として、人と人とが接しないとできないことにどう時間を割くかというのがDXだと思うんですけども、もし担当課でDXに対して何か今後思いがあれば、お伺いしたいなと思います。

だって効率化されるわけですから、今までやってた仕事が、事務作業は短くなる可能性があるんですからこれをやっていきたいとか、自転車の話に戻すと、自転車というのは基本的に危険です。死にます。プロチーム、ヴィクトワール広島が来てくださってですが、数年に1回、ロードレース、ロードバイクのレースだと、亡くなる方もおられます。いろいろな理由で、事故だったりで亡くなる方はおられます。自転車というのは死んでしまうんですよ。それに乗っているという意識を、まず、持ってもらわないといけないと思います。

どんなスポーツでも恐怖心というのはあると思うので、その中で、自転車はスポーツ外にも使われるもの、日常的に使っているもの、では、こんな危険なもの乗るかよと思われるたら、面白くないですね。国の計画としても、自転車活用推進法というのがあって、健康づくりにしても、今日3月11日、もう13年たちますけど、災害のときにも自転車は有効活用されました。とあるメーカーが被災地に自転車を送って、活用してもらったという事例も出てます。

自転車というのはいい乗り物ですよ。車に乗って移動したら分からない雰囲気、空気、景色、匂い、それが分かるのは自転車。バイクだとちょっと早い。自転車だと、何だろう、ちょっと止まってみようということができる。そういうものをしっかり使ってもらいたいので、では、使ってもらうためにはしっかり啓発活動してくださいねというところなんです。啓発活動は、このまま行かれますか。

もうちょっと、市制施行70周年もありますし、安心感、危ないものですよで終わる気がします、このままお話を伺ってたら。そこに安心感があるような啓発ができないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） ちょっとDXの関係が出ましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

職員の時間の作り方というところだと思います。あくまで、DXは手段の1つなんだろうというふうに思います。自治振興課に限ったことではございませんが、現状で行っている業務を、やらなくてもいいことをやってないとか、無駄はないとか、あと、職員の業務負担は適切とか、ちょっとDX以外のことでも、再度業務の再点検をしてもらって、その課題や問題点について業務の改善を図っていく方法、これをまずはやっぱり探っていくといけないんじゃないだろうと思います。その結果として、デジタル技術を使って、活用して有効的であると、その業務をつくるのが、時間をつくるのが有効であるというふうになれば、そういった形で取り組みを検討する必要があるだろうというふうに思います。

では、DX自体でどうかという部分については、例えば、一昨年からAI議事録、これで3割ぐらい業務が減ってますよという結果が出ておりますし、例えば、オンライン会議とか、そういった県に出張しなくてもよくなりましたし、そういったことも、職員の時間をつくることにとって有効なんだろうと。

これから先、まださらに何かないかということで、来年度以降、若手職員によるプロジェクトチームをつくって、業務の改善策を模索していくという取り組みをしていくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） それでは、担当課の効率的な啓発活動ということなんですけれども、まず、議員おっしゃいましたように、職員の時間をどのようにつくっていくかというのは、全体の中でのDXの影響が大きいと思います。また、この広報啓発につきましても、効率的に市民に広く広報啓発を行っていくためには、インターネットなどの媒体の

活用など、今後、さまざまな手法を参考にするなど検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。5回目です。

○10番（小田上尚典） そうですね。何かDXの質問ではないので、今日は自転車の安全のことなので、DXはこの程度にしておいて、この後の総務文教委員協議会のほうでもしっかり伺わせていただければと思います。

自転車から、こういうふうに皆さんの連携されてるところ、特に自治振興課だと、警察、防犯連合会とか、いろんなところと連携し合って啓発活動をされてると思うんですが、いかんせん自転車だからみたいな、気軽な乗り物だからというところが、どう拭いていいんだろうというふうに思われてると思うんですよ。

何かどれだけ啓発してもヘルメットかぶってくれないのではないかみたいな、そういう思いもあったりするのかなと思って、その1つの方法として、世代ごとにちょっと取り組みを変えるところの御提案で、全世代によく分かりやすいのはヘルメットの補助かなというところで、御提案をさせていただきました。

ほかでもいいと思いますよ。市内業者で、自転車保険というのはいっぱい種類があるので難しいんですが、点検をしてもらったら1年間はその自転車に対して保険がつきますというものもありますので、例えばですが、それに補助する。そして、小学校3年生ぐらいですかね、自転車の安全運転の講習を受けるのが。なので、その受けた子たちにヘルメットの補助をしてあげるとか、何かきっかけになるタイミングをつくってあげてほしいなど。なあなあで行ってしまうと、なあなあになってしまうのかなと。

これ県が、保険もそうですよ、保険だって県の計画だと、実数で40%ちょっとの方が入られてるという数字が出てますけど、では、半分は入ってなくて運転されてるということです。国とか県が物事を決めてきてやってるのはすごく分かるんですが、もう今までDXとかいろんな一般質問をさせてもらったその中で、決まった条文、決まった法律の中から、どれだけ人間味を出して血の通った政策をするかというのが、市の行政だと思います。その1つとして、今回、自転車保険を取り上げさせていただきました。

この自転車の保険、自転車の取り組みに関しては、大竹市はほかにも計画をお持ちのはずです。その計画をしっかりと使って行って、健康づくりとかいろんなところ、幅広い視野で、教育だったり健康づくり、生涯学習、本当にいろんなところで捉えられると思うので、しっかり検討いただいて、大竹市は自転車に乗る人いっぱいいるけど、ヘルメットもよくかぶってるよねと。

残念ながら昨日、2人乗りの右側通行がいて、残念だなと思ったりもしました。なので、それがなくなって、大竹市というのは自転車はしっかり乗ってるよねと、車を運転してる人も、何か大竹市に入ると、自転車がちゃんと走ってるよねと思ってもらえるような市になったらいいなと思って、一般質問させていただきました。

今後、しっかり人と接しながらやっていただければと思います。血の通った行政を何とぞよろしくお願いして、終わろうと思います。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。再開



は11時5分といたします。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

1 0 時 5 3 分 休憩

1 1 時 0 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、13番、日域究議員。

〔13番 日域 究議員 登壇〕

○13番（日域 究） 市民の味方の日域でございます。今から一般質問させていただきます。

今から予算特別委員会があつて、何か今回総括質疑というタイトルですけれども、最初に、7年前の話から始めます。

平成29年3月議会の最終日、予算案の採決で、私は一般会計のあることを指摘して、反対討論をしました。予算は原案どおり成立しましたが、次の6月議会で補正予算が提出され、私の指摘した部分が修正されました。

先日の議員研修会で、講師の高沖秀宣先生から、議員側から修正案を出せ、なんて言われましたけど、他の議員の理解が及ばないこともあります。不可解な部分は単独でも指摘すべきだと思います。議会のチェック機能とはそういうことだと思いますので、これからも皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。

では、最初の質問です。

今年は大竹市制70周年の年ですね。私は昨年から、昭和30年代の大竹市を少し調べてるんですが、とにかくすごい時代です。ない袖を思い切り振って、大手企業を一気に誘致し、それがその後の大竹市の原型となり、今があるんです。我々はその恩恵をものすごく大きく受けています。そのことは心から感謝申し上げた上で、積み残しの問題について真剣に対応するのが、後に続く我々の役割ではないかと思って、今回も質問します。

ということで、毎回のように取り上げている土地問題ですが、今回は大竹市公有財産管理規則というものが大竹市にあつて、土地開発公社もその影響下にあることが分かったという点が新しいことです。そうであれば、今までいただいた答弁も、監理課の職員から私が受けてきた説明も、以前に気軽に交わした雑談も、かなりの部分でつじつまが合わなくなるのではないかと思います。いずれにしても、過去の話の多くは御破算になる気がします。

まずは前回までの復習ですが、要するに大竹市は複数の土地問題が絡み合って、解決する上で大きな障害となっています。何とかしようよという話です。

1つ目はまず、公図の不正確さや、登記簿はあっても公図に場所の地番の記載がない、そういう土地の多さです。これが問題の原点です。

2つ目は、公図に記載がない土地への固定資産税の課税です。もともとの固定資産税が始まった時期に、税務署からもらった課税地図には、地番の記載はあったと思うんですけれども、その後の大竹市が行ったお粗末な国土調査で、公図への記載が漏れた地番が

多くあるんでしょうね。でも、今まで課税していたわけですから、急に課税しませんとは言にくい。結局、実際はどこにあるか分からない土地に対して、地番図という内緒の地図をつくって地番を書き込み、それで大竹市は課税を続けている。それが現状です。

3つ目です。土地開発公社のずさんな土地買収です。公図がお粗末だから、土地を買収するのも手間がかかります。手を抜けば楽ですが、結果として問題が大きくなって、先送りされるだけです。この公社の土地買収に、公有財産管理規則が関係するという部分が新しい点です。これらが絡み合い、不都合のトライアングルとなって、解決を困難にしています。

では、最初に、公社の問題です。公社の理事でもある私は、最近、公社の業務方法書なるものをもらいました。要するに、公社の業務規程ですね。そこには第12条契約として、土地の売買、造成工事等契約に関する事務処理については、大竹市の例によるとあります。

公社は、市有地の先行取得、そういう目的の別働隊であり、取得した土地はその後市が買い取るというのが手順ですから、公社が買う段階で、当然ですが市の基準を満たしておく必要があります。ところが公社の土地の多くは、市の規則である大竹市公有財産管理規則にある事前の境界確認をせずに買収し、放置しています。境界が確定していないこの土地を、市はどうやって買い取りますか。これでは市が買うときに困りますよね。

公社職員のルール違反自体は公社の理事会で追及するとして、実質的には公社と一体的である大竹市として、これをどうお考えでしょうか。リアルな案件で言えば、小方2丁目の所在不明の土地、その土地の登記簿の地権者から、令和2年に公社が土地の寄附を受けました。どこにあるか分からないですけれども、一応、名義上、公社が寄附を受けたということですね。

公有財産管理規則に照らせば、寄附を受けるには、土地の場所や形状を把握することになっていますから、それが不明であれば、寄附は受けられませんよね。担当した当の職員は、ルールを知らなかったのか、あるいは知っていて無視したのか、どちらにしても驚くしかありません。

私は寄附される直前に、理事として、彼と寄附について話しました。誰か親しい人の名義に変えておく手はあるよねと私も言いましたが、公社が寄附を受けるとは思いませんでした。加えて、公有財産管理規則が公社に適用されることも知りませんでした。理事として私にも問題がある、その点は私の反省点です。

職員による規則を無視した行為、市長はいかがお考えでしょうか。土地開発公社は、いわゆる公拡法、公有地の拡大の推進に関する法律を根拠につくられた法人ですが、その第19条には、設立団体の長は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務に関し必要な命令をすることができると定めてあります。その点を踏まえて御答弁ください。

そして、もう1つ、公図に記載のない、所在不明地の固定資産税課税です。私の認識と市民税務課の認識が随分違います。

私は、昨年秋の決算特別委員会で、大竹市のような課税の仕方をしている自治体がほかにあるかを質問しました。答弁は、「ある」でした。しかし、その名称は先方の了解をも

らっていないので言えない、そういうことでした。

今回は、さきに言った小方の所在不明地に絞ります。公社所有になった小方2丁目の土地は、公社所有地になる前からずっと課税が留保されており、そして、地番図にも記載はありませんでした。どこにあるか分からないから、課税もしないし、できないし、当然、地図にも書いてなかったわけですね。それが公社が寄附を受けた途端に、地番図に載りました。

あの土地は、単に登記簿上の所有者名義が変わっただけです。なぜ、地番図に載ったのでしょうか。なぜ、今まで載らなかったのでしょうか。以前は課税図と呼び、今でも課税の根拠となっている地番図です。寄附を受ける前に比べて何が変わったのか、理論的に不可解なのでお尋ねします。新規に地番図に載せた根拠を教えてください。

最後に、この問題ですが、大竹市の方法は正しいんだという姿勢は、皆さん変わりませんよね。職員が一体何を守ろうとしてるのか、理解ができません。これも古い話ですが、以前私が指摘した、土地開発公社は農地を所有できないという決まりは、皆さんが反発せずに、すぐに受け入れてくださいました。それですぐ決着しました。しかし、この課税問題だけは、執行部の皆さんが頑として受け入れてくれません。正しいと言い張っています。でも、私の知るどこの町も、そんなことをやっていないんです。

益田市では、行政不服審査会の結論が裁判でひっくり返りました。益田市は公図に記載があつて、いいですか、公図に記載があつて、当然登記簿もあるわけですがけれども、それでも現地に行って確認できなかったら、課税はできない。それが最高裁の判決ですよ。邪馬台国並みにどこにあるか分からない土地、客観的根拠も何もない土地に課税する、それを続ける根拠を教えてください、これは単なる質疑応答ですから、水かけ論になったら決着はつかないわけです。そうすると益田市のように、司法の場に行くしかないんですけれども、そうなったときに勝つ自信はおありでしょうか。

以上で、最初の質問を終わります。

2 番目は、教育問題ですね。

今、学校教育が追い込まれている、そんな感じがします。ブラック職場というイメージが定着し、教員志望者も減り、加えて児童生徒に対する教師の性的犯罪というんですか、本当にニュースを見てても、もう嫌になるぐらい目に余ります。

学校教育とは一体何でしょうか。義務教育の構造改革における中央教育審議会の審議で、こんなことが書いてありました。義務教育システムというんですけれども、1 番、国の責任による責任によるインプット。括弧して、目標設定とその実現のための基盤整備ですね。国が最初にまず決めるわけですね。

2 番、実施の責任を有する自治体や学校が担うプロセス、これは実施過程ですね。

3 番、国の責任によるアウトカム、教育の結果と書いてありますね。アウトカムの検証という構造で捉えている。

確かに国が基本を決めて、地方自治体がそれを実行して、ちゃんとできてるかなというふうに、あと、国がもう1 回、大きく見るわけですね。

大竹市の教育委員会は、2 番目の実施の責任を負う立場です。

教育課程は、あまねく児童生徒全員が対象ではありますが、問題はその個人差です。前から私が感じていることなんですけれども、今、ある世界では、多様性という言葉が不自然なまでに強調します。しかし、教育を受ける児童生徒の多様性は、なぜか無視されていますよね。

子供というのはものすごくバラエティーに富んでるんです。それを、画一的に年齢による学年で分類してるだけです。そこに大きな問題が隠れています。年齢だけの分類で、小学校1年生から中学3年生までの9年間もの間、一定速度のベルトコンベヤーに乗せられます。教育課程はそうにつくられていますからね。

教育指導の順番は致し方ないと思いますが、問題はスピードです。説明しやすいので、算数、数学を例にちょっと話します。1から10まで数えることは、多くの子供が小さい頃に体験することだと思います。この数列が理解できれば、足し算、引き算が可能になります。そのあたりで、今度は九九が出てきますね。これを頭で理解して覚える子もいるでしょうし、歌のように覚える子もいるでしょう。これが掛け算、割り算の必須の小道具なんですね。ここが最初のポイントかなと思います。次に、分数の意味だったり、通分だったり、小学生の段階でも、関所のごとくいろいろポイントがあります。ここの理解が不十分でも、ベルトコンベヤーは止まらずに走ります。待ってられません。そういうところを何とかできないものだろうかというふうに感じます。

話を戻します。理解度の異なる子を同時に、同様に扱うことを、国は求めてはいませんよね。学校給食の無償化は、ある意味で国の施策に抗う渾身の一手ですが、学校教育の一丁目一番地である義務教育の部分では、国の施策に抗うのではなく、大竹市として、固定観念の呪縛を解き放ってみませんか。PDCAサイクルの導入とも言えます。

横道にそれますが、日本のGDPがドイツに抜かれました。人口が日本よりはるかに少ないドイツに抜かれた原因は、生産性の低さです。日本は労働争議で、合理化反対という奇妙な国ではありますが、仕方ないでは済まされません。

子供が学校に長時間いて、夜は塾に行って、お父さんは残業して、それで世間並みの成績なのであれば、今風に言えばタイパ、つまり時間当たりのパフォーマンスは最悪です。押しなべて先進国で言えば、勉強は学校で終わり、教科書を学校に置いて帰る。お父さんの仕事も定時で終わり。要は与えられた時間内にどれだけ効率を上げるかが、今の尺度なんですね、勝負の。時間を無駄に使う日本が負けて当然だと思います。

話を戻します。子供たちの若い頭脳は刺激を求めています。でも、公教育の現場では、十把一絡げの対応で、適切な扱いを受けていない児童生徒が多過ぎると思います。子供たちは多様です。学校はコアな共通部分だけを扱うのですが、それでも子供たちは多様です。単線ではなくマルチな教育を施して、義務教育の実を上げることを大竹市で企画してみませんか。

義務教育のやり方は大竹市の自治事務ですよ。法定受託義務ではありませんよね。大竹市の裁量権を発揮して、ぜひ、何かチャレンジしてみたいなと思って、一般質問いたしました。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 行政課題には、すぐに解決できないものが多く、難しいところがございます。そうしたことの背景を御理解いただいたうえで、よりよいまちづくりに向けた前向きな御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の義務教育における教育方法に一工夫をについては、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目の公有財産管理規則に反して、境界を確認せずに公社が土地を買ってきたことについてでございます。

まず、土地開発公社の用地取得についてです。

議員がおっしゃるように、土地開発公社の土地売買、造成工事などの契約に関する事務処理は、大竹市の例によるとされています。土地開発公社では、大竹市公有財産管理規則に基づき、適切に土地境界及び現況確認を行ったうえで取得を行っている認識していますが、一部の土地について、境界立会をした結果を記載、押印した書類が適切に保存されていないことにより、境界について、隣地の土地所有者と問題になっているケースがあることも承知しています。

土地開発公社においては、引き続き問題の解消に向けて、隣地の土地所有者と協議し、再度、境界立会を行うなど、解決に向けた取り組みを行っていくものと認識しています。

次に、今まで市の課税用地番図に記載されていなかったものが、寄附を起点に記載された根拠についてです。

個別の土地を特定してお答えすることはできませんので、一般論として、土地の取り扱いにおいて、それまで課税用地番図に記載がなかった土地を新たに記載することになる事例をお答えをいたします。

原則的には寄附行為もそうですが、売買や分筆、合筆などにより、登記簿や公図の記載事項に変更が生じたことの異動情報を、法務局から市が通知を受けたことにより、市の課税用地番図を変更する場合があります。そのうち、法務局から通知を受けた内容が、それまで課税用地番図に記載されていない土地であった場合は、土地の登記情報、現地の状況、過去の異動履歴などを確認したうえで、必要に応じて関係者に聞き取りを行い、総合的に土地評価が可能な状況で存在していると認められる場合に、新たに加える手順となります。

最後に、法的な判断についてですが、過去の判例に合致している案件かどうかということとは、慎重に見極めていく必要があります。事案となるものそれぞれで争点も内容も異なってきますので、それをひとくくりに捉えることは極めて難しく、一概に同様の方針で進めていくこともできないと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の義務教育における教育方法の工夫に関する御

質問にお答えをいたします。

学校では、学習指導要領を踏まえ、学年ごとに作成した各教科などの年間指導計画に沿って事業を進めており、そのほとんどは、一斉授業の形態で実施をしております。一方で、学校にはさまざまな子供がおり、得意・不得意はそれぞれに異なっており、学習の理解に要する時間も個々に異なります。

こうしたことから、国の中央教育審議会答申では、学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進めるために、ＩＣＴも最大限に活用しながら、多様な子供たちを誰１人取り残すことなく育成する、個別最適な学びを実現していくことを求めています。

具体的には、教師が支援の必要な子供に、より重点的な指導を行うことなどで、効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度などに応じて、指導方法、教材や学習時間などの柔軟な提供・設定を行うことなどが必要であるとしております。

本市においても、一斉指導型の授業だけでなく、タブレットなどを活用した個別学習やグループ学習で、個々の理解度にあわせて学習を進めたり、子供の興味・関心などに応じた課題学習を行ったりするなど、さまざまな学習活動を取り入れ、学力の定着に向けて取り組んでいるところでございます。

また、個別最適な学びを実現するための１つの方法として、自由進度学習に取り組もうとしている学校もございます。この自由進度学習は、子供たちが学習計画表に基づいて、自分のペースで教科内容を学び進める学習方法で、必ずやり終える学習と、自分で決めて自由にやる学習が設定をされております。教師は、多様な学習コーナーや、子供一人一人への支援ができるワークシートを準備し、子供たちが学習方法を選択して学習を進めていく機会を設けております。自由進度学習を取り入れることで、子供の学習意欲を引き出したり、友達同士で協力して学習を進めたりする意識が持てたなどの効果があったとのことでした。

このように、どの学校でも多様な子供たちの実態にあわせて、少しでもその力を伸ばしていけるよう、教育方法の工夫などに取り組んでいるところでございます。

今回、多様な子供たちの状況に合わせた多様な教育方法の工夫をという御提案をいただきましたが、全ての子供たちが分かる、できる、楽しいと感じる授業とするには、従来のやり方だけではなく、新たな発想を取り入れていくことが必要であるというふうに考えております。

授業のできた、分かったという子供たちの姿は、教員の一番の喜びでございます。今後も、多様な子供たちが学ぶ楽しさを味わい、学力の定着ができるよう、さまざまな方法を模索しながら、大竹市の学校教育のさらなる充実に向けて努めてまいりたいというふうに思います。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） すみませんが、2番目のほうから言ってもいいですか。忘れそうなので。

実は、ヒアリングのときに知らないことも大分聞かせていただいたんですけれども、ある意味では能力別のコースを設けてみたり、今の教育長のお話からすると、いろんな努力というか工夫をされてるみたいですし、タブレットという昔なかった道具がありますから、それも上手に活用すれば面白いだろうなというのは、私ぐらいの人間でも、ある程度想像はつくんですけれども、ただ、問題は、能力にあわせてやっていった結果、ある意味ではますます多様性が、さらに多様になるわけですね。もうめっちゃくちゃ走ってしまう子もいれば、なかなかそうではない子もいたりして。

やっぱりある意味では、学校として同じあたりに、みんなが同じように、やりやすさから言えば、同じように勉強したら、みんな同じように理解ができて、みんな同じでよかったねというハッピーエンドが、どこかそれを期待する部分ってありますよね。

でも、実際はばらけている。またばらけていても、例えば、数字で言えば100取って満足な子もいれば、当然100では不満な子もいるでしょうし、だからある意味では、数字が低くても本人の満足のキャパシティが小さい場合は、自分は何も分からなかったのに、もうこれが分かった、もう1個分かったといって、それだけでもうすごく満足な、子供も親もですけど、いるでしょうし、ひょっとしたら、たった1個理解できなかっただけで、お前何してるんだと怒るような親もいるかもしれない。期待度が違うわけですね。

そういう、そこまでやるとマンパワーもすごくたくさんありますから、学校教育で難しい面もあるでしょうけれども、差がついても、でも、よく絶対評価とか相対評価という言い方をしたり、それから、男女混合名簿だとか、ある種、理想論をかざしてみたりしてきましたけど、卒業式にお邪魔してみたらちゃんと男女別になってましたし、なんだ大政奉還ではないかと思いましたが、それはそれですけれども、やっぱりいろんな子供がいて、いろんな個性を発揮しながらも、それを受け持つ先生方から見たときに、ばらばらで把握しづらいでは困りますから、ばらばらでありながら、そのことを、ちゃんとまとまって成果を感じられるような、この評価の仕組みというんですかね。そういうものもないと。

平均点と言うではないですか。平均点がどうか、私はいつも思うんですけど、学校別の平均点とか、時々何かの拍子に出ますよね。そうすると、校長先生でそれをすごく気にする方もおられるみたいですが、そんなことなく、優秀な子が1人いたら、あそこの周防大島町の所得税ではないですけど、住民税かな。金持ちが来たら増えるわけですね。その人がもし逃げたら、減りますよね。少し成績のいい子とか、成績の悪い子が入ってくるか出ていくかで、平均点が変わるわけですから、それは先生の責任でも何でもありませんよね。

そういうつまらない、つまらないと言ったら申し訳ないですけども、そういう数字に一喜一憂するのではなくて、やっぱり子供たちが、少なくとも喜んで学校に来てくれて、授業のときにちゃんとこっち見て、関心を持って、目を見開いて授業を聞いてくれるというのは、それだけでも、もう立派なもんですよね。

だから多様性を追求しようと思えば、評価とかの考え方も、やっぱりそこに多様性がないと、先生方として充実感がないでしょうから、そういうものも工夫してほしいなと思いますけれども、1つはヒアリングで聞いたことですが、成績別の加配ですよね。

県のお金でできてた時期があると聞いたんですけれども、可能であれば。以前大竹市で、大竹市採用の先生がいましたよね、過去にね。いろんな財政上の理由とか、その他いろいろあるんでしょうけれども、やっぱり私、給食費については、本当に強引と言えば強引だと思いますけれども、でも、それは憲法には、義務教育は無償であるを書いてあるわけですから、大威張りでやったらいいと思いますけれども、その迫力で、教育内容についても少し冒険をしてみてほしいなという気がしますけど、その辺もう一回、何かあったらお願いいたします。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと御意見をいただきました。ありがとうございます。

議員が先ほどの質問の中で、単線化というふうに言われました。教育はこれからは複線化になっていくんだろうと。まさにそのとおりだというふうに思ってます。

私どもの子供時代、ちょっと前までもそうでしたけれども、みんなが同じことを、同じペースで、同じようなやり方で勉強してました。全員が黒板を見て、本当に単一的な、画一的な授業だったんですが、それにつきましては、今後ますます子供たちの、先ほどの多様性ではございませんが、子供のその状況を見ながら授業を組み立てていくということは、今後求められていく大きなものだというふうに思っております。

なかなかそのようには、今始まったところでございますので、これからそのあたりを、いろんな、例えば、先ほどのＩＣＴであるとか、以前からは習熟度という学習もやってきました。先ほどお話をした進捗別学習ですかね、そのあたりをどんどん取り入れてやってまいりたいなというふうにも思っております。

ただ1つ、私は常々思ってるんですが、不易と流行という言葉がございますけれども、やはり流行というのは不易の裏打ちがあつてこそ、しっかりとしたものになってくるのではないかなと思っております。それは決して忘れず、常に新しく改革をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） あまり、こういうタイプの質問がなかったんで、私したんですけれども、具体的に我々がああしろ、こうしろと言える話ではありませんから、あとはもう教育委員会のほうにお任せなんですけれども、ぜひ、ある種、強気で頑張ってもらいたいですし、それをちゃんと後ろから見てますので、よろしく願いいたします。終わります。

1 番目の質問に行きます。御答弁ありがとうございます。

なかなか変わることができないというか、さっき私、ちょっとトライアングルと言ったかな。いろんな問題が絡み合って、荷物が非常に安定感があるといいますか、では、変えましようと言えないような状況になってるんだと、正直思うんですけれども、要するに歴史を遡れば、昭和25年に固定資産税が地方税に変わって、そのときに税務署から、大竹市というか大竹町、小方町、町か何かよく分かりませんが、大竹と玖波と小方とかに固定資産税の仕事が下りてきたというか、なったんだと思いますけれども、そのときに当然、どんな土地があつて、それがどこにあつて、誰が持つてるかということが分か



らなければ課税できませんから、そういうものは当然、大竹市が受け取ったんだと思います。それとは別に、国土調査というものが、その後、たしか小方町から始まったわけですが、そのやり方が、ちょっとまずかったと。これはもうしょうがないですけど、昔ですからね。

そのときの対応なんですよ。結局、国土調査をやったときの資料も、一応大竹市には残ってないということになってます。税務署からもらった、昭和25年に始まったときの最初のスタートのときの地図も残ってない。そんなまちは多分ないと思うんですけども、私は本当はあるのではないかという気がしてますけれども、国土調査の図面があまりにもよろしくなかったんで、仕方なしに、それはもう無視して課税を進めようということになったんでしょうけれども、これは国の政策と全く違うんですよ。真反対なんですよ。

国は国土調査をやって、国土調査をやっていないところもありますけれども、少なくとも法務局の公図ですね。法務局の地図を基に課税をする、そして、法務局の地図が間違っていて課税しづらい場合は、市町村は法務局に対して、地図を訂正してくれという要求ができると書いてあります。

そして、普通、土地を買うではないですか。そうすると、当然利害が対立する者が取り引きするわけですから、ちゃんと測量しますよね。境界も確認して、当然やりますよね。そして、それを登記に反映するわけですよ。面積が変わったら面積を修正するとか、位置がどうかしたら公図を直すとか、地図訂正とか地籍更正とか、それをほっといても民間はするわけですよ。そうすると、次第に公図が、より正確なほうに変化してるわけですね。

でも、大竹市がやってきたことは、土地の買収をしても、公社が、少なくとも公社の話ですけども、境界確認をしていない。課税も、いわゆる課税がしづらいときに、自ら地番図というものをつくって、公図とは別の図面を自らつくるわけですよ。そこに載っていることを根拠に課税するんですけども、その地図には法的根拠はありませんと書いてあるわけですよ。

こういう、たとえ公図が間違っている、間違ってるのを直すんだという方向で行くべきなのを、ずっと何十年もさぼってたわけですね。違う方法でつじつま合わせをしてきたわけですよ。

私の一般質問は、今日に飛んでしまいましたけど、土曜日の日本経済新聞に、境界立会のやり方を少し、もっと楽にするという記事が載ってました。境界立会をするときに出てこない人がいるわけですね。出てこない人がいたら、待つんですかね、今は。今度からは、一定の回数要請しても出てこなかったら、その人はもう権利を放棄したというか、いなくてももう境界確定をしたことにする。とにかく手間がかかり過ぎるわけですよ。

だから大竹市も、あんなことやってはおれんと思ったのかもしれませんが、やっぱり今、いろいろ工夫してますよね。共有地があったら、共有地がすごく面倒くさかったら、上手に何か地域団体の名義に変えて売買してみたり、昔手間がかかったことを楽しようとしてますけれども、その前提は、登記簿ですからね。法務局にある登記と公図、そこを中心にする上で、面倒くさいこととか手間取ることについては、ちょっと簡略化しようということはそうなってますけれども、公図が中心であることについては、いささ

かも動いてませんよね。

さっき途中まで言いましたけど、大竹市のようなやり方をやってるまちはないと思うんですけれども、決算特別委員会の質問では、あると言われました。でも、ずっとそれを続けていった先に、ゴールが見えないんですよ、ずっと何か、足を洗うチャンスが巡ってこない気がするんですけれども、最近、さっきの質問にもありましたけど、DXを何とか、いろんな機械を使って上手にやろうということがありますけれども、今の大竹市のようなやり方をしている限り、標準と違いますから、機械化はできないわけですよ。今この私が質問するだけでも、随分準備されてると思いますけれども、ものすごく意味のない仕事なんですよ。

公図と違う地番図があって、それで課税するんだよとほかのまちへ行行って言ったら、ぼかんとしてますよね。さっきも言いましたけど、皆さんもなかなか、頑としてうんと言ってくれないんですけれども、地番図というのは、根拠ないですよ。

さっきの、立会に顔を出さない人の権利、権利というか、来ない人はもう無視されるというルールは、それはそれですけれども、境界立会をするわけではない。昔、税務署からもらった図面があって、それによってるわけでもない。公図ですよ。少なくとも、国土調査をやった結果である公図があって、それによってるわけでもない。でも、この地番はここにあるんだと行政が言うんですけれども、それ無理でしょうと。

どう考えても私は分からないんですけれども、もう1回お願いできますか、今お尋ねしたことを。要するに、土地は現地が全てですからね。所有権は紙ですよ。登記簿に誰が持ってると書いてある、それが根拠だと思いますけれども、公図にあるからでは、もちろんないんですけれども、現地があって、現地を図面にしたものが公図なりなんなりですよ。だから現地を図面にしたものが、2つあるはずがないわけですよ。公図は公図があって、それで地番図は地番図があるということは本来ないわけなんですけれども、法的根拠がありませんと言いながら、法的根拠がありませんと言ったら、私が書いた落書きと一緒にないですか。法的根拠はありませんけど、それが根拠で課税しますというのは、私はあり得ないと思うんですが、その辺の説明をもう1回お願いいたします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） では、法的根拠がないという部分についてのお答えをさせていただきます。

法的根拠がないという、その法的という部分について何を指しているのかということにはなってくるんですが、固定資産税の課税ですね。これで使用される大竹市が使用している地籍図、こちらは地方税法によれば、必要な資料を備えて逐次整えなければならないと規定されているように、固定資産の評価に必要な資料等の1つとして認められております。この法的根拠を基に、事務を進めているという形になります。

先ほど議員がおっしゃった、法的根拠がないと記載されているという部分なんですが、以前、これ地番図のほうにそういう文言が記載をされておりました。現在はこれ修正してるんですが、その記載事項の中身というのは、そもそもそれが指す意味合いとしましては、地番図が課税専用の資料であって、法務局にある公図みたいに、土地の権利関係を証

明するような法的根拠の図面ではないという解釈でございまして、そういった説明をした文章となります。

このため、本来不動産登記法上で規定されている地図、いわゆる法務局で管理する公図、これとは法的な目的が、課税上の図面とは違ってきます。公図と同水準のものであれば、わざわざそういった形で別なものをつくらなくても済むという形にはなってくるんですが、残念ながら本市では相違が見られるという部分がございますので、適正な評価を行っていくために、地方税法上の根拠を基に、地番図という形で備えているということでございます。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） 説明になってないと蹴飛ばそうかなと思いましたけど、とりあえず聞いておきます。

例えば、立戸4丁目の土地が売れないという請願を、私が紹介議員として議会に出したことがあります。12月でしたけど、おとしだったかな、そのときの建設部長の議事録がここにあるんですけど、民民の境界について、市のほうがもっと右ではないの、左ではないの、そういったことは関与は当然してはいけないというところは認識しておりますとありますよ。

それと、だから今の話は全部民民の話ですけれども、どこに土地があって、土地がないのに課税したらおかしいではないですか。課税法定主義ですよ。脱税というのはよく知りませんが、計算上だけではなくて、最終的に隠したお金がどこにあるか、何に化けてるかとやってますけれども、やっぱりそこが最後の決め手だと思うんですけれども。

皆さんがおっしゃってるのは、ここにあるのではないのという、主張とすれば分かります。この聞いた地番は多分ここにあるんだよと、でも、ここにあるんだよと決める権限が誰にあるのかということですよ。それを、さっきのあれではないけれども、新聞を紹介しましたけど、皆さんの合意なんですよ。ここにありますよねと、いいですよとみんなが話ついたら、そこに存在を確認できるんです。

この前も、行政不服審査のことを、私は全部を丁寧に読んでるわけではありませんけれども、県のホームページかな、あるというふうにヒアリングで聞いてますけれども、個別のことは言うなと言われましたから、個別のことに近いんですけれども、例のあの公社が寄附を受けた土地ですよ。あそこ、平成10年に市と公社が買収なんですけれども、そのときに地積測量図ができてます。地積測量図の面積があります。この地積測量図の真贋については、私はちょっと疑いを持ってますけれども、少なくとも地積測量図があります。そして、登記簿面積があります。その面積が、地積測量図の面積と登記簿の面積がほんの僅かしか違わない。0.何平方メートルしか違わないから正しいんだという主張を、皆さんはしてるんですよ、行政不服審査のときにですよ。

でも、この不明地をそこに入れたら、オーバーしますよね。今度は言わないんですか。全く理屈が崩れてるんですよ。いや、あれは地積測量図が嘘なんですと言っていたらいいですよ。でも、下手な主張をすると馬脚が見えてしまうんですよ。そのあたりを

どうするんだろうという気がするんですけども、やっぱり、たとえ間違いがあっても直せばいいわけで、やっぱり共通言語というか共通の資料とすれば、登記簿と公図以外にないではないですか、実際。

地番図というのは、それは皆さんが内部資料として持つのは結構ですけども、それを、これが目に入らんのかと市民に見せるだけの意味合いはないですよ。とにかく合意ですよ。合意以外ないですから。だからその合意を楽にするために、国もちょっとやり方を変えようというのが、さっき紹介した新聞記事ですけども、合意もなしに、さっきの建設部長のコメントではないですけども、あっちだこっちだと市は言えませんかといって、それはそうですよ。そのあたり、もう一回答弁お願いします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） なかなかお答えが難しい部分ではございますが、まず、課税上の観点から御説明をさせていただきますと、固定資産税は台帳課税主義という原則があります。そのために、土地に対する固定資産税は、基本的には登記簿上の所有者に対して課税されるものとなりますので、公図に地番がないとか不明瞭なところであっても、課税対象とすることができるという形になります。

現地の土地の所有者情報とか一般的な事例でいいますと、そういったもの、または同一の所有者となっているというような過去の情報、こういったものを参考にしながら、現状で公図上に不確定な部分があったとしても、敷地の中に含まれるということが妥当であれば判断できるということで、今までも整理しておりますし、先ほど議員がおっしゃった、県の行政不服審査会でも妥当な考え方であるというような回答を得ているところでございます。

ですから、昭和20年代から開始した本市の地籍調査の過程では、なぜそこに公図で未記載になってしまったのかというようなところについては、今となっては定かではないんですが、その土地が地籍調査を行う前から確かにそこに存在をしていて、従来から税も納められていた土地であれば、何らかの理由により公図上で未記載となったとか、不一致となったという部分があったとしても、固定資産税の観点からすれば、それを除外する理由にはなってきませんので、登記簿上存在し、過去からの所有者の動き、土地の利用状況を調査した上で、現況課税として、以前からそこに存在している土地として評価をしていくということは、法的にも問題はないと考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（北地範久） 議事の都合により暫時休憩といたします。再開は13時の予定といたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 5 6 分 休憩

1 3 時 4 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、日域議員への答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山本茂広） 午前中の日域議員の質問に対しまして、まず、公社という立場で説明が必要になりますが、よろしいでしょうか。

○議長（北地範久） はい。

○建設部長（山本茂広） では、監理課長のほうから、詳しい説明のほうをさせていただきます。

○議長（北地範久） 監理課長。

○監理課長（建石尚男） それでは、令和2年度に土地開発公社が、小方2丁目1304番3の寄附を受けた経緯について説明いたします。

その頃、土地開発公社のほうで、公社が保有している1304番1の売却に向けて取り組みをしておりました。その調査の中で、公図に表れない1304番3の土地が存在するということが判明いたしました。この1304番3を調査する中で、公社が保有している1304番1と、過去において、所有者が明治34年から昭和26年まで約50年間、同一の所有者であること、また、その間に2回地目変換がありましたけど、同日的に行われていること。また、1304番1が昭和36年に国土調査の成果として、1304番3の登記面積に近い面積が、国土調査の成果という形で増えております。

こうした状況から、公社が保有している1304番1と、公図に表れていない1304番3が一体の土地であり、昭和27年に1304番1が所有権移転された際に、1304番3も、実際には所有権移転されたのだが、登記上手続きはされなかったものというふうに考えました。

また、1304番3の所有者からは、当該土地が所在不明であり、何らかの形で整理したい意向であることをお聞きしましたので、登記名義を土地開発公社、寄附を受けたという形をとっております。

なお、こちらの土地ですが、現在、隣地の土地所有者と、境界についての協議を重ねております。境界について合意ができ次第、1304番1と1304番3、まず、1304番3を公図に表して、1304番1と合筆して、地積を構成する登記を行いたいと考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（北地範久） 他の市町で、同じような取り扱いをしているところがあるかどうかというお話ですね。

市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） 失礼いたしました。本市と同様の取り扱いをしている自治体があるかどうかという御質問でございます。

他の自治体でも同じ考え方をしているところがあるというふうにお答えした件なんですけど、以前確認を取ったところ、本市と同様の事例が発生する場合には、本市が行っている課税手法、また、同じ考え方で課税をするということの回答をした自治体があったとお答えをしました。

この手法について、全国の自治体に確認を取ったわけではないので、その比率がどの程

度あるかということまでは、ちょっと把握をできてないんですが、県内を見ても、地籍調査の実施率、これが県内平均で、令和5年4月時点で約52%ですので、必然的に精度の高い公図が法務局に備えられているという部分についても、その地域、その程度ではないかと推察をされます。

それ以外の地域では、公図に頼れない部分があれば、地方税法に基づく課税資料として備えているというところは、大竹市と同様の考え方であると思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） 結局抽象的ということは、どんぴしゃはないということですね。御答弁ありがとうございます。

時間を取らせたのか、私が主犯かどうか分かりませんが、今の部長の御答弁ですが、土地開発公社のあの土地を今からちゃんとしていこうということについては、そのとおりで、納得です。ただ、公有財産管理規則から言えば、寄附を受ける前にそうすべきだったけど、丸飲み込みして、鵜飼のようにパクッと飲み込んでしまって、事後処理をしてるわけですね。それはそれで認めてくれますよね。

本来のやり方とは違ってた。本来、寄附をするときには、どうなっとるかいね、ああして、こうして公図にまで表してですよ、相手側がする仕事ですよ。基本的にそれで、今の土地を国が寄附を受けるという条件が、法務局に行ったら貼ってありますけれども、国が絶対損しないように、ものすごく、ああだこうだと条件つけてますけれども、市が寄附を受けるときに、そんな訳の分からんものをもらって、後から議会でこんなすったもんだ言わなくてはいけないようなものを、寄附を受けるようになってるはずがないですからね。

それで、そこはそうなんですけれども、結局右へ倣えであって、そういうことを過去にもやってきましたよねと。だからよくすることには賛成なんですけれども、よくしてほしいし、協力は惜しまないつもりですけれども、ただ、過去に間違いがあったということは認めないと、スタートラインが引けないんですよ。

今の課税についても、あれでしたよね。あれも答弁漏れですか、例のあの面積のことも。

だから、ルールを見れば、本来なら寄附を受けるべきではなかったけど、ちょっとはしょって受けてしまったと。今から事後で調整をすることを考えているということでしょうか。

○議長（北地範久） 監理課長。

○監理課長（建石尚男） 公有財産管理規則上ですと、議員おっしゃるように、寄附であっても境界の確認をするということになっております。先ほど、1304番1と1304番3について、寄附を受けるに至った経緯を説明いたしました。そういった経緯から、1304番3、寄附を受けたほうですね。こちらが、公社が保有している1304番1と一体である、その中にあるという判断をいたしました。そのため、境界立会を、寄附を受ける段階でしていないという形になります。

○議長（北地範久） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 手順としては、公有財産管理規則というところとは少し違った部

分はありましたが、このたびは十分こちらのほうも、過去の経緯を調べての手順ということにしております。

まれなケースとは思いますが。今後こういうケースはなかなか発生することはないと思いますが、引き続き適正な手続によって管理していくというようなことは、していこうというふうに考えております。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） いろいろありがとうございました。

結局、今の話もそうですけれども、緊急避難的に、それは寄附を申し込まれたら、これは解決するうえでのチャンスかなと思ってやったということで、そこに悪意があったとは、私は思いません。ただ、ルールを見れば、寄附を受ける段階で表に出す協力をしてもよかったのかなという気もしますし、それから、さっき税務のほうの答弁もありましたけど、結局、何のことか私は分かりませんでしたけど、公図にない土地に対して課税をしてはいけないとはいいませんが、実際にそれを、そこに土地があるんだということを言おうと思うと、公図を修正するぐらいの労力が要るわけですね。だから皆さんが、ほかの市町はそれをしていないわけですね。

公図が正確・不正確はありますけれども、やっぱり公図というのは、それこそオープンにしてあって、皆さんがそれを基に土地の売買をしたり、担保に入れたりしている、もう公の道具ですからね。だからそれは、やっぱり信用性は高いわけですよ。

でも、今の市の地番図というのは、結局どうやってつくってるのか分からないようなですね。それで最後は地番図が正しいのではなくて、地番図を公図に合わせようということで、今の話もそうですけどね。

だから、さっきの話をもう一回聞きますけれども、あのときの、確かにそれは行政不服審査会なんて両者の競り合いというか、言い合いというか、そういうものですから、いろんなことを言わざるを得ないところはあると思いますけれども、地積測量図が正しいとしたらと、面積が登記面積とほぼ一緒だから間違いないんだという論陣を張ったわけですね。

そこに違う地番も入ってきますよねと言ったらおかしくなるんですけれども、さっきの調整のときのせりふを一部紹介させていただければ、土地開発公社のほうから見れば税金のことは分かりません、税金のほうから見れば土地開発公社のことは分かりませんと言って、それが私が一番最初に言ったトライアングルなんですけどね。

大竹市役所という1つの人格というか、1つの組織なんですけれども、その中で、部署によって言い方が違ってくるわけですよ。右手と左手がけんかしてるわけですね。だからそこが、今回の問題の1番原点なんですけれども、公図が間違ってる、それを何とかしなければいけないというときに、それぞれが何とかするわけなんですけれども、部署によって何とか仕方が違うわけですね。そうすると、ある時ぽつと突き合わせてみたら、矛盾が生じるんですね。それが今の状態かなと思いますけれども、ぜひ、何か根本策を考えてほしいなと。

前から思うんですけれども、公社のほうは、もう今からちゃんとすれば、今さらどうは

ないですから、順番は逆かもしれませんが、今からいろんな意味で境界をちゃんとして、いつでも売るなり利用するなりできるようにしておくべきだと思いますし、ぜひそうしてほしいと思いますけれども、課税のほうは、そこに土地があると、課長は随分自信を持って、過去の経緯からそこにあると思われると言うんですけれども、それが分かったら、土地の問題というのはものすごく楽ですから。だから、今朝というか最初に紹介しましたが、境界立会、立ち合いも、なかなか来てくれない方がいて、その方が来ないためにものすごく手間取ると。だから来てくれと言ったのになかなか来ない人は、もうあなたの権利は無視すると、これで境界立会できたことにしますよと言って、国が制度を変えようと、今しているという話なんですけれども、それぐらいみんなが集まって協議をして決めるということは、大事なんですよね。でも、そういう手順を踏まずに、ここに土地があるはずだと言って課税するというのは、これは何回聞いても私、本当に理解しようと思って聞いてるんですけれども、なかなか分からないですね。

益田市とは違うと言うんですけど、益田市は、曲がりなりにも公図に地番が載って、そこに登記簿があって、所有者が書いてあるわけですよ。大竹市は、公式記録にはどこにもないわけですよ。それで市民税務課長は、過去の経緯から、あの地番はここにあるに違いないと。要するに、ある広い土地があって、ぱっと見には広いけれども、登記を見たら、登記簿上の面積は、それより随分狭いと。では、ここに何か土地が隠れてるよねと、この土地だったらちょうどまい具合に合うよねと、では、これはここにあるに違いないと言って、地番図をつくってるわけですよ。

それがさっきのあれですよ。私は、具体的なことは言えないというから、私は地番は一切言わなかったですけれども、皆さんのほうから非常に詳細な地番がどんどん出てきましたけど、1304番1という小方2丁目の土地が、そのときの地積測量図と一致してるからいいんだという理屈も、本来は、普通は使わない理屈ですけれども、そんなことまで行政不服審査会で主張したわけですよ。

そうすると、今回、土地開発公社が寄附を受けたことと、ちょっと矛盾してくるわけですよ。手足がばらばらとかよく言いますけれども、大竹市の、今そういうことが判明したということだけでも、今回、前進だったと思いますけれども、あれ、出してもらえませんか。もう答弁はいいのかな。公図にない土地の課税実態ですよ。

これも毎回ですよ、たくさんあって分かりませんと言われるんですけれども、それはないでしょうと。去年、さっき向こうで言いましたが、財産ですか。市の財産の一覧が、去年の予算特別委員会で資料要求されて出てますけれども、あれもかなりの量ですけれども、まさかあの10倍もあるわけないでしょう。だから、紙ではなくてデータでいいですから、ぜひ出してほしい。そうしないと、たくさんあって大変なんですと言ってる限りは、解決はないですからね。私が見た限りでは、そんなにたくさんはないです。

どの辺にたくさんあるのか分かりませんが、ぜひ、それを出してほしいと思います。別に今回の議会で今日の答えが出なくてはいけないという問題ではないですから、これから、今からスタートという感じかもしれませんが、出せますか。ぜひ、出してほしいと思います。お願いします。



○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） その御質問の件なんですけど、先般の議会でもお答えをしておりましたが、まずは抽出するという作業から入らせていただくということで、ある程度、一定の地区を決めて、地番が重複しているような土地がどの程度あるかというところで、考えていきたいというふうにお答えしたと思います。

それが済んで、実際に全体の市街化区域にどの程度あるかというところに広げていくということですので、まず、地区を指定して、どの程度そこに存在してるのかという調査から入っておりますので、今しばらくお時間をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（北地範久） 続いて、15番、寺岡公章議員、  
〔15番 寺岡公章議員 登壇〕

○15番（寺岡公章） 15番、調の会の寺岡でございます。

3月定例会は、一般質問、また、予算の総括質疑ともに、各議員1時間の時間がございます。私はこのたび、かなり簡潔に質疑をまとめさせていただいております。執行部の皆様方には、ほかの議員と同じように、御丁寧な御答弁をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

このたびは、予算の総括質疑のほうの色合いを濃くしながら質問をさせていただきます。昨年の12月の議会におきまして、令和6年度当初予算における議会からの提案事項に関する決議として、令和6年度の一般会計及び各特別会計の当初予算編成に当たり、執行部に対し、職員の人材確保及び育成に関して、特に推進に努めるよう提案をさせていただいております。

この提案に至る経緯には、令和元年から令和5年に設置されていた議会改革特別委員会での取り組みが根底にあります。当時の委員会で、その年々の決算特別委員会での審査を通じて、特に重要であると認められた案件を抽出し、まとめたものを次年度の予算に反映させるべく、二代表制の一翼を担う議会の意思として、本会議にて明らかにするという流れがつけられました。

この流れは、令和3年9月の議会運営委員会にて説明され、地方自治法第112条、首長の予算編成権、また提案権を確認した後に、直後の令和2年度決算にて施行、続く令和3年度決算においても実行をされています。

特筆すべきところは、令和2年度及び令和3年度の決算特別委員会では、個別の意見は多数上がったものの、議会議決を経て、議会としての意見を表明するまでの案件としなかったという点にあります。これは議会組織として、何でもかんでも手当たり次第に主張するわけではなく、首長の予算編成権、提案権に配慮させていただいていたと認識をしています。

一方で、ありがたいことに、これまでも大竹市では、決算特別委員会に限らず、議会の各会議にて上がった意見を真摯に受け止め、適したタイミングで適した内容については、予算や事業、また、仕組みづくりに生かしてくださっています。これらを省みると、大竹市においては、市と議会は、その信頼関係のもと、やみくもに対立せず、また、適度な距

離感を保っており、市民生活に混乱を招かない、良好な関係のまちであると胸を張れます。

さて、そういった会議内で発言された意見の多くは、あくまで議員個々の意見、アイデアであって、本日私がテーマにしている議会議決とは性格が異なるものです。

先般、令和4年度の決算審査では、その認定後、12月定例会において、次年度は、職員の人材確保及び育成に関して特に推進に努めるよう、全会一致で議会組織の意思となりました。一般議案の採決結果は別の次元といたしまして、これまで組織としての主体的な提案行為があまりできてこなかったことに、議会構成員の1人として、反省を踏まえながら質問をいたします。

職員の人材確保及び育成に関する事項について、さきの決議提案理由に沿いまして、能動的かつ強力な人材確保と人材育成、また、本市を就職先として選んでもらうための魅力発信、続いて、DXによる効果的な人材活用策の道筋、また、その他、多角的な視点での取り組み、これらが令和6年度当初予算案にどのように反映されたか確認をさせていただきます。

なお、これまでの同僚議員一般質問への御答弁と重複するような細かい部分がありましたら、割愛をいただいても結構です。

以上、登壇しての質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 全国的な人手不足の中、昨今は、国においても職員の採用に苦慮しており、当然、本市においても同様の状況でございます。そうした中で、人材確保にどのように取り組んでいけばよいのか、簡単には答えの出ない、難しい問題であると感じております。御質問ありがとうございます。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

令和5年12月市議会において、職員の人材確保及び育成について、身近な幸せを実感できるまちづくりを将来にわたって推進し、本市の魅力をより一層向上させるため、質・量、双方の観点から、人材確保及び人材育成を、能動的かつ強力に推し進めるべきとの決議がされました。この決議の内容について、令和6年度当初予算案において、どのように反映しているのかについてでございます。

まず、人材確保についてです。職員の人員確保については、小出議員の御質問への答弁の際にも申し上げましたように、近年、職員採用試験の応募者が減少傾向にあり、採用に苦慮しているところです。来年度の当初予算案においても、諸課題に対応するため、また、常勤一般職員の総数は5人程度増える見込みのため、職員数の増を見込んだ人件費を計上しており、必要な人材の確保については、引き続き努力をしていきたいと考えています。

なお、職員採用試験は、市の幹部職員で構成する採用試験委員会において行っていますが、令和4年度の試験からは、一般事務職員以外にも、3次試験として面接を追加し、人物重視の試験を行っているところです。今後とも、引き続き効果的な試験のあり方を検討し、優秀な人材の確保を目指したいと考えています。

次に、人材育成についてです。

職員の人材育成については、大竹市人材育成基本方針に定められた、求める職員像に合致する人材を確保するために、職員採用試験を実施し、人材育成基本方針で定められた目指すべき職員像に向かって、職員研修という方法で人を育て、そして、人事評価制度という基準で評価していく。この仕組みの中で、職員の能力を向上させることによって、さらなる能力の発揮につながり、最終的には市民サービスの向上につながるという、望ましい姿を目指しています。

新年度予算案において、人材育成に特化して増額したものではありませんが、職員研修については、例年どおりの額を計上しています。引き続き、効果的な研修方法について検討するとともに、研修の意義や目的など、研修に関する情報を整理したうえで周知を図り、職員に自発的な能力向上を促すような環境を整えていきたいと考えています。

また、職員の定年延長により、今後、定年退職する年齢が60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ延びてまいります。このことによって、定年退職者がいない年度が1年ごとに発生し、定年退職者の人数を補充していくだけでは、将来的な職員の年齢構成にひずみが生じてしまいます。

したがって、定年退職する年齢が延びていく期間であっても、一定数の職員採用を継続的に行っていく必要があることから、定年退職する年齢が延長する期間は、常勤一般職の職員数が、ある程度は増加する見込みです。一定の期間は職員数が増加するため、増加する人数分を新たな行政課題に対して先んじて充てるとともに、人材育成を強化する期間として捉えることができるなら、職員の能力の底上げにつながるのではないかと考えています。

ただし、公務員には最小の経費で最大の効果を挙げるという使命もございます。職員数が増えることで人件費が課題となり、市の財政を圧迫することのないよう、事務事業のあり方について検討するとともに、真に必要な職員数について、年度ごとにしっかりと精査していきたいと考えています。

次に、本市を就職先として選んでもらうための、魅力発信についてです。

議員には、昨年の9月市議会の一般質問において、学生インターシップについて御提案をいただきました。その際には、インターンシップの導入のほか、受験希望者への事前説明会などの開催に加えて、市ホームページやSNSなどによる本市の魅力発信に力を入れることが効果的な方法の1つと考えており、検討していきたい旨の答弁をさせていただきました。

具体的な方法については、今後検討してまいります。現時点では大きな予算を伴わない形で、公務員を志望する皆様に本市に注目していただき、そして、本市を選んでいただくことにつながるような取り組みから始めていきたいと考えています。

最後に、DXによる効果的な人材活用策についてでございます。

現在、策定中の大竹市情報化推進計画では、施策の5本柱の1つとして、内部事務の効率化を掲げています。その取り組みの1つとして、来年度から、若手職員によるデジタル技術を活用した業務改善プロジェクトチームを編成し、市内部の効果的な業務改善につながる企画立案をする取り組みを予定しており、情報化推進事業として予算計上しています。

プロジェクトチームに参加する若手職員の新たな発想に期待しているところでございます。

なお、来年度から情報化推進計画を実行していきますが、取り組みによる効果がすぐに出るわけではありませんので、人材活用策についても引き続き検討していきたいと考えています。

最後に、職員の人材確保及び育成につきましては、急激な人口減少社会を迎えつつある今、将来にわたって、本市の安定的な行政運営を確保するためにも、しっかりと考え、取り組んでいく必要のある課題でございます。引き続き、大竹市まちづくり基本構想が掲げる「笑顔・元気 かがやく大竹」を実現するために努力してまいりたいと考えています。

以上で、寺岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） このたびの定例会での一般質問、この件、同僚議員が何人か、いろいろな角度から問い合わせをさせていただいております。市長には繰り返しとなるような中身もありましたが、御丁寧に御答弁いただきまして、どうもありがとうございます。

やはり議会の議決というものの扱い方を、私たち自身も改めて今回、深く考えさせていただいているところです。議員としてのあり方、また、議会としてのあり方、このあたり、今議会内の委員会で整理をしている途中ですので、私たちも市民が何を求めているか、何が市民のためになるか、そういった活動を引き続き研究して、取り組んでまいりたいと思っております。

この今回の質問については総括的な意味ですので、細かなことは、予算特別委員会の中でも端々に出てくるかなというふうに思っております。ただ、1つ確認させていただきたいことがあるんですけれども、市の職員に関することにつきましては、もちろん市のほうでいろいろとしっかり考えていただいているなというふうな印象を、御答弁から受けたわけなんですけれども、大竹市立・公立学校の先生方、これ、人事は県の教育委員会のほうになりますよね。

先ほど同僚議員の質問については、先生方の加配について、教育委員会にお任せしますというふうな緩やかなお話もあったんですが、私、もう少し突っ込ませていただいて、2、3日前に、鹿児島県の教育委員会で、小・中・高・支援学校合わせて臨時教員2,000人、来年度に向けて急遽募集というふうなニュースが流れましたが、広島県でも希望者といえますか、先生になりたいという志を持っておられる方、教員の候補者、それが潤沢にいらっしゃるわけではないというのは、これまでの教育委員会からのお話の中で聞かせていただいております。

もう3月中頃、終わりに向かっていくわけですが、来年度、大竹市内の小・中学校の先生方、十分に確保できているでしょうか。まず、そこから伺います。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、来年度の教職員の確保ができているかという御質問でございますが、先ほど、全国的にもというふうなお話がありました。教職員の場合においても、全国的に教員不足というものは、大きな課題の1つとなっております。とりわけ臨時的任用者、そして、会計年度任用職員、そのあたりの職員をどうやって確保していくかと

というのが、私ども教育委員会の大きな役割でもございます。

担当のほう、そのあたりについてはしっかりと取り組みを進めておりますけれども、例えば、今年度に関しましては、未配置の学校というのはございません。そのあたりについては、教職員をしっかりと配置をすることができております。

来年度についても今年度同様の、先ほど申し上げました臨時的任用、そして、会計年度任用職員が必要となってまいります。今、そのあたりを県教育委員会、そして、近隣の市町の教育委員会、しっかりと連携を取りながら、情報を共有しながら、人探しを行っております。

これから最終的に県のほうの定数も確定してまいりますので、教職員の人数について、できるだけというか、これは必ず配置しなくてはならないというふうに私どもは考えておりますので、取り組んでまいりたいというふうには思います。

以上でございます。厳しい状況ではございます。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 恐らく、うちの市に限らず人手が足りないというか、発掘し切らない状況なのではないかなと、これはあくまで推察なんですけれども、思います。県の教育委員会、市の教育委員会ですので、どういった方が教員免許を持たれてという情報はお持ちかなというふうにも思いはするんですが、そこからのアプローチで、なかなか余裕を持った人材の確保というのに至っていないのではないかなというふうな感じで受け止めさせていただきました。

来年度に対して、今ちょっと人探しをしておられるということで、これから御苦労、ほかの市町と取り合いになってしまうのではないかなという心配もあるんですが、先ほどの市のほうの決議ですよね。登壇して伺わせていただいた人材確保ということにおいて、先生の人員の配置というのは、県教育委員会がメインなんです、先生が万が一不足があった場合に、直接ネガティブな影響を受けるのは、大竹市の子供たちになってくるわけだと思います。そのあたりの人材確保について、教育委員会と市のほうがもっと協力をして、先生の人材確保をしていくお手伝いというのは、何かできないものではないかな。

これは決議にもあるような、強力に進めるというあたりに、字は違いますがね、能動的かつ強力で押し進めるというところに合うと思うんですが、大竹市立・公立学校ということで、いかがでしょう。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 基本的に、学校の教員の確保については、これは県の責任で行われるべきだと考えております。ですから、市としてどういった工夫ができるかが、ちょっと今思い当たるものがございませんけれども、県において責任を持って行っていただきたいというふうに考えております。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） そうですね。おっしゃるとおり、県のほうの責任だと思います。ただ、その県がしっかりと責任を果たせなかったときには、実際にネガティブな影響を受けるのは、大竹市の子供たちです。そうならないように、教育委員会と今のうちから連携し

ながら、協力しながら情報交換、情報収集というのが、市としてできないのかなということなんですけれども、そういった市民、市内の子供たちのための柔軟なやり方というのは、何か思い浮かびませんか。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 申し訳ありません。現時点ではちょっと思い浮かびませんので、今後考えさせていただきたいと思います。

○議長（北地範久） 寺岡議員。5回目です。

○15番（寺岡公章） ありがとうございます。ただ、議員という立場をちょっと置いて、一市民、また、子育て世代の1人としてでも、やはりどこに言っていけばいいのか分からないというふうな心配があります。

市のほうが、何か直接できるというのは難しいかもしれませんが、教育委員会のほうと連携しながら、人材確保という市の、市民のための、先ほどのお言葉をお借りすれば、市民サービスの向上ですかね。市民サービスの向上・維持、こういったことにつながると思いますので、県が、県がと言わずに、状況に応じてはお力を貸して差し上げてほしいなというふうに思っておりますので、今後どのような形で市ができるか、研究していただくしかないんですけれども、前向きに取り組んでいただけたらというふうに思います。

こういったところで、細かな部分は予算特別委員会、私も委員の一員になる予定でございますので、また端々で質問をさせていただこうと思います。

この議場では、議会から提案した事項がどのように反映されているのか、確認をさせていただきました。予算特別委員会、いつもどおり長丁場になろうかと思います。お互い頑張っていければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。終わります。

○議長（北地範久） 続いて、5番、岡和明議員。

〔5番 岡 和明議員 登壇〕

○5番（岡 和明） 5番、岡和明でございます。

小方地区のまちづくり基本構想についてお尋ねします。

小方に建設が予定されている新駅周辺の開発で、1月に基本構想が示されました。しかし、新駅地区が、往来・用地・文化という3つの面で千載一遇の好条件に恵まれているにもかかわらず、これを生かせていない、極めて残念な内容になっています。

根っこにある問題は、時代遅れの駅のイメージにとらわれた構想にあります。どういうものかという、駅周辺住民のための駅、商店舗や住宅に囲まれた駅という、非常に古いイメージにとらわれている。このイメージにとらわれて構想をつくると、自動車が普及する前と同じような、周辺が手狭な駅になり、そういう駅を大竹・玖波間に1つ増やすだけの構想になってしまいます。これでは、車から鉄道への乗り換え、パーク・アンド・ライドのできる、全国的な模範駅をつくる機会を逃してしまいます。

今の案では、2号線、高速道路、岩国バイパスの沿道に潜在しているパーク・アンド・ライド需要の受け皿になれないことはもちろん、玖波駅に駐車できない問題で困っている住民の救済もできません。

道の駅についても、鉄道駅から離れた2号線の海側に建てるというのが今の構想です。

これは、鉄道駅との相乗効果でにぎわいをつくり出す機会を棒に振るもの。しかも体育施設を併設するという、明らかに集客力のない内容になっています。

道の駅に来たら体育施設があったからそこで運動しようとなる例は、ほぼ皆無です。体育施設のために遠方に出かける人も、極めてまれです。施設での運動を目的とする人は、その施設が道の駅に併設であるかどうかを問わず、施設を利用するものです。体育館併設の道の駅という先行事例がなかなか見つからないようですが、当たり前です。そんなのは、他の市町では見向きもされないんです。こんな道の駅をつくって、その一方、駅周辺は民有地で埋めるような案を強行すれば、当初から駅周辺のにぎわいが創出できないだけでなく、極めて近い将来、駅周辺に空き家や空き店舗が増え、にぎわいと無縁の駅地区になります。

現行の案には、新駅予定地のすぐそばにある本市最大の文化遺産、亀居城を、鉄道駅や道の駅と結合して活用していく案も、観点も欠落しています。現行案は、国内各地や外国からの訪問客の需要の受皿には全くなれない内容であり、素通りのまちと揶揄される本市の現状を永続化し、将来にわたって大竹市の発展の希望を失わせる構想となっています。

一体どんな理由で、こんな不適切な内容になってしまったのか、可能な限り詳しく尋ねます。

まず、新駅地区の特徴を確認しておきます。この地区には、全国を探しても見つからないほど、往来や用地の面で際立った特徴が集中していることに気づいているでしょうか。

まず、往来については、国道2号線沿いである。高速道路の大竹インターチェンジのすぐ近くである。建設中の岩国大竹道路のインターではなくて、そのターミナルがここに集中します。さらに、本市の小瀬川沿いの川手地区や、栗谷や松ヶ原、谷和地区といった山間地区から、市街地通過を最小限にしてアクセスできます。市街地の通過が最小限であることは重要です。時間を読んで駅に着けるということです。車から鉄道に乗り継ぐパーク・アンド・ライドの潜在的な需要は、極めて大きいんです。

さらに、阿多田航路の乗り継ぎ地でもあります。そんな、探してもめったに見つからないような、道路交通が集中し、パーク・アンド・ライドの潜在需要が極めて大きい場所に、何と、駅予定地と国道2号線の間にあった小学校が立ち退いて、幅100メートル、長さ200メートルもの土地が、市民プールと合わせてですが、2号線に沿って、長く空き地になっているんです。こんな場所は皆さん、ほかに幾つ知っていますか。この小学校跡地を民有地で埋めて、昭和に逆戻りするかのような窮屈な駅をつくらうとするのが、この構想です。

この場所が、往来と用地の面でどれほど特殊であるか、もう少し説明しておきます。

そもそも、鉄道に新駅がつくられるのは、どんな場合ですか。通常はその地域に住宅が増えて、鉄道利用の需要が大きくなったからというわけです。そこに新駅をつくらうとしても、そこは既に過密です。十分なパーク・アンド・ライド駅などつくれません。

ここ半世紀につくられた新駅も、基本はそうです。阿品駅だけは周りが広いですが、失敗しています。自由にできる土地がなく、先見の明もなかったのかもしれない。最近では、この1月末に、可部線の新駅である河戸帆待川駅をパーク・アンド・ライドにする取り組みが発表されました。しかし、それも駅から200メートルも離れた高架下を駐車場に

するという貧弱な計画です。そんなふうにならざるを得ないわけです。

しかし、小方の新駅は違います。2号線に沿って、長い空き地ができています。しかも、これはただのパーク・アンド・ライド駅ではない。この辺に道の駅をつくろうとしているんです。道の駅がなければ、駐車場が広だけの駅に過ぎません。しかし、小学校跡地に道の駅をつくり、J R 駅と隣接させることで、ビジネスの模範となるようなシナジー効果が生まれるんです。分かりやすく言うと、相乗効果が生まれるんです。

市役所が出している基本構想では、道の駅をわざわざ鉄道駅から離れた中学校跡に置いて、鉄道駅に近い小学校跡のほうを民有地に分けるという。信じ難い下策を描いています。小学校跡地を民有地で埋めて、昭和の半ば頃までの感覚で、手狭な駅を1つつくるという構想でよいと本当に考えているのか問います。

壇上からは以上です。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） よいまちをつくりたいというのは、多くの市民の皆様方の関心事であります。ただ、一人一人が異なる意見をお持ちで、なかなか1つの意見にまとまるということができません。そういう意味で、幅広く御意見を聴きながら、どこかの段階で1つ決断をしなければならないということになろうかと思います。提案をされての御質問、ありがとうございます。参考にさせていただきます。

それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小方地区のまちづくり基本構想と議員から提出のあった意見書の相違についてです。

議員が提出された意見書では、冒頭に、本市が平成28年度に策定した小方地区のまちづくり基本構想には、インバウンド旅行者などの需要の受け皿となる観点が欠けているので、代案を示すと記載されています。

小方地区のまちづくり基本構想は、訪日外国人観光客、いわゆるインバウンドなどの需要を主眼に置いて策定していないため、議員の目指すまちづくりの考え方とは、大きく異なります。

具体的には、小方地区のまちづくり基本構想は誰のために実現するのか、また、実現することで市にとってどのような効果が得られるのかという、一番重要な主目的に相違があると考えています。

本市のまちづくりは、市民の皆様の幸せを主目的として考えています。そのため、小方地区のまちづくり基本構想を策定するうえでは、市民の皆様や議員の皆様などの多くの方の御意見や思いを伺い、それらの手順をしっかりと踏んで取りまとめたものであり、住まい、子育て、にぎわいの3本柱と、それらの相互作用として、地域の魅力を活用することを基本方針としています。

本市としては、平成28年度に小方地区のまちづくり基本構想を策定した当時から、市内の産業構造が変革するなどの大きな社会情勢の変化などがない限りは、現行の小方地区のまちづくり基本構想を大きく見直すことは考えていません。



次に、小方小学校跡地にパーク・アンド・ライドができる施設として道の駅を整備すれば、ＪＲ小方新駅の需要増に貢献するが、市の活用案では、近い将来、駅周辺に空き家や空き店舗が増え、にぎわいと無縁の駅地区になるとの御意見についてでございます。

小方小学校跡地は、土地造成特別会計の保有地であり、土地の売却及び貸付収入を繰上償還に充てることで、地方債残高を減少させる財政スキームとしていることは、これまでも、議会にも市民の皆様にも説明をしてまいりました。

そのため、ＪＲ小方新駅ができた場合、住宅や民間事業者の需要や土地の価格も高まる可能性がある小方小学校跡地を道の駅とするのではなく、広島側から岩国側にかけて、ＡからＣの３つの地区に分け、小方地区のまちづくり基本構想の居住・にぎわい交流ゾーンの位置づけのもと、民間事業者の開発に期待する活用案を考えたところです。

Ａ地区については、国道２号の上り側に位置し、国道２号とＪＲの間で高低差が少なく、周囲に道路があり、活用しやすいことから、借入金利が上昇傾向にあることを踏まえ、本市の財政的な観点などから、令和６年度中に民間事業用地として公募することが、市にとって有益であると判断いたしました。

また、Ｂ地区については、マンションなどの中高層住居及び小規模商業施設用地に位置づけていますが、これは商店街を形成するのではなく、住宅地に必要とされるコンビニなどの個店が、マンションなどの中高層住宅地内にできることをイメージしています。

まずは、国道２号沿いで駅前という非常に好立地な場所になりますので、将来において空き家や空き店舗が増え、にぎわいと無縁の地区となる可能性は低いと考えています。

さらに、ＪＲ小方新駅、亀居城址駅の設置を円滑に進めるためには、ＪＲ小方新駅整備のために移転対象となる住民の方の御理解や協力は不可欠です。

移転の話し合いを前に進めるためにも、移転対象となる住民の方の住環境の変化ができるだけ少なくなるよう、小方中学校跡地ではなく、現在の居住地の近くである小方小学校跡地のＣ地区に、代替用地を配置すべきと考えています。

続きまして、道の駅に体育館機能を加える利点がないとの御意見についてです。

本市では、一般的な道の駅のイメージである農産物や海産物の販売をメインにした道の駅ではなく、そうした固定概念を変えて、例えば、気軽に体育館で卓球、バドミントン、バスケットボールなどができ、または施設全体がアスレチックやレジャー施設などの遊び体験ができるなど、スポーツや体を動かす体験をメインにした、全国的にも特徴のあるスポーツ・体験型の道の駅を考えていますので、道の駅と体育館を一体的に整備することは、意義があると考えています。

また、体育館と道の駅を一体的に整備することについては、市民の安全を確保するために、耐震性のない総合市民会館の方向性の解決に道筋をつける手段としても、有効であると考えています。

なお、小方中学校跡地にスポーツ・体験型の道の駅を整備することで、晴海臨海公園と一体となったスポーツ拠点とすることができ、既存の総合市民会館の体育館の利用者のみならず、晴海臨海公園の利用者も含め、道の駅の集客数の確保にもつながると考えています。

道の駅を安定的に運営していくためには、周辺地域の方に利用していただくことが重要であり、インバウンドのような海外からの観光客の利用は、副次的な効果としては考えられますが、本市が考えるスポーツ・体験型の道の駅の主な利用者としては考えていません。

また、道の駅の設置場所についても、国道2号の下り側の小方中学校跡地にしているのは、本市や近隣の和木町や岩国市の工場が海側、下り線側にあり、道の駅の設置目的である車両運転者の休憩施設としての役割を十分に果たせると考えたためです。

以上のような、小方地区のまちづくり基本構想、小方まちづくりにぎわい交流ゾーン立地検討業務の結果、そして、道の駅とすることのメリットや課題解決などを総合的に勘案した結果として、スポーツ・体験型道の駅としており、議員の代案については、市民のための観点で考えても、市の活用案より有効性は低いと考えています。

また、亀居公園を鉄道駅や道の駅と結合して活用していく観点が欠けているという御指摘についてですが、小方地区のまちづくり基本構想では、地域の魅力である亀居公園について、JR小方新駅と連動した活用について記載しています。

JR小方新駅が開設されれば、駅から亀居公園までのアクセス道路や駐車場を整備することで、より多くの方が亀居公園を訪れる環境づくりの実現ができる可能性があります。

現状において、具体的な整備内容について決まっていますが、限られた予算や職員数の中では、まちづくりの取り組みに優先順位をつけて実施していく必要があることに御理解をいただければと思います。

最後に、議会における論議も経ずに市民説明会を開き、他の選択肢のない一択の計画として市民やマスコミに示すなど、既成事実化を急いでいるとしか思えないという議員の御指摘についてです。

初めに、本市が1月の議員全員協議会において、小方小・中学校跡地の活用案を説明した目的は、令和6年度当初予算案として、小方地区のまちづくり関連事業を提出するに当たり、本市のまちづくりにとって大きな方針であることから、議員の皆様にも一定期間、考えるお時間が必要であると判断したため、早い段階で情報提供をいたしました。

また、市民説明会については、公式に市民の皆様の説明する場を設け、本市の方針に対する市民の皆様の受け止め方を知っておく必要があると判断したためです。

議員全員協議会で方針を説明して、約1カ月半が経過いたしましたが、小方新駅の設置の是非などの個別の意見はありますが、議員以外に、本市の活用案の大筋の方針に反対する御意見は、本市には届いていません。したがって、本市としましては、手順を踏んで丁寧に物事を進めていると考えており、決して既成事実化を急いでいるわけではありません。

議員も御承知のとおり、行政が行う事業は、完成までに非常に長い時間がかかります。小方地区のまちづくり基本構想も、これまで時間をかけて策定し、その実現のために一歩ずつ取り組みを進めてきました。

今回の方針も、意思決定をして全てが形になるのは何年も先のことになりますが、先を見据え、今、道筋をつけておくことが、行政を担う私たちの責任であり、本市の将来のまちづくりにとって、最良のタイミングであると考えての決断でございます。どうか御理解

いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上で、岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。再開は15時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 4 時 4 7 分 休憩

1 5 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番、岡和明議員の再質問から行います。

岡議員。

○5 番（岡 和明） いろいろ指摘をしましても、引き続き内向きの案に固執しておられるような感じがします。これまでいろんな手順を踏まえているからというようなことを強調しておられますが、自治体が財政破綻するような場合、どの段階かで、1 回、あるいは多数回、こういったような、手順を踏まえているからという言葉が出てくるわけです。

財政破綻をしたどの自治体でも、規定上は適切とされる議論を経て、適切な手順を踏んで、財政破綻への道を歩んでいるわけです。これまで議論し、手順を踏んだというのは、その案を強行する理由にはなりません。道を誤っていることが分かれば、どの段階であれ、勇気を持って引き返す。または立ち止まって、来た道が正しかったかどうかを考える、見直す、それが必須なんです。この小方の構想は、まだ入り口に過ぎません。今であれば、無傷で引き返すことができるんです。中学校跡地というのは、この横から見ると広いようですが、実際は間口が非常に狭いんです。実質は僅か100メートルです。

廿日市市大野に、まちの駅ADOA大野というのがあります。あそこは、その隣の廿日市市役所大野支所の駐車場と共用して、それをあわせて駐車場にしていますが、小方中学校の間口というのは、それよりも大幅に狭いんですよ。しかも中学校跡地というのは、横から入れる土地でもありません。正面から入るしかありません。そうすると、その狭い間口に出入口をつけなければならないんです。

そして、駐車場を広く取ろうと思えば、奥へ奥へと伸びていかざるを得ない。そんなところに、先ほど言われたような大型トラックが入るんでしょうか。とても入ろうとは思わないでしょう。危ないです。

そもそも、車が国道を通って5秒で通過するような場所には、十分な右折レーンもつくれません。下り車線のほうがいいのか、そういう細かいことをおっしゃるのであれば、私もああこうだ言うのは嫌ですが、中学校の跡地というのは、道の曲がりの内側にあるということも指摘せざるを得ません。内側にあるということは目立たない、入りにくい、そういう不利な場所なんです。この構想を強行すると、結局のところは、中学校跡地は広いと思って期待したが、結局こんな地味な道の駅ができたのかと。しかも体育館併設かとなるのは見えています。こんなところに大竹市を導いてはなりません。これに対する答弁があれば、これについても聞きます。

また、小学校のところにＪＲ駅をつくって、土地の価値を上げようという、こういうお話ですが、駅周辺を民有地で埋める構想では、新駅そのものの実現が難しいのではないかとということも指摘しておきます。それをはっきり示す例が、この基本構想の中そのものにあります。それは、昨年９月に、小方中学校区で行ったアンケート調査です。３日前、金曜日のこの会議の一般質問で、他の議員が質問しました。

それは、このアンケートの結果に基づいて、結局のところ、大竹駅や玖波駅の利用者が、一部新駅に流れてくるに過ぎないのではないかというのが、その議員の懸念でした。そんな新駅を果たしてつくるべきなのかと、その議員は疑問を示されました。

私は新駅はつくるべきと考えており、その議員とは意見は違います。しかし、その議員の懸念は極めて当然です。駅周辺住民のための駅とか、住宅に囲まれた駅というふうになれば、これまで大竹駅や玖波駅に行かざるを得なかった小方地区の住民が、新駅を使うだけの話です。要するに、ゼロサムゲームになるんです。

これでは、ＪＲも食いついてこないのは当然です。それは大竹駅、玖波駅の乗降客が減って、小方に移るだけですから、ＪＲにとっても何ら魅力的な話ではないんです。客は増えないのに、電車を止めなければならない場所が１つ増え、運行時間は間延びし、列車はのろくなる、そういうわけです。

そうはいつでも、私どもの立場としては、本市の行政センターや阿多田航路の乗り継ぎを考えれば、新駅設置要望も無視できません。しかし、その一方で、金曜日に他の議員が示したような懸念もあります。皆さんでしたら、どうしますか。

実は、この両方を満たす解が１つあるんです。それが、先ほどから言っている、周辺からの鉄道利用需要を創出しながら、その受け皿になる本格的なパーク・アンド・ライド駅を創出することなんです。そして、阿多田航路の便利な乗り継ぎ地として、阿多田の経済や文化を振興し、阿多田の関係人口を増やし、航路の利用を拡大する、それによって駅利用者も増やしていく、これです。

言いましたように、国道２号線、高速道路のインター、岩国大竹道路のターミナル。本市の山間部には潜在的な需要があります。鉄道駅隣接型の道の駅をつくって、そこにレンタカーサービスもあれば、この駅で乗り降りして、地域を観光する人も増えます。この考え方は間違っていますか。答弁をお願いします。

○議長（北地範久） 課長。

○企画財政課長（三井佳和） 私のほうからは、２点お答えをいたします。

初めに、財政破綻、何をもって財政破綻と言われているのか、私にはちょっとよく分かりません。これまでも、安定した行財政運営を行うために、３つの柱、市債を減らしていくということ、そして、基金を増やしていくということ、それから、まちづくりへの投資をしていくこと。この３つをコントロールしながら、しっかりやらせていただいております。おかげさまで、平成１７年と比べまして、市債残高が全体で１００億円以上が減りました。また、基金残高も倍以上になっております。

皆さんも御承知のように、まちづくりの投資においては、大竹駅周辺整備事業をはじめ、晴海臨海公園、小・中学校の建て替え、給食センターの整備、そのほか、いろいろと投資

も行ってきております。したがって、財政健全化法に基づく4つの指標においても、本市は、随分数値もよくなってきたことは御承知のとおりだと思っております。

次に、2点目の小方中学校の間口が狭いという点でございます。

道の駅を整備する、当然、今目指しておりますのは、国土交通省と一体型に整備する道の駅でございます。ほかの道の駅も同様に、2号線からアクセスする場合は、道路改良を行います。ですので、現行の市道等の2号線の形状だけを見て判断をするというのは、少し早いのかなというふうに思います。当然、国土交通省と話をする中で、形態が変わってきます。

以上です。

○議長（北地範久） 建設管理監。

○建設管理監（見当邦晴） 私からは、小方新駅のアンケートの件でお話しさせていただきます。

先日の山崎議員の答弁にもありましたが、小方新駅のアンケート、住民の方々に取ったものでございます。この結果については公表しており、また、先日の山崎議員の御懸念である、新駅の利用者が少ないのではないかとということについても、先日本日お話ししたとおりでございます。

このたび、小方新駅の利用者の見込みを立てるに当たりましては、住民アンケートの結果だけでなく、周辺の企業や訪れる方、また、今後のまちづくり等も加味して数字をつかってまいり、この数字をもってJRと話をしていく所存でございます。このため、住民アンケートの利用者の結果だけで物事が決まるものではないということを説明させていただきます。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 私からは、ちょっとパーク・アンド・ライドについてお話しさせていただきます。

今年度行いました住民アンケートでは、駅の機能として、駐車場の整備を求める声が多くありました。その利用の目的が、駅の送迎や切符等の購入などのための駐車場なのか、岡議員が考えられているようなパーク・アンド・ライドとしての駐車場なのか、そのニーズの把握はできていないため、駅の機能として、パーク・アンド・ライドの必要性は、現時点で判断できません。駅の機能として、パーク・アンド・ライドを目的とする駐車場を公共で整備する場合は、ニーズや規模、採算性などについて、十分検討する必要があると考えます。

岡議員のほうが今まで提案されているパーク・アンド・ライドのイメージは、無料の駐車場というイメージと捉えております。議場で岡議員が説明された、河戸帆待川駅ですね。この取り組みについて、新聞記事をちょっと読ませていただきました。こちらのほうは、可部線の終点の1つ前の駅ですね、国道54号線の可部バイパスの高架下を使って、国土交通省から無料で敷地を借り受けて、そこで管理運営を行う事業者を募集して整備しようとする計画でございます。当然ここも、やはり有償での道の駅、パーク・アンド・ライドということを考えていらっしゃると思います。ということ踏まえ、やはり再度言いますが、

採算性とかを十分考慮して実施しないとできないと考えます。

以上でございます。

○議長（北地範久） 岡議員。

○5番（岡 和明） まず、財政破綻というのは、本市がこれで財政破綻をすると言っているわけではないです。自治体が、何らか不適切な状況、あるいは間違った企画に陥ってしまうということの象徴として財政破綻を言っているわけですので、あまり意味がありません。

そして、もう1つ、私はこの問題で、往来と用地と、そして、文化の3つ、千載一遇の機会があるのに、文化、それを生かしていないというふうに言いました。そのうちの文化は、実は今までやったワークショップの中でも、参加者から何度も出ているんですが、これが、ここで検討された跡が全く見られないんですね。

実は、これがもう全く抜け落ちているのですが、それはどういうことかという、新駅というのは、本市最大の文化遺産である亀居城の、真下のような位置にあるわけです。新駅から亀居城を見上げるような位置にあります。こんな場所に新駅ができる機会というのは、日本中探してもそうたくさんはありません。しかも、本市が外来者の往来ルートから外れた地域にあるならともかく、国内外で非常に注目度の高い旅行先である、広島、宮島、岩国をつなぐルート上にあるわけです。

広島、宮島は、日本で最も評価の高い観光地域になったこともあります。瀬戸内海は、以前この場で紹介しましたように、5年前にニューヨーク・タイムズで、世界の行くべき52カ所に選定され、ナショナルジオグラフィックで世界一に選ばれました錦帯橋のある岩国市は、本市の隣です。また、その向こうには、またしてもニューヨーク・タイムズで、2024年行くべき世界の52カ所に選ばれ、その3番目に紹介された山口市に、道が続いています。こういった条件を考えたことがあるか、これもちよっと答弁をお願いします。

そして、この基本構想が出てきた1月の1週間後の1月25日には、広島市宇品のグランドプリンスホテルの大広間で、広島県市議会議長会による議員研修会がありました。そこでは、小松崎友子氏の、これからの観光戦略、地域の魅力を発信すると題する講演がありました。インバウンド客に対する視点の必要性を強調する内容でした。

この講演には、本市の議員も全員参加しましたが、蚊帳の外です。県内の海沿いの各市の議員は、この公演に触発され、既にある資源をどう活用するか思いを巡らせたでしょうが、本市の議員だけ真っ白だったのではないのでしょうか。

今から8年前の2016年、政府は、世界が訪れたい日本へと副題のついた、明日の日本を支える観光ビジョンを発表しています。そこでは、観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に、をスローガンにしています。さらに、全国的に美しい町並みを整備することも呼びかけています。そして、2020年をめどに、原則として全都道府県、そして、全国の半数の市区町村で、景観計画を策定することを求めています。大竹市は何をしてきたんでしょうか。

大竹市に本当に資源がなければ、仕方ありません。しかし、亀居城を抱えている。それがまた市民さえ行かないような山奥にあるならともかく、市役所の真ん前、国道2号線

のすぐ脇、市最大の商業地区のすぐそば、そして、新駅から今度は見上げる場所にあるわけです。これからも知らん顔を決め込むのでしょうか。これからも知らん顔を決め込むつもりでいるのかどうか、これもできれば答弁をお願いします。

今、小学校跡地に、ＪＲの新駅、道の駅、史跡・文化財の訪問者が共通して利用できる、融通性の高い駐車場を持つ道の駅をつくっておけば、小方旧市街を通過して、瀬戸内海の絶景を見ながら、厳神社、桜山、亀居城に登っていく、非常に価値ある道をつくっていけるんです。

逆にここで、小方小学校跡地を民有地で埋めて、窮屈な駅を１つつくってしまうと、そうした道は絶たれます。そうすると、亀居城に来るといっても、裏側の日の当たらない急斜面を登ったり、狭い傾いた駐車場に車を止めたりして、石垣を見るだけのつまらない場所になってしまいます。そんなことでいいのかということも、答弁を、できればお願いします。

それよりも、和田家の長屋門のある小方旧市街や絶景の島々を望む由緒ある厳神社、これらはいずれも新駅側にあります。小方ヶ丘側の目立ちもしない狭い駐車場からでは、小方旧市街も厳神社も、縁はありません。

厳神社は、亀居城の妙見丸というくるわなんです、実は。今は無粋な金属製のフェンスで囲っていますけれども、ここに白壁でも整備しようものなら、瀬戸内海の絶景を眺める生きた史跡として、価値を発揮するんです。

新駅隣接型の道の駅をつくり、広い多目的の駐車場を、道の駅利用者、ＪＲ駅利用者、市外からの亀居城訪問者に自由に使ってもらただけでなく、亀居城のイベントに市民が集うための駐車場としても利用してもらう。そうしてこそ、亀居城のイベントも活性化します。

今まではどこに駐めていたんですか。すぐこの駐車場とか、なか川製麺の駐車場ですよ。それでは、イベントのにぎわいというのは確保できません。何の商業的な効果もありません。

それよりも、そういう駐車場は、道の駅と共通、ＪＲ駅と共通の場所にして、そして、駅地区のにぎわいを確保する。それがさっきから言っているシナジー効果、相乗効果なんです。

まだその駐車場のイメージというのがわからない人がいるようなので、それもちよっと言っておきます。

小学校跡地に、このあたりで言えば宮島サービスエリア、あるいは若干遠くでよければ、山口県阿武町に、道の駅があります。道の駅阿武町といいます。萩市の近くです。実は、ここは道の駅発祥の道の駅というふうにされています。ぜひ、行ってみてください。そういう間口の広い道の駅をつくるんです。

そして、繰り返しになりますが、道の駅利用者も、ＪＲ利用者も、亀居城訪問者も、自由に利用できる駐車場をつくるんです。そうすれば、それらを利用する人、そして、小方旧市街を散策する人、そして、史跡イベントにも、ここから集えて行けるわけです。

残念ながら、大竹市の長年の文化政策の欠落で、西国街道の重要拠点で史跡も豊かだっ

た小方旧市街は、今や青息吐息ですよ。ここが散策路に当たれば、来訪者向けの店も現れて、また息を吹き返すでしょう。

駐車場をつくるときの留意点ですが、決して利用目的別に区画をつくったりとか、有料駐車場にして料金を稼ごうとか、そういう目先の利益を追うのではなくて、開放的で融通性のある駐車場をつくって、人を呼び込むんです。間口の広い道の駅とか、あるいは自由に使える敷居の低い駐車場というのは、これは何よりの道の駅の広告です。そうやって、道の駅のにぎわいをいつまでも確保する。そして、道の駅とひとつながりの建屋として文化施設をつくれば、そこにもぎわい、大竹市の文化も振興します。そうやってシナジー効果、相乗効果を生んでいきます。これについてのお考えも、できればお答えください。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 質問、たくさんありがとうございます。ちょっと漏れてたら申し訳ないんですが、一番最初の御質問からお答えをいたします。

小方地区のまちづくり基本構想において、大竹市は通過点であるというところが論議されたのかという御質問だったと思います。

構想の中にもありますが、まちづくりの課題に、通過点から立ち寄りスポットへの転換と交流の促進、近隣の有名観光地からの誘客というのがございますので、しっかり論議をされて、その結果としてまちづくりのコンセプトを、気になる大竹、気に入る大竹とされたんだと思います。

2点目、亀居公園の活用というところですかね。当然、このまちづくり基本構想の中に、亀居公園も含まれております。また、市長も以前より、駅ができれば亀居城へのアクセス、そして、駐車場を整備して、しっかり活用しようというのを言われております。そこは議員の御意見と同一するものだと思います。

3点目、インバウンド客は知らんぷりなのかというところでございます。知らんぷりするつもりはございません。インバウンド客も大竹市に来ていただいたら、しっかり楽しんでもらって帰っていただくというのは当然だろうと思います。

ただ、何となくターゲットがちょっと違うのかなというところを御理解いただきたい。この基本構想で行きますと、住まい・子育て・にぎわいの3本柱に、地域の魅力というところである場合に、ちょっとインバウンドという想定ではなくて、大竹市外、もう少し市外の方に来ていただいて、そして、大竹市を知ってもらって、そして、住んでもらって子育てしてもらってというところを想像しているんだろうと思います。決してインバウンド客を知らんぷりするつもりはございません。

以上です。

○議長（北地範久） 建設管理監。

○建設管理監（見当邦晴） J R小方新駅と道の駅とのシナジーがあるということで、駐車場を共有することで、さらに効果が高まるんじゃないかという御質問だと思います。

当然そういった御意見、可能性もあると思いますが、やはりパーク・アンド・ライドを対象とすることになりますと、その方が、例えば、何日も無料の駐車場に止め続けることが果たしてよいのかどうか。これはパーク・アンド・ライドにいろんな市町が取り組んで



いる中でも、実際には公共が無料で駐車場を整備したというのは、なかなか事例が少ないです。

というのが、やはり市民サービスに対する対価というのは、どうしても必要になる可能性があるので、そういったことについてもしっかりと議論して、決定する必要がございます。

そういう観点で行きますと、道の駅は車の休憩施設になりますので、車が駐まって施設で休んだり、こういったことが想定されますが、それと同じエリアにパーク・アンド・ライドを広く構えるということになると、先ほどのようなしっかりとした議論が必要になると考えておりますので、この場では、確定したお話をすることが難しいという状況でございます。

以上です。

○議長（北地範久） 岡議員。

○5番（岡 和明） パーク・アンド・ライドのところが、何日も続けて止めると困ると、こういうような話ですが、それは今までのような狭い、要するに、そこに新駅の需要ができたから、その人口が密集して既に過密なところにつくるような、要するに河戸帆待川駅のようなものですね。だからそういう問題が起きるわけです。だから、そういう問題を当初から避けてつくれるだけの、今ここに土地があるわけですから、それはぜひ、御検討ください。

そして、今この議場にいる大半の世代からすると、観光というのが、何かあまり経済とは関係ない、ただの遊びだというふうに思っている人が、実はこの世代からするとほとんどなんですね。

観光というのは、実は経済なんです。そして、インバウンドというのは輸出なんです。国際収支上から見ると、インバウンド客を受け入れ、そこで消費してもらうというのは、これは輸出に相当するんです。これだけで、大竹市の経済も、今後こういう面を基に回していくこともできる。これは市民の幸せと関係ないと、私は到底思えません。

この機会を逃すと、この機会はまだ二度と大竹市には巡ってきません。そうであるのに、今、大竹市は、他の市町が見向きもしてこないような、体育館併設の道の駅というのを、中学校の跡地につくろうとしています。そして、この計画に向けた調査を、2,000万円余りかけて行おうとしているんです。これは適切と言えるでしょうか。

調査を請け負うコンサル会社にとっては、これは発注者はよいお客さんですよ。もう色よい調査結果が出てくるのは、目に見えています。財政破綻した各自治体というのも、そういう色よい楽観的な事業化調査報告書を受け取って、それに基づいて破綻への道を歩んでいったわけです。そういう調査に、今2,000万円を慌てて支出するというのはいかなものか、ぜひ、見直しをお願いします。

ただ、そうはいっても、それをやめるように言われただけでは、次に何をしたらいいかというのは、もしかすると途方に暮れるかもしれません。私がちょっと、もう少し建設的な代案を、そして、それに誰でも納得できるような、より安価な代案を出しておきます。

それは、もう少し簡易な比較予想調査を、コンサルタントに発注します。どういう比較

かという、道の駅を小学校跡に置いた場合と、もう1つは、中学校跡において、駅周辺を今のように民有地で埋めてしまうという案では、どちらが効果的かという予測調査を依頼するということです。中学校跡を道の駅と決め込んで、そこに2,000万円を支出するよりも、まずこれをやってみてください。

ここはもう要望で、この質問は終わりにしたいと思います。いろいろと御答弁ありがとうございました。ぜひとも、本市の未来に向けて、ともに歩んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（北地範久） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました、予算特別委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、予算特別委員会の委員に、2番、中野友博議員、3番、豊川和也議員、4番、山代英資議員、5番、岡和明議員、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員、11番、西村一啓議員、15番、寺岡公章議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第17〔一括上程〕

議案第17号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第18号 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第27号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第32号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

○議長（北地範久） 日程第11、議案第17号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてから、日程第17、議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和6年2月29日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記

のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|---|---------|
| 議案第17号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第18号 | 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第19号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第27号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第29号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | 原 案 可 決 |
| 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について | 原 案 可 決 |
| 議案第32号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号） | 原 案 可 決 |

令和6年2月29日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、2月29日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案7件につきまして、同日、委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第27号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての2件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「議案の概要の中に、一定の要件を満たす企業職員である会計年度任用職員に勤勉手当を支給するためとあるが、一定の要件の内容について何う」との質疑に対しまして、「企業職員の会計年度任用職員の勤勉手当の支給要件については、大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で定める要件を準用するよう考えている。具体的には、任期の定めが6カ月以上で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上

の会計年度任用職員に適用する」との答弁がございました。

次に、「在宅勤務等で10日を超えた場合、3,000円の手当が支給され、その分、通勤手当と減額調整するということであるが、具体的な内容について伺う」との質疑に対しまして、「1カ月間の勤務を要する平均日数から、在宅勤務等を命じられた日数を差し引いた日数の往復運賃の額が、月額通勤手当となる。定期券を購入している場合は、定期券を解約して払い戻しを受け、新たに在宅勤務等の期間の通勤手当を支給される。公共交通機関以外の自動車やバイクで通勤する場合は、在宅勤務等を命じられた期間の月額通勤手当を半減することになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、本件では、「総合整備計画を策定することによる補助率について伺う」との質疑に対しまして、「総合整備計画を策定することにより、地方負担分については、辺地対策事業債を充当することができる。この起債は充当率が原則100%であるため、事業費の全額に充当できる。また、元利償還金の80%は、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されることになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「指定管理期間が1年間である理由について伺う」との質疑に対しまして、「指定管理については、平成18年度から実施しており、平成29年度までは指定管理期間が1年間であった。平成30年度から3年間の指定管理に変更したが、令和3年度以降は1年間の指定管理期間に戻った。大竹市としては、令和3年度以降も長期の指定管理期間という形で協議を進めてきたが、現在の指定管理者の組織合併や組織内の改変等があり、1年間の業績を見極めて判断したいとの意向が強いため、指定管理期間が1年間となっている。今後も大竹市としては、指定管理期間は長期で行っていただけるように協議を続けていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

続きまして、議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）でございますが、本件では、「8款土木費の晴海臨海公園整備事業で、令和5年9月定例会で2,400万円増額する補正予算を可決したが、今回の補正予算で800万円減額した理由について伺う」との質疑に対しまして、「晴海臨海公園整備事業については、令和5年度当初予算で、北側駐車場等整備工事として1億800万円計上していたが、公園利用者からの要望を踏まえ、延長が230メートル、幅員が6.5メートルの幹線園路を早期に整備するため、9月定例会で2,400万円増額する補正予算を可決していただいた。その後、入札による予定価格と落札金額の差額や工事出来高見込みを考慮した結果、不用額が800万円見込まれるため、減額の補正を行った」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第31〔一括上程〕

議案第14号 大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について

議案第15号 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について

議案第16号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

議案第20号 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第21号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部改正について

議案第 2 2 号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 2 3 号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第 2 4 号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第 2 5 号 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第 2 6 号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議案第 2 8 号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第 3 0 号 工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）

議案第 3 3 号 令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 3 4 号 令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（北地範久） 日程第18、議案第14号大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定についてから、日程第31、議案第34号令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）に至る14件を一括議題といたします。

本14件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

#### 生活環境委員会議案審査報告書

令和 6 年 2 月 29 日、第 2 回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

| 議案番号   | 件 名                                             | 審査の結果   |
|--------|-------------------------------------------------|---------|
| 議案第14号 | 大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について                        | 原 案 可 決 |
| 議案第15号 | 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について                       | 原 案 可 決 |
| 議案第16号 | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                            | 原 案 可 決 |
| 議案第20号 | 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について    | 原 案 可 決 |
| 議案第21号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第22号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                            | 原 案 可 決 |

|        |                                                   |         |
|--------|---------------------------------------------------|---------|
| 議案第23号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                                | 原 案 可 決 |
| 議案第24号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第25号 | 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について                      | 原 案 可 決 |
| 議案第26号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について      | 原 案 可 決 |
| 議案第28号 | 大竹市水道条例の一部改正について                                  | 原 案 可 決 |
| 議案第30号 | 工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）                           | 原 案 可 決 |
| 議案第33号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                       | 原 案 可 決 |
| 議案第34号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）                        | 原 案 可 決 |

令和6年3月1日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） 報告に先立ちまして、風邪を引きまして、このような声になってしまっております。大変聞き苦しいこととは思いますが、どうぞ御容赦ください。

それでは、2月29日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案14件につきまして、3月1日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第14号大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定についてでございますが、本件では、「晴海臨海公園整備基金設置後の具体的な環境整備、構想について伺う」との質疑に対しまして、「晴海臨海公園については、利用者が安心かつ快適に利用できるよう、防衛省の交付金等を活用し、環境整備を推進している。令和6年度は、公園西側エリアの駐車場、周回園路、防球ネット等の整備を予定しているが、事業規模が大きく、工期も令和7年度までかかる見込みのため、令和6年度から令和7年度にかけての継続費を計上するとともに、このたび設置予定の基金に、防衛省の交付金を積み立て、早期の工事完成を目指す。また、令和7年度以降については、多目的グラウンドの施設整備やこども広場の遊具、シェルター等の整備を行う計画としている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第15号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定についてでございますが、本件では、「今後の管理の方法はどのように考えているか。また、料金体系の見直し等は考えているか」との質疑に対しまして、「西口駐輪場と現在工事を進めている東口駐輪場は、令和6年9月1日より供用開始し、市が直営で管理する。駐輪場の利用料金については、現在ある周辺の民間駐輪場の経営を圧迫しないよう、また、利用者に混乱を生じさせないよう、これまでのサイクルパーク大竹の料金体系を維持し、運営する。なお、今後、使用期限の満了に伴い、運営が撤退する可能性がある玖波駐輪場と大竹駅東口・西口駐輪場を一括して指定管理とすることを考えており、その際、利用状況や他の自治体の駐輪場の料金を考慮し、料金体系の見直しを検討していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第26号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第30号工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第20号漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございますが、本件では、「今後、プレジャーボートを係留することに対して、使用料を徴収することになっているが、今回の条例改正と関係があるのか伺う。また、阿多田漁港と玖波漁港が対象であるとの説明であるが、小方港は含まれないのか伺う」との質疑に対しまして、「プレジャーボートの係留については、令和7年4月より使用料を徴収する予定になっているが、今回の法改正において特に関係はない。小方港については、県の管理する港湾施設であるため、条例改正の対象に含まれない」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第16号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、「発行業務以外の相談等にどのように対応するのか伺う」との質疑に対しまして、「証明書発行以外にも、文書の取り次ぎなど、現在、木野支所で実施している事務については、基本的に行われる形で協議を進めていく。行政手続に関連する相談業務については、行政知識を持った市の職員が行う必要があると考えており、郵便局の職員に委託できないものと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。



質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第21号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「退職者医療制度の概略について伺う」との質疑に対しまして、「退職者医療制度とは、会社になどに長く勤めていた方が、医療の必要性が高まる退職後に会社などの健康保険から国民健康保険に移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑えるためにつくられた制度である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第23号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「第8期介護保険事業計画では、介護保険料が広島県でもトップレベル、全国でも50位以内に入るような安さである。今回の新しい計画においても、多少基準額が上がるとはいえまだ低い、その要因を伺う」との質疑に対しまして、「介護保険料が低い要因について、第9期計画策定に関し、県から派遣していただいたアドバイザーに検証していただいたところ、大竹市は医療資源が全国平均と比較して多く、重度の要介護者は、病院など医療施設に入る。介護サービス費ではなく医療費を使って治療生活する割合が高く、大竹市の後期高齢者医療の加入者1人当たりの医療費は全国でも高水準であり、大竹市では、要介護者でも医療費を利用される方が比較的多いことから、介護サービス給付費を低く抑えられていることが要因の1つであると考察される」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第24号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「介護施設と在宅介護の違いを伺う」との質疑に対しまして、「介護施設というのは、特養と言われる介護老人福祉施設、リハビリをする専用施設で、老健と言われる介護老人保健施設、療養型と言われる介護療養病院の3種類ある。これまで家庭で介護を行ってきたが、世の中や家庭のあり方が変わり、家庭の介護力というものがだんだん落ちてきている。介護度が低い場合は、訪問介護やデイサービスを利用し、介護度が高くなってくると、施設サービスを利用する。また、小規模多機能型や看護小規模多機能型と言われる新しい形態も出てきている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第25号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「施行日までどのような方法で周知をしていくのか伺う」との質

疑に対しまして、「商工会議所が作成する会報に記事の掲載と市が作成する啓発チラシの配布をしていただくよう協議を行っている。また、収集運搬処理を担っていただいている一般廃棄物処理業の許可業者に啓発チラシを配布していただくなど、排出事業者への周知依頼を検討している。今後、市広報とホームページにも掲載する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第28号大竹市水道条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第34号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第33号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案14件の審査報告を終わります。お聞き苦しくて、大変失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本14件を一括採決いたします。

本14件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本14件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本14件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月24日までの13日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月24日までの13日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

御通知いたします。

この後、16時5分から第1委員会室において、正副委員長互選などのため、予算特別委員会を開催いたします。その終了後、総務文教委員政策研究会、生活環境委員政策研究会、総務文教委員協議会、議会のあり方調査研究特別委員会を、順次、第1委員会室で開催する旨、委員長から通知を受けております。

また、3月25日の本会議は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集お願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

15時58分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月11日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓

大竹市議会議員 山 崎 年 一

令和 6 年 3 月  
大竹市議会定例会（第 2 回）議事日程

令和 6 年 3 月 25 日 10 時開議

| 日 程  | 議案番号           | 件 名                             | 付 記                                                                                                                                                                      |
|------|----------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1  |                | 会議録署名議員の指名                      |                                                                                                                                                                          |
| 第 2  | 議案第 3 号        | 令和 6 年度大竹市一般会計予算                | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; margin: 0 5px;"></div> (原案可決) </div> |
| 第 3  | 議案第 4 号        | 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計予算          |                                                                                                                                                                          |
| 第 4  | 議案第 5 号        | 令和 6 年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算        |                                                                                                                                                                          |
| 第 5  | 議案第 6 号        | 令和 6 年度大竹市土地造成特別会計予算            |                                                                                                                                                                          |
| 第 6  | 議案第 7 号        | 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計予算            |                                                                                                                                                                          |
| 第 7  | 議案第 8 号        | 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算         |                                                                                                                                                                          |
| 第 8  | 議案第 9 号        | 令和 6 年度大竹市水道事業会計予算              |                                                                                                                                                                          |
| 第 9  | 議案第 10 号       | 令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計予算           |                                                                                                                                                                          |
| 第 10 | 議案第 11 号       | 令和 6 年度大竹市下水道事業会計予算             |                                                                                                                                                                          |
| 第 11 | 議案第 35 号       | 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定期間の<br>変更について |                                                                                                                                                                          |
| 第 12 | 議案第 36 号       | 令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 8 号）       | 総務文教付託                                                                                                                                                                   |
| 第 13 | 令和 6 年決議案第 1 号 | 小方まちづくり特別委員会設置に関する決議            | 即 決                                                                                                                                                                      |
| 第 14 |                | 議員派遣について                        |                                                                                                                                                                          |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 号から日程第 10 議案第 11 号（報告・討論・表決）
- 日程第 11 議案第 35 号（説明・付託）
- 日程第 12 議案第 36 号（説明・付託）
- 追加日程第 1 議案第 36 号（報告・表決）
- 追加日程第 2 議案第 35 号（報告・表決）
- 日程第 13 令和 6 年決議案第 1 号（説明・表決）
- 追加日程第 3 小方まちづくり特別委員会委員の選任について
- 日程第 14 議員派遣について（表決）

○出席議員（14 人）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 北 地 範 久 | 2 番  | 中 野 友 博 |
| 3 番  | 豊 川 和 也 | 4 番  | 山 代 英 資 |
| 6 番  | 小 出 哲 義 | 7 番  | 末 広 天 佑 |
| 8 番  | 藤 川 和 弘 | 9 番  | 中 川 智 之 |
| 10 番 | 小田上 尚 典 | 11 番 | 西 村 一 啓 |
| 12 番 | 山 崎 年 一 | 13 番 | 日 城 究   |

1 4 番 細 川 雅 子

○欠席議員（1人）

5 番 岡 和 明

○説明のため出席した者

市 長  
副 市 長  
教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
建設部地籍調査担当部長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

1 5 番 寺 岡 公 章

入 山 欣 郎  
太 田 勲 男  
小 西 啓 二  
佐 伯 和 規  
中 村 一 誠  
三 原 尚 美  
山 本 茂 広  
小 田 健 治  
古 賀 正 則  
小 田 明 博  
柿 本 剛  
三 井 佳 和

山 田 智 徳  
北 修 治

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

これより、直ちに日程に入ります。

～～～～～～～○～～～～～～～

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、13番、日域究議員、2番、中野友博議員を指名いたします。

～～～～～～～○～～～～～～～

**日程第2～日程第10〔一括上程〕**

議案第 3号 令和6年度大竹市一般会計予算

議案第 4号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 5号 令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 令和6年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 令和6年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 令和6年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 令和6年度大竹市下水道事業会計予算

○議長（北地範久） 日程第2、議案第3号令和6年度大竹市一般会計予算から、日程第10、議案第11号令和6年度大竹市下水道事業会計予算に至る9件を、一括議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、西村一啓議員。

**予算特別委員会議案審査報告書**

令和6年3月11日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

**記**

| 議案番号  | 件 名                    | 審査の結果 |
|-------|------------------------|-------|
| 議案第3号 | 令和6年度大竹市一般会計予算         | 原案可決  |
| 議案第4号 | 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計予算   | 原案可決  |
| 議案第5号 | 令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | 原案可決  |

|         |                         |         |
|---------|-------------------------|---------|
| 議案第 6 号 | 令和 6 年度大竹市土地造成特別会計予算    | 原 案 可 決 |
| 議案第 7 号 | 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計予算    | 原 案 可 決 |
| 議案第 8 号 | 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | 原 案 可 決 |
| 議案第 9 号 | 令和 6 年度大竹市水道事業会計予算      | 原 案 可 決 |
| 議案第10号  | 令和 6 年度大竹市工業用水道事業会計予算   | 原 案 可 決 |
| 議案第11号  | 令和 6 年度大竹市下水道事業会計予算     | 原 案 可 決 |

令和 6 年 3 月 15 日

大竹市議会議長 北地 範久 様

予算特別委員長 西村 一啓

〔予算特別委員長 西村一啓 登壇〕

○予算特別委員長（西村一啓） 去る 3 月 11 日の本会議におきまして、私ども委員 8 名で構成されました予算特別委員会に御付託いただきました、令和 6 年度大竹市一般会計予算ほか 8 件の議案につきまして、13 日、14 日、15 日の 3 日間委員会を開催し、その結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

3 月 11 日に開催されました第 1 回予算特別委員会におきまして、不肖私、西村が委員長に、中川委員が副委員長に互選されました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日の報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の内容について御報告申し上げますが、3 日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを、御了承いただきたいと思ひます。

まず、一般会計予算の審査における主な質疑・答弁を款ごとに御報告を申し上げます。

初めに、第 1 款議会費につきまして、質疑はございませんでした。

続きまして、第 2 款総務費では、まず、「市制施行 70 周年記念事業の協働のまちづくり推進事業（市民提案事業助成金）について、事業内容及び周知の方法について伺う」との質疑に対しまして、「市制施行 70 周年記念事業の市民提案事業助成金は、令和 6 年 9 月 1 日に市制施行 70 周年を迎えるに当たり、幸せあふれる未来のまちづくりにつながるよう、記念すべき日を市全体で盛り上げ、ふるさと大竹への愛着心を深めていただくため、市民



の皆さんからの提案によるさまざまな記念事業に助成金を交付するものである。

事業内容は、令和7年3月31日までに完了する事業として、事業名に市制施行70周年を掲げた事業で、市制施行70周年を周知する事業または、まちづくり基本構想に掲げる未来にあふれる8つの幸せの実現に向けた事業を対象としている。応募資格は、市民を含む3人以上で、市内を中心に活動する団体で、助成金額は上限20万円である。募集期間は4月8日から6月28日までとし、募集状況によって延長することもある。市広報4月号で、あなたのアイデアで幸せあふれるまちにと題した記事を掲載し、周知する予定である」との答弁がございました。

次に、「公共交通負担金が増額となった理由を伺う」との質疑に対し、「公共交通負担金が増額している主な要因は、バス運転手の労働条件基準が令和6年4月から改正されることに起因して、現在1人体制で運行しているこいこいバスを1.5人体制とすることにより人件費の増となり、負担金を1,089万8,000円増額するものである。また、現在5路線で運行しているデマンド型乗り合いタクシーの運行拡充のため、237万2,000円増額した」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「総合福祉センター運営事業について、施設設備の今後の方向性について伺う」との質疑に対し、「今年度、施設利用者の意見を伺うため、施設利用のある団体の会議等に参加し、多くの要望や意見をいただいた。市としては、福祉避難所的要素を盛り込んだスペースにする方向で考えているが、具体的には来年度の設計段階で考えていきたい。福祉施設として、時代のニーズ、あるいは利用者のニーズにあった形にしていくことを念頭に、利用者や利用団体からいただいた意見を精査しながら、可能な限り意見を反映できるスペースを考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「新規事業のおむつ等宅配事業について、対象者数及び必要となってくる子育て経験のある配達員数は、どの程度を想定しているか伺う」との質疑に対し、「対象者数は、これまでの出生数等を勘案し、最大約450人程度と見込んでいるが、対象世帯となると兄弟がいる家庭もあるため、若干少なくなると想定している。また、子育て経験のある配達員の数については、見積もりを参考にしながら、現時点では2名程度と考えているが、来年度からの新規事業であるため、その他詳細な制度設計等については、来年度、決めていきたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、「母子保健指導事業10カ月児面談の育児能力の向上を図る事業内容について伺う」との質疑に対し、「10カ月児面談は、ネウボラの専門職である保健師、助産師、看護師、管理栄養士、どんぐりHOUSEの保育士が従事し、あいにく館からボランティアの方に来ていただいて、絵本の読み聞かせをしている。歯の健康教育、絵本に慣れ親しむなどの情報提供や保護者の悩み相談への対応、必要に応じた子育てサービスの利用について予防的に情報提供することにより、保護者の育児能力が向上し、安心して子育てできるように取り組んでいる」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第6款農林水産業費では、「捕獲活動謝礼の内容と鳥獣被害防止対策に係

る取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「これまで有害鳥獣の捕獲については、大竹市の猟友会に委託して行っている。今年度、広島県から猟友会に委託する委託費の中で、捕獲経費を上乗せする場合は、国の補助事業と重複する可能性があるため、委託料ではなく謝礼という整理で行うよう助言があったため、来年度は委託料と謝礼の2つに分けて計上している。

令和5年度の有害鳥獣対策の取り組みについては、猟友会に委託して行う有害鳥獣の捕獲のほか、農地などの被害防止のために柵を設置する農家の方に対して、その経費の半額、上限5万円で補助をしている。また、狩猟免許の取得に対して、取得経費の2分の1の支援を行っている」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「案内看板修正委託料の場所と内容について伺う」との質疑に対しまして、「場所はゆめタウンの入り口と玖波駅前で、どちらも現在の情報とは異なる情報が記載されているため更新するものであり、ゆめタウン大竹店の案内看板については内容を更新し、玖波駅東口については既存の看板を撤去し、新たに駅舎内に案内パネルを設置したいと考えている」との答弁がございました。

次に、「大竹・和木川まつり花火大会補助金について、昨年度に比べ増額している理由を伺う」との質疑に対しまして、「警備体制の強化見直しが必要になったことと、物価高騰のため、花火代が高騰していることによる」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費は関連がありますので、一括して審査をいたしました。

本2件の審査では、まず、「市営外灯LED化工事について、工事スケジュールをどのように考えているか。また、LED化にすることにより、費用面でどの程度の効果が見込めるのかを伺う」との質疑に対しまして、「市営外灯約2,200基のうち、1,000基程度はLED化が完了している。残りの水銀灯、蛍光灯を令和6年度、令和7年度でLED灯に交換したいと考えている。大まかな試算として、電気代など維持管理費用は、約5割から6割程度削減されるものと想定している」との答弁がございました。

次に、「住宅改修等補助事業について、木造住宅の耐震化促進支援事業及び耐震診断補助事業の補助率、予算額の根拠は何か。また、建築分と住宅分について、執行状況に応じて予算を流用することは可能であるか伺う」との質疑に対しまして、「耐震化促進支援事業及び耐震診断補助事業の補助率は、国の補助基準に基づいて決定している。予算額は、近年の交付実績等を踏まえて計上しており、いずれも令和5年度と同額となっている。また、本事業は、国の社会資本整備総合交付金を財源としており、建築分と住宅分では目的が異なるため流用は難しいが、各分野内のメニュー間で流用は可能である」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「高規格救急自動車整備について、更新後の高規格救急自動車と令和2年度に整備した車両との違い、どのような処置を行えるようになるのか伺う」との質疑に対しまして、「型式の変更等はあるが、基本的な装備は、総務省消防庁が定めた救急業務実施基準の要件を満たしており、大きな変更はない。救急救命士が医師の指示を受けて病院への搬送前に処置を行うための主な資機材として、気管チュー

ブ挿入に使用するビデオ喉頭鏡、半自動式除細動器、自動心臓マッサージ機などを整備する予定である」との答弁がございました。

次に、「災害時等支援業務委託料について、委託内容について伺う」との質疑に対しまして、「災害時における被災現場の状況確認、行方不明者の捜査、物資の運搬などの活動を効率的に行うため、民間団体との協定締結で、ドローンを活用した支援業務の委託を予定している」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「学校教育振興事業の市内小中学校70周年記念事業で、市制施行70周年を記念して大竹市をアピールする活動などを市内小・中学校が実施するとあるが、予定している計画について伺う」との質疑に対しまして、「各学校で、市制施行70周年を記念した取り組みの実施を予定している。取り組みの内容は、各教科の年間指導計画に沿って、子供たちを主体とした学びの一環となる活動ができるように、各学校で現在、構想を練っているところである。案の1つとしては、いろいろな方に大竹市のことを知っていただくパンフレットを総合的な学習の時間等で子供たちが作成をして、修学旅行先で配布してアピールするということを聞いている」との答弁がございました。

次に、「中学校管理運営事業の照明設備LED化の工事の内容について伺う」との質疑に対しましては、「大竹中学校が対象で、体育館のアリーナは既にLEDに改修しており、それ以外の校舎、体育館の一部、部室、グラウンドの照明、外灯など、LED化していない照明の設備全てをLEDに更新する予定である」との答弁がございました。

次に、「学校施設のLED化について、大竹中学校以外の現状と今後の予定について伺う」との質疑に対しましては、「学校施設のLED化の状況については、小方学園と休校している学校施設を除く、体育館のアリーナ部分と玖波小学校の校舎をLED化している。今後については、大竹小学校、小方学園、玖波中学校、給食センターの順に改修したいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費及び歳入における一般質疑については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「財政推計について、各年度の収支状況の見込みが、いずれもマイナスとなっている理由を伺う。また、財政力指数が減少傾向にあることへの見解を伺う」との質疑に対しまして、「財政推計における各年度の収支状況の見込みは、歳入から財政調整基金及び減債基金の繰入金を除いて算出している。差し引きでマイナスとなる額は、基金を取り崩して対応していくことになる。また、財政力指数は高いに越したことはないが、普通交付税の算定結果を反映した数値によって算出される指数であり、市でコントロールすることは難しい」との答弁がございました。

次に、「企業版ふるさと納税の令和5年度の実績と令和6年度の事業予定について伺う」との質疑に対しまして、「令和5年度の実績として、3件で270万円の寄附があった。内訳は、2件がスポーツ振興事業として、瀬戸内リレーマラソンに対するものが計20万円。もう1件は、安全対策事業として、市営外灯整備に対してのものが250万円となっている。令和6年度について現時点で確定している寄附はないが、引き続き事業のPRやマッチングを行っていききたい」との答弁がございました。

続きまして、特別会計及び企業会計予算の審査における主な質疑・答弁を、審査した会計順に、御報告を申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、「介護保険特別会計、地域支援事業費の包括的支援事業で、地域包括支援センター業務委託料、地域支えあい推進等事業委託料が、令和6年度予算に計上されていない理由を伺う」との質疑に対しまして、「包括的支援事業の委託料のうち、地域包括支援センター業務及び生活支援体制整備事業である地域支えあい推進等事業については、国の方針により、重層的な支援体制整備事業として位置づけられ、令和6年度より、介護保険特別会計での予算編成ではなく一般会計の重層的な事業委託料として予算編成を行うこととなった。なお、両事業とも委託内容等の変更はなく、これまでと同様に実施する」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計、大竹市土地造成特別会計については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計、大竹市下水道事業会計については関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、「上水道配水施設改築更新事業の仕切弁設置工事について、仕切弁を設置した場合、昨年発生した断水の範囲が、どの程度狭くなると想定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「昨年10月の広域断水の原因は、市内の広範囲に水を配る小方配水池から幹線が破損したことによるもので、仕切弁がなく、修理を行うためには小方配水池出口の仕切弁を止める必要があり、市内の広範囲が断水してしまった。これに対応するため、前回漏水した場所の山側に仕切弁の設置を予定している。これにより、昨年と同じ付近で漏水が発生した場合でも、配水池の水を送ることができるため、一時的な断水は発生するが、速やかに断水範囲を狭めることができると考えている」との答弁がございました。

以上で、全ての会計の質疑を終結し、討論に入りました。

一般会計では、賛成の立場で1名の討論があり、一般会計当初予算案は、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、特別会計及び企業会計の8件では、討論はなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

3日間にわたった予算特別委員会では、委員各位による慎重かつ熱心な審査が行われました。また、執行部におかれましては、審査の過程で出されました意見や提案について十分検討され、予算執行されますよう要望いたします。

終わりに、連日にわたり明確で丁寧な対応をしていただきました執行部の皆様に厚くお礼を申し上げます。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長の報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3 番、豊川和也議員。

○3 番（豊川和也） よろしくお願ひします。

今回の一般会計予算を反対の立場から討論いたします。

この一般会計予算の中に、新事業では目玉がたくさんございました。私自身も予算審議で、賛成の立場から討論させていただきましたが、その討論においても 1 点だけ不服があり、城山陸橋の補修に対する苦言は、その際にも言わせていただきました。今日、ここで賛成すると、自分自身に矛盾が生じてしまうと考え、反対の理由などを今から討論させていただきます。

先ほども述べましたが、1 点だけ不服な点があります。令和 6 年度予算に計上されていない費用があります。小方 1 丁目の小方北児童公園からお城山、亀居公園にかけてかかっておる、陸橋の補修費用でございます。

この陸橋は、J R 西日本の線路をまたいでいる陸橋で、周辺住民の方の日常的な買い物や通勤、亀居公園に観光で訪れる方などもおり、小・中学生の通学路にもなっております。

この陸橋の補修問題は、私が昨年議員になる前から地域で補修を望む声が多く、担当課には数回、私自身要望をしたり、訪ねておりました。現在の城山陸橋は、誰が見ても明らかに補修が必要で、外観はペンキも剥げ、さびており、所々に小さい穴なども開いております。議員の皆様の中で、自分は行動力があり、私の言うことが嘘だと思うなら、実際、城山陸橋を見に行ってみてください。

遡れば、平成 29 年 2 月の定期点検にて補修が必要になり、補修対象の陸橋になりました。その後、地元自治会にも本市の担当課が報告・協議をし、要望なども受けてきましたが、本市は、補修は最短で令和 5 年度になる。その後も時間が経過するごとに、令和 6 年度になる、令和 7 年度になると、どんどん補修をずらしていきました。担当課に問い合わせても、補修時期がどんどんずれて込んでいくのは、J R 西日本との協議が長引いているとの 1 点張り。どんな協議をしたのか具体的に示してくれと言っても、それはできないの、またまた 1 点張りでございます。

私の任期が始まった令和 5 年 9 月 1 日に、入山市長、太田副市長に御事情をお話しして、口頭にて要望もいたしました。そんな補修の予算ですが、令和 4 年度から令和 5 年度には予算に計上されておりましたが、最短の補修が令和 7 年度になるとのことから、今回の予算からは外されております。

担当課の職員には、先日、城山陸橋の補修の件を再確認しようと、電話にてお聞きしましたところ、今回上がってもいない予算なのに、そこで一般会計を反対されるのは、ちょっとどうなのかなと思いますと、軽く御批判されましたが、確かに見方が違えばそうなのかもしれません。しかし、私の見解は、今回予算に上がっていないから問題なのであります。行政としてのやる気が全く見えてきません。予算特別委員会においても、住民説明会

を開き、地域住民に途中経過などを説明をする予定はないのかと私が問いましたが、執行部の方は、その予定は今のところないとのことだったのです。

行政として、補修対象になり、約6年も工事の結果を出していない。そんな中で行政が何も声を発しないのは、住民の方は、大変不安になる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。6年という月日を、大変軽く見られておるのではないのでしょうか。

城山陸橋がもしなくなってしまうたら、どうでしょうか。周辺住民の皆さんは、踏切まで回り道をしなくてはなりません。皆さんにとって、必要不可欠な陸橋なのです。だから建っているのです。これ以上、補修が延びないように、本市にJR西日本との協議が長引いているという言い訳をしてほしくないで、令和6年度一般会計予算には、反対いたします。

補修対象になり、6年も経過している。補修の時期がどんどん勝手にずれ込んでおり、JR西日本の責任にしている。周辺住民に途中経過など、説明も一切ない。不適切にも程があると思います。

以上です。

○議長（北地範久） 続いて、7番、末広天佑議員。

○7番（末広天佑） よろしくお願ひします。一般会計予算、特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の予算案では、子育て支援も充実してきており、例えば、新規に設けられたおむつ等宅配事業は、育児の負担軽減と地域の子育て支援体制の充実を図るもので、保護者からの相談に応じるサポート体制も整備されます。また、引き続いて給食費の無償化や医療費軽減も、子育て世代の方々に大変喜ばれています。福祉においても、既存事業を一本化し、連携することで支援体制を強化していく、まるっと大竹事業にも期待をしております。

また、今回、過去2番目に大きな当初予算規模で、まちづくりも大きな事業に取り組んでおり、完成するのが楽しみです。マロンの里改修事業や晴海臨海公園の排水工事、水広場雨水対策工事、憩いの森の東屋等解体事業など、人が集まる場所づくりも考えていただいております。

DXの推進は、人材が不足している本市で、非常に難しいと思います。今回の取り組みについても、正直遅いほうだとは思いますが、若い人を募ってちょっとずつでも進めようとすることは、ぜひ、応援、注視していきたいと思います。

一方で、まちづくりの一事業に関して、拙速だなど思うところもあります。小方まちづくりは、未来の大竹市にとって非常に重要な事業ということは、ここにいる方々は十分認識されていることだと思います。

私も、小方まちづくり基本構想そのものに反対をするわけではありません。小方まちづくりは、これから人口減が見込まれる大竹市全体の未来にとっては、必要な事業だと考えております。その上で、今回、予算特別委員会で御説明いただいた小方まちづくりにおけるA地区の取り扱いについて、慎重な検討を求めたいと考えております。

執行部の御提案である、財政負担の軽減は確かに重要です。説明していただいた、増加すると見込まれる負担金額も、決して無視をしていい金額ではありません。しかし、既に

売却が決まっているA地区は、小方まちづくり構想にどのように組み込まれているのか、説明が不足しているのではないのでしょうか。

どうやってにぎわいエリアをつくるのでしょうか。どうやって住みやすい居住区とするのでしょうか。A地区は、小方まちづくり構想の中でどのような役割を果たし、まちの全体計画にどのように影響を与えるのでしょうか。D地区の道の駅を含め、全体的な計画が固まっていない現段階で、将来的に大きな価値を持つ可能性のある土地を手放すことについては、時間をかけて検討する価値があると考えます。

今回のような広い範囲でのまちづくりの計画は、各エリアを個別の部分としてではなく、まち全体の考え方や将来の展望と統一して考えることが重要です。また、まち全体の機能と美観を高める、一貫性のある計画を目指すべきです。

土地を単なる資産として売却するのではなく、長期的な視野でまち全体の魅力を高め、住民の生活の質を向上させるための戦略的な資源とみなす必要があります。この土地の取り扱いが、全体的なまちづくり計画の成功において鍵となる要素であることを認識し、慎重に対応を進めることが、私たちの共通の責任です。

したがって、土地売却の判断を急がず、A地区の役割について、全体的な計画の中に組み込んで検討し、例えば、交通連携、企業同士の連携など、ほか開発エリアや既存の企業、設備などの全体的な機能連携を模索することで、さらなる相乗効果を見込み、土地の真の価値が十分に評価されたうえで、利用方法について考えるべきです。

以上、意見はございますが、1つの事業に対しての意見をもって、予算に反対するわけではございません。ぜひ、未来の大竹市のために、慎重かつスムーズな運営をお願いいたします。

以上です。

○議長（北地範久） 続いて、13番、日域究議員。

○13番（日域 究） 私は、議案第3号令と6年度大竹市一般会計予算に反対の討論をさせていただきます。

私の一般質問及び総括質疑の中の固定資産税に関する部分で、地籍調査担当部長の答弁と市民税務課長の答弁が異なりました。それは公図に記載のない、ある地番の土地の存在に関するものでした。

答弁が食い違っていることを私が指摘したにもかかわらず、修正する、それ以上の答弁はなく、市長や副市長からの発言ありませんでした。結局、答弁が統一されずに終わってしまったんです。

そもそも土地の存在を確認する手続は、地権者同士でその境界を確認し、合意することから始まります。このことは、国土調査であっても、市民同士の通常の境界確認でも、そこは変わりません。そして、いずれの場合もその成果を持ち寄って公表する場合は、法務局の公図なんですね。ですから土地が存在することが課税の条件であるならば、公図が課税の根拠となるべきです。地方税法で、不動産登記法を使うと定めてあるとおりです。

ところが大竹市では、他市町と違って、市民税務課が法務局の公図と一部異なる地番図をつくって課税根拠としています。公図と異なっている、地番図のほうが正しいとの

自信があるのであれば、地権者の合意を得て公図を訂正すべきであることは、当然のことです。

言い換えれば、地権者の同意を基につくった地図は、公図しかありません。したがって、土地の存在を確認できる地図は、公図だけなんです。公図が唯一、地権者合意の地図なんです。

そもそも論を述べれば、大竹市が地権者の同意のもとにつくって、国や県に認めてもらい、みんなが土地取引などに使っているものが、法務局の公図なんです。大竹市がつくった公図が不正確だと非難する資格は、当然ですが大竹市にはありません。それを言うなら、その公図を直すべきです。

というわけで、再度、地籍調査をするんですよね。では、税でも地番図の使用をやめましょう。土地開発公社も市民税務課も、公図が正確ではないと言いながら、公図の修正を避けてきました。その正当性の説明が行き詰まったのが、私の一般質問のあの場面でした。

でも、私は、皆さんの責任を追及しようとは思いません。改善を促したいだけです。ではどうするか。まず、1番、他の市町村同様、公図に記載のない土地への課税は留保すること。2番、公図が正しくない場合は、地方税法の定めに従って、公図の訂正を法務局に要請すること。そのときの経費については、国土調査の先取りだとみなして、地権者の負担をゼロにすること。3番、根拠がない地図である地番図の利用を即やめること。地番図の利用をやめれば、その年の作成経費200万円余りが不要になるだけでなく、その維持管理に要する、他市町にはない余分な作業から解放され、課税業務が合理化されます。その結果、公図に記載がない不明地への課税額は減収となるものの、訂正すれば課税は復活します。減収があっても、その75%は地方交付税で補填されることから、トータルで仮にマイナスがあるとしても、僅かだと思われます。

これらは、地方税法や総務省が示した種々のルールに沿ったものです。それで見込んだ税収で予算を組むことに、躊躇する理由は全くありません。

以上、市制施行70周年を機に、ぜひ、取り組んでほしいと思います。終わります。

○議長（北地範久） 続いて、4番、山代英資議員。

○4番（山代英資） よろしく願いいたします。

私は、賛成の立場で討論いたします。

令和6年度の予算ですが、新規事業が多く、不安な面もございますが、おむつ等宅配事業やこども医療費助成事業等の子育ての充実を図る事業や、今後の大竹市の根幹を担うであろう小方地区まちづくり関連事業、デジタルトランスフォーメーションを推進する情報化推進事業等、委員会内の質疑により、執行部の事業に取り組む真摯な姿勢を含め、理解をさせていただきました。

また、協議を重ね、大竹市の発展を図り、大竹市の福祉に資するものとして、全くもって問題ないと判断をいたしましたので、賛成といたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件のうち、議案第3号令和6年度大竹市一般会計予算を除く8件を、一括採決いたします。

本8件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号令和6年度大竹市一般会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北地範久） 起立多数と認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第35号 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定期間の変更について

○議長（北地範久） 日程第11、議案第35号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、14番、細川議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第35号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定期間の変更について、提案理由を説明いたします。

大竹市阿多田保育園につきましては、議会の議決を得て、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、社会福祉法人大竹市社会福祉協議会を指定管理者として指定しております。

しかしながら、阿多田保育園の児童数は、令和6年度は1人、令和7年度にはゼロ人となる見込みです。これまで、希望者が1人でもいれば阿多田保育園を継続する方針としておりましたが、集団生活を経験することによる児童の成長や、令和7年度からの小学校での生活を見据えると、令和6年度は、阿多田保育園ではなく、小方認定こども園に通園することが、児童にとって最善の保育環境と考えました。

児童の保護者の同意を得たうえで、令和6年3月31日をもって阿多田保育園を休園することとしましたので、阿多田保育園の指定管理者の指定期間を令和4年4月1日から令和6年3月31日までに変更しようとするものでございます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認くださいます

ようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第35号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 1 2 議案第 3 6 号 令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（北地範久） 日程第12、議案第36号令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第36号令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 8 号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、障害者相談支援事業等の委託事業に関する消費税法上の取り扱いについて、市及び受託法人双方が誤った認識をしていたことが判明したため、これに対応するための経費を計上するほか、繰越明許費の補正を予定しているものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ2,521万6,000円を追加し、予算総額を182億524万5,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、10ページの歳出から御説明いたします。

第 3 款民生費の生活困窮者自立支援事業、地域福祉担い手育成事業、障害者等地域生活支援事業の各委託料につきまして、消費税法上の取り扱いの誤認により、消費税を加算すべきところを加算しておらず、消費税額分が未払いとなっているため、委託料をそれぞれ増額するほか、過去 5 年分の消費税相当額等を市で負担するための経費を計上するものでございます。

次に、9 ページの歳入予算につきましては、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

6 ページの第 2 表、繰越明許費の補正は、新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業につきまして、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

以上、議案第36号令和 5 年度大竹市一般会計補正予算（第 8 号）の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第36号は、総務文教委員会に付託いたします。

御通知いたします。次の休憩中、付託案件の審査のため、11時から総務文教委員会を、その終了後、生活環境委員会を開催いたします。委員各位にはお含みのうえ、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

1 0 時 4 8 分 休憩

1 1 時 4 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第35号及び議案第36号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議案第36号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

○議長（北地範久） 追加日程第1、議案第36号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和6年3月25日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|---------|
| 議案第36号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第8号） | 原 案 可 決 |

令和6年3月25日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審

査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第36号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第8号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対して、これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第2 議案第35号 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定期間の変更について**

○議長（北地範久） 追加日程第2、議案第35号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、14番、細川議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

本件に関し、報告を求めます。

生活環境副委員長、藤川和弘議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和6年3月25日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件 名                         | 審査の結果   |
|--------|-----------------------------|---------|
| 議案第35号 | 大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定期間の変更について | 原 案 可 決 |

令和6年3月25日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境副委員長 藤川 和弘

〔生活環境副委員長 藤川和弘議員 登壇〕

○生活環境副委員長（藤川和弘） それでは、本日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

議案第35号大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定期間の変更についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件に関する副委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 令和6年決議案第1号 小方まちづくり特別委員会の設置に関する決議

○議長（北地範久） 日程第13、令和6年決議案第1号小方まちづくり特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、西村一啓議員。

〔議会運営委員長 西村一啓議員 登壇〕

○議会運営委員長（西村一啓） 決議案第1号小方まちづくり特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

旧小方小学校・中学校跡地の活用を中心とした小方まちづくりは、大竹市の将来の発展に大きく寄与する、極めて重要な施策と考える。平成29年に小方地区のまちづくり基本構

想が示されて以降、調査、検討、体制整備等が進められてきた中で、令和6年1月には、一步踏み込んだ形での活用策が提示され、段階的にではあるものの、実現に向けた動きが具現化されようとする状況にある。よって、本市議会に特別委員会を設置し、小方まちづくりを積極的に議論するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

令和6年決議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、小方まちづくり特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 小方まちづくり特別委員会委員の選任について

○議長（北地範久） 追加日程第3、小方まちづくり特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

小方まちづくり特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、中野友博議員、3番、豊川和也議員、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員、10番、小田上尚典議員、14番、細川雅子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は小方まちづくり特別委員会に出席し、発言できることとしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 4 議員派遣について

○議長（北地範久） 日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、サイドブックに掲載のとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合は、議長に一任をお願いしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知いたします。

本日、本会議終了後、正副委員長互選のため、小方まちづくり特別委員会を、第1委員会室において開催いたします。委員各位は御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会は、去る 2 月 29 日に開会され、本日までの間、議員の皆様におかれましては、御提案申しあげました各案件を、終始熱心に、慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

令和 6 年度の当初予算をはじめ、いずれの案件につきましても、議決を賜りました。心より御礼を申し上げます。

令和 6 年度に、本市は市制施行から 70 周年を迎えます。長く続いたコロナ禍や不安定な世界情勢に端を発した物価高騰等により、国内や地域の経済は、依然厳しい状況が続いています。

このような中ではございますが、この節目の年が本市にとって明るい年となりますよう、議員の皆様、市民の皆様としっかりと連携し、力を結集して取り組みを続けてまいりたいと考えております。

なお、このたびの本会議並びに各委員会などにおきまして、議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、これを十分に検討させていただき、今後の市政運営への反映に努めてまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、どうか引き続きましての御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） これにて本日の会議を閉じ、第 2 回大竹市議会定例会を閉会いたします。

1 1 時 5 7 分 閉会

(6 . 3 . 25)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月25日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 日 城 究

大竹市議会議員 中 野 友 博

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和6年第1回（1月）臨時会
令和6年第2回（3月）定例会
令和6年6月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522